

健康福祉の概要

令和6年度版

柏市



目 次

・ 柏市第五次総合計画後期基本計画・健康福祉施策体系	P1
・ 健康福祉部門計画の体系	P3
・ 健康福祉施策を推進するために（組織図）	P4

《健康医療部》

健康政策課 P5～

1 長寿社会のまちづくり	P6
2 がん対策	P7

高齢者支援課 P9～

1 生きがい事業	P10
2 敬老事業	P10
3 老人福祉施設	P11
4 介護保険	P11
5 在宅福祉サービス	P20

地域包括支援課 P23～

1 地域包括支援センター	P24
2 介護予防・日常生活支援総合事業	P26

地域医療推進課 P29～

1 長寿社会のまちづくり	P30
2 救急医療体制の充実	P32

医療公社管理課 P35～

1 医療体制の整備	P36
-----------	-----

保険年金課 P39～

1 被保険者の推移状況（年間平均）	P40
2 国民健康保険被保険者加入状況	P41
3 国民健康保険被保険者異動状況	P41
4 国民健康保険被保険者の年齢別構成状況（各年度4月1日現在）	P42
5 国民健康保険料の状況	P43
6 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況（一般分）	P44
7 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況（介護分）	P45
8 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況 （後期高齢者支援金分）	P46
9 後期高齢者医療保険料の保険料率及び賦課限度額の状況	P47
10 保険料決算状況（国民健康保険税は除く）	P48
11 現年度保険料調定額（年度末現在）	P50
12 賦課限度額を超える世帯の状況（年度末現在）	P50
13 軽減の状況（年度末現在）	P50
14 口座振替	P51
15 保険料負担と医療費の状況（医療分）	P51
16 保険給付状況 一部負担割合と給付内容	P52
17 療養諸費費用額	P54
18 療養の給付（診療費）の状況	P56
19 療養給付費諸率	P58

20	その他の給付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	P59
21	保健事業利用券利用状況・・・・・・・・	P59
22	レセプト点検の状況・・・・・・・・	P60
23	後発医薬品の数量シェアの状況・・・・・・・・	P60
24	特定健康診査等の実施状況・・・・・・・・	P61
25	国保財政状況 令和6年度当初予算（歳入）・・・・・・	P62
26	国保財政状況 令和6年度当初予算（歳出）・・・・・・	P63
27	決算状況（歳入）・・・・・・・・	P64
28	決算状況（歳出）・・・・・・・・	P65
29	国民年金制度・・・・・・・・	P66
30	国民年金の状況・・・・・・・・	P66
31	国民年金（無拠出）の状況・・・・・・・・	P68
32	特別障害給付金の状況・・・・・・・・	P69
33	国民年金事務費関係・・・・・・・・	P69

《福祉部》

福祉政策課 P71～

1	重層的支援体制整備事業・・・・・・・・	P72
2	自殺予防対策事業・・・・・・・・	P72
3	柏市防災福祉K－N e t 事業・・・・・・・・	P74
4	民生委員・児童委員・・・・・・・・	P75
5	戦傷病者，戦没者遺族等の援護・・・・・・・・	P78
6	被爆者健康管理見舞金の支給・・・・・・・・	P79
7	日本赤十字事業活動・・・・・・・・	P79
8	災害援護・・・・・・・・	P80
9	総合福祉センターの会議室利用・・・・・・・・	P81
10	柏市寄附基金（福祉及び医療事業）・・・・・・	P81
11	柏市社会福祉協議会との連携・支援・・・・・・・・	P82

指導監査課 P93～

1	社会福祉法人の認可等・・・・・・・・	P94
2	有料老人ホーム・・・・・・・・	P96
3	介護サービス事業者・・・・・・・・	P96
4	障害福祉サービス事業者・・・・・・・・	P98
5	児童福祉施設等・・・・・・・・	P100

障害福祉課 P103～

1	各種相談・・・・・・・・	P104
2	手帳の交付・・・・・・・・	P104
3	障害者医療・・・・・・・・	P106
4	手当等の支給・・・・・・・・	P107
5	障害福祉サービス・障害児通所支援・・・・・・・・	P109
6	補装具費の支給・・・・・・・・	P111
7	地域生活支援事業・・・・・・・・	P111
8	その他のサービス・・・・・・・・	P114
9	就労支援事業・・・・・・・・	P115

生活支援課 P117～

1	生活保護・・・・・・・・	P118
2	対象・・・・・・・・	P118
3	保護の種類・・・・・・・・	P118

4	生活保護の基準	P118
5	法外援護	P120
6	保護の動向	P120
7	施設措置状況	P122
8	行旅病人及び行旅死亡人	P122
9	生活困窮者自立支援事業	P122

《こども部》

こども政策課P125～

1	児童の年齢別人口	P126
2	子育て支援事業	P126

子育て支援課 P129～

1	子育て支援事業	P130
---	---------	------

こども福祉課 P133～

1	ひとり親家庭の子育て支援	P134
2	遺児等養育手当	P142
3	児童手当（特例給付）	P142
4	医療対策	P143

こども相談センター P145～

1	家庭児童相談	P146
2	要保護児童等の支援	P146
3	養育支援訪問事業	P146
4	子育て世帯訪問支援事業	P147
5	子ども短期入所（ショートステイ）事業	P147
6	母子生活支援施設	P147
7	こども家庭センター	P148
8	妊産婦等生活援助事業	P148
9	「（仮称）柏市こども・若者相談センター」の開設準備	P148

学童保育課 P151～

1	こどもルーム	P152
---	--------	------

保育運営課 P155～

1	保育園	P156
2	保育園の入所基準	P165
3	開園時間（公立保育園）	P166
4	保育料	P166
5	保育園の生活	P166
6	産休明け保育	P167
7	障害児保育	P167
8	一時預かり事業	P168
9	病児・病後児保育事業	P168
10	柏市保育ルーム委託乳幼児扶助制度 （認可外保育施設利用者への補助）	P169
11	地域子育て支援事業	P169
12	私立認可保育園等の整備（補助金事業）	P170
13	柏駅前送迎保育ステーション	P171

こども発達センター P173～

1	相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	P174
2	児童発達支援センター・・・・・・・・・・	P176
3	障害児相談支援・・・・・・・・・・	P178

《 資 料 》

1	健康福祉関係施設・・・・・・・・・・	P180
2	健康福祉関係団体・・・・・・・・・・	P195
3	各種施策のあゆみ	
(1)	国民健康保険のあゆみ・・・・・・・・	P196
(2)	後期高齢者医療のあゆみ・・・・・・・・	P205
(3)	国民年金のあゆみ・・・・・・・・	P207
(4)	健康福祉のあゆみ・・・・・・・・	P212
4	年次別人口動態・・・・・・・・	P226

＜柏市第五次総合計画後期基本計画・健康福祉施策体系＞

基本構想

未来へつづく先進住環境都市・柏
～笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点～

分野別方針1 こども未来

対応方針1-1 子育て環境

保護者が孤立することなく、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、子育て仲間や地域社会等とつながりやすい環境づくりを進めます。

すべての子どもが健やかに成長・発達できるよう、保育施設等の計画的な整備をはじめ、多様なニーズに応じた質の高い幼児教育・保育の環境を整備します。

対応方針1-2 子育て支援

事業実施にあっては、成育過程に応じてこどもの育ちの視点を持って取り組みます。

妊娠期から子育て期までの配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、様々な状況に応じた切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。

子どもの生命と権利を確実に守るため、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関や地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目指します。

対応方針1-3 学校教育

児童生徒1人ひとりが生涯にわたり学び続ける基礎を身に付けられるよう、学びの在り方について見直しを図り、指導内容・方法を充実させます。

健やかな体の育成を目指すとともに、互いに認め合い、多様性を尊重する豊かな心の醸成を図ります。

子どもたちが「分かった」「できた」を実感できるよう、教職員の指導力・授業力を向上させます。

対応方針1-4 教育環境

児童生徒1人ひとりが、楽しく生き生きと学校に通える支援体制の充実を図ります。

学校と家庭・地域が連携して、児童生徒の成長・発達を支える体制・環境づくりを進めます。

現在及び未来の児童生徒が、性別や人種、経済状況、障害等の個人の状況に関わらず、安全で安心して学び合え、過ごせる、より良い教育環境を整備します。

分野別方針2 健康・サポート

対応方針2-1 健康増進

働く世代を中心とした健康づくりに取り組むため、民間企業や関係団体との連携を図ります。

若い世代を中心とした健康状態に関する特性を把握し、効果の高い取組を実施します。

IT技術を取り入れ、対象者の特性にあわせた健康づくりに取り組みます。

生活習慣病リスクの高いメタボリックシンドローム該当者や予備群の早期発見・早期対応のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上を目指すとともに、生活習慣病の重症化予防を重点的に取り組みます。

生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病等を予防する取組に加え、社会環境の整備による健康づくりにより、健康格差の縮小に取り組みます。

保健部門、衛生部門、介護部門等の庁内横断的な推進体制を構築し、子供の頃からの望ましい生活習慣の定着に関する取組、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する取組、高齢者の居場所づくりやフレイル予防に関する取組等、健康に関心な層も含めたあらゆる人に対して、健康問題やそれに至る原因を把握するため、各種データを活用・分析し、科学的根拠に基づいた効果的かつ効率的な予防・健康づくり事業に取り組みます。

対応方針2-2 医療・介護

地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現のために、高齢者の生活に関する課題等を抽出し、内容ごとに集約・共通化するとともに、医療・介護・福祉だけでなく、子育て、教育や就労支援等も含めた幅広い分野と積極的に連携します。

予防はもとより、病気や障害のある方もケアを受けながら日常生活を営める環境整備を含め、地域における課題や特性を踏まえた上で、行政、各専門職、地域がそれぞれ役割分担しながら、効果的・効率的に事業を推進するとともに、在宅介護職種との連携により地域力の向上を目指します。併せて、パンデミック(感染症の世界的な大流行)の発生等、社会的に大きな影響のある事態にそなえて、日頃からの連携の強化に努め、体制づくりを進めます。

病床不足の懸念に加え、終末期の療養場所として自宅を希望する方が多いことも踏まえて、市民が在宅療養を選択できるよう、地域完結型の在宅医療・介護サービスの向上を図ります。

対応方針2-3 包括的支援

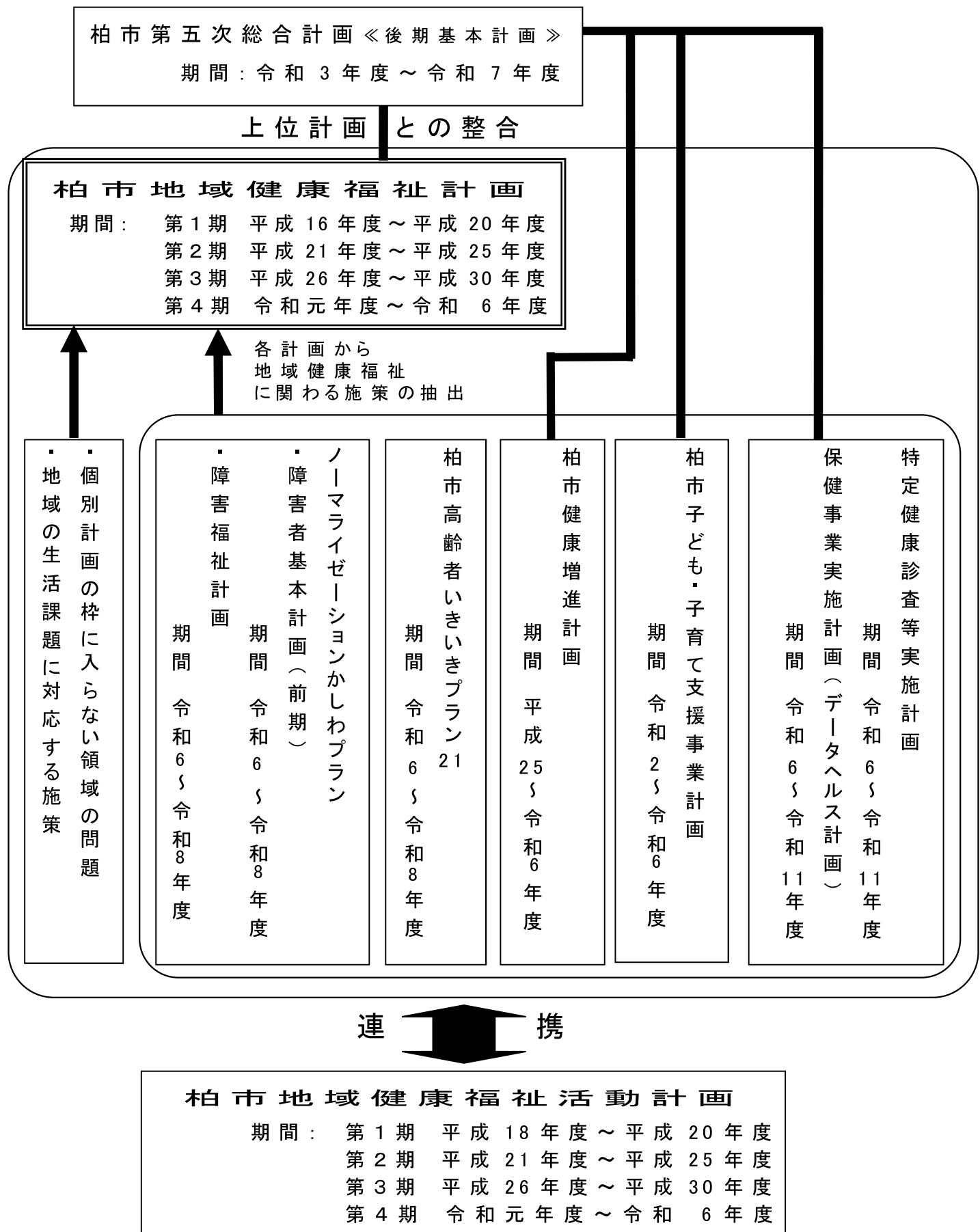
既存の地域包括支援センターや地域生活支援拠点等の相談支援機関とのネットワークを推進し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮者など、属性にかかわらず、地域のさまざまな相談を受け止め、自ら対応するまたは関係機関につなぐ支援体制を構築します。

障害の程度や個々の能力・段階、世帯の状況等に応じ、地域資源を活かしながら、必要な就労支援、居住支援などを提供することで、社会とのつながりを回復する支援体制を構築します。

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域社会における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援体制を構築します。

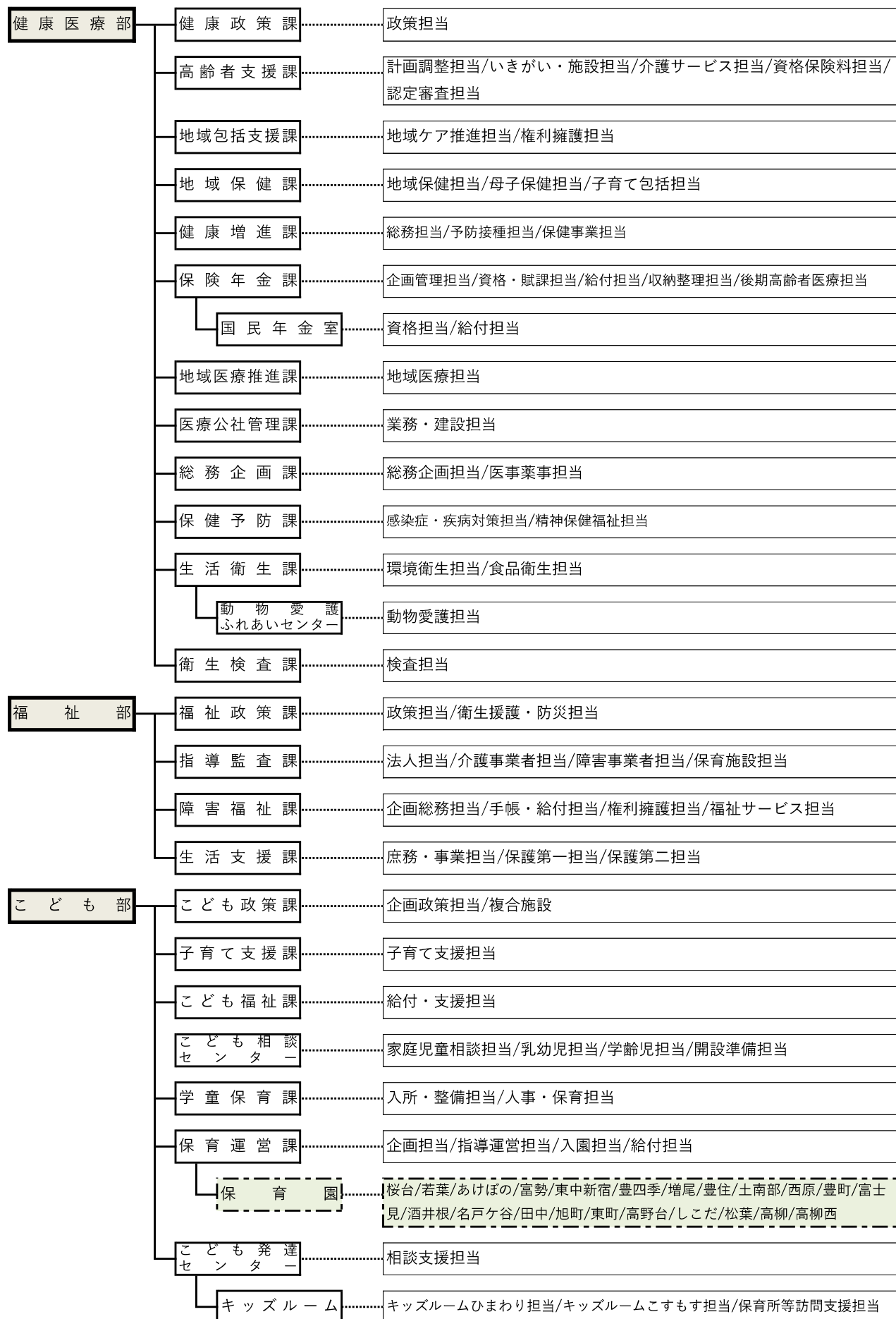
住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる地域社会の形成を推進します。

健康福祉部門計画の体系



健康福祉施策を推進するために（組織図）

（令和6年4月1日現在）



健康医療部

健康政策課事業概要

健康政策課	政策担当	1 豊四季台地域高齢社会総合研究会(在宅医療に関するものを除く。)に関する事。 2 健康・医療施策に係る政策に関する事(他の部署の所管に属するものを除く。) 3 健康危機管理の総括に関する事。 4 医療連携の推進に関する事。 5 健康医療部、福祉部及びこども部内の組織、定員、予算及び人材育成に係る調整に関する事。 6 健康、医療及び介護における国、県等の政策及びその他の官公庁等に係る新規事業等の所管に関する事。 7 部内の事業調整及び庶務に関する事。
-------	------	---

1 長寿社会のまちづくり

柏市は、東京大学や三師会と連携して、超高齢・長寿社会に対応した、高齢者が安心して元気に暮らすことができるまちづくりを進めています。そのため、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連動した、地域包括ケアシステムの具現化に取り組んでいます。健康政策課では、主に在宅医療以外の分野について取り組んでいます。

(1) フレイル予防の推進

いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指し、栄養・運動・社会参加の視点に基づいたプログラム（フレイルチェック等）を活用することで、地域住民主体で取り組む様々な健康づくり・介護予防活動の拡大に向けた支援を行い、フレイル予防によるまちづくりを推進します。

(2) 高齢者等の就労・社会参加促進事業

厚生労働省の生涯現役地域づくり環境整備事業を受託した柏市生涯現役促進協議会と連携し、事業所への啓発と仕事の開拓、就労セミナー、かしわ生涯現役ネット（ホームページ）による情報提供、かしわ生涯現役窓口（パレット柏）での相談事業を通して、高齢者の就労・社会参加を促進します。

柏市生涯現役促進協議会

所在地 柏市柏1-7-1-301 DayOneタワー3階 電話 7157-0282

■事業実績

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所訪問回数	55回	50回	52回
[求人票受入件数]	[141件]	[192件]	[190件]
窓口相談者数	328人	367人	496人
就労セミナー回数	9回	7回	7回
[参加人数]	[173人]	[283人]	[200人]
ホームページ アクセス件数	35,340件	36,085件	36,265件
就業決定者数	44人	45人	83人

(3) 高齢者の就業支援 公益社団法人柏市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、高齢者に臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係わる就業の機会を確保・提供することにより、その就業を通じて、生きがいの充実、社会参加の推進を図り、高齢者の知識・経験・能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする団体（公益社団法人）です。

シルバー人材センターの会員になるための条件は、柏市に居住する、60歳以上の方で、健康で働く意欲と能力があつて、センターの趣旨に賛同された方であればどなたでも入会できます。会員の年会費は2,400円です。

所在地 柏市柏下 66-1 柏市保健勤労会館 2 階

電話 7166-6681

シルバー人材センターの特徴

- ・シルバー人材センターが仕事を請負い、会員の希望、能力に応じて仕事を提供します。
- ・就業は、臨時的、短期的、軽易な業務により、働く時間、日数に制限があります。
- ・就業中、就業途上のケガはシルバー保険で対応します。
- ・会員の仕事量に応じて配分金（仕事の対価）を支払います。
- ・請負・委任による就業で対応できない仕事は、一般労働者派遣事業で対応します。

■事業実績状況

年度 区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
請負 委任	配分金	646,086,936円	662,583,498円	676,847,053円
	材料費等	7,105,178円	7,261,219円	7,659,798円
	事務費	56,248,747円	62,152,277円	71,376,408円
	計	709,440,861円	731,996,994円	755,883,259円
	受注件数	3,715件	3,645件	3,739件
	就業延人員	172,802人	170,092人	169,774人
派遣 事業	契約金額	132,128,828円	143,533,930円	141,629,944円
	受注件数	130件	146件	65件
	就業延人員	30,408人	31,785人	30,916人

2 がん対策

がん患者さんやご家族が困っていることや不安に思っていることに寄り添い、支えることの助けとなることを目指し、「がんになってもその人らしく、住み慣れた地域で安心して暮らせる」ことをお手伝いさせていただくために、さまざまな制度や情報について相談先を明記し、必要な情報にたどり着けるような「案内本」として、がんサポートハンドブックを発行しています。

(1) がん対策検討会議

がん対策を効果的に推進するため、庁内関係課、関係機関で構成されたがん対策検討会議を設置。実施状況の確認、事業スケジュール等情報共有なども行っています。

(2) 若年がん患者在宅療養支援事業

介護保険の対象でない40歳未満のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、在宅療養に要するその費用の一部を支給する事業を実施しています（令和4年度開始）。

■利用登録者数（単位：人）

年度	令和4年度	令和5年度
利用登録者数	5	4

(3) がん患者ウィッグ等購入費等助成事業

がん治療による外見の変化（脱毛や乳房切除等）が生じた方が自分らしく社会生活を送るための支援として、ウィッグ・胸部補整具・エピテーゼの購入又はレンタルをしたがん患者に対し、その費用の一部を助成する事業を実施しています（令和5年度開始）。

■助成者数 （単位：人）

年度	令和5年度
助成者数	118

高齢者支援課事業概要

高齢者支援課	計画調整担当	1 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び進行管理に関すること。 2 介護保険制度の運営及び普及に関すること。 3 介護保険の予算，決算及び経理等に関すること。 4 介護保険事業財政調整基金に関すること。 5 介護保険運営協議会に関すること。 6 高齢者施策及び介護保険制度に係る調査研究に関すること。
	いきがい・施設担当	7 老人福祉施設等の整備及び助成等に関すること。 8 北柏デイサービスセンターの管理に関すること。 9 高齢者のいきがいづくりに関すること。 10 老人福祉センターに関すること。 11 敬老事業に関すること。 12 高齢者団体に関すること。 13 借上バス補助制度に関すること。 14 軽費老人ホーム運営費補助事業に関すること。
	介護サービス担当	15 高齢者の生活支援に関すること。 16 介護保険の保険給付等に関すること。 17 介護サービス提供の計画の適正化に関すること。 18 介護報酬請求の適正化に関すること。
	資格保険料担当	19 介護保険の資格及び保険料に係る審査請求等に関すること。 20 介護保険被保険者の資格の管理に関すること。 21 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
	認定審査担当	22 要介護認定及び要支援認定に関すること。 23 柏市介護認定審査会に関すること。 24 介護保険の要介護認定及び要支援認定に係る審査請求等に関すること。 25 要介護認定の適正化に関すること。

1 生きがい事業

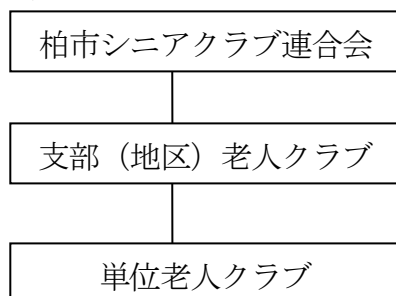
高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、生きがい活動を支援しています。

(1) 老人クラブ

老人クラブは、高齢者自身が自らの幸せを高めるとともに、家庭の幸せ、さらに、地域社会の幸せに役立つために活動している高齢者自身が作った集まりです。60歳以上の方ならどなたでも入会できます。

問合せ先：柏市シニアクラブ連合会事務局（TEL 7138-5970）

【組織】



（事務局＝柏市シニアクラブ連合会事務局）

（12支部）

例会・地域福祉活動・奉仕活動・募金活動
・雑巾贈呈・地域交流活動・研修など。

■老人クラブ数

（単位：クラブ、人、千円）

各年3月31日現在

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ク ラ ブ 数	74	73	67
加 入 者	4,272	3,990	3,591
補 助 金	7,545	9,499	9,758

(2) ゲートボール場

市内3か所にゲートボール場を設置しています。

■ゲートボール場所在地

名 称	所 在 地	コート数
旭 町 ゲ ー ト ボ ー ル 場	旭町八丁目935-293他	4
関 場 町 ゲ ー ト ボ ー ル 場	関場町842-2	3
増 尾 堂 谷 ゲ ー ト ボ ー ル 場	増尾堂谷1087-1他	2

2 敬老事業

4月1日現在、市内に居住し、当該年度中に100歳の年齢に達する方に対して、敬老祝金を支給しています。ただし、9月1日前に市外に居住等した場合には支給できません。

■敬老祝金支給額

対 象	支 給 額
100歳	30,000円

■敬老祝金の支給状況

区 分 年 度	支給者数	支 給 額
令和3年度	83人	2,490,000円
令和4年度	82人	2,460,000円
令和5年度	101人	3,030,000円

3 老人福祉施設

■施設の種類、施設数

令和6年4月1日現在

	種 別	概 要	市内 施設数
入 所 施 設	特別養護 老人ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上で要介護3以上の方で、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅でこれを受けることが困難な方。	28
	養護老人 ホーム	(入所要件) 原則として65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により居宅で生活することが困難な方。	1
	軽費老人 ホーム (ケアハウス)	(入所要件) 原則として60歳以上の方で、自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方であり、家族による毎月の費用の他、管理費の援助を受けることが困難な方。	4
利 用 施 設	老人福祉 センター	地域の老人に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための利用施設。	3
	介護予防 センター	いきいきプラザ：各種介護予防講座を開催しています。 ほのぼのますお：60歳以上の方を対象に、介護予防を目的として、市民協働による様々な活動の機会を提供するとともに、新たなプログラムの開発・発信や、担い手となるボランティアの育成等を行っています。	2

4 介護保険

これから迎える超高齢社会における高齢者介護の問題に対応するため、介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度が始まりました。一人でも多くの高齢者が住み慣れた地域で安心にいきいきと暮らし続けることができるために、その方の状態にあった生活機能の維持向上を目的としたさまざまな事業を行っています。

(1) 被保険者の状況

年齢によって2つの被保険者にわかれます。

① 第1号被保険者

本市の区域内に住所を有する65歳以上の方。原因を問わず、入浴、排泄、食事、身支度等の日常生活を送るために介護や支援が必要になった場合、市の認定を受けて介護サービスを利用できます。

② 第2号被保険者

本市の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入の方。加齢との関係が認められる病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要になった場合、市の認定を受けて介護サービスを利用できます。

■被保険者の推移

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 人 口	431,203人	434,156人	435,633人
40歳以上人口	258,965人	261,520人	263,433人
総人口に対する割合	60.05%	60.23%	60.47%
65歳以上人口	112,293人	112,795人	113,404人
総人口に対する割合	26.04%	25.98%	26.03%
40歳以上65歳未満人口	146,672人	148,725人	150,029人
総人口に対する割合	34.01%	34.25%	34.43%
第1号被保険者数	111,674人	112,105人	112,684人

※ 人口は、住民基本台帳に基づく。日本国籍を有しない者等を含む。第1号被保険者数は、「介護保険事業状況報告」から。各年度3月末現在。

(2) 介護認定審査会

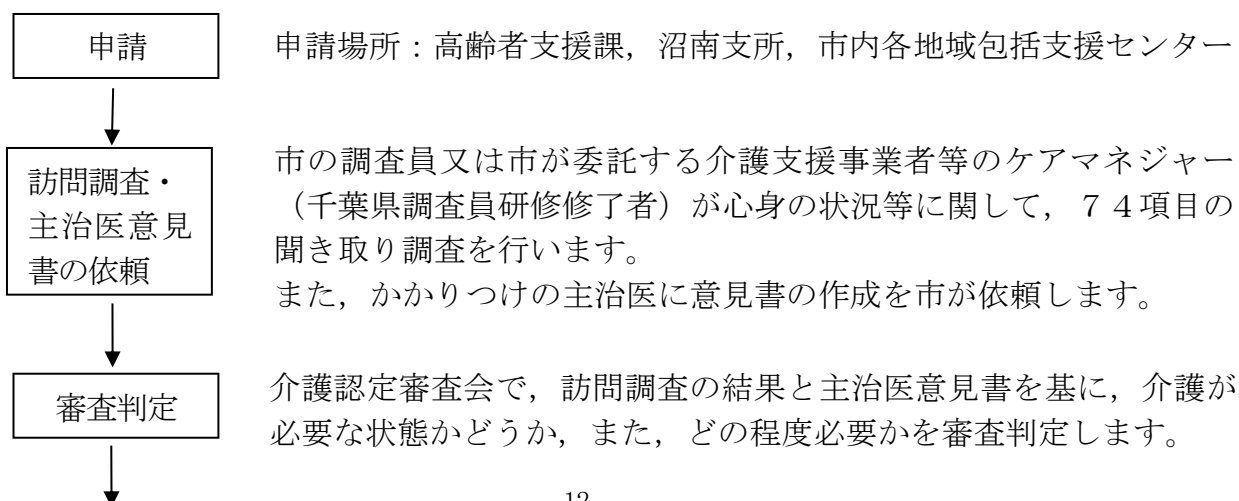
介護認定審査会は、介護保険法に基づき、要介護認定等の審査判定業務を行うため市が設置する附属機関です。委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する方のうちから、市長が任命します。柏市の委員の条例定数は114人で、合議体（1合議体の定数は5人）の数は17です。委員の任期は、2年です。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間となります。

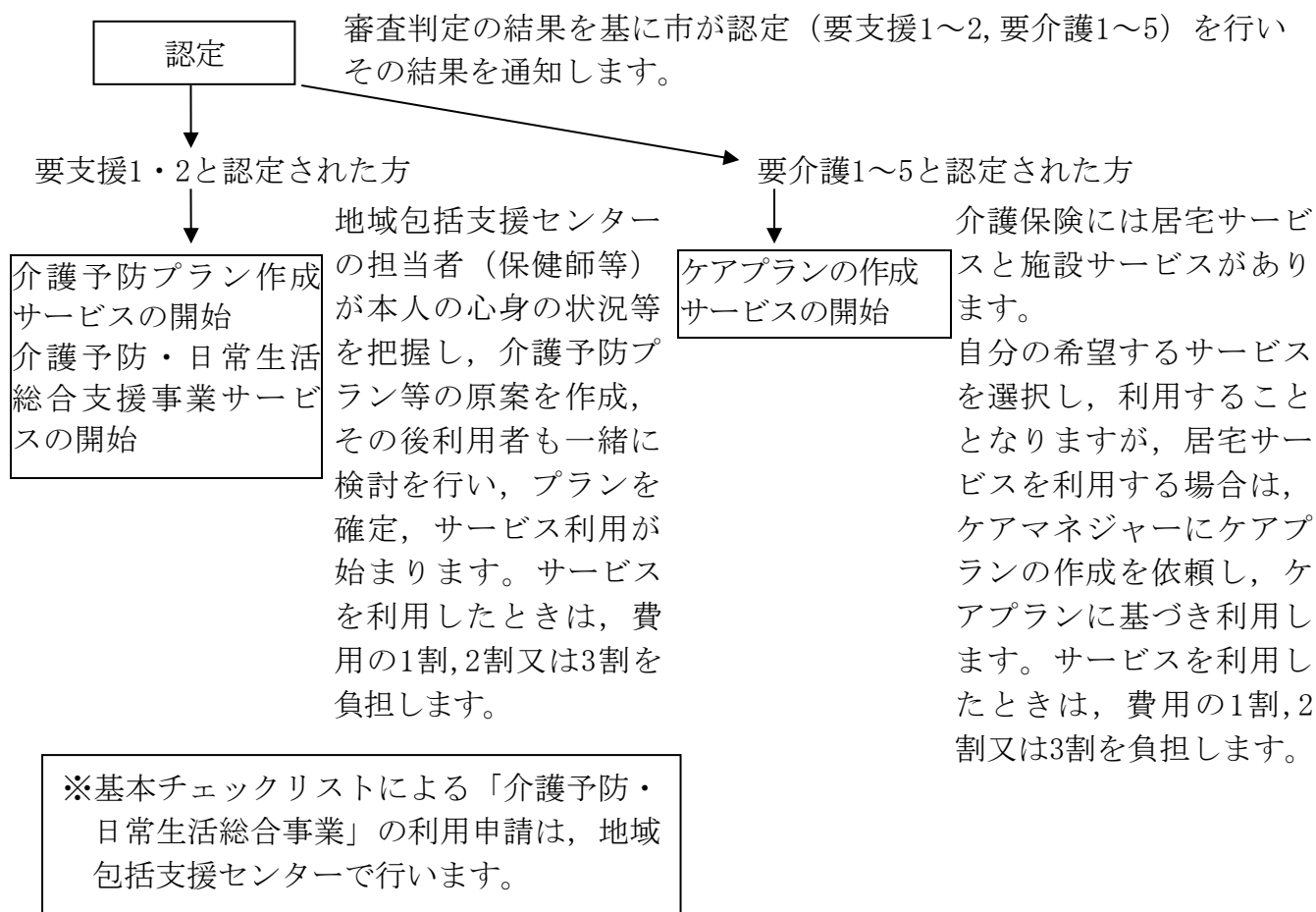
■合議体開催回数及び審査件数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	429回	534回	682回
審査件数	13,751件	15,445件	14,517件

(3) 要介護等認定・保険給付の状況

申請から介護保険サービス利用までの流れ





■要介護等認定申請受付状況

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
申 請 受 付 件 数		14,524件	14,229件	17,263件
内 訳	第1号被保険者	14,129件	13,825件	16,792件
	第2号被保険者	395件	404件	471件

■要介護等認定結果

区 分			令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護等認定件数	要介護認定件数	要介護 1	2, 813件	3, 605件	3, 620件
		要介護 2	2, 123件	2, 602件	2, 723件
		要介護 3	1, 592件	2, 071件	1, 918件
		要介護 4	1, 623件	2, 141件	2, 017件
		要介護 5	1, 264件	1, 572件	1, 609件
		小 計	9, 415件	11, 991件	11, 887件
	要支援認定件数	要支援 1	2, 270件	2, 705件	2, 702件
		要支援 2	1, 633件	1, 947件	1, 994件
		小 計	3, 903件	4, 652件	4, 696件
	小 計		13, 318件	16, 643件	16, 583件
自 立 ・ 非 該 当		150件	220件	238件	
計		13, 468件	16, 863件	16, 821件	

※各年度3月末現在

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による職権12ヶ月延長案件1,952件除く。

■保険給付の状況

(単位：円)

保険給付費内訳	令和3年度			令和4年度		
	予算現額	保険給付費	執行率	予算現額	保険給付費	執行率
介護サービス等諸費	25,128,273,308	23,979,134,919	95.43%	25,669,966,600	24,512,312,194	95.49%
介護予防サービス等諸費	612,312,000	560,240,146	91.50%	658,636,000	600,473,471	91.17%
特定入所者介護サービス等費	551,847,000	503,291,689	91.20%	509,558,000	398,933,779	78.29%
高額介護サービス等費	690,376,342	690,368,681	100.00%	688,401,000	688,175,213	99.97%
高額医療合算介護サービス等費	113,364,000	100,732,868	88.86%	116,366,000	103,973,648	89.35%
その他諸費(審査支払手数料)	23,828,350	23,828,350	100.00%	24,863,400	24,863,400	100.00%
計	27,120,001,000	25,857,596,653	95.35%	27,667,791,000	26,328,731,705	95.16%

(単位：円)

保険給付費内訳	令和5年度		
	予算現額	保険給付費	執行率
介護サービス等諸費	26,951,991,000	26,117,939,790	96.91%
介護予防サービス等諸費	685,831,850	685,831,850	100.00%
特定入所者介護サービス等費	432,024,287	409,466,733	94.78%
高額介護サービス等費	734,069,013	734,069,013	100.00%
高額医療合算介護サービス等費	118,829,000	112,477,884	94.66%
その他諸費(審査支払手数料)	26,474,850	26,474,850	100.00%
計	28,949,220,000	28,086,260,120	97.02%

(4) 介護サービスの種類

① 在宅介護サービス

要支援1・2の方は介護予防プランに基づき、要介護1～5の方はケアプランに基づき、次の在宅介護サービスを利用します。

	サービス名 ※要支援者の利用は名称（介護予防）が付きます※1は除く	内容 ※要支援者に対しては、全て介護予防を目的としたサービス提供となります	対象者
自宅で利用するサービス	訪問介護※1	ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護や生活援助を行います。	要介護1～5 要支援1・2
	(介護予防)訪問看護	看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や床ずれの手当などを行います。	
	(介護予防)訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して入浴サービスを行います。	
	(介護予防)訪問リハビリテーション	専門職が自宅を訪問してリハビリテーションを行います。	
	(介護予防)居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士管理栄養士等が自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。	
施設へ通ったり宿泊して利用するサービス	通所介護(デイサービス)※1	日帰りでデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供、機能訓練等を受けます。	
	(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)	医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けます。	
	(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)	短期間、介護老人保健施設等に宿泊して介護やリハビリテーションを受けます。	
	(介護予防)短期入所療養介護(医療型ショートステイ)		
生活環境を整えるサービス	(介護予防)福祉用具貸与	13種類の福祉用具が借りられます。	
	(介護予防)特定福祉用具販売	排泄や入浴など貸与になじまない6種類及び貸与と選択可能な3種類の福祉用具の購入費の一部を支給します。	
	(介護予防)住宅改修費の支給	住み慣れた自宅で安心して暮らすため手すりの取付け等5種類の改修工事について、その費用の一部を支給します。	

※1 介護予防訪問介護、介護予防通所介護は介護予防・日常生活支援総合事業へ移行しました。

■地域密着型サービス

サービス名 ※要支援者の利用は名称 (介護予防)が付きます	内容 ※要支援者に対しては、全て介護予防を目的 としたサービス提供となります。	対象者
(介護予防)認知症対応型 通所介護	認知症の高齢者がデイサービスセンター等に 通い、リハビリテーションなどを受けます。	要介護1～5 要支援1・2
(介護予防)認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が少人数で共同生活し、家庭 的雰囲気の中で介護や機能訓練を受けます。	要介護1～5 要支援2
(介護予防)小規模多機能型 居宅介護	通所サービスを中心に訪問や泊りを組み合わ せ介護や機能訓練等を行います。	要介護1～5 要支援1・2
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期的な巡回又は随時通報により、入浴、排 せつ、食事等の介護や日常生活上の緊急時の 対応等を行います。	要介護1～5
地域密着型通所介護	定員18人以下の小規模な通所介護施設で、介 護や機能訓練を日帰りで受けます。	要介護1～5
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが自宅を訪問し介護や 日常の世話をを行います。	要介護1～5
地域密着型特定施設 入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム等に入居している方 が生活機能を向上させるための目標が達成で きるよう介護や機能訓練、療養上の世話を受 けます。	要介護1～5
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホーム等に入所してい る方が生活機能を向上させるための目標が達 成できるよう介護や機能訓練、療養上の世話 を受けます。	原則、 要介護3以上
看護小規模型多機能型 居宅介護サービス (複合型サービス)	医療ニーズの高い要介護者が、小規模多機能 型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護を 受けます。	要介護1～5

■施設サービス

サービス名	内 容	対象者
介護老人福祉施設	常に介護が必要で自宅での介護が難しい方が 入所して、日常生活の介助等を受けます。	原則、 要介護3以上
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションに重点を 置いたケアを必要とする方が入所して医学的 な管理のもとで介護や機能訓練等を受けます。 す。	要介護1～5
介護医療院	長期療養が必要な方が入所して医学的な管理 のもとで、医療や介護を受けます。	要介護1～5

※介護療養型医療施設は令和5年度末で廃止

■サービス種類別利用状況（令和５年度）

サービス利用状況（令和5年4月審査分～令和6年3月審査分）

（当年度累計）

サービス種類	利用者数（人・件）	給付額（千円）
訪問介護	43,362	3,476,053
訪問入浴介護	2,549	145,894
訪問看護	28,365	1,062,584
訪問リハビリテーション	2,898	87,267
居宅療養管理指導	96,508	693,429
通所介護	43,302	3,184,237
通所リハビリテーション	14,635	866,407
短期入所生活介護	9,340	790,939
短期入所療養介護（老人保健施設）	591	52,198
短期入所療養介護（療養型医療施設）	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0
福祉用具貸与	94,113	1,170,724
福祉用具購入費	1,611	52,097
住宅改修費	1,336	135,985
特定施設入所者生活介護	10,146	1,849,954
介護予防支援・居宅介護支援	126,937	1,629,204
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,052	191,300
夜間対応型訪問介護	431	9,551
地域密着型通所介護	17,969	1,043,932
認知症対応型通所介護	401	40,935
小規模多機能型居宅介護	1,558	283,940
認知症対応型共同生活介護	5,218	1,370,777
地域密着型特定施設入居者生活介護	1,926	543,558
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0	0
看護小規模多機能型居宅介護サービス（複合型サービス）	230	69,142
介護老人福祉施設	18,258	4,866,267
介護老人保健施設	10,384	3,042,763
介護療養型医療施設	6	2,317
介護医療院	410	142,448
計	175,073	26,803,772
前年度計	165,945	25,112,786
対前年度比	105.50%	106.73%

※サービス種類には介護予防サービスも含まれます。

※利用者数の計欄の数字は、毎月のサービスを利用した人数の累計ですが、重複してサービスを利用している方がいるため、表内の各項目の人数の合計と異なります。

※給付額については、表内各項目の数値は千円単位切上げ計算しているため、その合計額と計欄の数値は一致しません。

(5) 介護保険料

第1号被保険者の保険料は、市民税の課税状況等に応じて18段階で決まります。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の計算方法によって決まります。

■ 第1号被保険者の保険料額（令和5年度）

段階	区 分	保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者の方・世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	16,800円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	23,520円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	43,680円
第4段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	53,760円
第5段階	本人が市民税非課税で同じ世帯に市民税課税者がいて本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	67,200円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	70,560円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	73,920円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が150万円以上210万円未満の方	81,980円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	89,370円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	100,120円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	106,840円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	120,280円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	127,000円
第14段階	本人が市民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	134,400円
第15段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	144,480円
第16段階	本人が市民税課税で合計所得金額が900万円以上1,000万円未満の方	154,560円
第17段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	164,640円
第18段階	本人が市民税課税で合計所得金額が1,500万円以上の方	174,720円

■ 第1号被保険者の保険料収納状況（令和5年度）

（単位：円）

区 分	調定額 A	収入済額 B	還付 未済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 E(A-B-D)	収納率 (B+C)/A (%)
現年度分特別徴収	6,383,373,840	6,383,373,840	4,575,350	0	0	100.07%
現年度分普通徴収	692,947,900	646,362,450	319,830	0	46,585,450	93.32%
滞納繰越分普通徴収	107,252,100	16,072,790	0	35,722,970	55,456,340	14.99%
計	7,183,573,840	7,045,809,080	4,895,180	35,722,970	102,041,790	98.15%

※「収入済額B」は、「還付未済額C」を含みません。

(6) 介護保険制度に関わる苦情相談の状況

介護サービスに関して苦情がある場合、認定結果に納得がいかない場合等には、高齢者支援課で相談を受け付けます。

また、千葉県に設置されている介護保険審査会に不服申し立てすることができます。

■ 苦情相談の状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審 査 請 求	0件	0件	0件
異 議 申 立 て	0件	0件	0件
苦 情 相 談	32件	21件	26件
（要介護認定関係）	1件	1件	1件
（サービス関係）	31件	20件	25件
介 護 保 険 料 関 係 ※	511件	425件	444件

※介護保険料関係の件数は介護保険料通知書発送に伴う問い合わせ件数

5 在宅福祉サービス

(1) 在宅福祉サービス

■要援護高齢者対象（高齢者＝65歳以上の方）

	サービスの種類	内容
1	介護用品（紙おむつ）給付	対象の方に紙おむつを給付します。 Aタイプ（月6,000円相当） ・介護保険の要介護度4又は5で、失禁がある方 ・対象者及び同一住所の親族が市民税非課税の方 Bタイプ（月3,000円相当） ・介護保険の要介護2以上又は重度身体障害者で、失禁がある方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
2	生活支援短期宿泊助成	対象の方が養護老人ホーム等へ宿泊する際の費用の一部を助成します。 ・おおむね身の回りのことができる方で、体調調整等が必要な方 ※年間10日間を限度とします。
3	緊急通報システム	ひとり暮らし又は世帯員が疾病等で緊急対応できない方に緊急通報装置を貸与します。 ・市民税所得割額が16万円未満の方 ※市民税額に応じ自己負担があります。
4	寝具乾燥消毒・丸洗い	対象の方の寝具乾燥（月1回）、寝具丸洗い（年2回）を行います。 ＜寝具乾燥＞ ・介護保険の要支援以上の認定を受けているひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で布団干しが困難な方 ・疾病等により世帯全員が布団を干すことができない方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方 ＜寝具丸洗い＞ ・介護保険の要支援以上の認定を受けている方 ・寝たきり、認知症等により失禁のある方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
5	配食サービス費助成	嚥下やそしゃくが困難な高齢者が、嚥下食（ミキサー食やムース食等）に相当する配食弁当を利用した際、費用の一部を助成します。 ・介護保険の要支援以上の認定を受けている方 ・嚥下食（ミキサー食やムース食など）による食事が必要な方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
6	送迎費助成	寝たきりの方が医療機関への通院をする際、ストレッチャー付ワゴン車の送迎を利用した場合にその費用の一部を助成します。 ・介護保険の要介護3以上の方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方
7	住宅改造費助成	既存住宅の改造を行う費用の一部を補助します。 ・介護保険の要支援以上の認定を受けている方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方 ※市民税の所得割額により補助額を決定します。

	サービスの種類	内 容
8	訪問理髪費助成	訪問理髪サービスの出張費を助成します。 ・要介護認定者で寝たきりの方 ・対象者及び同一住所の親族の市民税所得割額の合計が16万円未満の方 ※利用券を年4枚を限度に交付します。
9	福祉サービス利用援助事業利用料助成	社会福祉協議会の「福祉サービス利用援助事業」を利用する低所得の方に対して利用料の一部を助成します。 ※助成対象サービス：福祉サービス利用援助，財産管理サービス ※市民税非課税の方又は実収入が生活保護基準に準ずる方
10	家族介護慰労金	在宅介護に当たっている同居の家族に対し慰労金を支給します。 ・要介護4又は5で介護保険サービスを利用していない方 ・1か月に8日以上医療機関に入院していない方 ※月額8,200円 ※家族全員が非課税の世帯であり，1年の間に入院が90日以内の方には年1回100,000円
11	介護保険居宅サービス利用者負担金助成	低所得の方を対象に，居宅サービスについて利用者負担金の一部を助成します。 ※対象者：生計を同一にする世帯に活用する資産がなく，世帯員全員の預貯金が100万円以下であり，年間の収入が生活保護基準の1.3倍以内の方。 ※助成対象サービス：訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，通所リハビリテーション，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護（以上介護予防サービスを含む。），訪問介護，通所介護，夜間対応型訪問介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，地域密着型通所介護，第1号訪問事業，第1号通所事業，看護小規模多機能型居宅介護

※いずれのサービスも，条件を全て満たした方が対象となります。

■在宅福祉サービス利用実績

	サービスの種類	年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	介護用品（紙おむつ） 給付状況	給付（配送） 延件数	13,512件	14,296件	15,036件
2	生活支援短期宿泊 助成利用状況	対象者数 延利用日数	2人 0日	2人 0日	4人 6日
3	緊急通報システム 利用状況	設置者数	724人	759人	777人
4	寝具乾燥・消毒・丸洗い 利用状況	延利用件数 乾燥消毒	788件	737件	632件
		丸洗い	33件	37件	30件

	サービスの種類	年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
5	配食サービス費助成状況	対象者数	19人	11人	17人
		延配食数	2,346食	1,770食	2,318食
6	送迎費助成利用状況	対象者数	21人	16人	15人
		延利用回数	95回	63回	28回
7	住宅改造費助成状況	助成件数	21件	20件	20件
8	訪問理髪費助成利用状況	延利用件数	31件	37件	32件
9	福祉サービス利用援助事業利用料助成状況	対象者数	28人	26人	26人
10	家族介護慰労金支給状況	延月額支給件数	199件	157件	251件
		延年額支給件数	2件	1件	1件
11	介護保険居宅サービス利用者負担金助成状況	対象者数	32人	30人	39人

※対象者数は、各年度の3月31日時点で登録がある者の数。

(2) 高齢者の住宅環境の整備

高齢者の世帯が自立し、安心して快適に暮らせるように配慮した住宅を市営北柏E棟内に整備し、安否の確認や生活・健康に関する相談、緊急時の対応等を行う「生活援助員」を配置し、サービスを提供することにより在宅での生活を支援します。

■高齢者世話付住宅の利用状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入居戸数	19戸	19戸	20戸
入居者数	22人	20人	21人
延べ相談回数	1,416回	1,145回	1,191回

地域包括支援課事業概要

地域包括 支援課	地域ケア 推進担当	1 生活支援及び介護予防事業に関すること。 2 認知症施策に関すること。 3 介護予防センター(ほのぼのプラザますお及びいきいきプラザ)に関すること。 4 地域包括支援センターに関すること。
	権利擁護 担当	5 高齢者の権利擁護事業に関すること。 6 高齢者に係る措置等に関すること。 7 柏市老人ホーム入所判定審査会に関すること。

1 地域包括支援センター

12か所の地域包括支援センター及び1か所の出張相談窓口の体制（全て委託）で、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、介護保険サービスだけでなく、保健、医療、福祉の専門職や、地域における介護予防や福祉の地域活動などと連携し、総合的に支援します。

■地域包括支援センター

地域包括支援センター名	所在地	担当地域
柏北部 地域包括支援センター	〒277-0803 柏市小青田1-2-7 アスタリスク102号 (柏たなか駅西口近く)	田中
柏北部第2 地域包括支援センター	〒277-0885 柏市西原2-9-4 ネオス1階 (西原近隣センター近く)	西原, 柏の葉
北柏 地域包括支援センター	〒277-0825 柏市布施1-3 介護老人保健施設はみんぐ1階	富勢
北柏第2 地域包括支援センター	〒277-0837 柏市大山台2-3 モラージュ柏2階	松葉 高田・松ヶ崎
柏西口 地域包括支援センター	〒277-0845 柏市豊四季台1-3-1 (柏地域医療連携センター近く)	豊四季台
柏西口第2 地域包括支援センター	〒277-0854 柏市豊町2-5-25 イオンモール柏3階	新富, 旭町
柏東口 地域包括支援センター	〒277-0011 柏市東上町2-6 久大マンション1階 (柏銀座通り商店街)	柏中央, 新田原
柏東口第2 地域包括支援センター	〒277-0023 柏市中央2-9-12 リッツハウスC号室 (柏第三小学校入口近く)	富里, 永楽台
光ヶ丘 地域包括支援センター	〒277-0073 柏市今谷南町4-20 (光ヶ丘小学校近く)	光ヶ丘, 酒井根
柏南部 地域包括支援センター	〒277-0054 柏市南増尾58-3 リフレッシュプラザ柏1階	藤心, 南部
柏南部第2 地域包括支援センター	〒277-0051 柏市加賀3-16-8 ほのぼのプラザますお内	増尾
沼南 地域包括支援センター	〒277-0924 柏市風早1-2-2 沼南社会福祉センター1階	風早北部 風早南部, 手賀
沼南地域包括支援センター 高柳相談窓口	〒277-0941 柏市高柳1-6-6 ヤオコー柏高柳駅前店3階	風早北部 風早南部, 手賀

(1) 高齢者の権利擁護

高齢者を権利侵害から守るため、高齢者虐待や消費者被害への対応を行い、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護を目的とするサービスや仕組みを有効利用し、ニーズに即したサービス・機関につなぎ、適切な支援及び防止に関する啓発をしています。

■虐待の通報件数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	165 件	125 件	106 件

(2) 介護支援専門員研修

柏市介護支援専門員協議会と連携しながら、研修会を行っています。

■研修実績（全体）：柏市と協議会の共催で実施

年 度	開催回数	参加人数
令和3年度	1回	179人
令和4年度	1回	181人
令和5年度	1回	194人

■研修実績（地区別）：地域包括支援センター主催で実施

年 度	開催回数	参加人数
令和3年度	29回	503人
令和4年度	27回	438人
令和5年度	44回	892人

(3) 地域ケア会議の開催

高齢者が安心して生活できるよう多職種協働により、個別事例の自立支援・重度化防止のための支援策の検討を行います。また、個の検討から地域課題を把握し、地域関係者と情報共有や対応策を検討するとともに、柏市としての政策課題については市域の会議で検討していきます。

■令和5年度開催実績

	開催回数	検討事例数
個別会議	62 回	62 件
推進会議（地域課題を検討）	13 回	

(4) 認知症対策の推進

① 認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり、できる範囲で活動する人となる認知症サポーターを増やして、認知症にやさしいまちづくりにつなげます。

■開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開 催 回 数	109回	79回	115回
受 講 者 数	2,524人	1,892人	2,790人

※平成28年度から、認知症サポーター受講者のうち、ボランティア活動意欲のある方を地域包括支援センターに登録して、地域の認知症に関する活動に協力する「かしわオレンジフレンズ」の育成をはじめました。

② 認知症介護者交流会

家庭や職場で認知症の方を介護する方々が、「認知症の介護」について話し合いや情報交換を通して共感しあい、互いに支えあってより良い介護をしていこうとするも

のです。

■開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	12回	15回	32回
参加者数	85人	89人	214人

③ 地域包括支援センターによる認知症カフェ

認知症の人やご家族、地域住民や専門職等が自由に集い、認知症の症状の悪化予防、家族の介護負担の軽減等を図っていくことを目的とした集いの場（カフェ）です。

■開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	38回	60回	70回
参加者数	431人	762人	834人

2 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業が創設され、柏市では平成28年2月より開始となりました。介護予防・日常生活支援総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成され、高齢者の社会参加を促すことにより、介護予防の推進と日常生活の自立を支援することを目的としています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者及び総合事業対象者の生活支援と自立支援のため、訪問又は通所によるサービス提供、及びこれらのサービスが適切に利用できるようケアマネジメントを行います。

■利用状況（令和5年4月～令和6年3月審査分）

	利用件数（件）	事業費（千円）
訪問型サービス	11,411	198,606,384
通所型サービス	24,630	671,314,119
介護予防ケアマネジメント	19,215	91,614,950

(2) 一般介護予防事業

柏市では、いつまでも健康で充実した生活を営める健康長寿のまちを目指し、介護予防を「フレイル（虚弱化）予防」と位置づけ、効果的なフレイル予防を推進できるよう関係機関等と連携し、「柏フレイル予防プロジェクト2025」を設立しました。

65歳以上の方を対象に、フレイル予防の3つの柱「栄養・運動・社会参加」に着目したフレイル予防講座や人材育成を行い、フレイル予防の普及・啓発と身近な地域で気軽にフレイル予防に取り組めるよう市民主体の活動を推進しています。

① フレイルチェック講座

簡易スクリーニングを用いて、心身のフレイルの兆候をチェックし、フレイル予防の必要性について「自分ごと化」を促す講座です。地域サロン等において実施しています。

■開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	49回	81回	88回
延べ参加者数	632人	1,157人	1,453人

■人材育成（サポーター登録者数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
フレイル予防サポーター	95人	86人	99人

② 地域包括支援センターにおけるフレイル予防

高齢者が身近な地域でフレイル予防に取り組めるよう、市内12か所の地域包括支援センターにおいて、フレイル予防の基本的な知識を普及啓発するための講演会や予防教室を開催するとともに、フレイル予防に資する多様な地域活動組織の育成や支援を行います。

■フレイル予防普及啓発事業の実施実績（フレイルチェック講座を含む）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	129回	161回	153回
延べ参加者数	1,953人	2,742人	2,389人

■地域でのフレイル予防活動支援の実施実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	322回	368回	361回
延べ参加者数	5,007人	7,011人	6,352人

③ 介護予防グループ支援事業

フレイル予防や健康づくりを目的として地域で活動している市民グループや団体に対し、フレイル予防に基づく講師を派遣します。

■支援実績（フレイルチェック講座を含む）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ登録数	183団体	198団体	199団体
支援回数	40回	108回	130回

④ かしわフレイル予防ポイント制度

40歳以上の市民のかたに、かしわフレイル予防ポイントカードを発行します。市が指定する健康づくりや、ボランティア活動に参加すると、カードにポイント（年間

上限が 5,000 ポイント) が貯まります。貯まったポイントは、マネー化しWAON加盟店でお食事やお買い物に使えます。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カード発行枚数	15,096枚	3,346枚	3,167枚
新規活動登録数	200団体	160団体	268団体

⑤ フレイルハイリスク者への専門職による個別支援

フレイルチェック講座等によりフレイル傾向が認められたかたに対して、低栄養・口腔機能・身体（運動）機能についての専門職により、個々の状況に応じた具体的な予防策の支援を実施しています。

	令和4年度	令和5年度
個別支援実施（実人数）	32人	35人
（延人数）	46人	56人
専門職による支援回数	75回	101回

地域医療推進課事業概要

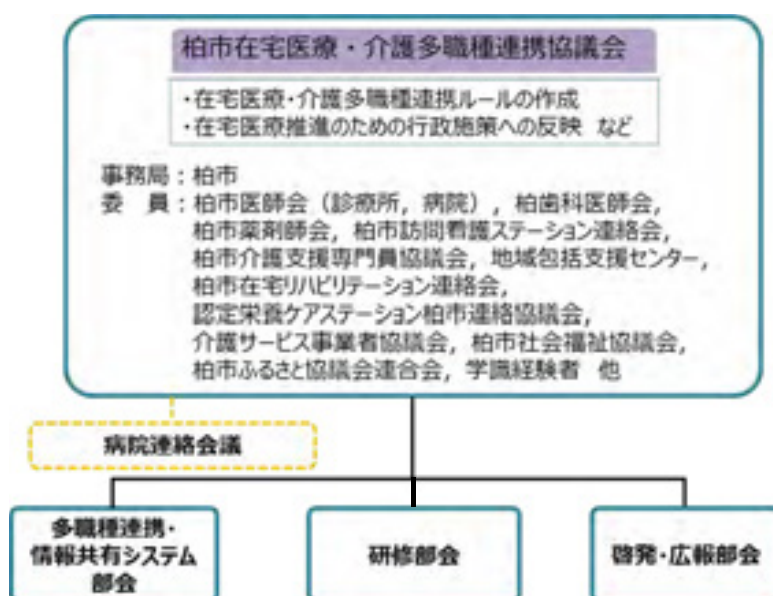
地域医療 推進課	地域医療 担当	1 豊四季台地域高齢社会総合研究会（在宅医療に関するものに限る。）に關すること。 2 地域医療に關すること。 3 救急医療に關すること。 4 柏地域医療連携センターの管理に關すること。
-------------	------------	---

1 長寿社会のまちづくり

柏市は、東京大学や柏市医師会と連携して、超高齢・長寿社会に対応した、高齢者が安心して元気に暮らすことができるまちづくりを目指し、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連動した、地域包括ケアシステムの具現化に取り組んでいます。地域医療推進課では、主に在宅医療の推進について取り組んでいます。

(1) 在宅医療・介護多職種連携のための体制

高齢化の進展に伴い、医療や介護を必要とする人が増加する中、要介護3以上の方の約5割が在宅生活の継続を希望されていると推察されます（第9期高齢者いきいきプラン21「在宅介護実態調査」より）。そこで、安心して在宅生活が送れるように在宅医療の充実と多職種連携の推進を図るため、在宅医療・介護多職種連携協議会を設置しています。また、協議事項を専門的に協議するため、以下の3部会を設けています。



① 多職種連携・情報共有システム部会

情報共有システムや多職種連携ルールについての議論を行うとともに、必要に応じ個別症例の検討を行います。

■情報共有システム登録実績（令和5年度末現在）

登録事業所数	ID発行数
484事業所	2,157名

② 研修部会

顔の見える関係会議等の多職種連携推進のための研修体制について検討します。

■顔の見える関係会議（令和5年度開催実績）

実施回数	参加者数（延べ）
6回	432人

③ 啓発・広報部会

在宅医療を始めとする地域医療に関して、市民に向けた普及・啓発活動の方法の検討を行うとともに広報・啓発ツールの作成と実践を行います。

■市民啓発（令和5年度開催実績）

実施回数	参加者数（延べ）
12回	367人

(2) 柏地域医療連携センターの機能

医療・介護の関係団体等とともに、柏市の地域医療・介護の発展と、市民の療養生活を支援するための中核拠点として、以下に掲げる機能を担います。

① 在宅医療や介護に関する相談・啓発

在宅医療や介護に関する相談

年度	令和5年度
延相談数	282件

② 在宅医療が必要な方への調整支援

必要に応じ専門職の調整（コーディネート）を行います。

③ 医療と介護の多職種連携のための研修会や会議の開催

・病院連絡会議

救急医療、災害医療、在宅医療の3つのテーマについて、市内病院の病院長等、柏市医師会及び行政が意見交換を実施

実施回数	参加病院
1回	11病院

・病院地域連携担当者連絡会議

病院地域連携担当者と在宅医療に関わる専門職が意見交換を実施

実施回数	参加者(2回の合計)
2回	病院：39名 診療所：6名 訪問看護師：13名 ケアマネ：17名 地域包括支援センター：22名 高齢者施設：19名

・在宅医療推進のための多職種連携研修会

医療・介護の多職種を対象に、在宅で課題となるテーマに関する講義とグループワークを実施

実施回数	参加者
1回	医師：8名、歯科医師：6名、薬剤師：6名、訪問看護師：7名、 介護支援専門員：7名、リハビリ職：6名、管理栄養士：5名、 介護職：6名、地域包括支援センター：7名、 市内医療機関看護師：1名、市内医療機関管理栄養士：1名

2 救急医療体制の充実

医師会及び関係医療機関等の協力により、夜間、日曜休日に関し、次の救急患者受け入れ態勢の整備を支援しています。

(1) 柏市夜間急病診療所

午後 7 時から午後 10 時まで、柏市夜間急病診療所で初期診療を行います。

■所在地等

所在地	柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内 柏市医療センター
開設日	昭和52年4月17日
事業内容	夜間における急病患者に対し第1次診療を行う他、予防医療として健診事業を行っている。
診療時間	午後7時00分～午後10時00分
診療科目	内科，小児科
従事医師	柏市医師会員による輪番制
従事薬剤師	柏市薬剤師会員による輪番制
管理運営	公益財団法人 柏市医療公社

■患者数

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
診療日数		253 日	295 日	366 日
患者総数		284 人	454 人	2,667 人
年齢別	15 才以下	164 人	234 人	1,161 人
	16 才以上	120 人	220 人	1,506 人
時間帯別	午後 6 時～ 7 時	0 人	4 人	96 人
	午後 7 時～ 8 時	87 人	136 人	1,169 人
	午後 8 時～ 9 時	137 人	164 人	832 人
	午後 9 時～10 時	60 人	139 人	560 人
	午後 10 時～11 時	0 人	11 人	10 人

(2) 夜間急病診療（病院）

午後 6 時から翌午前 8 時まで市内 6 病院が輪番で診療にあたります。

■所在地等

病院名	住所	電話
おおたかの森病院	豊四季 113	7141-1117
岡田病院	末広町 2-10	7145-0121
柏厚生総合病院	篠籠田 617	7145-1111
柏市立柏病院	布施 1-3	7134-2000
柏たなか病院	小青田 1-3-2	7131-2000
名戸ヶ谷病院	新柏 2-1-1	7167-8336

■患者数

年 度	日 数	協力医療機関数	患 者 数	一日平均患者数
令和3年度	365日	6か所	7,084人	19.4人
令和4年度	365日	6か所	6,981人	19.1人
令和5年度	366日	6か所	7,893人	21.6人

(3) 日曜・休日当番医

午前9時から午後5時まで、各日、2医療機関（6病院の輪番制と診療所）が診療を行っています。

■受診者数等

	休日数	協力 医療機関数	内科・小児科	外科・産婦人科・ 耳鼻科・眼科・他	総数
令和3年度	72日	91ヶ所	5,450件	1,493件	6,943件
令和4年度	72日	83ヶ所	7,079件	1,412件	8,491件
令和5年度	73日	83ヶ所	9,841件	1,403件	11,244件

(4) 柏市休日急患歯科診療所

■所在地等

所 在 地	柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内 柏市医療センター
開 設 日	平成23年11月1日
事 業 内 容	日曜・休日・年末年始・お盆における急病歯科患者に対し第1次診療を行っている。
診 療 受 付	・日曜・休日・お盆（8/13～8/15）・・・午前9時45分～正午 ・年末年始（12/29～1/3）・・・午前9時45分～正午及び午後1時30分～午後4時
従 事 医 師	柏歯科医師会員による輪番制
管 理 運 営	公益財団法人 柏市医療公社

■患者数

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患 者 数	287人	194人	266人
診療日数	74日	70日	75日

(5) 救急車の出動

■救急事故別出動件数及び救急事故別搬送人員（令和5年1月1日～12月31日）

種 別	出 動 件 数	比 率	搬 送 人 員	比 率
急 病	17,888	67.8%	16,194	68.7%
交 通	1,402	5.3%	1,352	5.7%
一般負傷	4,209	16.0%	3,960	16.8%
そ の 他	2,882	10.9%	2,051	8.8%
計	26,381	100.0%	23,557	100.0%

資料：柏市消防局

■医療機関別搬送人員状況（令和5年1月1日～12月31日）

種 別	総 数	告示病院	非告示病院	その他の 場 所
総 数	23,557	22,583	972	2
市 内	20,883	20,225	658	0
市 外	2,674	2,358	314	2
構 成 比	100.0%	95.9%	4.1%	0.0%

資料：柏市消防局

医療公社管理課事業概要

医療公社 管理課	業務・建設 担当	1 病院事業及び介護老人保健施設事業に関すること。 2 市立柏病院及び介護老人保健施設の施設管理に関すること。 3 市立柏病院に係る計画策定及び整備に関すること。 4 公益財団法人柏市医療公社との連絡調整に関すること。
-------------	-------------	--

1 医療体制の整備

(1) 柏市立柏病院

所 在 地	柏市布施1番地3
開 院 日	平成5年7月1日
事 業 内 容	■ 柏市が開設者として土地、建物、医療器械等を整備する。 ■ 地域の基幹病院として、市民の健康維持・増進を図り、質の高い地域医療の確保を目指している。
施 設 規 模	敷地面積 33,620.79㎡ 外来管理治療棟（鉄筋コンクリート造2階建） 5,255.96㎡ 病棟（鉄筋コンクリート造4階建） 4,323.15㎡ サービス棟（鉄筋コンクリート造1階建） 997.62㎡ 医師宿舎（コンクリートブロック造2階建） 260.76㎡ 看護師宿舎（鉄筋コンクリート造4階建） 399.92㎡ プレハブ事務所（鉄骨プレハブ造2階建） 359.83㎡ 院内保育室（木造モルタル1階建） 99.79㎡
診 療 科 目	内科、内分泌・代謝内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、腎臓内科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、泌尿器科、麻酔科、放射線科、小児科、脳神経外科
病 床 数	一般病床 200床
受 付 時 間	月曜～土曜：午前8時30分～午前11時
休 診 日	日曜・休日・年末年始(12/29～1/3) ただし、急病患者には受付時間外又は休診日も診療する。
管 理 運 営	公益財団法人 柏市医療公社（指定管理者）

(2) 柏市立介護老人保健施設はみんぐ

所 在 地	柏市布施1番地3
開 所 日	平成10年7月1日
事 業 内 容	■ 病気や障害の程度が安定していて、病院での治療や入院の必要はないが、体力や日常生活機能が不十分なため介護を必要としている要介護者の方に、医師の管理のもとで身体・精神機能の回復訓練や看護・介護などを提供し、できるだけ早く自立した状態で在宅への復帰ができるよう支援する全国でも数少ない超強化型老健施設である。 ■ 施設には居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション及び地域包括支援センターを併設し、介護を必要とする高齢者の自立・在宅復帰の支援を行っている。 ■ 併設する柏市立柏病院との機能提携のもと医療・介護・福祉の体制を強化し、地域包括ケアシステムの構築に貢献することを目指している。
定 員	入所：100人(短期入所は空床利用)、通所：25人/日
構 造 規 模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造) 延床面積4,556.70㎡
管 理 運 営	公益財団法人 柏市医療公社（指定管理者）

(3) 柏市医療センター

所在地	柏市柏下65番地1 ウェルネス柏（柏市保健所）1 階
開所日	昭和52年4月17日（柏市急病センターとして開所）
事業内容	■ 毎日午後7時から午後10時まで、年中無休で夜間の急病患者に対する第一次診療を実施している。また、在宅当番医制度の一医療機関として、休日在宅診療（昼間診療）を実施している。 ■ 火曜日～土曜日の午前9時から午前11時30分まで、午後1時から午後4時まで、主に障害者及び高齢者を対象とした特殊歯科診療事業を実施している。 ■ 心臓検診及び予防接種を柏市からの受託事業として実施している。また、胃がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、乳がん検診及び子宮がん検診を柏市からの事務受託事業として実施している。
管理運営	公益財団法人 柏市医療公社

(4) 特殊歯科診療事業

■ 診察件数

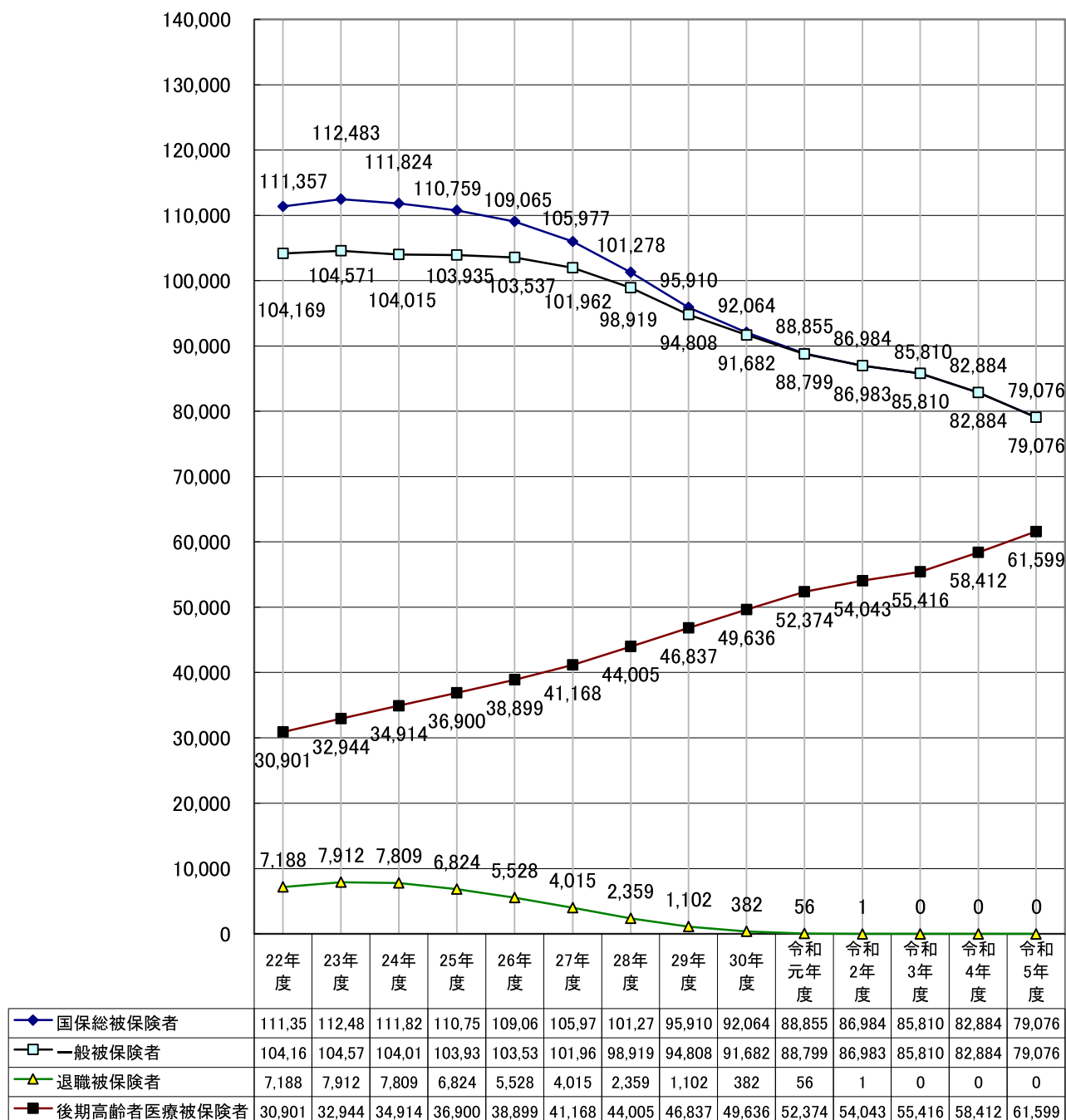
区 分		一般診療	摂食・嚥下		外科的 難症例	静脈内 鎮静法	全身 麻酔	合計
			外来	訪問				
件数	診療日数	244 日	63 日	21 日	244 日	96 日	62 日	244 日
	患者数	3,246 人	292 人	89 人	9 人	101 人	62 人	3,799 人
	一日平均	13.3 人	4.6 人	4.2 人	0.1 人	1.1 人	1.0 人	15.6 人
年齢別	16 歳未満	1,236 人	137 人	0 人	0 人	0 人	19 人	1,392 人
	16 歳～64 歳	1,742 人	42 人	3 人	4 人	97 人	43 人	1,931 人
	65 歳以上	268 人	113 人	86 人	5 人	4 人	0 人	476 人
	合計	3,246 人	292 人	89 人	9 人	101 人	62 人	3,799 人
住所別	柏市内	2,443 人	184 人	87 人	8 人	75 人	36 人	2,833 人
	柏市外	803 人	108 人	2 人	1 人	26 人	26 人	966 人
	合計	3,246 人	292 人	89 人	9 人	101 人	62 人	3,799 人

保険年金課等事業概要

保険 年金課	企画管理 担当	1 国民健康保険の企画及び計画に関すること。 2 国民健康保険の総合調整及び調査研究に関すること。 3 国民健康保険の予算，決算及び経理に関すること。 4 国民健康保険運営協議会に関すること。 5 国民健康保険事業財政調整基金に関すること。
	資格・ 賦課担当	6 国民健康保険の資格の得喪等に関すること。 7 国民健康保険被保険者証の更新事務に関すること。 8 国民健康保険料（基礎賦課額，後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の賦課に関すること。
	給付担当	9 高額療養費資金及び出産育児一時資金の貸付けに関すること。 10 国民健康保険の給付に関すること。 11 国民健康保険に係る診療報酬の審査に関すること。
	収納整理 担当	12 国民健康保険料の収納に関すること。 13 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。
	後期高齢 者医療担 当	14 後期高齢者医療の予算，決算及び経理に関すること。 15 後期高齢者医療保険料の賦課に関すること。 16 後期高齢者医療の資格の得喪等に関すること。 17 後期高齢者医療の給付に関すること。 18 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。
健康 増進課	保健事業 担当	1 国民健康保険及び後期高齢者医療の保健事業に関すること。 2 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
国民 年金室	資格担当	1 国民年金被保険者の資格の得喪に関すること。 2 国民年金保険料の免除等に関すること。 3 国民年金の企画及び統計に関すること。
	給付担当	4 年金裁定請求書の受理及び進達に関すること。 5 福祉年金事務に関すること。 6 特別障害給付金請求書の受理及び進達に関すること。 7 日雇特例被保険者に関すること。 8 その他国民年金に関すること。 9 年金生活者支援給付金に関すること。

1 被保険者の推移状況(年間平均)

(単位:人)



※退職者医療制度については、平成27年3月31日で廃止
 (経過措置として、既適用者については、65歳到達まで資格が継続)

2 国民健康保険被保険者加入状況

(単位:世帯,人)

区分		年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総世帯数			192,533	196,147	198,819
総人口			430,032	432,985	434,462
国保世帯数		世帯数	56,260	54,781	53,289
		うち擬制世帯数	(13,558)	(13,630)	(13,577)
		加入率(%)	29.22	27.93	26.80
		年間平均	57,153	56,132	54,416
国保被保険者数	全体	被保険者数	83,816	80,107	76,729
		加入率(%)	19.49	18.50	17.66
		年間平均	85,810	82,884	79,076
	内 一般	被保険者数	83,816	80,107	76,729
		割合(%)	100.00	100.00	100.00
		年間平均	85,810	82,884	79,076
	内 退職	被保険者数	0	0	0
		割合(%)	0.00	0.00	0.00
		年間平均	0	0	0

3 国民健康保険被保険者異動状況

(単位:人,%)

区分		年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
			人数	割合	人数	割合	人数	割合
資格取得 (増)	転入		3,611	22.14	5,293	29.30	5,086	28.70
	社保離脱		11,856	72.70	11,992	66.38	11,823	66.71
	生保廃止		156	0.96	123	0.68	173	0.98
	出生		245	1.50	226	1.25	216	1.22
	後期高齢者離脱		4	0.02	1	0.01	1	0.01
	その他		437	2.68	432	2.39	425	2.40
	計(A)		16,309	100.00	18,067	100.01	17,724	100.02
資格喪失 (減)	転出		3,322	17.70	3,858	17.72	4,054	19.21
	社保加入		9,469	50.46	10,584	48.60	10,393	49.25
	生保開始		373	1.99	376	1.73	338	1.60
	死亡		547	2.92	582	2.67	542	2.57
	後期高齢者加入		4,382	23.35	5,661	26.00	5,209	24.68
	その他		672	3.58	715	3.28	566	2.68
	計(B)		18,765	100.00	21,776	100.00	21,102	99.99
増減(A-B)			△ 2,456	-	△ 3,709	-	△ 3,378	-

4 国民健康保険被保険者の年齢別構成状況(各年度4月1日現在)

(単位:人, %)

年度 年齢	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	被保険者	割 合	被保険者	割 合	被保険者	割 合
0 ～ 4	1,351	1.58	1,270	1.56	1,180	1.51
5 ～ 9	1,622	1.90	1,572	1.93	1,527	1.96
10 ～ 14	1,863	2.18	1,767	2.17	1,657	2.12
15 ～ 19	2,021	2.37	2,112	2.60	2,024	2.59
20 ～ 24	3,358	3.94	3,440	4.23	3,525	4.52
25 ～ 29	3,632	4.26	3,721	4.57	3,660	4.69
30 ～ 34	3,309	3.88	3,258	4.00	3,150	4.04
35 ～ 39	3,964	4.65	3,723	4.58	3,515	4.50
40 ～ 44	4,537	5.32	4,268	5.25	4,119	5.28
45 ～ 49	5,208	6.11	4,961	6.10	4,766	6.11
50 ～ 54	5,355	6.28	5,300	6.52	5,287	6.77
55 ～ 59	4,760	5.58	4,861	5.98	5,030	6.44
60 ～ 64	6,584	7.72	6,387	7.85	6,238	7.99
65 ～ 69	13,801	16.18	12,682	15.59	12,116	15.52
70 ～ 74	23,930	28.06	22,027	27.08	20,260	25.96
計	85,295	100.00	81,349	100.00	78,054	100.00

5 国民健康保険料の状況

(令和5年度)

賦課の根拠	国民健康保険法、柏市国民健康保険条例				
賦課期日	令和5年4月1日				
納付義務者	国民健康保険の被保険者である世帯主及びみなし世帯主				
賦課方法及び料率	医 療 分	所得割	100分の6.23	} の合算額	
		均等割	1人当たり24,720円		
		平等割	1世帯当たり12,240円		
	後期高齢者支援金分	所得割	100分の2.35	} の合算額	
		均等割	1人当たり11,880円		
	介 護 分	所得割	100分の1.97	} の合算額	
		均等割	1人当たり14,760円		
	※介護分については、40～64歳の被保険者に対して賦課				
	医 療 分	65万円			
	後期高齢者支援金分	22万円			
	介 護 分	17万円			

(令和6年度)

賦課の根拠	国民健康保険法、柏市国民健康保険条例				
賦課期日	令和6年4月1日				
納付義務者	国民健康保険の被保険者である世帯主及びみなし世帯主				
賦課方法及び料率	医 療 分	所得割	100分の6.89	}	の合算額
		均等割	1人当たり27,180円		
		平等割	1世帯当たり12,720円		
	後期高齢者支援金分	所得割	100分の2.57	}	の合算額
		均等割	1人当たり13,200円		
	介 護 分	所得割	100分の2.07	}	の合算額
		均等割	1人当たり15,000円		
	※介護分については、40～64歳の被保険者に対して賦課				
	賦課限度額	医 療 分	65万円		
		後期高齢者支援金分	24万円		
		介 護 分	17万円		

※ 減額

世帯の「軽減判定用所得」の合計が一定基準以下であった世帯に対しては、国保料のうち、応益割（均等割・平等割額）部分について、一定割合（7割・5割・2割）を軽減します。

※ 月割賦課

ア 賦課期日（当該年度の初日）後に納付義務が発生し、又は被保険者が増加した場合は、その資格の発生した日の属する月から月割をもって算定した金額を賦課します。

イ 賦課期日後に納付義務が消滅し、又は被保険者が減少した場合は、その資格が消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより資格が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月までの月割をもって算定した金額を賦課します。

6 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況(一般分)

区分 年度	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	賦課限度額	
					政令で定 める額 万円	万円
昭和 61	5.3	10.5	5,100	4,800	37	37
62	6.9	〃	6,200	5,800	39	39
63	〃	〃	〃	〃	40	40
平成 元	〃	〃	〃	〃	〃	42
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	(廃止)	〃	〃	〃	44
4	〃	—	〃	〃	42	46
5	〃	—	8,500	8,300	46	50
6	〃	—	〃	〃	48	〃
7	〃	—	〃	〃	50	52
8	7.2	—	9,800	9,500	52	52
9	〃	—	〃	〃	〃	53
10	〃	—	〃	〃	〃	〃
11	〃	—	〃	〃	〃	〃
12	7.4	—	13,200	11,200	53	〃
13	7.86	—	14,700	12,000	〃	〃
14	〃	—	〃	〃	〃	〃
15	8.2	—	18,000	14,500	〃	〃
16	8.5	—	21,000	16,000	〃	〃
17	〃	—	〃	〃	〃	〃
18	〃	—	〃	〃	〃	〃
19	〃	—	〃	〃	56	56
20	4.0	—	24,000	13,000	47	47
21	〃	—	〃	〃	〃	〃
22	5.9	—	〃	〃	50	50
23	〃	—	〃	〃	51	51
24	〃	—	〃	〃	〃	〃
25	〃	—	〃	〃	〃	〃
26	〃	—	〃	〃	〃	〃
27	〃	—	〃	〃	52	52
28	6.19	—	24,360	12,720	54	54
29	6.06	—	24,240	12,240	〃	〃
30	6.04	—	24,120	〃	58	58
令和 元	〃	—	〃	〃	61	61
2	6.23	—	24,720	〃	63	63
3	〃	—	〃	〃	〃	〃
4	〃	—	〃	〃	65	65
5	〃	—	〃	〃	〃	〃
6	6.89	—	27,180	12,720	〃	〃

7 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況(介護分)

区分 年度		所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	賦課限度額	
						政令で定 める額	
						万円	万円
平成	14	0.88	—	6,600	—	7	7
	15	1.3	—	8,500	—	8	8
	16	1.4	—	11,500	—	〃	〃
	17	〃	—	〃	—	〃	〃
	18	〃	—	〃	—	9	9
	19	1.7	—	13,000	—	〃	〃
	20	〃	—	〃	—	〃	〃
	21	〃	—	〃	—	10	10
	22	〃	—	〃	—	〃	〃
	23	〃	—	〃	—	12	12
	24	〃	—	〃	—	〃	〃
	25	〃	—	〃	—	〃	〃
	26	〃	—	〃	—	14	14
	27	〃	—	〃	—	16	16
	28	1.93	—	14,400	—	〃	〃
	29	1.90	—	〃	—	〃	〃
	30	〃	—	〃	—	〃	〃
令和	元	〃	—	〃	—	〃	〃
	2	1.97	—	14,760	—	17	17
	3	〃	—	〃	—	〃	〃
	4	〃	—	〃	—	〃	〃
	5	〃	—	〃	—	〃	〃
	6	2.07	—	15,000	—	〃	〃

8 国民健康保険料の保険料率及び賦課限度額の状況(後期高齢者支援金分)

区分 年度	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	賦課限度額	
					万円	政令で定める額 万円
平成 22	2.30	—	12,000	—	13	13
23	〃	—	〃	—	14	14
24	〃	—	〃	—	〃	〃
25	〃	—	〃	—	〃	〃
26	〃	—	〃	—	16	16
27	〃	—	〃	—	17	17
28	2.34	—	11,880	—	19	19
29	2.29	—	11,760	—	〃	〃
30	〃	—	〃	—	〃	〃
令和 元	〃	—	〃	—	〃	〃
2	2.35	—	11,880	—	〃	〃
3	〃	—	〃	—	〃	〃
4	〃	—	〃	—	20	20
5	〃	—	〃	—	22	22
6	2.57	—	13,200	—	24	24

9 後期高齢者医療保険料の保険料率及び賦課限度額の状況

区分 年度	所得割 %	資産割 %	均等割 円	平等割 円	賦課限度額	
					政令で定める額 万円	万円
平成 20	7.12	—	37,400	—	50	50
21	〃	—	〃	—	〃	〃
22	7.29	—	〃	—	〃	〃
23	〃	—	〃	—	〃	〃
24	〃	—	〃	—	55	55
25	〃	—	〃	—	〃	〃
26	7.43	—	38,700	—	57	57
27	〃	—	〃	—	〃	〃
28	7.93	—	40,400	—	〃	〃
29	〃	—	〃	—	〃	〃
30	7.89	—	41,000	—	62	62
令和 元	〃	—	〃	—	〃	〃
2	8.39	—	43,400	—	64	64
3	〃	—	〃	—	〃	〃
4	〃	—	〃	—	66	66
5	〃	—	〃	—	〃	〃
6	9.11(※1)	—	43,800	—	80(※2)	80(※2)

※1 令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円(公的年金収入額211万円相当等)以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となる。

※2 限度額の引上げに伴う保険料の急増に配慮し、2年かけて段階的に引き上げる。令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方を除き、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円となる。

10 保険料決算状況(国民健康保険税は除く)

年度	区 分			当初予算額 A	調 定 額 B	収入済額 C
科 目						
令和3年度	国民健康保険料	医療分	一般被保険者	現年賦課分	5,118,268,000	5,810,468,267
				滞納繰越分	393,595,000	2,378,178,969
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	3,297,000	22,321,779
		後期高齢者支援金分	一般被保険者	現年賦課分	1,869,534,000	2,122,906,933
				滞納繰越分	145,591,000	841,403,223
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	1,304,000	7,083,258
		介護分	一般被保険者	現年賦課分	611,965,000	714,320,400
				滞納繰越分	67,737,000	420,678,322
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	1,193,000	6,380,914
		計		現年賦課分	7,599,767,000	8,647,695,600
				滞納繰越分	612,717,000	3,676,046,465
				計	8,212,484,000	12,323,742,065
令和4年度	国民健康保険料	医療分	一般被保険者	現年賦課分	5,160,639,000	5,725,417,717
				滞納繰越分	395,005,000	2,244,775,125
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	2,028,000	17,242,038
		後期高齢者支援金分	一般被保険者	現年賦課分	1,887,759,000	2,082,548,363
				滞納繰越分	145,987,000	799,375,543
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	556,000	5,472,276
		介護分	一般被保険者	現年賦課分	617,335,000	724,114,920
				滞納繰越分	70,320,000	396,858,114
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	528,000	4,984,701
		計		現年賦課分	7,665,733,000	8,532,081,000
				滞納繰越分	614,424,000	3,468,707,797
				計	8,280,157,000	12,000,788,797
令和5年度	国民健康保険料	医療分	一般被保険者	現年賦課分	4,887,435,000	5,302,641,977
				滞納繰越分	395,000,000	2,136,983,500
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	2,000,000	13,486,491
		後期高齢者支援金分	一般被保険者	現年賦課分	1,800,082,000	1,950,848,663
				滞納繰越分	145,000,000	767,279,249
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	500,000	4,234,710
		介護分	一般被保険者	現年賦課分	644,227,000	681,759,260
				滞納繰越分	70,000,000	381,317,476
			退職被保険者	現年賦課分	0	0
				滞納繰越分	500,000	3,885,770
		計		現年賦課分	7,331,744,000	7,935,249,900
				滞納繰越分	613,000,000	3,307,187,196
				計	7,944,744,000	11,242,437,096

(単位:円, %)

不納欠損額 D	還付未済額(再掲) E	収入未済額 B-C-D+E	収納率		
			対予算(C÷A)	対調定(C÷B)	還付未済除(C-E)÷B
0	14,904,803	544,187,602	103.18	90.89	90.63
286,568,685	825,485	1,728,566,846	92.45	15.30	15.27
0	0	0	—	—	—
2,293,472	1,011	17,242,038	84.54	12.49	12.48
0	2,267,274	199,606,076	103.00	90.70	90.60
102,825,967	99,842	609,953,253	88.41	15.30	15.29
0	0	0	—	—	—
647,237	0	5,472,276	73.91	13.61	13.61
0	1,034,323	89,660,575	102.24	87.59	87.45
44,121,251	49,873	311,694,230	95.83	15.43	15.42
0	0	0	—	—	—
537,639	289	4,984,701	71.99	13.46	13.46
0	18,206,400	833,454,253	103.06	90.57	90.36
436,994,251	976,500	2,677,913,344	91.74	15.29	15.26
436,994,251	19,182,900	3,511,367,597	102.22	68.12	67.96
5,400	16,705,590	548,816,368	100.63	90.71	90.41
275,708,008	419,084	1,638,871,505	83.70	14.73	14.71
0	0	0	—	—	—
1,893,620	0	13,486,491	91.81	10.80	10.80
1,800	2,360,396	200,070,698	99.85	90.51	90.39
96,308,030	22,429	585,905,176	80.27	14.66	14.66
0	0	0	—	—	—
563,453	0	4,234,710	121.24	12.32	12.32
0	971,514	91,519,547	102.63	87.50	87.36
40,739,505	5,187	297,725,631	83.05	14.72	14.71
0	0	0	—	—	—
575,960	0	3,885,770	99.05	10.49	10.49
7,200	20,037,500	840,406,613	100.60	90.38	90.15
415,788,576	446,700	2,544,109,283	82.88	14.68	14.67
415,795,776	20,484,200	3,384,515,896	99.29	68.50	68.33
900	15,937,590	461,301,900	99.38	91.60	91.30
315,456,012	411,448	1,479,920,468	86.59	16.00	15.99
0	0	0	—	—	—
2,621,004	0	9,428,191	71.86	10.66	10.66
200	2,519,132	169,033,132	99.13	91.46	91.34
110,857,060	39,762	534,282,914	84.26	15.92	15.92
0	0	0	—	—	—
469,972	0	3,258,906	101.17	11.94	11.94
0	907,978	78,433,352	93.79	88.63	88.50
47,644,511	8,873	274,341,582	84.77	15.56	15.56
0	0	0	—	—	—
669,490	0	2,789,483	85.36	10.98	10.98
1,100	19,364,700	708,768,384	98.83	91.31	91.07
477,718,049	460,083	2,304,021,544	85.79	15.90	15.89
477,719,149	19,824,783	3,012,789,928	97.82	69.13	68.95

11 現年度保険料調定額(年度末現在)

(単位:千円, %)

区分 \ 年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比	金額	構成比	前年比
所得割	7,711,324	60.80	△ 5.93	8,484,447	63.15	10.03	7,866,504	62.32	△ 7.28
均等割	4,164,245	32.83	△ 1.14	4,133,234	30.76	△ 0.74	3,961,334	31.38	△ 4.16
平等割	808,344	6.37	△ 0.24	818,519	6.09	1.26	794,926	6.30	△ 2.88
小計(A)	12,683,913	100.00	△ 4.06	13,436,200	100.00	5.93	12,622,764	100.00	△ 6.05
軽減額	1,188,530	-	1.97	1,232,314	-	3.68	1,243,063	-	0.87
限度超過額	1,271,261	-	△ 23.25	1,726,017	-	35.77	1,491,228	-	△ 13.60
減免額	61,026	-	△ 57.85	45,175	-	△ 25.97	27,517	-	△ 39.09
月割増減額	1,515,401	-	△ 3.29	1,900,613	-	25.42	1,925,707	-	1.32
小計(B)	4,036,218	-	△ 10.81	4,904,119	-	21.50	4,687,515	-	△ 4.42
調定合計(A-B)	8,647,695	-	△ 0.54	8,532,081	-	△ 1.34	7,935,249	-	△ 7.00

12 賦課限度額を超える世帯の状況(年度末現在)

区分 \ 年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世帯数(世帯)	1,323	1,515	1,066
被保険者数(人)	3,317	3,559	2,523
限度額を超える額(千円)	1,271,261	1,726,017	1,491,228

13 軽減の状況(年度末現在)

年度	平 等 割					均 等 割					軽減額合計 (千円)
	軽減世帯数				軽減額 (千円)	軽減被保険者数				軽減額 (千円)	
	7 割	5 割	2 割	計		7 割	5 割	2 割	計		
	(世帯)	(世帯)	(世帯)	(世帯)		(人)	(人)	(人)	(人)		
令和3年度	17,405	7,081	7,378	31,864	202,903	21,800	12,227	12,885	46,912	985,626	1,188,529
令和4年度	18,841	6,886	7,064	32,791	213,094	23,249	11,685	12,194	47,128	1,019,220	1,232,314
令和5年度	19,516	6,865	6,588	32,969	217,335	23,798	11,545	11,197	46,540	1,025,728	1,243,063

14 口座振替

①国民健康保険料

区分 年度	振替件数 (件)	振替金額 (千円)	振替世帯 (延べ世帯数)	振替割合 (特別徴収を除く) (%)
令和3年度	141,962	2,872,459	16,265	33.6
令和4年度	135,424	2,776,528	15,713	32.7
令和5年度	135,673	2,769,018	15,796	33.7

②後期高齢者医療保険料

区分 年度	振替件数 (件)	振替金額 (千円)	振替世帯 (延べ世帯数)	振替割合 (特別徴収を除く) (%)
令和3年度	44,680	992,085	5,289	42.7
令和4年度	44,564	1,014,557	5,342	40.2
令和5年度	44,349	1,029,242	5,264	40.4

15 保険料負担と医療費の状況(医療分)

(単位:円, %)

区分 年度	1人当たり保険料調定額		1人当たり医療費		1世帯当たり保険料調定額		1世帯当たり医療費	
		前年比		前年比		前年比		前年比
令和3年度	67,713	0.7	355,177	7.1	101,665	△ 0.3	533,266	5.9
令和4年度	69,494	2.6	359,749	1.3	102,613	0.9	531,203	△ 0.4
令和5年度	67,058	△ 3.5	369,105	2.6	97,446	△ 5.0	542,008	2.0

(注) 医療費:(療養給付費+療養費+移送費)÷平均被保険者数又は平均世帯数

16 保険給付状況

一部負担割合と給付内容

(単位:円)

年度	一部負担割合	そ の 他 の 給 付				
		出産育児一時金	葬 祭 費	育児手当金	健康増進事業 受診者助成金	保健事業 利用助成金
平成 6	一 般 30%	240,000	100,000	8,000	7,000	12,000
	退職本人 20%	300,000		(廃 止)		
7	〃	〃	〃		〃	〃
8	〃	〃	〃		〃	〃
9	〃	〃	〃		〃	〃
10	〃	〃	〃		〃	〃
11	〃	〃	〃		〃	〃
12	〃	〃	〃		〃	〃
13	〃	〃	〃		(廃 止)	〃
14	〃	〃	〃			〃
15	30%	〃	〃			〃
16	〃	〃	〃			〃
17	〃	〃	〃			〃
18	〃	10月1日から 350,000	〃			〃
19	〃	350,000	50,000			〃
20	〃	1月1日から 380,000	〃			〃
21	〃	10月1日から 420,000	〃			〃
22	〃	420,000	〃			〃
23	〃	〃	〃			8,000
24	〃	〃	〃			〃
25	〃	〃	〃			〃
26	〃	〃	〃			〃
27	〃	〃	〃			〃
28	〃	〃	〃			〃
29	〃	〃	〃			〃
30	〃	〃	〃			〃
令和 元	〃	〃	〃			〃
2	〃	〃	〃			〃
3	〃	〃	〃			〃
4	〃	〃	〃			〃
5	〃	500,000	〃			〃
6	〃	〃	〃			〃

※「出産育児一時金」は平成6年9月30日まで「助産費」。また、支給額の基準は、出産日

※「保健事業利用助成金」は平成18年3月31日まで「はり・きゅう・あんま等助成金」

※「退職者医療制度」は令和6年3月31日をもって経過措置適用終了による完全廃止

17 療養諸費費用額

年度	区分	療 養 の 給 付 等							療 養 費 等		
		件数	費用額	前年度比	1件当 り費用額	前年度比	1人当 り費用額	前年度比	件数	費用額	前年度比
		件	円		円	%	円	%	件	円	%
令和3 年度	一般	1,238,112	30,151,830,837	5.7	24,353	△ 0.4	351,379	7.1	31,986	325,978,393	1.6
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,238,112	30,151,830,837	5.7	24,353	△ 0.4	351,379	7.1	31,986	325,978,393	1.6
令和4 年度	一般	1,242,206	29,510,519,732	△ 2.1	23,757	△ 2.4	356,046	1.3	30,409	307,031,777	△ 5.8
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,242,206	29,510,519,732	△ 2.1	23,757	△ 2.4	356,046	1.3	30,409	307,031,777	△ 5.8
令和5 年度	一般	1,226,874	29,187,335,664	△ 1.1	23,790	0.1	369,105	3.7	28,945	306,547,962	△ 0.2
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	1,226,874	29,187,335,664	△ 1.1	23,790	0.1	369,105	3.7	28,945	306,547,962	△ 0.2

※退職については、令和3年度に対象者が0人となったことから、「－」で表記することとした。

				療 養 諸 費						
1件当たり 費用額	前年度比	1人当 り費用額	前年度比	件数	費用額	前年度比	1件当 り費用額	前年度比	1人当 り費用 額	前年度比
円	%	円	%	件	円	%	円	%	円	%
10,191	△ 3.1	3,799	3.0	1,270,098	30,477,809,230	5.6	23,996	△ 0.5	355,178	7.0
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10,191	△ 3.1	3,799	3.0	1,270,098	30,477,809,230	5.6	23,996	△ 0.5	355,178	7.0
10,097	△ 0.9	3,704	△ 2.5	1,272,615	29,817,551,509	△ 2.2	23,430	△ 2.4	359,750	1.3
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10,097	△ 0.9	3,704	△ 2.5	1,272,615	29,817,551,509	△ 2.2	23,430	△ 2.4	359,750	6.6
10,591	4.9	3,877	4.7	1,255,819	29,493,883,626	△ 1.1	23,486	0.2	372,981	3.7
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10,591	4.9	3,877	4.7	1,255,819	29,493,883,626	△ 1.1	23,486	0.2	372,981	3.7

18 療養の給付(診療費)の状況

年度	区分	入 院						入 院 外					
		件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
		件	日	円	日	円	円	件	日	円	日	円	円
令和3 年度	一般	16,036	236,789	10,365,432,558	14.8	646,385	120,795	614,590	901,767	10,565,101,582	1.5	17,190	123,122
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	16,036	236,789	10,365,432,558	14.8	646,385	120,795	614,590	901,767	10,565,101,582	1.5	17,190	123,122
令和4 年度	一般	16,749	247,595	10,735,596,298	14.8	640,969	129,526	616,308	905,240	10,748,594,917	1.5	17,440	129,682
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	16,749	247,595	10,735,596,298	14.8	640,969	129,526	616,308	905,240	10,748,594,917	1.5	17,440	129,682
令和5 年度	一般	15,526	229,652	10,317,111,089	14.8	664,505	130,471	602,547	881,474	10,319,511,839	1.5	17,126	130,501
	退職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	15,526	229,652	10,317,111,089	14.8	664,505	130,471	602,547	881,474	10,319,511,839	1.5	17,126	130,501

※退職については、令和3年度に対象者が0人となったことから、「－」で表記することとした。

歯 科						合 計					
件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額	件数	延べ日数	費用額	1件当たり 日数	1件当たり 費用額	1人当たり 費用額
件	日	円	日	円	円	件	日	円	日	円	円
184,373	304,938	2,347,590,370	1.7	12,733	27,358	814,999	1,443,494	23,278,124,510	1.8	28,562	271,275
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
184,373	304,938	2,347,590,370	1.7	12,733	27,358	814,999	1,443,494	23,278,124,510	1.8	28,562	271,275
184,047	311,639	2,348,550,620	1.7	12,761	28,335	817,104	1,464,474	23,832,741,835	1.8	29,167	287,543
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
184,047	311,639	2,348,550,620	1.7	12,761	28,335	817,104	1,464,474	23,832,741,835	1.8	29,167	287,543
180,808	291,762	2,285,691,533	1.6	12,642	28,905	798,881	1,402,888	22,922,314,461	1.8	28,693	289,877
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
180,808	291,762	2,285,691,533	1.6	12,642	28,905	798,881	1,402,888	22,922,314,461	1.8	28,693	289,877

19 療養給付費諸率

年度	区分	1件当たり日数 (診療費)		1件当たり費用額 (診療費)		1人当たり費用額 (診療費)		受診率(診療費)		1人当たり療養諸費	
		日数 (日)	前年度 比 (%)	費用額 (円)	前年度 比 (%)	費用額 (円)	前年度 比 (%)	受診率 (%)	前年度 比 (%)	費用額 (円)	前年度 比 (%)
令和3年度	一般	1.79	△ 1.2	29,167	0.1	277,739	7.6	952.2	7.5	355,178	7.0
	退職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1.79	△ 1.2	29,167	0.1	277,739	7.6	952.2	7.5	355,178	7.0
令和4年度	一般	1.77	△ 1.2	28,562	△ 2.1	280,852	1.1	983.3	3.3	359,750	1.3
	退職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1.77	△ 1.2	28,562	△ 2.1	280,852	1.1	983.3	3.3	359,750	1.3
令和5年度	一般	1.76	△ 0.9	28,693	0.5	289,877	3.2	1010.3	2.7	372,981	3.7
	退職	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	1.76	△ 0.9	28,693	0.5	289,877	3.2	1010.3	2.7	372,981	3.7

※退職については、令和3年度に対象者が0人となったことから、「—」で表記することとした。

20 その他の給付状況

(単位:件, 円)

区分 年度	出産育児一時金		葬 祭 費		新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金		計	
	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額
令和3年度	230	96,309,550	474	23,700,000	37	2,115,813	741	122,125,363
令和4年度	223	93,715,600	496	24,800,000	165	5,215,370	884	123,730,970
令和5年度	215	107,052,935	484	24,200,000	23	777,411	722	132,030,346

21 保健事業利用券利用状況

柏市の国民健康保険に加入している18歳以上(※)のかた, 千葉県後期高齢者医療に加入しているかたを対象に, はり・きゅう・あんま・マッサージ, お口のクリーニング, 18歳から39歳の健診及び運動事業を利用する場合に, 年8枚の利用券を交付し, 料金の一部を助成(利用券1枚につき1, 000円)しています。

①国民健康保険

(単位:人, 枚, 円)

区分 年度	交付人数	交付枚数	利用枚数	助 成 金
令和3年度	3,828	30,624	16,854	16,854,000
令和4年度	3,986	31,888	17,377	17,377,000
令和5年度	4,024	32,192	17,524	17,524,000

②後期高齢者医療

(単位:人, 枚, 円)

区分 年度	交付人数	交付枚数	利用枚数	助 成 金
令和3年度	2,712	21,696	11,740	11,740,000
令和4年度	3,200	25,600	13,734	13,734,000
令和5年度	3,305	26,440	14,653	14,653,000

※ 平成25年度から対象を18歳以上に変更

※ 平成26年度から, 18歳から39歳の健診事業を開始

※ 平成29年度から, 運動事業を開始

22 レセプト点検の状況

(単位:枚, 千円)

区分 年度	診療報酬 保険者負担額		過 誤 調 整 し た も の				給付発生原因の点検				再審査請求	
			資 格 点 検		内 容 点 検		不正・不当利得		第三者行為			
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額
令和3年度	1,248,591	25,410,722	4,845	84,883	4,338	36,964	1,412	19,105	46	3,208	2,674	4,992
令和4年度	1,248,207	24,655,303	4,613	67,594	6,684	46,391	907	26,202	128	3,680	4,940	14,332
令和5年度	1,235,630	24,540,674	5,065	64,186	5,961	41,554	835	18,689	182	4,087	4,570	16,828

(注)再審査請求の欄は過誤調整したもの(請求内容欄)の再掲

23 後発医薬品の数量シェアの状況

(単位: %)

区分 年度	数量シェア
令和3年度	79.9
令和4年度	80.7
令和5年度	82.6

24 特定健康診査等の実施状況

平成20年度から、国民健康保険に加入している40歳以上のかたを対象に、生活習慣病に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施しています。また、75歳以上のかた(千葉県後期高齢者医療の被保険者(65歳以上の障害認定による加入者を含む))には、75歳以上の健康診査を実施しています。

平成23年度から集団健診を開始。平成24年度から人間ドック・脳ドックも健診の一環として位置づけ、受診方法のひとつとして実施しています。

特定健康診査・特定保健指導

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率(%)	対象者数	終了者数	実施率(%)
27	68,745	28,852	42.0	3,153	633	20.1
28	65,404	27,664	42.3	2,994	642	21.4
29	62,944	26,686	42.4	2,835	651	23.0
30	60,360	25,650	42.5	2,732	793	29.0
令和元年度	58,824	27,502	46.8	3,016	804	26.7
令和2年度	58,578	24,789	42.3	2,778	647	23.3
令和3年度	57,167	25,120	43.9	2,736	502	18.3
令和4年度	53,564	23,678	44.2	2,483	581	23.4

※法定報告値

75歳以上の健康診査

区分 年度	後期高齢者健康診査		
	対象者数	受診者数	受診率(%)
27	39,032	13,908	35.6
28	41,749	16,310	39.1
29	44,551	17,644	39.6
30	45,849	19,118	41.7
令和元年度	49,461	20,196	40.8
令和2年度	51,505	20,414	39.6
令和3年度	52,576	21,240	40.4
令和4年度	54,802	23,636	43.1

※千葉県後期高齢者医療広域連合集計確定値

25 国保財政状況 令和6年度当初予算 (歳入)

(単位:千円, %)

区 分 科 目		本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比 較		構成比	
				増減(C(A-B))	伸率(C÷B)		
保 険 料	一般・医療	5,380,496	5,282,435	98,061	1.86	13.82	
	一般・後期	1,998,288	1,945,082	53,206	2.74	5.13	
	一般・介護	694,517	714,227	△ 19,710	△ 2.76	1.78	
	退職・医療	2,000	2,000	0	0.00	0.01	
	退職・後期	500	500	0	0.00	0.00	
	退職・介護	500	500	0	0.00	0.00	
	小計	8,076,301	7,944,744	131,557	1.66	20.74	
保 険 税	一般・医療	947	1,126	△ 179	△ 15.90	0.00	
	一般・介護	65	75	△ 10	△ 13.33	0.00	
	退職・医療	0	3	△ 3	皆減	0.00	
	小計	1,012	1,204	△ 192	△ 15.95	0.00	
一部負担金		20	0	20	皆増	0.00	
国庫支出金	健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金	0	840	△ 840	皆減	0.00	
	災害臨時特例補助金	707	707	0	0.00	0.00	
	社会保障・税番号制度システム整備費	198	86	112	130.23	0.00	
	小計	905	1,633	△ 728	△ 44.58	0.00	
県支出金	保険給付費等交付金(普通)	26,130,521	26,136,504	△ 5,983	△ 0.02	67.13	
	保険給付費等交付金(特別)	539,898	545,928	△ 6,030	△ 1.10	1.39	
	健康増進事業費補助金	5,773	4,480	1,293	28.86	0.01	
	小計	26,676,192	26,686,912	△ 10,720	△ 0.04	68.53	
繰入金	一般会計	保険基盤安定繰入金(保険料軽減分)	1,062,485	987,808	74,677	7.56	2.73
		保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	614,408	601,202	13,206	2.20	1.58
		未就学児均等割保険料繰入金	23,023	22,500	523	2.32	0.06
		職員給与と費等繰入金	699,017	684,919	14,098	2.06	1.80
		出産育児一時金等繰入金	75,666	56,000	19,666	35.12	0.19
		産前産後繰入金	6,129	0	6,129	皆増	0.02
		財政安定化支援事業繰入金	74,649	78,455	△ 3,806	△ 4.85	0.19
		その他繰入金	-	-	-	-	-
	基金繰入金	1,532,212	1,890,985	△ 358,773	△ 18.97	3.94	
小計		4,087,589	4,321,869	△ 234,280	△ 5.42	10.50	
繰越金		1	1	0	0.00	0.00	
諸収入	一般被保険者延滞金	58,144	59,776	△ 1,632	△ 2.73	0.16	
	退職被保険者等延滞金	750	751	△ 1	△ 0.13	0.00	
	一般被保険者第三者納付金	15,000	15,000	0	0.00	0.04	
	退職被保険者等第三者納付金	1	1	0	0.00	0.00	
	一般被保険者返納金	10,000	12,000	△ 2,000	△ 16.67	0.03	
	退職被保険者等返納金	1	1	0	0.00	0.00	
	雑入	84	108	△ 24	△ 22.22	0.00	
	小計	83,980	87,637	△ 3,657	△ 4.17	0.23	
合 計		38,926,000	39,044,000	△ 118,000	△ 0.30	100.00	

26 国保財政状況 令和6年度当初予算 (歳出)

(単位:千円, %)

区 分 科 目		本年度 予算額(A)	前年度 予算額(B)	比 較		構成比
				増減(C(A-B))	伸率(C÷B)	
総務費		699,269	686,137	13,132	1.91	1.80
保 険 給 付 費	療養給付費	22,431,808	22,826,134	△ 394,326	△ 1.73	57.63
	療養費	250,821	235,100	15,721	6.69	0.64
	高額療養費	3,415,654	3,019,930	395,724	13.10	8.78
	高額介護合算療養費	5,500	3,500	2,000	57.14	0.01
	移送費	200	200	0	0.00	0.00
	出産育児一時金	113,500	84,000	29,500	35.12	0.29
	葬祭費	24,700	24,050	650	2.70	0.06
	傷病手当金	1,000	8,300	△ 7,300	△ 87.95	0.01
	小計	26,243,183	26,201,214	41,969	0.16	67.42
	退職分					
	移送費	0	100	△ 100	皆減	0.00
	小計	0	100	△ 100	皆減	0.00
	審査支払手数料	51,540	51,540	0	0.00	0.13
	出産育児一時金審査支払手数料	48	36	12	33.33	0.01
	小計	26,294,771	26,252,890	41,881	0.16	67.56
国民健康保険事業費納付金		11,175,849	11,460,779	△ 284,930	△ 2.49	28.71
共同事業拠出金		0	6	△ 6	皆減	0.00
保健事業費		492,122	479,986	12,136	2.53	1.26
諸 支 出 金	一般被保険者保険料(税)還付金	63,039	63,252	△ 213	△ 0.34	0.16
	退職被保険者等保険料(税)還付金	310	310	0	0.00	0.00
	一般被保険者還付加算金	610	610	0	0.00	0.00
	退職被保険者等還付加算金	30	30	0	0.00	0.00
	小計	63,989	64,202	△ 213	△ 0.33	0.16
予備費		200,000	100,000	100,000	100.00	0.51
合 計		38,926,000	39,044,000	△ 118,000	△ 0.30	100.00

27 決算状況(歳入)

(単位:円, %)

区 分 科 目		令和 3 年 度			令和 4 年 度			令和 5 年 度			
		決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	
保 険 料	一般・医療	5,645,054,391	14.74	△ 1.80	5,523,916,235	14.25	△ 2.15	5,199,295,235	13.08	△ 5.88	
	一般・後期	2,054,291,976	5.36	△ 0.74	2,002,021,027	5.17	△ 2.54	1,906,513,500	4.80	△ 4.77	
	一般・介護	690,606,862	1.80	0.27	691,965,052	1.79	0.20	663,574,142	1.67	△ 4.10	
	退職・医療	2,787,280	0.01	△ 31.99	1,861,927	0.00	△ 33.20	1,437,296	0.00	△ 22.81	
	退職・後期	963,745	0.00	△ 17.41	674,113	0.00	△ 30.05	505,832	0.00	△ 24.96	
	退職・介護	858,863	0.00	△ 21.79	522,971	0.00	△ 39.11	426,797	0.00	△ 18.39	
	小 計	8,394,563,117	21.91	△ 1.39	8,220,961,325	21.21	△ 2.07	7,771,752,802	19.56	△ 5.46	
保 険 税	一般・医療	1,365,648	0.01	179.20	1,746,678	0.00	27.90	710,321	0.00	△ 59.33	
	一般・介護	99,330	0.00	79.37	116,584	0.00	17.37	42,118	0.00	△ 63.87	
	退職・医療	10,079	0.00	皆増	8,421	0.00	△ 16.45	0	0.00	皆減	
	退職・介護	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	小 計	1,475,057	0.01	170.90	1,871,683	0.00	26.89	752,439	0.00	△ 59.80	
国庫支出金	災害臨時特例補助金	35,084,000	0.09	△ 60.30	707,000	0.00	△ 97.98	739,000	0.00	4.53	
	国民健康保険制度関係業務事業費補助金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	564,000	0.00	△ 61.58	198,000	0.00	△ 64.89	198,000	0.00	0.00	
	小 計	35,648,000	0.09	△ 60.32	905,000	0.00	△ 97.46	937,000	0.00	3.54	
療養給付費等交付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前期高齢者交付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
県支出金	高額医療費共同事業負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特定健康診査等負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	財政調整交付金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	保険給付費等交付金	1.普通交付金	25,848,969,454	67.48	6.03	25,115,159,110	64.81	△ 2.84	24,955,396,245	62.80	△ 0.64
		一般被保険者分	25,800,065,964	67.36	6.03	25,066,495,885	64.68	△ 2.84	24,907,189,883	62.68	△ 0.64
		退職被保険者等	△ 27,388	0.00	△ 122.00	△ 128,119	0.00	△ 367.79	△ 3,000	0.00	97.66
		審査支払手数料分	48,930,878	0.13	5.46	48,791,344	0.13	△ 0.29	48,209,362	0.12	△ 1.19
		2.特別交付金	538,472,000	1.41	△ 9.80	522,157,000	1.35	△ 3.03	467,405,000	1.18	△ 10.49
		保険者努力支援分	190,493,000	0.50	1.03	190,481,000	0.49	△ 0.01	157,596,000	0.40	△ 17.26
		特別調整交付金分(市町村分)	68,609,000	0.18	△ 46.00	62,796,000	0.16	△ 8.47	46,804,000	0.12	△ 25.47
		県繰入金(2号分)	167,882,000	0.44	15.95	161,404,000	0.42	△ 3.86	170,468,000	0.43	5.62
		特定健康診査等負担金	111,488,000	0.29	△ 18.39	107,476,000	0.28	△ 3.60	92,537,000	0.23	△ 13.90
	健康増進事業費補助金	3,799,904	0.01	△ 21.20	4,145,000	0.01	9.08	3,837,000	0.01	△ 7.43	
	小 計	26,391,241,358	68.91	5.65	25,641,461,110	66.17	△ 2.84	25,426,638,245	63.99	△ 0.84	
繰入金	保険基盤安定繰入金	1,698,178,550	4.43	4.33	1,687,359,010	4.35	△ 0.64	1,660,523,166	4.18	△ 1.59	
	未就学児均等割保険料繰入金	-	-	-	23,320,858	0.06	皆増	22,159,261	0.06	△ 4.98	
	職員給与と費等繰入金	580,652,776	1.52	△ 1.10	612,888,177	1.58	5.55	611,798,895	1.54	△ 0.18	
	出産育児一時金等繰入金	64,282,667	0.17	△ 17.45	62,194,667	0.16	△ 3.25	69,976,000	0.18	12.51	
	財政安定化支援事業繰入金	95,836,000	0.25	△ 6.71	93,877,000	0.24	△ 2.04	89,991,000	0.23	△ 4.14	
	その他繰入金	-	-	-	1,100,000,000	2.84	皆増	2,000,000,000	5.03	81.82	
	基金繰入金	882,446,000	2.30	173.01	1,085,771,000	2.80	23.04	1,890,985,000	4.76	74.16	
小 計	3,321,395,993	8.67	22.17	4,665,410,712	12.04	40.47	6,345,433,322	15.97	36.01		
繰越金	療養給付費等交付金繰越金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	その他繰越金	49,938,139	0.13	106.58	88,990,880	0.23	78.20	52,776,196	0.13	△ 40.69	
	退職国民健康保険事業費納付金繰越金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	小 計	49,938,139	0.13	106.58	88,990,880	0.23	78.20	52,776,196	0.13	△ 40.69	
諸 収 入	一般被保険者延滞金	74,226,623	0.19	4.60	87,693,517	0.23	18.14	99,812,741	0.25	13.82	
	退職被保険者等延滞金	253,979	0.00	皆増	208,460	0.00	△ 17.92	0	0.00	皆減	
	医療機関等返納金加算金	1,845	0.00	皆増	0	0.00	皆減	0	0.00	皆減	
	一般被保険者第三者納付金	13,619,602	0.04	△ 48.41	20,970,806	0.05	53.98	26,697,633	0.07	27.31	
	退職被保険者等第三者納付金	0	0.00	-	0	0.00	-	420	0.00	-	
	一般被保険者返納金	20,917,465	0.05	27.78	25,250,887	0.07	20.72	13,563,304	0.03	△ 46.29	
	退職被保険者等返納金	32,281	0.00	△ 33.32	125,396	0.00	288.45	0	0.00	皆減	
	雑入	211,712	0.00	386.69	497,640	0.00	135.06	307,615	0.00	△ 38.19	
	小 計	109,263,507	0.28	△ 4.00	134,746,706	0.35	23.32	140,381,713	0.35	4.18	
合 計		38,303,525,171	100.00	5.11	38,754,347,416	100.00	1.18	39,738,671,717	100.00	2.54	

28 決算状況(歳出)

(単位:円, %)

区 分 科 目		令和 3 年 度			令和 4 年 度			令和 5 年 度			
		決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	
総務費		585,433,501	1.54	△ 1.32	617,090,464	1.60	5.41	616,624,552	1.56	△ 0.08	
保 険 給 付 費	一 般 分	療養給付費	22,240,380,142	58.69	5.93	21,771,077,295	56.35	△ 2.11	21,515,277,174	54.29	△ 1.17
		療養費	240,898,703	0.64	1.59	228,660,942	0.59	△ 5.08	226,805,089	0.57	△ 0.81
		高額療養費	3,309,369,126	8.73	5.30	3,135,994,694	8.12	△ 5.24	3,211,280,195	8.10	2.40
		高額介護合算療養費	4,707,085	0.01	28.88	5,143,487	0.01	9.27	4,744,263	0.01	△ 7.76
		移送費	660	0.00	皆増	19,130	0.00	2798.48	0	0.00	皆減
		出産育児一時金	96,309,550	0.25	△ 18.08	93,715,600	0.24	△ 2.69	107,052,935	0.27	14.23
		葬祭費	23,700,000	0.06	△ 0.63	24,800,000	0.06	4.64	24,200,000	0.06	△ 2.42
		傷病手当金	2,115,813	0.01	11.45	5,215,370	0.01	146.49	777,411	0.00	△ 85.09
		小計	25,917,481,079	68.39	5.69	25,264,626,518	65.38	△ 2.52	25,090,137,067	63.30	△ 0.69
	退職分	療養給付費	5,257	0.00	△ 96.53	0	0.00	皆減	0	0.00	-
		小計	5,257	0.00	△ 96.53	0	0.00	皆減	0	0.00	0.00
	審査支払手数料		48,930,878	0.13	5.46	48,791,344	0.13	△ 0.29	48,209,362	0.12	△ 1.19
	出産育児一時金審査支払手数料		45,990	0.00	△ 17.05	42,000	0.00	△ 8.68	40,530	0.00	△ 3.50
	小計		25,966,463,204	68.52	5.69	25,313,459,862	65.51	△ 2.51	25,138,386,959	63.42	△ 0.69
国民健康保険事業費納付金	一般被保険者医療給付費分	7,290,556,465	19.24	2.69	7,391,626,773	19.13	1.39	7,567,501,473	19.10	2.38	
	退職被保険者等医療給付費分	15,029,550	0.04	△ 49.14	1,032,158	0.00	△ 93.13	2,646,347	0.01	156.39	
	一般被保険者後期高齢者支援金分	2,654,588,676	7.01	1.76	2,710,338,443	7.02	2.10	2,893,847,819	7.30	6.77	
	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	1,304,000	0.00	△ 29.82	556,000	0.00	△ 57.36	500,000	0.00	△ 10.07	
	介護納付金分	949,787,691	2.51	4.84	1,080,744,954	2.80	13.79	999,428,423	2.52	△ 7.52	
	小計	10,911,266,382	28.80	2.49	11,184,298,328	28.95	2.50	11,463,924,062	28.93	2.50	
共同事業拠出金		653	0.00	△ 85.58	773	0.00	18.38	761	0.00	△ 1.55	
保健事業費		365,697,184	0.97	1.72	362,117,438	0.94	△ 0.98	359,745,307	0.91	△ 0.66	
基金積立金		0	0.00	-	1,100,000,000	2.85	皆増	2,000,000,000	5.05	81.82	
諸 支 出 金	一般被保険者保険料還付金	51,950,900	0.14	△ 5.10	47,549,400	0.13	△ 8.47	50,663,800	0.13	6.55	
	退職被保険者等保険料還付金	0	0.00	皆減	25,200	0.00	皆増	0	0.00	皆減	
	一般被保険者保険税還付金	0	0.00	皆減	0	0.00	0.00	0	0.00	-	
	退職被保険者保険税還付金	0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
	償還金	10,290	0.00	△ 72.18	0	0.00	皆減	2,492	0.00	-	
	一般被保険者還付加算金	241,000	0.00	△ 28.15	166,500	0.00	△ 30.91	176,700	0.00	6.13	
	退職被保険者等還付加算金	0	0.00	皆減	0	0.00	-	0	0.00	-	
	一部負担金返還金	136,536	0.00	△ 87.52	0	0.00	皆減	0	0.00	-	
	県支出金返還金	0	0.00	皆減	0	0.00	-	0	0.00	-	
	国庫支出金返還金	9,884,000	0.03	329,366.67	8,591,000	0.02	△ 13.08	1,000	0.00	△ 99.99	
	被用者保険返還金	1,064	0.00	皆増	0	0.00	皆減	0	0.00	-	
	その他償還金	2,317,310	0.01	皆増	0	0.00	皆減	0	0.00	-	
	小計	64,541,100	0.17	14.14	56,332,100	0.15	△ 12.72	50,843,992	0.13	△ 9.74	
予備費		0	0.00	-	0	0.00	-	0	0.00	-	
合計		37,893,402,024	100.00	4.61	38,633,298,965	100.00	1.95	39,629,525,633	100.00	2.58	

29 国民年金制度

国民年金制度は、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的として作られた仕組みです。国民年金の業務は、おもに日本年金機構で行われますが、加入・届出などの窓口業務は市町村で行っています。

30 国民年金の状況

(1) 被保険者の種類

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有している20歳以上60歳未満の農業、漁業、商業などの自営業者、学生など（第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しない方）。

② 第2号被保険者

会社員、公務員など厚生年金保険、共済組合などの加入者。

③ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者。

④ 任意加入被保険者

日本国内に住所を有している60歳以上65歳未満の方や、日本国籍を有し、日本国内に住所を有していない20歳以上65歳未満の方など。

なお、65歳に達したときに年金の受給資格期間を満たしていない場合には、70歳に達するまでの間であれば受給資格期間を満たすまで任意加入できる特別措置があります。

ただし、昭和40年4月1日までに生まれた方に限られます。

■被保険者数

(単位：人)

区 分 年 度	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入者	計
令和3年度	47,753	31,803	790	80,346
令和4年度	47,288	30,653	784	78,725
令和5年度	47,012	29,316	807	77,135

(2) 国民年金保険料関係

国民年金制度は保険料を基本として国庫負担（税金）を組み合わせることで運営されています。国民年金への国庫負担は2分の1となっています。

なお、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、一定の条件のもとで免除または納付猶予される制度があります。

■保険料免除等の状況

(単位：人，%)

区 分 年 度	第1号被保険者 (A)	免 除 等					免 除 率 (B)/(A)
		法定免除	申請免除	猶予	学生特例	計 (B)	
令和3年度	47,753	3,839	7,754	2,320	6,236	20,149	42.2
令和4年度	47,288	3,948	7,589	2,207	6,083	19,827	41.9
令和5年度	47,012	4,052	7,440	2,158	6,003	19,653	41.8

(3) 国民年金給付関係

■国民年金裁定請求受付状況

(単位：人)

年 度	老 齢								障害	遺族	寡婦	計
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳以上	計				
令和3年度	1	0	0	2	1	18	4	26	61	6	2	95
令和4年度	0	0	1	0	4	13	4	22	69	5	2	98
令和5年度	1	1	0	0	7	13	2	24	73	5	1	79

■国民年金給付状況

(単位：人，千円)

区 分		老 齢	障 害	遺 族	寡 婦	計
年 度	人 数	106,498	3,008	579	30	110,115
	金 額	71,374,090	2,541,934	466,497	11,843	74,394,364
令和4年度	人 数	106,873	3,164	611	35	110,683
	金 額	71,516,055	2,661,633	485,787	13,360	74,676,835
令和5年度	人 数	107,344	3,275	627	37	111,283
	金 額	73,472,824	2,815,974	506,106	14,490	76,809,394

■国民年金の種類及び給付額【 】内は68歳以上の者の額

種 類	年 金 額		
老 齢 基 礎 年 金	816,000【813,700】円×(保険料納付月数＋保険料免除月数×年金額への反映割合)÷加入可能年数×12		
	＊保険料免除の種類と年金額への反映割合		
		平成21年3月以前の期間	平成21年4月以降の期間
	保険料全額免除	月数×2/6	月数×4/8
	保険料3/4免除	月数×3/6	月数×5/8
	保険料半額免除	月数×4/6	月数×6/8
	保険料1/4免除	月数×5/6	月数×7/8
障 害 基 礎 年 金	1 級 1,020,000【1,017,125】円		
	2 級 816,000【813,700】円		
	子の加算額		
	1人目・2人目の子	1人につき	234,800円
	3人目以降の子	1人につき	78,300円
遺 族 基 礎 年 金	1. 子のある妻，子のある夫が受給する場合		
	基本額 816,000【813,700】円		
	子の加算額		
	1人目・2人目の子	1人につき	234,800円
	3人目以降の子	1人につき	78,300円

	2. 子が受給する場合 子が1人のとき 816,000円 子が2人のとき816,000円に234,800円を加算 子が3人のとき816,000円に313,100円を加算 *3人目以降は1人につき78,300円を加算														
寡 婦 年 金	夫の第1号被保険者期間だけで計算した老齢基礎年金の4分の3の額														
死 亡 一 時 金	年金を受けないで死亡したとき、保険料を納付した期間に応じて支給される。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>納 付 期 間</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36月以上180月未満</td><td>120,000円</td></tr> <tr> <td>180月以上240月未満</td><td>145,000円</td></tr> <tr> <td>240月以上300月未満</td><td>170,000円</td></tr> <tr> <td>300月以上360月未満</td><td>220,000円</td></tr> <tr> <td>360月以上420月未満</td><td>270,000円</td></tr> <tr> <td>420月以上</td><td>320,000円</td></tr> </tbody> </table>	納 付 期 間	金 額	36月以上180月未満	120,000円	180月以上240月未満	145,000円	240月以上300月未満	170,000円	300月以上360月未満	220,000円	360月以上420月未満	270,000円	420月以上	320,000円
納 付 期 間	金 額														
36月以上180月未満	120,000円														
180月以上240月未満	145,000円														
240月以上300月未満	170,000円														
300月以上360月未満	220,000円														
360月以上420月未満	270,000円														
420月以上	320,000円														

3 1 国民年金（無拠出）の状況

国民年金制度の発足当時において、すでに高齢、障害、母子世帯の状態にあった方や、20歳前に初診があり、一定の条件を満たした障害者の方に無拠出制の福祉年金が支給されています。

■国民年金（無拠出）の種類及び給付額【 】内は68歳以上の者の額

種類	年金額
老齢福祉年金	【416,900】円
20歳前傷病による障害基礎年金	障害基礎年金と同額

■国民年金（無拠出）裁定請求受付状況 (単位：人)

区 分 年 度	老 齢	障 害	計
令和3年度	0	104	104
令和4年度	0	127	127
令和5年度	0	109	109

■国民年金（無拠出）給付状況 (単位：人, 千円)

区 分 年 度	老 齢	障 害	計
令和3年度	人 数	0	2,794
	金 額	0	2,438,331
令和4年度	人 数	0	2,909
	金 額	0	2,526,837
令和5年度	人 数	0	3,007
	金 額	0	2,667,907

3 2 特別障害給付金の状況

障害の程度は障害基礎年金に該当するものの、国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給できない障害者の方に、福祉的措置として特別障害給付金が支給されています。

〈支給額〉 1 級…月額 55,350 円、2 級…月額 44,280 円（令和 6 年度）

3 3 国民年金事務費関係

市の国民年金事務に要する経費は、市町村事務費交付金として国が交付すると定められており、当該年度の事業実績等を基礎に算出し、交付されます。

■国民年金事務費決算状況（対象外経費を含む）

（単位：千円，％）

区 分 年 度	歳 入				歳 出			超 過 負担額	交付率
	基礎年金 等事務費 交付金	協力・ 連携費 交付金	雑 入	計	人件費	物件費	計		
令和3年度	73,296	8,261	23	81,580	72,200	22,997	95,197	13,617	85.7
令和4年度	77,852	7,776	30	85,658	74,067	24,581	98,648	12,990	86.8
令和5年度	81,263	7,379	52	88,694	83,006	23,819	106,825	18,131	83

■令和5年度国民年金事務費当初予算（歳 入）

（単位：千円）

款 項	目	節	予算額	摘 要
国庫支出金 国庫委託金	民 生 費 国庫委託金	国 民 年 金 事 務 費 委 託 金	69,415	
計			69,415	

■令和5年度国民年金事務費当初予算（歳 出）

（単位：千円）

款 項	目	節	予算額	摘 要
民 生 費 社会福祉費	国 民 年 金 事 務 費	報酬 職員手当等 共済費 旅費 負担金, 補助 及び交付金 報償費 需用費 役務費 委託料 使用料及び 賃借料	8,082 1,607 456 502 851 2 553 145 4,426 1,683	会計年度任用職員報酬 費用弁償, 研修・会議等 出席, 国県事務連絡 消耗品費他 郵便料 国民年金事務電算委託 端末・複写機借上
計			18,305	

福祉部

福祉政策課事業概要

福祉政策課	政策担当	1 重層的支援体制整備事業に関すること。 2 福祉施策に係る政策に関すること（他の部署の所管に属するものを除く。）。 3 社会福祉法人柏市社会福祉協議会との総合調整等に関すること。 4 福祉の総合相談事業に関すること。 5 健康医療部，福祉部及びこども部内の組織，定員，予算及び人材育成に係る調整に関すること。 6 福祉有償運送に関すること。 7 地域見守りネットワークに関すること。 8 ちば障害者等用駐車区画に関すること。 9 柏市健康福祉審議会に関すること。 10 地域健康福祉計画の策定及び推進に関すること。 11 民生（児童）委員及び民生委員推薦会に関すること。 12 自殺対策計画の策定及び推進に関すること。 13 総合福祉センターに関すること。 14 部内の事業調整及び庶務に関すること。
	衛生援護 ・ 防災担当	15 福祉に関する防災及び災害対応に係る施策に関すること。 16 墓地等の経営の許可等に関すること。 17 災害弔慰金及び災害援護資金等の支給及び貸付けに関すること。 18 日本赤十字社に関すること。 19 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護並びに元軍人軍族等に関すること。 20 更生保護に関すること。 21 被爆者の援護及び被爆者健康管理見舞金に関すること。
	給付金 担当	22 低所得世帯に対する給付金に関すること。

1 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、社会福祉法の改正に伴い、令和3年度以降、市町村が実施可能となった事業です。従来であれば相談支援機関の間に落ちてしまうような課題や1つの相談支援機関が受け止められない課題や複雑化・複合化した課題について、相談支援機関の連携により「面（ネットワーク）」で支援を行い、相談から課題解決のための検討、社会参加などの出口支援も含めトータルで課題解決につなげていく制度です。

【事業の特徴】

- ・「福祉の総合相談窓口」を中心に、各相談支援機関が連携するため、分野横断的な生活課題も一括で相談可能です。
- ・相談者の支援プランを複数の相談支援機関で検討・作成し、本人同意のもと支援を行います。
- ・様々な相談支援機関が支援を行う間も、多機関協働事業者が継続的な見守りを行います。
- ・アウトリーチの仕組みを整え、相談窓口で相談を受けるだけでなく、相談支援機関に出向くことが困難なかたや地域活動のような場で発見された支援を必要とされているかたに対して、支援側からのアプローチも行います。

2 自殺予防対策事業

平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げた自殺対策が総合的に推進されています。柏市では令和6年3月に「第2次柏市自殺対策計画」を策定し、以下の自殺予防対策事業を行っています。

(1) 柏市自殺予防対策連絡会議

柏市の自殺予防に関する施策を検討し、さらに円滑に推進するために設置しました。この連絡会議では「自殺予防に関する事業の実施」「関係団体等の情報交換に関すること」「その他、自殺予防対策の連携に関し必要な事項」について協議し、自殺予防対策の推進を図ることを目的としています。

(2) 自殺予防ゲートキーパー養成研修

地域、職場等において、悩んでいる方に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に結び、見守る役割を果たす人材を養成します。令和元年度以降は講座内容を再構築し、認知行動療法を活用した研修及びゲートキーパー研修について、それぞれ実施しました。

■事業実績

年 度	テーマ	実施回数	受講者数	講演会日程
令和3年度	認知行動療法サポーター養成研修 発達と強迫編	2回	51人	10・12月
	ゲートキーパー養成研修	6回	210人	10月～3月
令和4年度	認知行動療法サポーター養成研修 身近な不安	2回	62人	11・12月
	ゲートキーパー養成研修	6回	330人	7月～3月
令和5年度	認知行動療法サポーター養成研修 学校教育と精神医療の連携	2回	24人	10月
	ゲートキーパー養成研修	5回	224人	7月～1月

(3) 相談事業

ア インターネットゲートキーパー事業

携帯電話の位置情報をオンにしている方が柏市内で自殺に関連する言葉をグーグル検索した場合に相談につなげる広告を表示し、相談に応じる意向を示した者とメールで相談のやり取りをしています。

■事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施時期	通年	通年	通年
相談対応数 (メール送信、架電、チャット、同行)	1, 3 2 7 件	1, 2 7 7 件	1, 0 7 6 件

イ 無料対面相談事業

悩みをかかえた方が直接カウンセラーに相談することで、絶望的な心理状態から解決の糸口を見つけ、前向きな心理状態に転化するきっかけづくりを行っています。

■事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施時期	通年	通年	通年
のべ相談者数	598 人	639 人	683 人

(4) 自死遺族支援事業

大切な人や愛する人を自死(自殺)で亡くされた方が、悲しみをわかちあい、支えあう場所を提供するわかちあいの会「ひだまり」を開催しています。

わかちあいの会「ひだまり」は、原則的に奇数月の第2日曜日に開催しています。

■事業実績

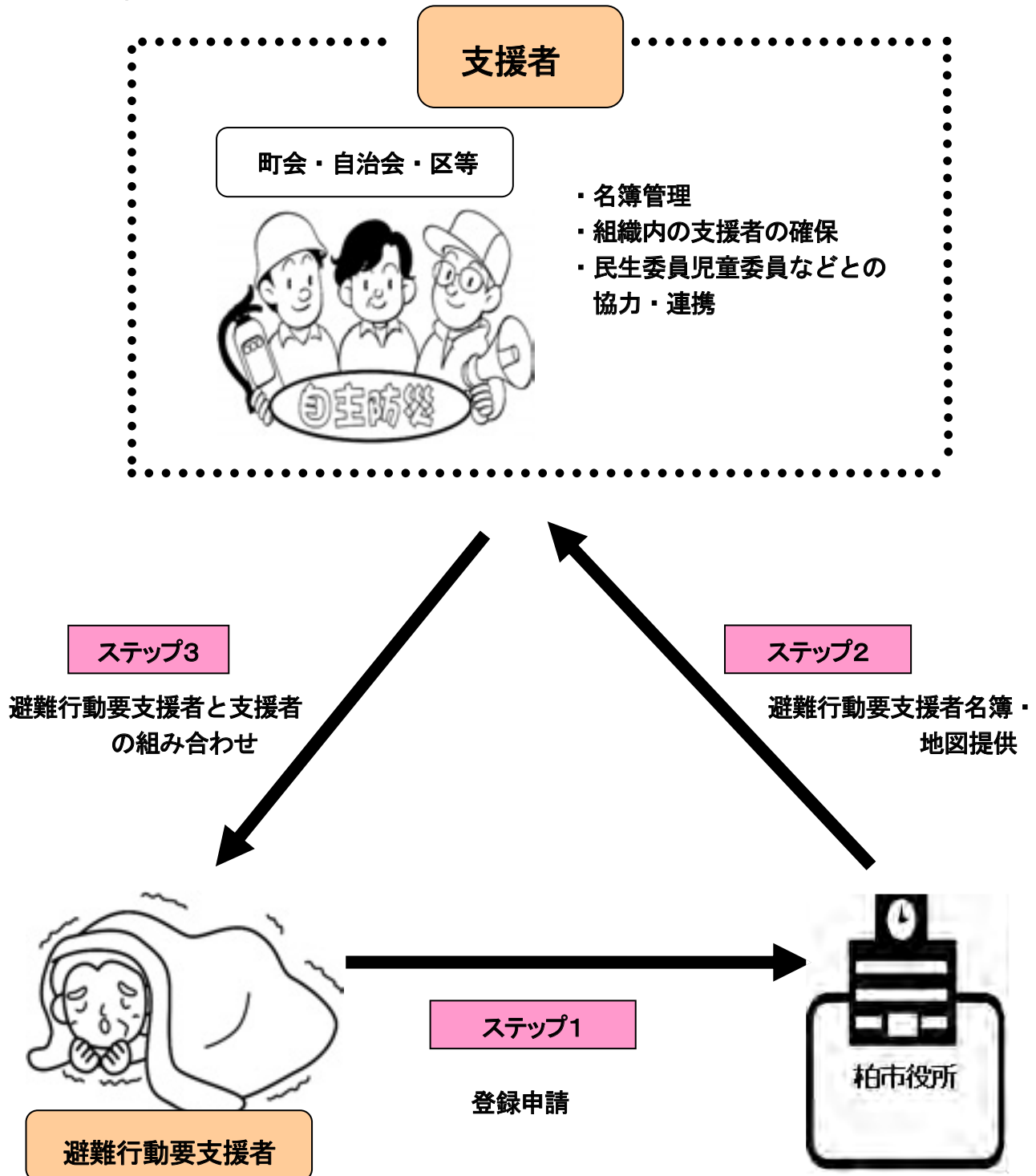
	開催回数・場所		スタッフ	参加者数
令和3年度	6回	アミュゼ柏	千葉いのちの電話相談員	延べ39人
令和4年度	6回	アミュゼ柏	千葉いのちの電話相談員	延べ36人
令和5年度	6回	アミュゼ柏	千葉いのちの電話相談員	延べ46人

3 柏市防災福祉K-N e t 事業

過去の大きな災害では、被害者の多くが高齢者などに集中していたことから、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児及び日本語を理解できない外国人などの避難行動要支援者の安全確保が重要な課題です。

日頃からの住民同士の結びつきを強め、地域社会において「助けあい」や「支えあい」活動を推進し、地域において、災害発生時の安否確認や避難の際の手助けなどの支援活動をしていただくことを目的に、「柏市防災福祉K-N e t」を平成18年6月に立ち上げました。現在は、K-N e t への登録の呼びかけや町会等への支援体制の推進をしています。

■柏市防災福祉K-N e t のしくみ



4 民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき、地域社会の福祉増進を図るため、市町村に配置されている地域の奉仕者で、地域住民の相談役や社会福祉行政への協力活動を行っています。また、児童福祉法により、児童委員を兼ねています。柏市の民生委員・児童委員は584名（定数）で、市内を22地区に分け、各地区ごとに「地区民生委員児童委員協議会」を設置し、地域福祉の諸活動を行っています。

(1) 資格条件

市議会議員の選挙権を持ち、広く社会の実情に通じ、かつ社会福祉の増進に熱意のある方。

(2) 選任方式

民生委員推薦会が推薦した方について、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

(3) 職務（活動）内容

民生委員法では、次のとおり職務が定められています。また、生活保護法、老人福祉法等の法律において、福祉行政機関に協力すべき旨が定められています。

① 住民の生活の把握

住民の生活を、必要に応じ適切に把握します。

② 相談・助言

住民の状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活に関する相談に応じ、助言やその他の援助を行います。

③ 情報の提供

福祉サービスを適切に利用できるように、必要な情報の提供やその他の援助をします。

④ 社会福祉関係事業者との連携等

社会福祉関係事業者と密接に連携し、その事業や活動を支援します。

⑤ 福祉事務所等関係行政機関への協力

福祉事務所やその他の関係行政機関の業務に協力します。

(4) 任期

3年（ただし、途中委嘱者の任期は、前任者の残任期間です。）

(5) 主任児童委員

出生率の低下、都市化や核家族化の進行等、児童をとりまく環境の変化に伴い、「健やかに子どもを生み育てる環境づくり」が社会全体の課題となっています。主任児童委員は、民生委員・児童委員の中でも児童福祉に関する事項を専門的に担当しており、柏市の民生委員・児童委員定数584名のうち45名が主任児童委員となっています。

主任児童委員は、原則的に担当地区を持たず地域において児童福祉機関への相談窓口となる等の活動を行います。

■民生委員児童委員協議会

令和6年7月1日現在, () 内は, 主任児童委員数の内数

(単位: 人)

地 区	定 数	委嘱者数	担 当 地 域
柏中央地区民児協	30 (2)	24 (2)	柏中央地域
新田原地区民児協	18 (2)	18 (2)	新田原地域
永楽台地区民児協	19 (2)	19 (2)	永楽台地域
富里地区民児協	27 (2)	25 (2)	富里地域
豊四季台西地区民児協	31 (2)	29 (2)	豊四季台地域
豊四季台地区民児協	17 (2)	16 (1)	豊四季台地域
旭町地区民児協	24 (2)	21 (2)	旭町地域
新富地区民児協	26 (2)	26 (2)	新富地域
高田地区民児協	21 (2)	21 (2)	高田・松ヶ崎地域
松葉地区民児協	16 (2)	13 (1)	松葉地域
田中地区民児協	34 (2)	34 (2)	田中地域
田中・柏の葉地区民児協	21 (2)	14 (2)	田中地域
西原地区民児協	26 (2)	26 (2)	西原地域
富勢地区民児協	38 (2)	37 (2)	富勢地域
土地区民児協	27 (2)	23 (0)	増尾地域
藤心地区民児協	23 (2)	23 (2)	藤心地域
光ヶ丘地区民児協	29 (2)	25 (2)	光ヶ丘地域
南光ヶ丘地区民児協	24 (2)	24 (2)	光ヶ丘地域
酒井根地区民児協	16 (2)	12 (1)	酒井根地域
南部地区民児協	43 (3)	42 (3)	南部地域
風早南部手賀地区民児協	38 (2)	37 (2)	風早南部・手賀地域
風早北部地区民児協	36 (2)	33 (2)	風早北部地域
合 計	584 (45)	542 (40)	欠員 42(5)

※担当地域は, コミュニティエリア (ふるさと協議会の区域) 単位の地域名

■民生委員・児童委員の活動状況

(単位：件、()内は、主任児童委員の活動状況の内数)

区 分 \ 年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
内容別 相談件数	在 宅 福 祉	337(3)	453(0)	468(0)
	介 護 保 険	366(0)	538(0)	460(2)
	健 康 ・ 保 健 ・ 医 療	817(0)	956(0)	858(7)
	子 育 て ・ 母 子 保 健	59(22)	52(9)	69(10)
	子 ど も の 地 域 生 活	272(28)	267(22)	219(18)
	子 ど も の 教 育 ・ 学 校 生 活	187(88)	167(39)	249(31)
	生 活 費	161(2)	145(20)	156(0)
	年 金 ・ 保 険	26(9)	25(0)	35(0)
	仕 事	16(0)	22(0)	27(0)
	家 族 関 係	279(10)	407(4)	240(2)
	住 居	125(0)	145(5)	156(1)
	生 活 環 境	456(1)	444(1)	457(0)
	日 常 的 な 支 援	1,858(20)	1,463(13)	1,273(11)
	そ の 他	1,642(23)	1,670(4)	1,902(6)
	合 計	6,601(206)	6,754(117)	6,569(88)
・ 分 指 野 導 別 件 相 数 談	高 齢 者 に 関 す る こ と	4,884(6)	5,014(0)	4,681(2)
	障 害 者 に 関 す る こ と	190(18)	159(0)	180(11)
	子 ど も に 関 す る こ と	667(159)	632(107)	622(72)
	そ の 他	860(23)	949(10)	1,086(3)
	合 計	6,601(206)	6,754(117)	6,569(88)
そ の 他 の 活 動	調 査 ・ 実 態 把 握	11,559(150)	35,154(107)	49,251(26)
	行 事 ・ 事 業 ・ 会 議 へ の 参 加 ・ 協 力	6,957(602)	9,755(987)	10,822(1,323)
	地 域 福 祉 活 動 ・ 自 主 活 動	16,916(1,375)	21,065(1,788)	23,514(1,920)
	民 児 協 運 営 ・ 研 修	19,339(1,603)	21,716(2,004)	20,921(1,871)
	証 明 事 務	517(16)	1,485(38)	778(40)
	要 保 護 児 童 の 発 見 通 告 ・ 仲 介	32(4)	134(3)	30(2)
回 訪 数 問	訪 問 ・ 連 絡 活 動	30,054(364)	39,900(171)	32,208(315)
	そ の 他	57,768(181)	68,378(218)	83,839(235)
整 連 日 絡 数 調	委 員 相 互	45,597(13,522)	53,166(12,778)	52,645(12,767)
	そ の 他 の 関 係 機 関	21,097(2,890)	24,379(3,354)	24,001(4,360)
活 動 日 数		67,026(5,379)	74,527(5,844)	76,651(6,005)

5 戦傷病者、戦没者遺族等の援護

第2次大戦による戦没者は軍人軍属等をあわせて全国で約240万人を数え、千葉県出身の戦没者は約53,000人におよんでいます。

敗戦に伴い、昭和21年に「旧軍人恩給」が停止され、公務扶助料の停止等、戦没者遺族の援護が閉ざされましたが、その後昭和27年の平和条約発効に伴い、「戦傷病者、戦没者遺族等の援護法」（以下「援護法」という。）が制定され戦没者遺族の救済が開始されました。

続いて翌28年には、旧軍人恩給が復活し「恩給法」による公務扶助料を支給することになり、軍人の遺族に対する遺族年金は公務扶助料へ移行しました。その後、逐年の法律改正により、適用範囲が拡大され、遺族処遇の改善が行われてきました。現在、公務死亡した軍人には「恩給法」による公務扶助料、軍人には「援護法」による遺族年金、準軍属には、遺族給与金が支給されます。

また、満州事変以後の戦争によって、公務死もしくは勤務関連傷病死された旧軍人・軍属・準軍属等の妻及び父母に対して、特別給付金を支給しています。

■戦没者、戦傷者、引揚者等に対する給付申請状

区 分 \ 年 度	令和3年度 受 付	令和4年度 受 付	令和5年度 受 付
戦 没 者 特 別 弔 慰 金	422人	104人	0人
戦 没 者 妻 特 別 給 付 金	0人	0人	5人
戦 傷 者 妻 特 別 給 付 金	1人	0人	0人

■戦傷病者、戦没者遺族等の援護

区 分	内 容
①戦傷病者戦没者遺族等の援護	軍人軍属等で公務上の負傷もしくは疾病した方に対しては、「障害年金」「障害一時金」を、又、亡くなった方の遺族に対しては、「遺族年金」「遺族給与金」「弔慰金」「遺族一時金」が支給されます。
②特別給付金及び特別弔慰金	戦没者等の妻、父母等及び戦傷病者等の妻で特別の条件のある方に「特別給付金」が支給されます。又、遺族等には「特別弔慰金」が支給されます。又、外国人登録上の特別永住者で、旧軍人軍属などの皆さんに弔慰金などが支給されます。
③戦傷病者の援護	軍人軍属等であった者の公務上の傷病に鑑み「療養給付」「療養手当の支給」「葬祭費の支給」「更生医療の給付」「補装具の支給及び修理」「国立療養所への収容」「JRの乗車券引換証交付」「航空券割引」等の措置がとられています。
④未帰還者留守家族等の援護法	未帰還者の留守家族に「留守家族手当」が支給されるほか、不明の者については、特別の措置（戦時死亡宣言と弔慰金の支給）がとられます。
⑤引揚者給付金等	終戦により外地から引揚げた方及びその遺族に対して「引揚者給付金」や「遺族給付金」が支給され、又、在外財産に対する「特別交付金」の支給制度もあります。
⑥その他	国庫債券の買上げ、担保貸付などによる金融もなされます。

区 分	内 容
⑦戦没者叙位叙勲	戦没軍人、軍属に対して、位記、勲記ならびに勲章が授けられます。
⑧慰霊祭	国、県及び市において、戦没者の追悼慰霊祭を毎年実施します。

※ 戦傷病者、戦没者遺族等の援護関係法規

- ① 戦傷病者戦没者遺族等援護法
- ② 戦没者の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
- ③ 戦傷病者特別援護法
- ④ 未帰還者留守家族等援護法
- ⑤ 引揚者給付金等支給法
- ⑥～⑧ 栄典関係閣議決定事項

6 被爆者健康管理見舞金の支給

広島市及び長崎市に投下された原子爆弾により被爆した方を対象に被爆者健康管理見舞金を支給しています。

■支給状況

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給人数	156 人	147 人	137 人

7 日本赤十字事業活動

日本赤十字社は、社員や篤志者の人々によって組織され、日本赤十字社法という法律のもとに長い歴史と伝統をもって赤十字条約で決められた人道博愛のための国際的な仕事や災害救護、献血思想の高揚、赤十字奉仕団の育成、疾病予防等その他人類の平和と福祉増進のため奉仕的な仕事をしている法人です。

(1) 日赤活動費募集運動

毎年5月、6月を中心に「赤十字運動月間」を展開し、町会、自治会及び市内の法人、個人の高額寄付者へ活動資金募集をお願いしています。集められた活動資金は、市内の小規模災害被災者へのお見舞金品をはじめ、青少年赤十字活動の支援、救護物資の備蓄等に役立てています。

■日赤社資募集状況

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績 額	19,694,422円	20,787,106円	18,502,016円

(2) 献血推進事業

年々増加する輸血用血液の需要に対処するため、昭和62年5月に日赤柏そごう献血ルームが開設し、平成23年11月に柏2丁目の榎本ビルへ移転しました。柏市献血推進協議会（愛の献血かしわ推進協議会）では、千葉県赤十字血液センターに協力し、街頭における普及啓発活動をはじめ各団体、企業等への呼びかけをとおり血液量の確保に努めています。

■献血者数等

年度 \ 区分	献血者数	内訳	
		200ml	400ml
令和3年度	2,418人	161人	2,257人
令和4年度	2,437人	168人	2,269人
令和5年度	2,907人	194人	2,713人

8 災害援護

大規模の災害発生の場合には、「災害救助法」に基づき救助活動が行われますが、小規模災害等の場合には、日本赤十字社から災害の程度に応じて応急物資（毛布、緊急セット（日用品））等の配付及び共同募金会、市から見舞金が支給されます。

■市災害見舞金支給状況

区分 \ 年度	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	件数	世帯数	被害者数	件数	世帯数	被害者数	件数	世帯数	被害者数
全 焼	5件	5	6人	8件	8	17人	11件	11	28人
半 焼	3件	3	5人	0件	0	0人	1件	1	1人
その他 (床上浸水等)	2件	2	3人	0件	0	0人	8件	8	26人
非住家浸水	6件			0件			3件		
計	16件	10	14人	8件	8	17人	23件		55人
見舞金支給額	505,000円			430,000円			1,090,000円		
弔慰金	4件		4人	1件		1人	4件		4人
傷害見舞金	0件		0人	2件		2人	2件		2人
弔慰金等支給額	200,000円			70,000円			220,000円		

9 総合福祉センターの会議室利用

地域福祉推進の拠点として、ボランティアセンターなどとともにボランティア活動のための会議室が設置されています。

■所在地等

所在地	柏市柏5-8-12 ラコルタ柏（教育福祉会館）2階
施設の内容	講座室・多目的研修室・活動室
利用時間	午前9時～午後9時
休館日	年末年始
利用方法	利用月の2か月前の2日から受け付けます。 3階ボランティアセンターに申し込んでください。

■利用件数等

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	1,510件	1,210件	1,122件
利用人数	12,960人	19,571人	18,715人

10 柏市寄附基金（福祉及び医療事業）

平成25年3月29日、個人・法人及び各種団体等から市への寄附金を、寄附者の意向に沿った事業の資金に充てるため、柏市寄附基金を設置しました。

寄附金は、福祉及び医療事業の実施費用として活用していきます。

■基金額

年度 区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
期初残高	133,743,875円	136,685,849円	150,823,107円
今年度積立額	12,058,891円	14,137,258円	35,074,500円
今年度取崩額	9,116,917円	0円	47,254円
期末残高	136,685,849円	150,823,107円	185,850,353円

1 1 柏市社会福祉協議会との連携・支援

社会福祉協議会は、地域の住民組織と社会福祉事業関係者等により構成される民間組織で、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決と地域福祉の実現を目指し、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施など、地域住民の福祉向上に関する中心的団体として各種の事業を行っています。市では、柏市社会福祉協議会に、財政的、人的支援を行い、また連携して地域福祉推進にあたっています。

(1) 運営

社会福祉法人として、理事13人、監事2人、評議員21人により運営しています。

(2) 沿革

設立：昭和31年7月30日 法人認可：昭和47年2月14日

(3) 令和5年度の取り組み

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5月に感染法上の第5類に移行し、地域における支えあい活動や各種の集い・サロンなどの福祉活動が制限なく、概ねコロナ前と同様に実施できるようになりました。

しかし、4年にわたるコロナ禍のダメージとして、「住民の繋がり希薄化」や「高齢者の心身機能の虚弱化」が進み、地域福祉活動の担い手の確保が懸念されています。

また、経済社会活動の回復の一方で、生活福祉資金のコロナ特例貸付が終了するとともに、円安等を背景とした物価上昇により生計の圧迫、暮らしの不安定化を増幅しています。

こうした中で、地域福祉の増進と安定した地域生活を支援することを使命とする社会福祉協議会には、これまで以上の極め細かな施策対応が求められています。

柏市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始しました。分野を問わない福祉相談や福祉課題の解決に向けて、社会福祉協議会本部と「地域いきいきセンター」の各コミュニティにおいて他相談支援機関と協力した個別支援（伴走支援）を行うとともに、同センターにおける「支えあいの仕組み」（地域づくり）を進めることとしています。

柏市独自の施策である「地域いきいきセンター」のコミュニティワーク機能と社会福祉協議会が有する福祉の総合力を有機的に連携して、市民の個別課題や地域課題の解決を目指して取り組んでいます。

令和5年度は、市内10か所目となる「新田原地域いきいきセンター」を開設するとともに、こどもの貧困対策の一環として、こども食堂支援のための食材保管庫の運営と体操服等の学用品給付等の事業を新たに実施しています。

令和6年度においては、地域共生社会の増進と安心して暮らせる地域社会の構築のため、新たな地域健康福祉像を見据えた計画を策定し、地域福祉の向上に努めています。

■令和5年度決算概要

拠 点 区 分		金 額
社会福祉事業会計		661,459,182 円
内 訳	法人運営事業	186,236,783 円
	地域福祉推進事業	295,873,720 円
	共同募金配分金事業	22,738,449 円
	施設管理運営事業	101,112,880 円
	資金貸付・基金運営事業	55,497,350 円
公益事業会計		174,158,728 円
内 訳	施設管理運営事業	13,186,845 円
	在宅福祉サービス事業	160,971,883 円
収益事業会計		0 円
計		835,617,910 円

(4) 事業の概要

① 基本項目

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・第4期柏市地域健康福祉活動計画の推進
 - ・柏市住民福祉大会の開催
- イ 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - ・広報啓発事業（情報紙「紙ひこうき」の発行、ホームページの運用等）
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
 - ・千葉県共同募金会柏市支会の運営、共同募金運動の実施
 - ・共同募金運動の周知、透明性の高い配分金事業の実施
- キ その他法人の目的達成のため必要な事業

② 自主（補助）事業

- ア ボランティアセンター事業
- イ 災害ボランティアセンター
- ウ 地域福祉推進事業
 - ・地域活動拠点事業（風早南部・松葉町・光ヶ丘・豊四季台・富勢・田中・南部・新富・増尾・新田原）
 - ・地区社会福祉協議会への支援
- エ 福祉教育事業
- オ 福祉相談事業
- カ 福祉資金貸付事業
- キ 基金運営事業（セーフティーネット、交通遺児援護金、柏こども未来、支えあい推進等）
- ク 成年後見人事業
- ケ 住民参加型在宅福祉サービス事業（さわやかサービス）
- コ 移動サービス事業「こらくだくん」

- サ 生活支援人材無料職業紹介事業
- シ 自殺予防対策事業（かしわお元気コール事業）
- ス 沼南社会福祉センターの設置経営事業
- セ コミュニティカフェ運営事業

③ 受託事業

- ア 生活福祉資金貸付事業
- イ 福祉サービス利用援助事業
- ウ ファミリー・サポート・センター事業
- エ 地域子育て支援拠点事業
- オ 沼南地域包括支援センター事業
- カ 利用者支援事業
- キ 生活支援体制整備事業
- ク 介護予防センターいきいきプラザ管理運営事業
- ケ 市民後見人推進事業
- コ 成年後見利用促進（中核機関）事業
- サ 総合福祉センター関係事業
- シ エリアごとの支援体制整備事業
- ス ウクライナからの避難者支援事業
- セ こどもの居場所活動等支援事業

④ 指定管理事業

柏市老人福祉センターの管理及び経営

⑤ 団体事務局

- ア 民生委員児童委員協議会事務局
- イ 千葉県共同募金会柏市支会

(5) 主要事業の実績

① 共同募金活動

地域福祉活動費として児童・青少年や障害者・高齢者の福祉事業に使われます。
また、県内の民間社会福祉施設や民間福祉サービス等のほか、大規模災害準備金や災害見舞金として充てられます。

ア 募金金額

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
赤い羽根募金	19,600,373 円	19,419,725 円	18,422,586 円
歳末たすけあい募金	9,714,218 円	10,002,155 円	9,658,527 円

イ 配分金額 ※赤い羽根は前年度募金額の 7 割相当額が県共同募金会より配分

種 類	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
赤い羽根募金 [事業配分・団体助成]	14,028,000 円	13,720,000 円	13,594,000 円
歳末たすけあい募金	9,923,660 円	9,705,894 円	9,144,449 円

② 地域活動拠点事業（地域いきいきセンター）

身近な場（近隣センター等）での相談及び地域活動支援を目的として、風早南部、松葉町、光ヶ丘、豊四季台、富勢、田中、南部、新富、増尾、新田原において、地

域いきいきセンターを開設（週3日～4日）し、福祉相談、ボランティア育成、地域づくり等を実施しています。

利用件数

センター名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
風早南部地域いきいきセンター[H21. 4. 1 開設]	906 件 [内福祉相談 177 件]	743 件 [内福祉相談 156 件]	801 件 [内福祉相談 239 件]
松葉町地域いきいきセンター [H22. 11. 1 開設]	1,349 件 [内福祉相談 158 件]	1,572 件 [内福祉相談 325 件]	1,746 件 [内福祉相談 465 件]
光ヶ丘地域いきいきセンター [H25. 5. 11 開設]	1,126 件 [内福祉相談 291 件]	1,147 件 [内福祉相談 411 件]	1,276 件 [内福祉相談 403 件]
豊四季台地域いきいきセンター[H27. 6. 2 開設]	1,216 件 [内福祉相談 96 件]	1,490 件 [内福祉相談 277 件]	1,128 件 [内福祉相談 294 件]
富勢地域いきいきセンター [H29. 5. 28 開設]	1,524 件 [内福祉相談 198 件]	1,548 件 [内福祉相談 424 件]	1,437 件 [内福祉相談 179 件]
田中地域いきいきセンター [R1. 8. 19 開設]	1,064 件 [内福祉相談 191 件]	930 件 [内福祉相談 198 件]	1,448 件 [内福祉相談 287 件]
南部地域いきいきセンター [R2. 5. 11 開設]	873 件 [内福祉相談 325 件]	1,157 件 [内福祉相談 519 件]	1,182 件 [内福祉相談 589 件]
新富地域いきいきセンター [R3. 4. 27 開設]	655 件 [内福祉相談 108 件]	908 件 [内福祉相談 210 件]	1,033 件 [内福祉相談 314 件]
増尾地域いきいきセンター [R4. 11. 1 開設]	- 件 [内福祉相談 - 件]	172 件 [内福祉相談 30 件]	700 件 [内福祉相談 160 件]
新田原地域いきいきセンター[R5. 5. 7 開設]	- 件 [内福祉相談 - 件]	- 件 [内福祉相談 - 件]	576 件 [内福祉相談 164 件]

③ エリアごとの支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業における多機関協働事業として、庁内および関係機関との連携による体制づくりに取り組んでいます。複合的な課題を抱えた世帯への支援を検討する重層的支援会議を開催し、相談支援専門機関の調整、ネットワークづくりを進めるとともに、いきいきセンターを中心とした伴走支援を実施しています。

ア 重層的支援会議（小会議）等及び伴走支援の実施

重層的支援体制整備事業における多機関協働事業として、重層的支援会議等の開催を通じた関係機関のコーディネート、伴走支援を実施しています。

① 対応ケース数

	R3	R4	R5
延対応ケース数	-	4件	18件
（内）小会議 実施ケース数	-	4件	8件

② 小会議実施回数

	R3	R4	R5
新規	-	4件	4件
継続	-	0件	3件
終了	-	0件	4件
合計		4件	11件

③その他ケース会議実施回数

	R3	R4	R5
回数	-	2回	4回

イ 重層的支援会議（中会議）の実施

相談支援関係機関への事業理解の促進、連携強化を目指し、中会議を実施しています。

	R3	R4	R5
回数	-	1回	8回
参加人数	-	70名	150名

④ 地区社会福祉協議会の支援

市内22か所の地区社会福祉協議会で地域の支えあい活動を展開しています。その支援のため、助成金の交付及び地区担当職員を配置し、活動の推進を図っています。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区担当職員活動回数	1,103回	1,170回	1,268回

⑤ 生活支援体制整備事業

地域支えあい推進協議会の開催・運営、支えあい会議の立上げ・運営、支えあい推進員の育成・活動支援、たすけあいサービス、通いの場の担い手の養成やサービスの開発の業務を行っています。また、たすけあいサービス及び通いの場事業費補助事業を実施しています。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支えあい推進協議会	2回	2回	2回
支えあい会議(地域協議体)の開催	全9地域 12回	全19地域 40回	全21地域 44回
地域支えあい推進員 (生活支援コーディネーター)	全15地域 延1,169回活動	全15地域 延1,175回活動	全11地域 延874回活動

⑥ ボランティアセンター

ボランティアの普及啓発、相談・調整、育成支援等を実施しています。

ア ボランティア登録数

登録種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
グループ	131グループ 2,375人	128グループ 2,344人	134グループ 2,235人
個人	880人	941人	830人
計	3,255人	3,285人	3,065人

イ 登録NPO法人

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
団体数	29団体	29団体	28団体

ウ 相談件数

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ボランティア関係相談	2,509 件	2,010 件	2,240 件
その他福祉相談等	481 件	129 件	160 件
計	2,990 件	2,139 件	2,400 件

エ ボランティアコーディネーター件数

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
コーディネーター件数	108 件	193 件	323 件

オ ボランティア育成講座

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
講座数／開催数	7 講座／15 回	7 講座／16 回	6 講座／14 回
延参加者数	246 人	285 人	241 人

⑦ 柏市総合福祉センターイベント開催事業

ラコルタ 2 階多世代交流スペースは「屋内型の多世代公園で様々なイベントが開催されている場」というイメージで多様な団体からの提案による連携事業を展開しています。

相談、居場所、学習支援、子育て、フレイル予防、障害理解等ニーズに沿った対象別事業を多世代の関わりを意識しながら実施しています。

イベント項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
多世代交流	12回	1,485名	37回	2,511名	71回	3,698名
子育て向け	37回	517名	78回	2,383名	96回	4,027名
児童健全育成	23回	474名	14回	498名	24回	628名
障がい理解・支援	14回	218名	16回	671名	5回	198名
シニア向け	20回	143名	19回	498名	29回	444名
相談支援	82回	696名	96回	1,095名	123回	1,869名
人材育成	3回	50名	6回	87名	9回	176名
展示	4回	—	5回	—	6回	—
計	195回	3,583名	271回	7,743名	363回	11,040名

⑧ さわやかサービス・移動サービス事業

高齢者や障がいがある方、産前産後の母親が、住み慣れた家で安心して暮らせるよう、市民相互の支えあいを基本に、会員制による在宅福祉サービスを提供しています。掃除や調理等の生活援助サービス、外出介助等の介護サービスを実施しています。また、公共交通機関等での移動困難な車いす利用者を目的地まで送迎する移動サービスを提供しています。

ア さわやかサービス

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用会員数	719 人	766 人	843 人
協力会員数	168 人	176 人	164 人
サービス提供件数・時間	3,738件 5,846時間	4,088件 6,441時間	4,235件 6,452時間

[内訳]生活援助サービス	3,371件 5,225時間	3,420件 5,305時間	3,610件 5,353時間
介護サービス	367件 621時間	668件 1,136時間	625件 1,099時間

イ 移動サービス（こらくだくん）

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用登録者数	455人	468人	529人
利用件数	5,199件	4,969件	5,560件
走行距離	91,480km	89,402km	98,093km

⑨ かしわファミリー・サポート・センター

育児の援助をしたい方（協力会員）と育児の援助を受けたい方（利用会員）で構成する会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行うことにより、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりを目指しています。

ア 援助内容

保育所等が開園する前後の時間帯や病後児・保育施設等の休日等の児童の預かり、保育施設等への児童の送迎、仕事と家庭の両立のための必要な援助を行っています。

イ 会員数及び援助件数

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用会員数	2,079 人	2,198 人	2,279 人
協力会員数	333 人	329 人	351 人
両方会員数	122 人	139 人	147 人
事前打ち合わせ件数	188 件	264 件	286件
援助活動件数	6,914 件	7,154 件	9,146件

⑩ 地域子育て支援拠点事業

未就学児親子や妊娠中の方が気軽に集い交流し、情報交換、育児講座の受講、育児相談等に利用できる施設として、平成28年5月に柏市初の「単独型の地域子育て支援拠点」としてはぐはぐひろば沼南を開設しています。また、地域で活動するボランティアグループと子育て中の親子とが一緒に参加するイベント（ニコニコデイズ）も年数回実施し、世代間交流も盛んに行われています。

ア 利用実績

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数	222件	304件	511件
新規利用登録世帯数 (累計数)	473世帯 (5,775世帯)	477世帯 (6,252世帯)	687世帯 (6,939世帯)
年間利用者数 (世帯)	14,442人 (5,953世帯)	13,955人 (5,710世帯)	18,449人 (7,599世帯)

イ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（毎月1回以上）

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実 施 回 数	14回	17回	13回
延 参 加 者 数	326人 194組	400人 165組	325人 170組

ウ ニコニコデイズの実施

年数回をニコニコデイズと称し、ボランティア団体と子育て親子との交流イベントを実施しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	4回	4回	4回
延参加数	91人	103人	226人
延ボランティア数	20人	14人	12人

⑪ 利用者支援事業

子育て支援アドバイザーを配置し、育児に悩む保護者からの個別相談、行政や地域、各種支援サービスの情報提供や紹介、調整を行い、個々の家族がその状況に応じた適切なサービスを選択し、利用することができるように支援しています。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	1,202件	949件	832件
他機関へ繋ぐ	17件	8件	6件

⑫ 福祉相談事業・心配ごと相談事業

福祉相談窓口として、相談受付・自立支援を実施しています。また、相談員を配置し、週2回心配ごと相談所を開設しています。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談担当受付件数	2,175件	3,582件	5,499件
心配ごと相談受付件数	78件	86件	113件

⑬ 福祉資金貸付事業

低所得世帯で、他の施策による援助が困難な方へ貸付を実施しています。

ア 福祉資金貸付（独自貸付）

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般貸付	669件	805件	837件
[50,000円以内]	11,104,682円	13,751,040円	13,664,180円
特別貸付	5件	17件	11件
[100,000円以内]	345,000円	1,424,450円	893,000円
交通費貸付	15件	5件	9件
[320円以内]	4,800円	1,600円	2,880円
計	689件 11,454,482円	827件 15,177,090円	857件 14,560,060円

イ 生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金等（県社協委託）

種 類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合支援資金（通常貸付）	0件 0円	1件 390,000円	1件 600,000円
福祉資金	0件 0円	3件 1,584,700円	4件 1,531,600円
教育支援資金	35件 43,311,900円	35件 47,958,600円	29件 35,266,400円
緊急小口資金（通常貸付）	38件	63件	46件

	3,625,500円	6,109,000円	3,804,700円
臨時特例つなぎ資金	0件 0円	0件 0円	0件 0円
計	73件 46,937,400円	102件 56,042,300円	80件 41,202,700円

⑭ 成年後見利用促進（中核機関）事業

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とし、一次相談機関や司法・福祉専門職等と連携して、地域連携ネットワークを構築しています。※ 成年後見事業から移行した取り組み

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普及啓発(出前講座)件数(参加者数)	7件(108人)	27件(686人)	17件(565人)
※			
各種講座の開催(参加者数)	3回(105人)	10回(307人)	4回(217人)
相談件数 ※	253件	299件	325件
候補者調整会議(調整件数)	8回(18件)	9回(22件)	11回(36件)

⑮ 成年後見事業

社協では、成年後見人や市民後見人の監督人業務を実施しているほか、わたしの望みノートの作成等、意思決定支援業務を行っています。

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受任調整会議数(内審査数)	1回(1件)	2回(2件)	1回(1件)
後見人受任件数(内新規)	15件(4件)	16件(6件)	14件(8件)
監督人受任件数(内新規)	5件(1件)	6件(3件)	9件(3件)

⑯ 市民後見人推進事業

新たな担い手としての市民後見人の養成や支援を行っています。

市民後見人養成講座(令和5年7月6日～令和6年3月15日)

回 数	[座学研修] 全12回(修了式含む) / [現任訓練] 10名 延57回
内 容	[座学研修] 市民後見・成年後見概論, 対象者理解や援助の基礎, 成年後見制度や関係制度・法律, 地域福祉・権利擁護の理念, 成年後見の実務, 後見人活動の実際や市民後見人の心構え等 [現任訓練] 柏市社協が行う法人後見業務への同行や各種演習等
受講者数	11名(うち1名は途中で辞退)

⑰ 福祉サービス利用援助事業

判断能力が十分でないために適切なサービスの提供を受けられない方に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、財産管理、財産保全サービスを行い、地域で自立した生活ができるように支援しています。

ア 相談件数

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計相談件数	151件	144件	121件
[相談者] 本人 親族	15件	13件	17件
ケアマネ等	136件	131件	104件

[対象者] 高 齢 者	106件	102件	67件
知的障害者	3件	8件	3件
精神障害者	22件	21件	20件
そ の 他	20件	13件	31件

イ 訪問調査件数

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実件数	156件	158件	172件
延訪問調査回数	265回	236回	260回

ウ 契約件数

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年度末契約件数	118件	108 件	105 件
内新規契約件数	36件	19 件	17 件
年度内解約件数	28件	29 件	20 件

⑮ 沼南地域包括支援センター

沼南圏域を担当し、高齢者の総合相談・権利擁護、要支援 1・2 及び虚弱な高齢者の介護予防プラン作成、介護予防の啓発、認知症総合支援と理解の促進及びケアマネージャー支援を実施しています。また、地域包括ケアシステムの構築に向け、各種保健・医療・福祉を中心としたネットワークづくり、ニーズに対応する社会資源の開発を行っています。

ア 相談件数、権利擁護（虐待、措置入所調整、成年後見市長申立相談支援）

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談受付件数 （沼南社会福祉センター）	1, 102件	1, 245件	1, 510件
相談受付件数（高柳相談窓口）	526件	596件	702件
権利擁護対応件数	10件	5件	4件

イ 指定介護予防支援事業

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
要支援ケアプラン請求件数	1, 640件	1, 927件	2, 111件
要支援ケアプラン委託件数	2, 590件	2, 520件	2, 373件

⑯ 沼南社会福祉センター設置経営事業

レクリエーション室・調理実習室・研修室・会議室の貸出を行っています。

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用件数・人数	690件 6, 024人	927件 9, 680人	987件 10, 596人

⑰ 老人福祉センター管理経営事業（指定管理者）

3 施設の管理・経営し、介護予防・世代間交流事業を実施しています。

※ 3 施設の介護予防・世代間交流事業 全 5 9 事業 18, 226 人参加

施 設 名	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
柏寿荘	14, 078人	16, 650人	17, 314人
南部老人福祉センター	29, 327人	39, 725人	42, 652人

沼南老人福祉センター	24,570人	27,667人	29,356人
計	67,975人	84,042人	89,322人

指導監査課事業概要

指導監査課	法人担当	1 社会福祉事業者等に係る苦情及び事故報告に関すること。 2 社会福祉法人の設立に係る許可並びに認可，届出及び証明事務に関すること。 3 社会福祉連携推進法人の設立に係る認定，認可及び届出に関すること。 4 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査等の計画策定に関すること。 5 社会福祉法人に対する指導監査等の実施に関すること。 6 有料老人ホームの届出，立入検査等に関すること。 7 保護施設及び無料低額宿泊所に関すること。
	介護事業者担当	8 老人福祉施設等の認可，届出，指導監査等に関すること。 9 介護サービス事業者等の指定，許可及び届出に関すること。 10 介護サービス事業者等の指導監査等に関すること。 11 介護サービス事業者の業務管理体制に係る届出，立入検査等に関すること。
	障害事業者担当	12 障害福祉サービス事業者等の指定，許可及び届出に関すること。 13 障害福祉サービス事業者等の指導監査等に関すること。 14 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制に係る届出，立入検査等に関すること。
	保育施設担当	15 私立保育園等の認可及び認定に関すること。 16 特定教育・保育施設等の指導監査に関すること。 17 認可外保育施設の立入調査に関すること。 18 特定子ども・子育て支援施設の指導監査に関すること。

1 社会福祉法人の認可等

(1) 社会福祉法人の認可

柏市が所管する社会福祉法人（柏市に本部があり、柏市内でのみ事業を実施している社会福祉法人）は令和6年4月1日現在で24あります。

新たな社会福祉法人の設立認可申請があれば、社会福祉法等の規定を満たしているかを審査し、設立の認可決定を行います。また、社会福祉法人設立後、定款の変更や法人の解散・合併の認可決定並びに役員等の変更届の受理を行います。

■柏市が所管する社会福祉法人

社会福祉法人名	本部所在地	主な施設（種別）
千葉県厚生事業団	十余二175-42	(特別養護老人ホーム・養老) ひかり隣保館, ひかり隣保館保育園
桐友学園	大津ヶ丘2丁目19-5	(障害者支援施設) 沼南育成園 (福祉型障害児入所施設) 桐友学園 (障害福祉サービス事業所) 青和園
柏市社会福祉協議会	柏5丁目11-8	社会福祉協議会業務
望陽会	みどり台1丁目3-1	(特別養護老人ホーム・ケアハウス) 望陽荘
千草会	大青田1507-8	おお田保育園, 花の井保育園, 北の杜保育園
あいみ福祉会	大津ヶ丘3丁目3-2	あいみ保育園
豊珠会	篠籠田1390	(特別養護老人ホーム) 八幡苑, 藤心八幡苑, 大津川八幡苑, 八幡苑然然
緑の会	逆井341	(障害福祉サービス事業所) いずみ園 (障害者グループホーム) 増尾台 ウィズホーム
清泉会	手賀1682	(特別養護老人ホーム) アネシス
美野里会	酒井根45-1	(特別養護老人ホーム) 輝陽園 (ケアハウス) つるの家
沼風会	箕輪585	(特別養護老人ホーム) 沼風苑
かたくり会	高田1039-4	(障害福祉サービス事業所) 一ツ木園, ひびき園, あすか園, ひまわり園, 美南園
敬愛会	高田1032-1	(特別養護老人ホーム) ハートかしわ
大和会	藤ヶ谷1076-3	(特別養護老人ホーム・ケアハウス) 沼南の里
マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1113-2	(特別養護老人ホーム) マザーズガーデン
新柏会	中原1815-5	(特別養護老人ホーム) 新柏ヴィヴィアンホーム, ヴィヴィアン保育園, ヴィヴィアン亀甲台保育園
恵史会	豊平町411-30	吉野沢保育園

西口の杜	布施1211-1	西口保育園
楡の木会	戸張1588-2	とばり保育園
みどりの杜	東中新宿3丁目23-1	柏みどり保育園
青葉会	十余二175-66	(障害福祉サービス事業所) W I T H U S, 自閉症サポートセンター, (障害者グループホーム) あおばグループホーム
創仁会	酒井根24	(医療型障害児入所施設) 東葛医療福祉センター光陽園
ぶるーむ	中原1817-1	(障害福祉サービス事業所) アライブ, オレンジ
高柳福祉会	高柳668-1	(障害福祉サービス事業所) わかたけ社会センター, (障害者支援施設) ばんぶーはうす, 咲保育園

■社会福祉法人設立認可件数

年 度	設立認可件数
令和3年度	0件
令和4年度	0件
令和5年度	0件

(2) 社会福祉法人等の指導監査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」により、社会福祉法や老人福祉法などの関係法令の規定に基づき、社会福祉法人をはじめ、社会福祉施設（老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設等）に対して実地監査や特別監査を行います。

監査方法は、法人に対しては、資金の管理内容とともに、評議員・役員の任命、評議員会・理事会の開催状況やその審議内容等を確認しています。また、社会福祉施設に対しては、適正な施設運営や適切な入所者処遇が確保されているかどうかを施設等に直接立ち入り又は書面にて、確認しています。

監査結果により、改善すべき指摘事項があった場合には、口頭や文書により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めています。

■社会福祉法人等の実地監査の状況

種 別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉法人	法人数	23	24	24
	実地監査件数	7	10	7
社会事業授産施設（※）	施設数	1	1	1
	実地監査件数	1	1	1
社会福祉施設	特別養護老人ホーム	施設数	24	24
		実地監査件数	3	1
	養護老人ホーム	施設数	1	1
		実地監査件数	0	0

	ケアハウス	施設数	4	4	4
		実地監査件数	2	0	0

※令和4年度まで生活支援課が指導監査を実施

2 有料老人ホーム

(1) 有料老人ホームの届け出

老人福祉法に定める有料老人ホームの設置等の届け出を受けた際には、その施設内容や運営が「柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱」や「柏市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しているかを確認し、必要な場合には指導・助言を行っています。

■有料老人ホーム等の新設、廃止の状況

年 度	有料老人ホーム			サービス付き高齢者向け住宅		
	新設	廃止	年度末 施設数	新設	廃止	年度末 施設数
令和3年度	4	0	35	4	0	42
令和4年度	2	0	37	1	0	43
令和5年度	3	0	40	1	1	43

※事業譲渡による新設・廃止件数を除く

(2) 有料老人ホームの立入検査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」に基づき、有料老人ホームが「柏市有料老人ホーム設置運営指導要綱」や「柏市有料老人ホーム設置運営指導指針」に沿って適切に運営されているかを立入検査により確認し、改善を要すると認められる場合は必要な指導・助言を行っています。また都市部住宅政策課所管の「サービス付き高齢者向け住宅」についてもあわせて立入検査を行っています。

■有料老人ホーム等への立入検査実施状況

年 度	有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
	施設数※	立入検査件数	施設数※	立入検査件数
令和3年度	31	7	39	19
令和4年度	35	14	42	14
令和5年度	37	17	43	12

※計画を作成した4月1日時点での施設数

3 介護サービス事業者

(1) 介護サービス事業者の指定

介護保険法に基づき介護保険サービスを行う、介護サービス事業者の指定を行います。指定を受けるための申請があった際は、事業所の人員や設備、運営が厚生労働省の定める基準等に適合しているかを審査しています。

■介護サービス事業者の指定、廃止の状況

事業者の区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和5年度末 事業者数
	指定数	指定数	指定数	廃止数	指定数	廃止数	
居宅サービス	28	11	22	9	27	18	365
介護予防サービス	12	6	8	2	16	8	167
総合事業	16	3	19	8	19	14	274
居宅介護支援	4	4	4	4	6	2	125
介護予防支援	0	0	0	0	0	0	21
施設サービス	0	0	2	0	2	0	32
地域密着型サービス	5	1	7	4	13	8	124
地域密着型介護予防 サービス	1	0	1	0	2	1	39
計	66	25	63	27	85	51	1147

(2) 介護サービス事業者の運営指導

介護サービスの質の確保や介護保険給付の適正化を図ることを目的に、介護サービス事業が介護保険法や厚生労働省の定める基準等に適合しているか、実地での記録の確認等を行い、必要に応じた指導を行っています。

■介護サービス事業者の運営指導実施数

事業者の区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数
居宅サービス	334	23	347	13	357	48
介護予防サービス	151	14	152	5	160	24
総合事業	248	10	260	11	270	35
居宅介護支援	125	8	124	6	122	18
介護予防支援	12	0	12	0	12	0
施設サービス	28	2	28	1	30	11
地域密着型サービス	110	6	114	3	119	18
地域密着型介護予防 サービス	36	2	37	0	38	7
計	1,044	65	1,074	39	1,108	161

※計画を作成した4月1日時点での事業者数

4 障害福祉サービス事業者

(1) 障害福祉サービス事業者の指定

障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス等を行う事業者の指定を行っています。指定を受けるための申請があった際は、事業所の人員や設備、運営が厚生労働省の定める基準等に適合しているかを審査しています。

■障害福祉サービス事業者の指定、廃止の状況

事業者の区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和5年度末 事業者数
	指定数	廃止数	指定数	廃止数	指定数	廃止数	
居宅介護	12	1	7	3	4	7	89
重度訪問介護	11	1	2	4	5	4	68
同行援護	1	0	3	3	1	2	27
行動援護	1	0	2	0	1	0	6
生活介護	2	1	4	0	4	0	40
就労継続支援 A 型	0	0	4	0	1	0	9
就労継続支援 B 型	3	1	2	0	2	0	32
就労移行支援	1	0	3	0	2	1	17
就労定着支援	0	0	0	0	2	0	10
療養介護	0	0	0	0	0	0	1
短期入所	2	1	4	0	7	1	29
共同生活援助	7	0	7	2	5	3	47
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	0	2	1	5
宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0	0	1
施設入所支援	0	0	0	0	0	0	2
自立生活援助	0	0	1	0	1	0	2
地域移行支援	2	0	1	1	0	0	13
地域定着支援	2	0	1	1	0	0	13
計画相談支援	2	1	6	2	4	3	39
計	47	7	48	16	41	22	450

(2) 障害児通所支援事業者の指定

児童福祉法に基づき障害児通所支援事業等を行う事業者の指定を行っています。指定を受けるための申請があった際は、事業所の人員や設備、運営がこども家庭庁の定める基準等に適合しているかを審査しています。

■障害児通所支援事業者等の指定、廃止の状況

事業者の区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和5年度末 事業者数
	指定数	廃止数	指定数	廃止数	指定数	廃止数	
児童発達支援	8	2	8	1	7	2	56

放課後等デイサービス	8	3	5	2	8	1	75
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	1
保育所等訪問支援	3	1	1	1	0	1	12
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	1	2
障害児相談支援	2	0	5	1	3	2	31
計	21	6	19	5	18	7	177

(3) 障害福祉サービス事業者等の運営指導

障害福祉サービス等の質の確保や自立支援給付の適正化を図ることを目的に、障害福祉サービス事業等が障害者総合支援法，児童福祉法，厚生労働省の定める基準等及び子ども家庭庁の定める基準等に適合しているか，実地での記録の確認等を行い，必要に応じた指導を行っています。

■障害福祉サービス事業者等の運営指導実施数

事業者の区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数	事業者数※	指導数
居宅介護	77	13	90	27	94	24
重度訪問介護	58	11	71	19	69	17
同行援護	26	5	29	8	29	9
行動援護	4	2	5	2	6	3
生活介護	31	4	36	6	36	8
就労継続支援 A 型	5	1	6	1	8	5
就労継続支援 B 型	26	6	32	5	30	6
就労移行支援	12	1	13	3	16	2
就労定着支援	8	0	8	1	8	0
療養介護	1	0	1	1	1	0
短期入所	18	8	19	5	23	6
共同生活援助	34	10	43	13	45	17
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	3	0	5	0	4	3
宿泊型自立訓練	1	0	1	0	1	0
施設入所支援	2	1	2	0	2	1
地域移行支援	11	6	13	0	13	2
地域定着支援	11	6	13	0	13	2
計画相談支援	33	9	36	7	36	14
児童発達支援	37	4	48	14	51	29
放課後等デイサービス	63	10	70	16	68	32

医療型児童発達支援	1	0	1	0	1	0
保育所等訪問支援	11	1	13	4	13	6
居宅訪問型児童発達支援	3	1	3	1	3	1
障害児相談支援	22	0	24	4	32	8
計	498	99	582	137	602	195

※計画を作成した4月1日時点での事業者数

5 児童福祉施設等

(1) 保育所等の認可及び認定

保育所等の設置認可・認定申請があった際は、児童福祉法等の規定を満たしているかを審査し、設置の認可・認定を行います。

■私立保育所等の設置認可・認定の状況

年 度	施設種別及び数
令和3年度	幼保連携型認定こども園1園，保育所3園，小規模保育事業A型3園
令和4年度	幼保連携型認定こども園1園，保育所3園，小規模保育事業A型4園
令和5年度	幼保連携型認定こども園1園，幼稚園型認定こども園2園， 保育所2園，小規模保育事業A型1園

(2) 保育所等への指導監査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」により、児童福祉法及び子ども子育て支援法の規定に基づき、保育所等に対して実地監査を行っています。

監査結果により、改善すべき指摘事項があった場合には、文書により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めています。

■保育所等への実地監査実施数

種 別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数	実施数	施設数	実施数	施設数	実施数
保育所	49	35	74	74	77	77
小規模保育事業	11	9	15	15	17	17
事業所内保育施設	0	0	0	0	0	0
幼保連携型認定こども園	14	1	15	15	16	16
幼稚園型認定こども園	2	0	2	2	2	2
幼稚園（特定教育・保育施設）	1	0	2	2	3	3
計	77	45	108	108	115	115

(3) 認可外保育施設等への立入調査

毎年度策定する「柏市社会福祉法人等指導監査実施計画」により、児童福祉法に基づき、認可外保育施設に対して立入調査を行っています。調査方法は、厚生労働省が定める「認可外保育施設指導監督基準」に沿って適切に運営されているかを確認し、改善を要すると認められる場合は、文書等により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めるものです。

■認可外保育施設等への立入調査実施数

種 別	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	施設数※	実施数	施設数※	実施数	施設数※	実施数
その他保育施設	11	9	10	12	12	10
家庭的保育事業	0	0	0	1	1	1
事業所内保育事業	21	8	21	21	20	20
企業主導型保育事業	16	14	16	15	14	14
居宅訪問型事業者	28	0	27	0	27	0
計	76	31	74	49	74	45

※計画を作成した4月1日時点での施設数

(4) 特定子ども・子育て支援施設への指導監査

施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的に、子ども・子育て支援法に基づき、指導及び記録の確認等を行っています。

実地指導の結果により、改善を要すると認められる場合は、文書により指摘事項を通知して、改善すべき内容の程度に合わせて、改善報告を求めています。

■特定子ども・子育て支援施設への実地指導実施数

種 別	令和4年度		令和5年度	
	対象数	実施数	対象数	実施数
新制度未移行幼稚園	19	0	17	3
預かり保育事業	18	18	20	3
一時預かり事業 (うち公立)	22 (6)	16 (0)	21 (6)	4 (2)
認可外保育施設	14	13	13	4
事業所内保育施設	20	20	20	0
病児保育事業	2	2	2	1
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1	0	1	0
計	96 (6)	69 (0)	94 (6)	15 (2)

障害福祉課事業概要

障害福祉課	企画総務担当	1 障害者施策に係る調査及び計画に関すること。 2 障害者福祉施設の整備に関すること。 3 福祉のまちづくり等に関すること。 4 障害者福祉団体に関すること。 5 意思疎通支援に関すること。 6 教育福祉会館(障害福祉に係るものに限る。)の管理及び運営に関すること。 7 柏市自立支援協議会に関すること。 8 朋生園及び公有財産(所管に係るものに限る。)に関すること。 9 障害者の就労支援に関すること。
	手帳・給付担当	10 身体障害者(児)の手帳の認定及び交付に関すること。 11 知的障害者(児)の手帳の交付等に関すること。 12 精神障害者(児)の手帳の交付等に関すること。 13 障害者(児)の手当等の決定及び給付に関すること。 14 特別児童扶養手当に関すること。 15 心身障害者扶養年金に関すること。 16 特定疾病療養者見舞金に関すること。 17 重度心身障害者(児)医療費助成に関すること。 18 精神障害者(児)の入院医療費助成に関すること。 19 自立支援医療(更生医療及び育成医療)に関すること。 20 自立支援医療(精神通院)に関すること。
	権利擁護担当	21 基幹相談支援センターに関すること。 22 委託相談支援事業に関すること。 23 障害者の権利擁護及び差別解消に関すること。 24 障害者の虐待防止に関すること。 25 成年後見制度に関すること。
	福祉サービス担当	26 介護給付費等の決定及び支給に関すること。 27 補装具費等の決定及び支給に関すること。 28 障害者の相談支援に関すること。 29 障害支援区分の認定及び柏市障害支援区分等審査会に関すること。

1 各種相談

(1) 相談・支援の機関

障害者に関する各種相談支援を行う機関が設けられています。

区 分	内 容
障 害 福 祉 課	身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付，各種手当や助成金の支給，障害者団体などへの助成を行います。 障害福祉サービスや障害児通所支援，補装具，日常生活用具の利用相談や申請手続きを中心とした，障害種別を問わない相談支援を実施するとともに，障害者虐待や差別解消の対応窓口としての相談支援も行っています。 また，企業で働くことを希望する障害者の就労支援も行っています。
千葉県精神保健福祉センター	こころの健康づくりから精神障害者の社会復帰まで総合的なメンタルヘルスに取り組む専門機関として，精神保健福祉相談の他，技術指導，教育研修，普及啓発，調査研究，審査等の業務を行っています。
千葉県精神科医療センター	県内の精神科医療の中核的医療機関です。精神科救急医療の提供を主な目的とした病院です。
柏市保健所	地域保健・福祉についての広域的・専門的・技術的な対応をします。精神保健，難病対策，エイズ対策等の保健サービスや食品衛生，生活環境，医事・薬事等に関する監視及び指導・検査業務を行っています。
千葉県柏児童相談所	児童(18歳未満)に関する問題について，家庭その他からの相談に応じて必要な調査や医学的，心理学的，教育学的，社会学的及び精神保健上の判定を行い，必要な指導や援助を行う総合的な専門機関です。児童相談所内には必要に応じ児童を一時保護する施設が児童養護施設と同一の基準で設けられています。
千葉県発達障害者支援センター C A S (キャス)	自閉症を中心として発達上の困難を持っている方とその家族支援をする人や機関に対する相談支援を行う機関です。療育支援，就労支援，普及啓発や研修も行っています。
身体・知的障害者相談員	身体障害者や知的障害者に対する相談・支援を行います。

2 手帳の交付

(1) 身体障害者手帳

身体障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。市に申請し交付を受けます。 障害の程度に応じ1級～6級の等級があります。また，手帳の交付申請手続に用いる診断書の作成に関わる料金について 5,000 円を限度に助成しています。

■身体障害者手帳所持者数（総数推移）

区 分 年 度	障害程度					計
	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語機能障害	肢体不自由	内部障害	
令和 3 年度	827	1,008	205	5,760	4,462	12,262
令和 4 年度	835	1,015	198	5,625	4,624	12,297
令和 5 年度	837	1,025	204	5,552	4,647	12,265

■身体障害者手帳所持者数（令和 5 年度内訳）

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

障害名／等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚 障 害	246	290	52	76	128	45	837
聴覚・平衡機能障害	24	238	122	278	5	358	1,025
音声・言語機能障害	8	12	120	64			204
肢 体 不 自 由	1,311	1,214	905	1,385	492	245	5,552
内 部 障 害	2,740	73	641	1,193			4,647
合 計	4,329	1,827	1,840	2,996	625	648	12,265

■身体障害者手帳交付診断料補助金支給状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支 給 件 数	938 人	874 人	1,066 人
支 給 額	4,595,540 円	4,309,070 円	5,246,690 円

(2) 療育手帳

知的障害者に対して一貫した指導，相談を行うとともに，各種のサービスを受けやすくするための手帳です。市に申請し，児童相談所や知的障害者更生相談所（障害者相談センター）に進達し，交付を受けます。程度に応じ㉠～B－2までの等級があります。

■療育手帳所持者数

（各年 3 月 31 日現在）

区 分 年 度	障害程度					計
	㉠ (最重度)	A－1 (重度)	A－2 (重度)	B－1 (中度)	B－2 (軽度)	
令和 3 年度	504人	578人	27人	726人	1,137人	2,972人
令和 4 年度	520人	611人	32人	758人	1,214人	3,135人
令和 5 年度	536人	635人	34人	801人	1,289人	3,295人

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者に対して各種の支援策を講じるとともに，自立と社会参加の促進を図ることを目的とした手帳です。市に申請し，千葉県審査会を経て，交付を受けます。程度に応じ1～3級までの等級があります。また，手帳の交付申請手続に用いる診断書の作成に関わる料金について5,000円を限度に助成しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年 3 月 31 日現在)

区 分 年 度	障 害 程 度			計
	1 級(重度)	2 級(中度)	3 級(軽度)	
令 和 3 年 度	520人	2,263人	1,171人	3,954人
令 和 4 年 度	522人	2,471人	1,343人	4,336人
令 和 5 年 度	510人	2,614人	1,398人	4,522人

※期限切れは含まず

■精神障害者保健福祉手帳交付診断料補助金支給状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
支 給 件 数	1,965 件	1,701件	2,307人
支 給 額	9,218,800 円	7,977,080円	10,853,040円

(4) 手帳による減免制度等

① 運賃・料金等の割引

身体障害者手帳，療育手帳の交付を受けた方に対して J R 運賃，私鉄運賃，バス運賃，航空運賃，タクシー運賃等の割引，NHK 受信料の減免，点字郵便物の無料扱い等。（バスについては，精神障害者保健福祉手帳所持者も対象）

② 税の減免

身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方に対して所得税住民税の障害者控除，自動車税（環境性能割・種別割），軽自動車税（環境性能割・種別割），事業税の減免等。

3 障害者医療

(1) 自立支援医療

障害者総合支援法に基づく公費負担医療で保険診療分の自己負担が 1 割に軽減されるとともに課税状況に応じて月毎の自己負担上限も設定されます。一定所得以上の方は対象外となる場合があります。申請は柏市役所障害福祉課です。

区 分	内 容
精 神 通 院	通院により精神疾患の治療を受けている方
更 生 医 療	視覚，聴覚，音声・言語機能，そしゃく機能，肢体不自由，心臓機能，じん臓機能，小腸機能，免疫機能，肝臓機能のいずれかの身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の方で，医療によりその障害を取り除く，あるいは軽減できると判断された方
育 成 医 療	18 歳未満の方で，現存する疾患を放置すると，将来において視覚，聴覚・平衡機能，音声・言語機能，そしゃく機能，肢体不自由，心臓機能，じん臓機能，呼吸器機能，ぼうこう機能，直腸機能，肝臓機能，免疫機能，その他内臓機能障害のいずれかを残す場合に，医療によりほぼ正常と変わらない機能を回復できると判断された方

(2) 重度心身障害者(児)医療費給付

重度の心身障害者(児)が負担した医療費(健康保険診療分)の自己負担金を除いた医療費を助成。

身体障害者(児)は1・2級,知的障害者(児)は㊤・㊤-1・㊤-2・A-1・A-2の方,精神障害者は1級。(新規取得時が65歳以上の場合は対象外)

同一健康保険加入者等の当該年度の市民税所得割額の合計が235,000円未満の方。

※ただし,対象者が自立支援医療の重度かつ継続に該当する場合は,所得制限なく助成の対象

※令和2年8月1日より,精神障害者1級が支給対象

■重度心身障害者医療費支給制度受給資格者数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給資格者数	4,549人	4,405人	4,339人
支給額	634,677,662円	617,993,661円	651,777,066円

(3) 精神障害者医療費の助成

精神疾患(精神作用物質による急性中毒・依存症,知的障害,認知症を除く。)により入院した場合の医療費(保険診療分)の1/2を助成します。

4 手当等の支給

(1) 市福祉手当

区分	対象	支給月額
寝たきり身体障害者(成人)	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方で,居宅において寝たきりの症状が概ね6箇月以上続いており,介添えがなければ日常生活において自用を満たすことが著しく困難な65歳未満の身体障害者	12,500円
在宅重度知的障害者(成人)	重度以上と判定された在宅の知的障害者※介護保険の給付を受けていない方	12,500円
その他(成人)	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方又は中度以上と判定された知的障害者で上記以外の方	11,000円
児童(20歳未満)の重度	身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方,又は重度以上と判定された知的障害児	14,500円
児童(20歳未満)の中度	身体障害者手帳3・4級の交付を受けた方,又は中度と判定された知的障害児	13,000円
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級の成人及び児童で在宅の方	11,000円

■市福祉手当支給状況(障害者)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	寝たきり身体障害者及び在宅重度知的障害者	408人	421人
	その他成人	4,930人	4,942人
	精神障害者	437人	435人

支 給 総 額	748,793,500 円	750,488,000 円	747,672,000 円
---------	---------------	---------------	---------------

■市福祉手当支給状況（障害児）

区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
対象者数（児童の重度）	238 人	245 人	249 人
対象者数（児童の中度）	254 人	250 人	248 人
支 給 総 額	77,155,000 円	76,289,000 円	80,797,000 円

(2) 国の福祉手当

対 象		支給月額
障 害 児	精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする障害児で、20 歳未満の方	18,220円 (市独自の手当3,000円含む) ※令和5年4月支給額変更 17,850→18,220 円
特別障害者	精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者で、20 歳以上の方	30,980円 (市独自の手当3,000円含む) ※令和5年4月支給額変更 30,300→30,980 円

(3) 特別児童扶養手当

心身に障害を有する児童（20 歳未満）を扶養する方に対し支給、重度は月額 53,700 円、中度は 35,760 円を支給します。

※令和5年4月支給額変更 重度：52,400→53,700円

中度：34,900 →35,760円

(4) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している方が生存中一定の掛金を拠出すると、亡くなったり、又は重度障害となった場合、残された心身障害者に終身一定の年金が給付される制度。

■心身障害者扶養共済加入状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
加 入 者 数	99 人	95人	91人
本 人 負 担 金	7,906,970 円	7,612,030円	7,284,130円
市 負 担 金	210,900 円	120,335円	134,235円

■心身障害者扶養共済支給状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受 給 者 数	107 人	106人	105人
支 給 金 額	32,620,000 円	32,290,000円	31,080,000円

(5) 特定疾病療養者見舞金

千葉県の特典医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者票または柏市小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方に、年額30,000円を見舞金として支給します。

■特定疾病療養者見舞金支給状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給者数	3,443人	3,560人	3,724人
支給金額	103,290,000円	106,800,000円	111,720,000円

5 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、身体・知的・精神障害の三障害を有する方及び難病患者に対し、在宅や施設における支援が行われています。

■障害福祉サービスの種類

サービス名		内 容
介護 給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排泄、食事などの介護、掃除、買物、調理等の援助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動に著しい困難があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事などの介護や外出時の移動の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により移動が著しく困難な方に、外出時における必要な情報の提供や移動の介護を行います。
	行動援護	知的障害、精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、危険回避のための援助や外出時の移動の介護を行います。
	療養介護	医療が必要で常に介護が必要な方に主として日中に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行います。
	生活介護	常に介護が必要な方に、主として日中に施設で入浴や排泄、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護を行う方が病気などの場合に、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護の必要の程度が著しく高い方に居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	施設入所支援	主として夜間に、入浴や排泄、食事の介護などをします。
訓練等 給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する方に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練をします。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために訓練をします。
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された方の就労の継続を図るため、各般の問題に関する相談、指導及び助言等を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活住居で入浴や排泄、食事の介護、相談や日常生活上の援助を行います。

■障害児通所支援の種類

サービス名	内 容
児 童 発 達 支 援	療育を必要とする未就学児を対象とする通所による支援です。
医 療 型 児 童 発 達 支 援	肢体不自由があり機能訓練や医療型支援が必要な方が対象です。
放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	小, 中, 高生を対象としています。学校の放課後や休日向けのサービスです。
保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所, 幼稚園, こども園, 小学校などに在籍している障害を持った子供に対して, 児童発達支援センター等が巡回により支援します。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用が出来ない重度の児童が対象です。居宅を訪問し, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識技能の付与, 集団生活への適応訓練等の支援を行います。

■障害福祉サービス支給決定の状況

(各年度末現在)

	区 分	支 給 決 定 者 数		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護 給付	居 宅 介 護 (ホ ー ム ヘ ル プ °)	635 人	652人	668人
	重 度 訪 問 介 護	31 人	42人	45人
	行 動 援 護	20 人	23人	23人
	重度障害者等包括支援	0 人	0人	0人
	同 行 援 護	107 人	109人	113人
	療 養 介 護	30 人	31人	29人
	生 活 介 護	671 人	703人	736人
	短 期 入 所 (シ ョ ー ト ス テ イ)	888 人	915人	971人
	施 設 入 所 支 援	185 人	187人	185人
訓練等 給付	共 同 生 活 援 助 (ク ー ル ー フ ° ホ ー ム)	450 人	543人	624人
	自 立 訓 練	17 人	38人	34人
	就 労 移 行 支 援	153 人	151人	182人
	就 労 継 続 支 援	760 人	830人	894人

■障害児通所支援支給決定の状況

(各年度末現在)

	区 分	支 給 決 定 者 数		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障害児 通所給付	児 童 発 達 支 援	570 人	679人	854人
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	27 人	25人	21人
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	934 人	1, 048人	1, 152人
	保 育 所 等 訪 問 支 援	232 人	248人	304人

6 補装具費の支給

障害の部位を補うことや機能低下への代償、変形への対応などを目的とする補装具の購入や修理に要した費用の一部又は全部を助成しています。

■補装具費支給の状況

年 度 区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	年 度 区 分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
義手	1 件	1件	2件	補聴器	155 件	151件	162件
義足	38 件	34件	31件	車椅子	95 件	83件	114件
下肢装具	85 件	106件	86件	電動車椅子	29 件	36件	26件
靴型装具	55 件	35件	45件	座位保持椅子	8 件	9件	10件
体幹装具	0 件	0件	0件	起立保持具	1 件	0件	0件
上肢装具	0 件	1件	1件	歩行器	2 件	6件	2件
座位保持装置	77 件	76件	73件	頭部保持具	7 件	7件	4件
視覚障害者用安全杖	16 件	17件	28件	排便補助具	0 件	0件	0件
義眼	0 件	0件	0件	歩行補助杖	7 件	1件	8件
車載用座位保持椅子	0 件	0件	0件	重度障害者用 意思伝達装置	5 件	3件	7件
眼鏡	12 件	13 件	12 件				

7 地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づいて以下の事業が行われています。

事 業 名	内 容
相 談 支 援 機 能 強 化 事 業	相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう専門的職員がいる事業者に委託します。
意 思 疎 通 支 援 事 業	手話通訳者の設置、派遣、要約筆記者の派遣、養成を行います。
日 常 生 活 用 具 費 助 成 金	日常生活の不便の低減と自力での生活の便宜を図るための用具を購入する費用の一部又は全部を助成します。
移 動 支 援 事 業	重度の下肢障害、体幹機能障害、移動機能障害、知的障害、精神障害1、2級で屋外での移動が困難な方の外出を支援します。
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	障害者が通所し、創作的活動や生産活動、地域との交流を行う施設です。
日 中 一 時 支 援 事 業	障害者(児)を介護している家族等が一時的に介護できない場合に施設等で日中の見守り等を行います。
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	家族等の介護者による入浴が困難な場合に、訪問入浴車による自宅での入浴を提供します。
点 字 ・ 声 の 広 報 等 発 行 事 業	視覚障害者向けの点字や朗読による広報等を発行します。
奉 仕 員 養 成 ・ 研 修 事 業	手話奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成のための講習会を開催します。
運 転 免 許 取 得 費 ・ 改 造 費 助 成	身体障害者が運転免許を取得する費用や障害に合わせて運転補助装置を取付ける場合の改造費を助成します。

■意思疎通支援実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣延人数	518人	520人	641人
要約筆記者派遣延人数	50人	85人	78人

■日常生活用具費支給の状況

年 度 区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	年 度 区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
視覚障害者用ポータブルレコーダー	3件	9件	8件	移動用リフト	3件	2件	0件
視覚障害者計時器	4件	8件	3件	移動支援用具	3件	1件	3件
点字タイプライター	0件	0件	1件	居宅生活動作補助用具	12件	6件	6件
電磁調理器	0件	0件	1件	透析液加温器	11件	14件	9件
視覚障害者計体温計(音声式)	3件	6件	2件	酸素ボンベ運搬車	0件	0件	0件
点字図書	0件	0件	0件	ネブライザー	7件	10件	11件
視覚障害者計体重計	1件	2件	2件	火災警報器	0件	0件	1件
視覚障害者用拡大読書器	5件	11件	9件	自動消火器	0件	0件	1件
歩行時間延長信号機用小型送信機	0件	0件	0件	電気吸引器	14件	22件	19件
点字ディスプレイ	0件	1件	2件	訓練いす	0件	0件	0件
視覚障害者用活字文書読上装置	0件	0件	4件	訓練用ベット	0件	0件	0件
聴覚障害者用屋内信号装置	0件	2件	7件	頭部保護帽	18件	13件	21件
聴覚障害者用通信装置(FAX含)	4件	2件	3件	点字器	1件	2件	2件
聴覚障害者用情報受信装置	0件	0件	0件	人工喉頭	2件	5件	7件
便器	0件	0件	0件	収尿器	2件	0件	2件
特殊便器	0件	0件	0件	ストーマ装具	2,310件	2,325件	1,806件
特殊マット	4件	3件	16件	歩行補助杖	3件	0件	2件
特殊寝台	6件	11件	11件	紙おむつ	521件	530件	435件
特殊尿器	0件	0件	0件	視覚障害者用テーブ レコーダー	0件	0件	0件
入浴担架	0件	0件	0件	情報通信支援用具	6件	3件	8件
体位変換器	0件	0件	3件	ICタグレコーダー	0件	0件	0件
携帯用会話補助装置	3件	2件	0件	パルスオキシメーター	2件	2件	2件

入浴補助用具	10件	4件	11件	取付費	0件	0件	0件
--------	-----	----	-----	-----	----	----	----

■移動支援事業実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	3,672人	4,190人	4,774人

■地域活動支援センターの実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	2,414人	2,398人	2,301人

■日中一時支援事業の実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	2,665人	2,496人	2,653人

■訪問入浴サービスの実施状況

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延人数	396人	383人	436人

■運転免許取得費・改造費助成

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	6件	3件	5件

8 その他のサービス

区 分	内 容
心 身 障 害 者 自 動 車 燃 料 費 の 助 成	障害者が日常生活に使用する自動車の燃料費の一部（ガソリン54円/リットルと軽油33円/リットルの税相当分）を、年間最大600リットル(所得制限該当者は300リットル)を限度として助成します。
福 祉 タ ク シ ー 料 金 の 助 成	障害者がタクシーを利用した場合（障害程度に制限がある）年間最大 120 枚(腎臓障害1級で人工透析治療者は年間最大240枚)の利用券を交付し、乗車1回につき乗車した福祉タクシー運賃から障害者割引を控除した額、ただし迎車料金も運賃に含め（上限は720円）を助成します。※所得制限該当者は、年間最大60枚（腎臓機能障害1級で人工透析治療者は年間最大120枚）
聴 覚 障 害 者 等 フ ァ ッ ク ス 基 本 料 金 の 助 成	聴覚障害者等の日常生活を円滑にし、経済的負担を軽減するため、ファックスの基本料金の一部を助成します。
一 時 介 護 委 託 料 助 成	在宅障害者（児）を介護している保護者が疾病等の理由により、家庭介護が困難となり、一時的に有料で介護人に委託した際の費用の一部を助成します。
ねたきり心身障害者寝具乾燥消毒及び寝具の丸洗い	ねたきりの心身障害者等に対し、使用している寝具の乾燥消毒を行うほか、失禁等があるときは、丸洗いを行います。
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 施 設 等 通 所 者 交 通 費 助 成	障害福祉サービス事業施設等に通所している方に対し、交通費の一部を助成します。

■心身障害者自動車燃料費の助成

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助 成 件 数	3,771 件	3,729 件	3,763 件
支 給 金 額	70,841,537 円	71,568,772 円	71,051,366 円

■福祉タクシー料金の助成

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助 成 件 数	91,025 件	82,936件	83,534件
支 給 金 額	60,115,210 円	59,713,620円	58,209,100円

■聴覚障害者等ファックス基本料金助成

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助 成 件 数	95 件	93件	86件
支 給 金 額	722,662 円	700,270円	657,870円

■一時介護委託料助成

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助 成 件 数	909 件	763件	697件
支 給 金 額	2, 936, 650 円	2, 743, 426円	2, 479, 300円

■寝具乾燥消毒・丸洗い実施状況

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
実 施 延件数	乾燥消毒	48 件	38 件	36 件
	丸洗い	0 件	0 件	0 件

■障害福祉サービス事業施設等通所者交通費助成

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助 成 件 数	869 件	949件	1, 011件
支 給 金 額	13, 679, 697 円	14, 521, 529円	16, 077, 188円

9 就労支援事業

柏市内在住で一般企業での就労を希望する 15 歳以上の身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害者または国が定める難病と診断された方を対象に、就労に関する各事業により、障害者の自立と社会参加を促進します。

(1) 就労支援関連事業

- ① 就労中の方を対象に、ジョブコーチの派遣等による定着支援を実施します。
- ② 企業への普及・啓発活動や障害者雇用に関する相談等を実施します。
- ③ 主に精神・発達障害が疑われる障害者手帳未所持者を対象に就労支援を実施します。
- ④ 社会参加の機会創出や障害理解の推進、市内障害福祉サービス事業所の工賃向上等を実施します。

■就労支援事業実施状況

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ジョブコーチ派遣事業 (実 人 数)	3 人	4 人	8 人
社会参加・就労支援事業 (実 人 数)	97 人	84 人	109 人

(2) チャレンジドオフィスかしわ（市単独事業）

障害者を市が会計年度任用職員として雇用し、実務経験を活かし、一般企業等への就職を目指します。

■就職実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
就職者数	4 人	5 人	一人

※令和 5 年度より人事課主管となったため実績なし

生活支援課事業概要

生活支援課	庶務・事業担当	1 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護金品等の支給に関すること。 2 法外援護支給金等の支給に関すること。 3 生活保護法の指定医療・介護機関等に関すること。 4 生活一時資金の償還に関すること。 5 生活保護適正化等事業に関すること。 6 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に関すること。
	保護第一担当／保護第二担当	7 法外援護支給金等の決定に関すること。 8 中国残留邦人等に関すること。 9 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 10 無縁者の埋葬等に関すること。 11 保護施設及び無料低額宿泊所の利用に関すること。 12 ホームレスに関すること。

1 生活保護

生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護は、厚生労働大臣が定めた保護の基準に基づき、保護を受けている世帯の金銭又は物品の不足分を補うことにより行われます。

2 対象

生活に困窮する方が、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用し、また民法に定める扶養義務者による扶養や他の法律に定める扶助を受けてもなお国で定めた最低限度の生活が営めない場合、保護の対象となります。

3 保護の種類

種 別	内 容
生活扶助	食えるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常の暮らしのための費用
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用
教育扶助	学用品、教材費、給食費、学級費などの義務教育を受けるための費用
介護扶助	居宅介護・施設介護を受けるための費用（※現物支給）
医療扶助	病気やけがの治療のための医療にかかる費用（※現物支給）
出産扶助	出産をするための費用
生業扶助	仕事につくための費用、技能や技術を身につけるための費用
葬祭扶助	葬祭にかかる費用

4 生活保護の基準

基準は要保護者の年齢、世帯構成、所在地域等の必要な事情を考慮した上で、健康で文化的な最低限度の生活の需要を満たすものとして定められており、一般の生活水準の動向に対応して改定されています。

■最低生活費（月額）の具体的事例

令和6年度国基準[柏市は2級地－1]（令和6年4月1日現在）

世帯状況		最低生活費	生活扶助	児童養育加算	教育扶助	住宅扶助
標準3人世帯	33歳男(傷病), 29歳女(就労), 4歳子	167,480円	144,290円	10,190円		13,000円
夫婦子2人世帯	35歳男(傷病), 30歳女(就労), 9歳子(小学生), 4歳子	203,440円	166,860円	20,380円	3,680円	13,000円
高齢2人世帯	72歳男, 67歳女	128,230円	115,230円			13,000円
高齢1人世帯	70歳女	84,990円	71,990円			13,000円

- (注) 1 冬季加算は、世帯人数により加算額(月額)が決められ、11月から翌年3月まで生活扶助に加わります。具体的には、1人世帯2,630円、2人世帯3,730円、3人世帯4,240円、4人世帯4,580円、5人世帯4,710円、6人世帯5,010円、7人世帯5,220円、8人世帯5,380円、9人世帯5,560円、10人世帯5,740円、以降、世帯員が1人増すごとに180円を加えます。
- 2 介護保険料を普通徴収で賦課されている場合は、その賦課額を介護保険料加算として生活扶助に加えます。
- 3 住宅扶助の基準額は、13,000円以内となっていますが、厚生労働大臣が世帯人数で別に定めた額があります。このため、現実的には、1人世帯41,000円以内、2人世帯49,000円以内、3～5人世帯53,000円以内、6人世帯57,000円以内、7人以上の世帯64,000円以内となります。また、世帯員の状況、当該地域の住宅事情により限度額を超えることがやむを得ないと認められる場合は、特別基準を適用しています。
- 4 上表の教育扶助には、小中学校の給食費を含めていませんので、給食費の実額が加わります。
- 5 生活保護費として給付する額は、世帯員全員の給料等の勤労収入、年金、手当、仕送りなど、あらゆる収入の合算額が最低生活費に足りない額になります。
- なお、給料等の勤労収入には、収入に応じた額が勤労控除として収入から除外して算定することとしています。

5 法外援護

被保護者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、一般世帯との水準格差を補うために行っています。

種 別	内 容 と 支 給 額
出 産 料 差 額	出産料として請求された額又は柏市国民健康保険条例(昭和63年柏市条例第8号)第5条第1項に定める額のいずれか低い額と生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)に定める出産扶助基準の額(以下「出産扶助基準額」という。)との差額。ただし、この差額が50,000円に満たない場合は、出産料として請求された額と出産扶助基準額との差額又は50,000円のいずれか低い額
修 学 旅 行 支 度 金	修学旅行に参加する小学生 小学生1人当たり 3,000円 又は中学生 中学生1人当たり 5,000円

6 保護の動向

近年の動向としては、平成20年秋からの経済情勢の悪化に伴い保護開始件数が急増していましたが、平成22年度後期からは、やや緩やかな増加となっています。今後は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症への引き下げにより雇用情勢が変化するものの、長引く物価高騰の影響により、生活保護開始件数の更なる増加が推測されます。

一方、世帯類型別では、高齢者世帯が全体の約半数を占め、令和2年度からその他世帯が増加しています。今後も、高齢化社会の進展も相まって引き続き増加することが推測されます。

■保護世帯数等

(各年度末福祉行政報告例)

年 度	世 帯 数 (世帯)	人 員 (人)	保 護 率 (千人当たり) (%)	開 始 件 数	医療扶助率 (%)	対前年度伸び率 (%)		
						世 帯	人 員	開 始
令和3年度	3,923	4,903	11.44	606	85.8	2.5	1.6	9.8
令和4年度	4,030	4,987	11.55	595	85.6	2.7	1.7	-1.9
令和5年度	4,103	5,021	11.60	604	87.3	1.8	0.7	1.5

■世帯類型別の構成割合

(令和5年8月福祉行政報告例)

区 分	全 国	千葉県	柏 市
高 齢 者	55.4%	52.8%	50.4%
母 子	3.9%	3.7%	3.9%
傷病障害	24.9%	24.7%	27.0%
そ の 他	15.8%	18.8%	18.7%
計	100.0%	100.0%	100.0%

■高齢者・母子世帯の推移

(各年度8月分福祉行政報告例)

	高 齢 者	母 子
令和3年度	50.8%	4.3%
令和4年度	49.8%	4.1%
令和5年度	50.4%	3.9%

■被保護世帯・人員の推移

年 度 区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 口（各年度3月1日）		429,865	432,540	434,023
被 保 護 世 帯 数		3,923	4,030	4,103
被 保 護 実 人 員		4,903	4,987	5,021
保 護 率（‰）		11.44	11.55	11.60
生 活 扶 助 人 員		4,270	4,347	4,401
教 育 扶 助 人 員		279	268	236
住 宅 扶 助 人 員		4,346	4,440	4,490
介 護 扶 助 人 員		1,021	1,060	1,130
医 療 扶 助 人 員		4,208	4,269	4,384
医 療 扶 助 率（％）		85.8	85.6	87.3

■保護の開始、廃止

年 度 区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保 護 開 始	世帯数	606	595	604
	人員	726	726	721
保 護 廃 止	世帯数	482	494	531
	人員	558	562	634

年 度 扶助別・区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生 活 扶 助 費	延人員 金額（円）	51,060人 2,585,444,373円	51,452人 2,594,179,109円	52,143人 2,667,484,936円
委 託 事 務 費	延人員 金額（円）	0人 0円	254人 5,852,580円	264人 5,777,150円
教 育 扶 助 費	延人員 金額（円）	3,213人 30,812,362円	3,055人 29,067,552円	2,845人 27,054,955円
住 宅 扶 助 費	延人員 金額（円）	52,059人 1,694,468,240円	52,531人 1,722,523,250円	53,290人 1,757,288,562円
医 療 扶 助 費	延人員 金額（円）	50,096人 4,069,390,536円	50,925人 3,990,798,680円	52,311人 4,266,112,599円
介 護 扶 助 費	延人員 金額（円）	12,249人 314,647,602円	12,516人 341,775,633円	13,220人 350,616,978円
出 産 扶 助 費	延人員 金額（円）	2人 814,140円	1人 6,000円	0人 0円
生 業 扶 助 費	延人員 金額（円）	1,082人 12,816,875円	1,115人 14,167,943円	1,020人 12,660,543円
葬 祭 扶 助 費	延人員 金額（円）	128人 22,738,843円	94人 24,912,967円	64人 20,549,380円
就 労 自 立 給 付 金	実人員 金額（円）	46人 2,777,616円	49人 2,200,237円	70人 3,677,407円
進 学 準 備 給 付 金	実人員 金額（円）	6人 600,000円	6人 800,000円	7人 900,000円
施 設 事 務 費	延人員 金額（円）	393人 33,123,790円	198人 29,969,613円	199人 30,325,779円

扶 助 費 計	延人員 金額 (円)	170,334人 8,767,634,377円	172,196人 8,756,253,564円	175,433人 9,142,448,289円
法 外 援 護 費	実人員 金額 (円)	7人 40,102円	26人 897,910円	18人 87,000円
計	延人員 金額(円)	170,341人 8,767,674,479円	172,222人 8,757,151,474円	175,451人 9,142,535,289円

■生活保護扶助別、延人員及び扶助費支出状況

7 施設措置状況

日常生活を独立して行うことができない要保護者のための生活施設です。
千葉県内の4施設に入所しています。

■施設措置状況

(令和5年4月1日現在)

施 設 名	種 類	所在地及び設置主体	定員	措置人員
房 総 平 和 園	救護施設	大網白里市(社会福祉法人)	100人	2人
松 風 園	〃	千葉市(社会福祉法人)	96人	4人
厚 生 園	〃	香取市(社会福祉法人)	100人	1人
猿 田 の 丘 な で し こ	〃	銚子市(社会福祉法人)	50人	0人
計			346人	7人

8 行旅病人及び行旅死亡人

救護者のない行旅中の病人及び引取者のない身元不明死亡人を行旅病人及び行旅死亡人取扱法により取り扱います。

■行旅病人及び死亡人数推移

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行 旅 病 人	0人	0人	0人
行 旅 死 亡 人	9人	16人	13人
取 扱 い 費 用	2,209,730円	4,033,526円	3,443,544円

9 生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方などに対し、自立などを目的として次の事業を行います。

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者の方の相談に応じて、課題の解決、自立へ向けたプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。

(2) 住居確保給付金

離職などによって住居を失うおそれのある方や、失った方に対して、一定額を限度に家賃相当額を支給し、再度の就職や増収を支援します。

(3) 就労準備支援事業

様々な理由により就労が困難な方に対して、コミュニケーション能力の向上や、不規則な生活の改善、事業所での就労体験など、就労に向けた基礎能力の形成を支援します。

(4) 家計改善支援事業

金銭管理など家計に問題を抱える方に、収支状況の把握と改善の手助け、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援、債務整理に関する支援などを行います。

(5) 生活困窮世帯等の子どもの学習支援

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯等の中学校2年生（選択制）・3年生、高校生（前年度までの利用者）を対象に学習支援を実施します。また併せて社会的な居場所づくりを支援し、子どもの健全育成を目指します。

■生活困窮者自立支援事業実施状況

区 分				年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新 規 相 談 受 付 件 数					745件	1001件	948件
プ ラ ン 作 成 件 数					509件	434件	302件
住 居 確 保 給 付 金					292件	207件	49件
就 労 準 備 支 援 事 業					27件	57件	70件
家 計 改 善 支 援 事 業					57件	123件	131件
一 時 生 活 支 援 事 業					6件	10件	26件
学 習 支 援 事 業	最 終 参 加 者 数	中 学 校	1	年 生	—	—	—
			2	年 生	101人	—	45人
			3	年 生	97人	112人	107人
		高 校 生（前年度利用者のみ対象）		20人	66人	95人	
	高 校 進 学 者 数		61人	106人	96人		

こども部

こども政策課事業概要

こども政策課	企画政策担当	1 子ども・子育て支援に係る計画に関すること。 2 柏市子ども・子育て会議に関すること。 3 子ども・子育て支援に係る施策の総合調整に関すること。 4 健康医療部，福祉部及びこども部内の組織，定員，予算及び人材育成に係る調整に関すること。 5 部内の事業調整及び庶務に関すること。
	複合施設担当	6 複合施設の設置準備に関すること 7 複合施設の整備に関すること 8 複合施設の管理及び運営に関すること

1 児童の年齢別人口

児童が、心身ともに健やかに生まれ、育成されるとともに、その生活が保障され、愛護されなければならないという児童福祉の理念の下に、各種の福祉施策が図られています。

児童福祉法における児童とは、満18歳に満たない者をいい、次のように分けられています。

- ・乳児：満1歳に満たない者
- ・幼児：満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・少年：小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者

(各年度3月31日現在) 単位：人

年齢	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0	3,091	2,947	2,896
1	3,318	3,305	3,130
2	3,501	3,385	3,378
3	3,587	3,555	3,450
4	3,756	3,631	3,567
5	3,680	3,800	3,670
小計	20,933	20,623	20,091
6	3,847	3,689	3,821
7	3,826	3,893	3,719
8	3,586	3,849	3,912
9	3,703	3,621	3,853
10	3,697	3,739	3,642
11	3,866	3,733	3,754
12	3,907	3,869	3,739
13	3,941	3,932	3,883
14	3,838	3,943	3,935
15	3,714	3,851	3,967
16	3,684	3,749	3,858
17	3,795	3,713	3,755
計	66,337	66,204	65,929

2 子育て支援事業

子育て支援情報の提供

① かしわこそだてハンドブックの発行

市内の子育て情報を一元化した「かしわこそだてハンドブック」を官民協働事業により、市の財政負担なしで毎年発行し、公共施設や子育て関連施設で配布しています。

② 子育てサイト「はぐはぐ柏」の運営

市の子育て支援情報や市民活動団体の情報も取り入れた子育てサイトを運営し、妊娠・出産・子育てに関する行政情報、児童センター等のイベント情報等の発信を行っています。

■サイトへのアクセス件数

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	1, 946, 269	2, 047, 833	1, 898, 759	1, 813, 893

③ LINE公式アカウント、Instagramアカウントによる子育て情報の配信

平成29年6月から、無料コミュニケーションアプリ「LINE公式アカウント」、令和4年9月から、「Instagramアカウント」を活用し、イベントや子育て支援サービスなどの子育て情報を配信しています。

子育て支援課事業概要

子育て 支援課	子育て 支援担当	1 子育て支援事業に関すること。 2 児童センターの管理及び運営に関すること。 3 子育て支援に関する人材育成に関すること。 4 子育て支援の啓発に関すること。
------------	-------------	---

1 子育て支援事業

(1) 児童センター

就学前の子どもと保護者の支援、18歳までの子どもの居場所、地域の人たちとのふれあいの場の提供を行っています。子どもが自由に利用できるほか、各年齢・親子などを対象に各種の行事を行っています。また、公園等で未就園児親子の遊びや交流の時間を提供する「ふれあい親子広場わいわい」や親支援事業としてBPプログラムやペアレント・プログラムなどを行っています。

■所在地等

センター名	住 所	電 話
しこだ児童センター	篠籠田 609-5	7145-2522
豊四季台児童センター	かやの町 2-26	7144-5363
永楽台児童センター	永楽台 2-11-25 (永楽台近隣センター内)	7163-4050
高柳児童センター	高柳 1652-1	7190-1348
光ヶ丘遊戯室	光ヶ丘団地 200-5 (光ヶ丘近隣センター内)	7170-7600
南部こどもの広場	新逆井 2-5-13 (南部近隣センター内)	7173-1333
布施遊戯室	布施 1196-5 (布施近隣センター内)	7135-3960

■利用者数

	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数
しこだ児童センター	292日	12,048人	293日	15,905人	298日	20,963人
豊四季台児童センター	296日	13,617人	297日	14,624人	298日	15,265人
永楽台児童センター	346日	8,619人	347日	10,922人	348日	11,113人
高柳児童センター	297日	9,561人	297日	11,381人	298日	14,944人
光ヶ丘遊戯室	302日	4,024人	302日	4,491人	304日	6,977人
南部こどもの広場	347日	16,396人	347日	19,751人	348日	23,829人
布施遊戯室	347日	3,864人	347日	4,101人	348日	5,659人

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 目的

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育て親子の孤立や子育てに係る不安や負担が課題となっているため、子育ての当事者である乳幼児の親同士が支え合い、子ども同士も育ち合う関係づくりを目的としています。

② 事業の内容

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

■所在地等

拠点名	住 所	電 話
はぐはぐひろば沼南	風早 1-2-2（沼南社会福祉センター内）	7128-5665
はぐはぐひろば柏たなか	大室 1 丁目 4（柏市地域子育て支援施設内）	080-7888-2525

■利用者数

拠点名	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数	開館日数	利用者数
はぐはぐひろば沼南	291 日	14,442 人	293 日	13,966 人	290 日	18,449 人
はぐはぐひろば柏たなか	290 日	16,850 人	290 日	17,280 人	269 日	19,863 人

※はぐはぐひろば沼南は、平成28年5月開設。はぐはぐひろば若柴（現：はぐはぐひろば柏たなか）は、平成29年11月開設。

(3) 乳幼児一時預かり事業

① 目的

家庭における保育が一時的に困難となっている乳幼児を預かることにより、子育て中の保護者を支援するとともに、その負担を軽減することを目的としています。

② 事業内容

生後 6 か月から就学前までの児童を、預かりの理由は問わず、1 時間単位で預かります。

■所在地等

施設名	住 所	電 話
はぐはぐポケット中央	柏四丁目 9 番 7 号（柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」1 階）	7128-6586

■活動実績

年度	登録者数	利用者数
令和 3 年度	260 人	1,163 人
令和 4 年度	280 人	1,343 人
令和 5 年度	266 人	1,749 人

(4) ファミリー・サポート・センター事業（再掲）

82 ページ（11 柏市社会福祉協議会との連携・支援）参照

(5) ブックスタート事業

絵本を介して親子が向き合い、目と目を合わせて「ことばかけ」をすることにより、親子の絆が結ばれ、より深まることを目的とする活動を実施しています。

柏市では、1 歳 6 か月児健康診査の際に、ボランティアがブックスタートの意義などを伝えながら、地域の親子みんなにふれあいのきっかけとして絵本を手渡しています。

■活動実績

年度	受取者数	読み聞かせ活動参加 ボランティア(延べ)
令和3年度	3,230人	0人
令和4年度	3,194人	21人
令和5年度	3,134人	210人

(6) 遊びの広場

① 目的

子どもの健やかな育ち及び子育て家庭の子育てを支援するため、子どもの主体的な遊びを促進し、保護者相互の交流を支援することを目的としています。

② 事業内容

小学校3年生までの児童及び保護者を対象に、屋内にある公園として、気軽に立ち寄り、遊べる場を提供しています。

■所在地等（令和6年4月1日開設）

施設名	住 所	電 話
遊びの広場	柏四丁目9番7号（柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe」1階）	7128-6573

こども福祉課事業概要

こども福祉課	給付・支援担当	1 助産施設に關すること。 2 母子・父子自立支援相談に關すること。 3 ひとり親家庭等の自立支援に關すること。 4 母子父子寡婦福祉資金に關すること。 5 児童扶養手当及び遺児等養育手当等の支給に關すること。 6 児童手当の支給に關すること。 7 子ども医療費助成に關すること。 8 子どもの貧困対策の連絡調整に關すること。
--------	---------	--

1 ひとり親家庭の子育て支援

児童を扶養しているひとり親家庭について、児童の育成や生活の安定向上を図るため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」が制定され、その福祉増進のための施策が図られています。対象は、次のとおりです。また、この法律による「児童」とは20歳未満のかたをいいます。平成26年10月の法改正により、父子家庭も含め、ひとり親家庭の支援を行っています。

(ひとり親家庭の対象)

- ・離婚し、現在も内縁関係含め婚姻していないかた
- ・配偶者が死亡したかた
- ・未婚で母または父になり児童を扶養しているかた
- ・配偶者が重度障害にあるかた
- ・配偶者の生死が明らかでないかた
- ・配偶者から引き続き1年以上遺棄されているかた
- ・配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されているかた 等

(1) ひとり親世帯等の状況

ひとり親世帯となった原因の多くは離婚によるものです。

その他の原因には死亡によるもの、未婚の母による出産等があります。

■母子世帯の原因及び世帯数（児童扶養手当受給世帯）

区 分 年 度	総 数	離 婚	死 亡	未婚の母	遺 棄	その他
令和3年度	1,907	1,621	25	198	4	59
令和4年度	1,855	1,568	21	207	5	54
令和5年度	1,777	1,499	20	201	5	52

■父子世帯の原因及び世帯数（児童扶養手当受給世帯）

区 分 年 度	総 数	離 婚	死 亡	未婚の父	遺 棄	その他
令和3年度	77	73	2	0	0	2
令和4年度	72	66	2	0	1	3
令和5年度	71	65	3	0	0	3

■養育者世帯の世帯数（児童扶養手当受給世帯）

区 分 年 度	総 数
令和3年度	10
令和4年度	7
令和5年度	7

※「その他」…拘禁、障害、保護命令及び要件が重複する世帯数

※児童扶養手当受給世帯数（福祉行政報告例第61表より作成）

(2) 児童扶養手当

ひとり親家庭等において、その児童を養育するひとり親、または、父母にかわって児童を養育しているかたに対し手当を支給して、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

① 受給資格

18歳到達年度の3月末日までの児童、又は20歳未満の心身に基準以上の障害のある児童で、次のいずれかに該当する児童を養育するひとり親家庭等です。

※平成22年8月から父子家庭も支給対象となりました。

ア 父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童

イ 父または母が死亡した児童

ウ 父または母から1年以上遺棄されている児童

エ 父または母が重度（国民年金の障害等級1級程度）の障害にある児童

オ 父または母が1年以上拘禁されている児童

カ 父または母の生死が明らかでない児童

キ 婚姻によらないで生まれた児童

ク 出生の事情がわからない児童

ケ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童（平成24年8月以降）

② 手当額

受給資格者及び扶養義務者の所得により、全部支給、一部支給又は支給されない場合があります。

ア 児童1人の場合、45,500円（一部支給45,490円～10,740円）

イ 児童2人の場合、56,250円（一部支給56,230円～16,120円）

ウ 児童3人の場合、62,700円（一部支給62,670円～19,350円）

※令和6年11月分の手当から、第3子以降の児童に係る加算額について、制度改正が予定されています。

■支給実績

（単位：円、人）

年度		全部支給	一部支給	2子加算	3子以降加算	その他	計
R3	金額	555,547,626	338,675,550	90,733,330	15,143,080	16,030,540	1,016,130,126
	延人数	12,891	12,239	9,818	2,658	645	38,251
R4	金額	530,323,400	326,882,490	84,605,500	14,963,600	17,487,490	974,262,480
	延人数	12,328	11,750	9,414	2,658	749	36,899
R5	金額	521,259,300	319,747,750	85,669,830	15,285,970	21,462,660	963,425,510
	延人数	11,854	11,290	9,151	2,654	740	35,689

※平成29年度実績から児童扶養手当法「13条の2」及び「13条の3」については、「その他」に表記しています。

(3) 母子・父子自立支援相談事業員

母子・父子自立支援員がひとり親家庭等に対し、母子父子寡婦福祉資金等の貸付けや日常生活上の悩みや困りごとの相談に応じています。

■相談状況（相談回数）

（単位：件）

年度	住宅	DV	求職	養育費	教育	貸付	生活保護	その他	計
R2	45	187	207	71	155	143	26	926	1,760
R3	41	158	179	48	121	119	17	786	1,469
R4	66	160	192	43	182	101	19	858	1,621
R5	42	133	192	57	258	170	11	1,042	1,905

(4) 母子家庭（父子家庭）自立支援給付金事業

① 高等職業訓練促進給付金

対象資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、訓練促進給付金を支給します。 ※令和3年度から6か月以上の養成機関で修業する場合も対象

ア 対象者

市内に居住するひとり親家庭の父母で以下の条件を全て満たすかた

- (ア) 所得が児童扶養手当の支給水準のかた
- (イ) 過去にこの訓練促進給付金を受給していないかた
- (ウ) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれるかた
- (エ) 就業（または育児）と修業の両立が困難であると認められるかた

イ 対象資格

1年以上の修業期間を要する全ての国家資格（一部県知事免許含む）
（看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）

ウ 支給額

市民税非課税世帯 月額 100,000円

市民税課税世帯 月額 70,500円

（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額40,000円増額）

エ 支給期間

修学期間の全期間（ただし、上限48月）

オ 支給実績

（単位：人、円）

年度	区分	人数・金額	申請の内訳
R3	人数	21	看護師6, 准看護師6, 美容師2, 保育士3, 歯科衛生士3, 社会福祉士1
	支給額	22,488,500	
R4	人数	24	看護師10, 准看護師4, 美容師2, 保育士4, 歯科衛生士3, 社会福祉士1
	支給額	22,488,500	
R5	人数	17	看護師9, 准看護師3, 美容師1, 保育士2, 歯科衛生士1, 社会福祉士1
	支給額	20,578,000	

② 高等職業訓練修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金の対象資格を取得するために1年以上養成機関で修業したかたに、修了支援給付金を支給します。※令和3年度から6か月以上の養成機関で修業する場合も対象

ア 対象者

市内に居住するひとり親家庭の父母で、以下の条件を全て満たすかた

- (ア) 受講開始日と受講終了日にひとり親家庭のかた
- (イ) 受講開始日と受講修了日の所得が児童扶養手当の支給水準のかた
- (ウ) 過去にこの給付金を受給していないかた
- (エ) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業したかた

イ 対象資格

1年以上の修業を要する全ての国家資格

(看護師, 准看護師, 介護福祉士, 保育士, 理学療法士, 作業療法士等)

ウ 支給額

25,000円 (市民税が非課税の場合は50,000円)

エ 支給実績

(単位: 人, 円)

年度	区 分	人 数 ・ 金 額	申 請 の 内 訳
R3	人 数	11	看護師7, 准看護師1, 美容師1, 保育士1, 視能訓練士1
	支 給 額	475,000	
R4	人 数	5	看護師3, 准看護師2,
	支 給 額	175,000	
R5	人 数	6	看護師1, 准看護師1, 美容師1, 保育士1, 歯科衛生士2
	支 給 額	250,000	

③ 母子家庭（父子家庭）自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講した際に給付金を支給します。

ア 対象者

市内に居住するひとり親家庭の父母で、以下の条件を全て満たすかた

- (ア) 本人の所得が児童扶養手当の所得制限内のかた (講座修了時も)
- (イ) 給付金の利用が初めてのかた
- (ウ) 資格の取得が見込まれるかた
- (エ) 同じ趣旨の制度を現在利用していないかた
- (オ) 19歳までの児童を扶養しているかた (講座修了時も)

イ 対象資格

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

ウ 支給額

助成対象経費の60% (支給額は12,001円～200,000円)

雇用保険法による教育訓練給付の受給資格のある方は、教育訓練給付金との差額を支給します。看護師等の資格取得を目指す専門実践養育訓練講座の場合、支給額は上限40万円/年間×修業年数 (最長4年) となります。

エ 支給実績

(単位：人、円)

年度	区 分	人 数 ・ 金 額	申 請 の 内 訳
R3	人 数	5	介護職員初任者研修1, 介護職員実務者研修3, 社会福祉士1
	支 給 額	279,288	
R4	人 数	2	介護職員初任者研修1, 介護職員実務者研修1
	支 給 額	83,799	
R5	人 数	6	介護職員初任者研修1, 介護福祉士実 務者研修3, 社会保険労務士1, 大型一 種免許1
	支 給 額	416,746	

(5) 高等職業訓練促進資金貸付事業

(4)①の高等職業訓練促進給付金を活用して看護師・准看護師・介護福祉士・保育士の資格取得を目指す場合に、給付金の支給と同期間において、月額5万円以内の貸付けを行う制度です。なお資格取得後、業務に通算5年間従事することで、貸し付けた全額の償還を免除します。

■ 支給実績

(単位：人、円)

年度	区 分	件 数 ・ 金 額	申 請 の 内 訳
R3	人 数	9	看護師4, 准看護師3, 保育士2
	支 給 額	5,150,000	
R4	人 数	8	看護師5, 准看護師1, 保育士2
	支 給 額	4,280,000	
R5	人 数	7	看護師5, 准看護師1, 保育士1
	支 給 額	4,080,000	

(6) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に、受講費用を最大で30万円助成します。

ア 対象者

市内に居住し、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親と、その児童

イ 受給要件

- (ア) 申請者の所得が児童扶養手当の所得制限内のかた
- (イ) 試験合格が適職に就くために必要と認められるかた
- (ウ) 現に大学に入学できる資格を有していないかた
- (エ) 過去に同じ給付金の支給を受けたことがないかた
- (オ) 19歳までの児童を扶養しているかた

※児童が申請する場合、各申請時点で、20歳未満であること。

ウ 支給額

(7) 通信制の場合

① 受講開始時給付金

対象講座の受講を開始した際に、受講費用の40%（上限10万円）を支給

② 受講修了時給付金

対象講座の受講を修了した際に、受講費用の50%から①の支給額を除いた額（上限12万5千円）を支給

③ 合格時給付金

対象講座の受講修了日から2年以内に、高卒認定試験の全科目に合格した際に、受講費用の10%（①・②と合わせて上限15万円）を支給

(イ) 通学又は通学及び通信併用の場合【新規】

① 受講開始時給付金

対象講座の受講を開始した際に、受講費用の40%（上限20万円）を支給

② 受講修了時給付金

対象講座の受講を修了した際に、受講費用の50%から①の支給額を除いた額（上限25万円）を支給

③ 合格時給付金

対象講座の受講修了日から2年以内に、高卒認定試験の全科目に合格した際に、受講費用の10%（①・②と合わせて上限30万円）を支給

エ 支給実績

① 受講開始時給付金（令和4年度新設）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数		1件	0件
支給額		75,000円	0円

② 受講修了時給付金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	0件	1件	0件
支給額	0円	25,000円	0円

③ 合格時給付金

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	0件	0件	0件
支給額	0円	0円	0円

(7) 離婚前後親支援事業

ひとり親家庭の養育費確保を支援するため、公正証書等の作成費用及び養育費保証会社との保証契約に要する初回保証料を補助します。

ア 内容

公正証書・調停調書作成費用の補助 上限 17,000 円

養育費保証会社との初回保証料の補助 上限 50,000 円

イ 対象者

申請日において柏市居住し、住民基本台帳に記録されていて、以下項目すべてを満たすかた

- (ア) 児童扶養手当の支給を受けているかた又は同様の所得水準にあるかた
- (イ) 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養しているかた
- (ウ) 養育費の取り決めに係る経費を負担したかた
- (エ) 養育費の取り決めに係る債務名義（公正証書など）を有しているかた

ウ 実績

年度	公正証書等の申請件数(補助額)		養育費保証契約
	公正証書	調停調書	
R3	8 件(124,750 円)	1 件(7,631 円)	0 件
R4	6 件(98,750 円)	1 件(7,000 円)	0 件
R5	13 件(189,307 円)	1 件(4,854 円)	0 件

(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

① 母子福祉資金

児童を扶養している配偶者のない女子に資金を貸付けることにより，経済的自立を助け，また生活意欲の助長を図り，その女子が扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付制度です。

② 父子福祉資金

児童を扶養している配偶者のない男子に資金を貸付けることにより，経済的自立を助け，また生活意欲の助長を図り，その男子が扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付制度です。（平成26年10月法改正により対象となりました。）

③ 寡婦福祉資金

配偶者のない女子であって，かつて配偶者のない女子として児童を扶養したことがある者に資金を貸付けることにより，その経済的自立を助け，また，生活意欲の助長を図る資金貸付制度です。

■令和5年度 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況

No.	区分	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
1	事業開始資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
2	事業継続資金	0件	0円	1件	928,400円	0件	0円
3	修学資金	12件	8,041,359円	0件	0円	0件	0円
4	就学支度資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
5	技能習得資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
6	就職支度資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
7	住宅資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
8	修業資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
9	医療介護資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
10	生活資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
11	転宅資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
12	結婚資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
13	児童扶養資金	0件	0円	0件	0円	0件	0円
	計	12件	8,041,359円	1件	928,400円	0件	0円

(9) その他の施策

① ひとり親家庭等医療費等の助成

18歳の年度末までの児童を扶養する母子家庭の母・父子家庭の父及びその児童が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部又は全部を助成します。所得制限があります。

令和2年11月1日より償還払い方式から現物給付方式に制度改正しています。改正に伴い、自己負担額を以下の通り変更しています。

	変更前		変更後	
	父母等	児童	住民税所得割課税の父母等	住民税所得割非課税の父母等・児童
通院・入院	1レセプトあたり 1,000円	無料	1回・1日あたり 300円	無料
調剤			無料	

■支給実績

年度	延べ件数(件)	受診者数(人)	支給総額(円)
R3	78,879	5,544	159,048,104
R4	81,404	5,278	167,001,578
R5	89,220	5,246	180,781,635

② JR定期乗車券割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属するかたが、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引となる証明書を発行します。

③ かしわファミリーサポートセンター利用料助成制度

ひとり親のかたがファミリーサポートセンターを利用した場合、協力会員に支払う報酬と交通費（バス・鉄道・タクシーに限る。）の半額（限度額1月3万円）を助成します。所得制限があります。

■利用状況

(単位：世帯、円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	24	36	48
支給額	341,600	310,940	485,580

④ こどもの生活・学習支援事業

子どもの貧困の連鎖を防ぐため、ひとり親家庭等の児童を対象に学習支援を行うものです。平成27年度から学習を主とした通塾型で事業を進め、令和元年度からは、学習に加え、生活支援の向上を目的として、居場所型で事業を行っています。

ア 対象者

生活保護、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費等助成、遺児等養育手当のいずれかを受給する世帯、またはそれらに準じて参加が必要と認められた小学4年生か

ら中学2年生までの児童

イ 参加状況

(単位：人，％)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加児童数	108	85	72
会場数	11	11	11
出席率	76.0	78.4	76.2

2 遺児等養育手当

遺児等を扶養しているかたに対して支給し，そのかたの扶養負担の一助とするものです。

(1) 受給資格

柏市に居住する義務教育修了前の次に該当する児童を扶養しているかた

ア 災害又は疾病等により父母を失った児童

イ 災害又は疾病等により父又は母のいずれかを失い，かつ，残る父又は母が疾病その他の事由により扶養の義務を果たすことが困難な状態にある児童

ウ その他市長が特に認定した児童

(2) 手当額

ア 乳幼児1人につき，月額8,000円

イ 小学生1人につき，月額8,500円

ウ 中学生1人につき，月額9,000円

■遺児等に対する養育手当支給状況

区 分 \ 年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世 帯 数	122世帯	123世帯	127世帯
児 童 数	171人	171人	174人
支 給 総 額	15,767,500円	16,367,500円	16,419,000円

3 児童手当（特例給付）

家庭等における生活の安定に寄与するとともに，次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として，児童を養育しているかたに支給します。

(1) 受給資格

0歳から中学3年生まで

（15歳到達後の最初の3月31日まで）

(2) 手当の額

3歳未満の児童一人当たり月額15,000円，

3歳以上小学校修了前の第1子，第2子の児童1人当たり月額10,000円

第3子以降の児童1人当たり月額15,000円

中学生は児童1人当たり一律10,000円

所得制限超過世帯の受給者には，「特例給付」として児童1人当たり一律月額5,000円

令和4年6月分より所得上限限度額以上の所得がある受給者は、資格消滅
 ※令和6年10月分手当から、制度改正が予定されています。

■児童手当（特例給付）支給状況

（単位：世帯、人、円）

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当 特例給付	世帯数	32,761	30,595	29,917
	児童数	51,809	48,104	47,162
	給付額	6,425,850,000	6,207,715,000	6,007,435,000

※世帯数、児童数は、2月定期支払期の数、支給額は決算額

4 医療対策

子ども医療に要する費用を負担することにより、保護者の経済的負担の軽減と子どもの保健対策の充実に取り組んでいます。

<自己負担額>

・通院・入院

課税世帯：300円／回・日 非課税世帯：無料

・調剤：無料

■子ども医療費助成事業 給付状況

年 度	件 数	給付額
令和3年度	647,336件	1,222,080,944円
令和4年度	699,580件	1,286,641,714円
令和5年度	901,941件	1,714,852,864円

■子ども医療費助成事業 制度変遷

	年齢区分	平成30年 8月1日～	令和5年 4月1日～
通 院	0歳～ 小学校3年生	助成対象	助成対象
	小学校4年生 ～6年生	助成対象	助成対象
	中学校1年生 ～3年生	助成対象	助成対象
	高校1年生 ～3年生	×	助成拡大※
入 院	0歳～ 小学校3年生	助成対象	助成対象
	小学校4年生 ～6年生	助成対象	助成対象
	中学校1年生 ～3年生	助成対象	助成対象
	高校1年生 ～3年生	×	助成拡大※

※令和5年7月受診分まで償還払い、
8月受診分から現物給付

こども相談センター事業概要

こども 相談 センター	家庭児童 相談担当	1 家庭児童相談に関する事。 2 要保護児童対策に関する事。 3 養育支援訪問に関する事。 4 子育て世帯訪問支援に関する事。 5 子ども短期入所に関する事。 6 母子生活支援施設に関する事。 7 こども家庭センターに関する事。
	乳幼児 担当※	8 妊産婦・新生児の訪問指導(特定妊婦等に関するもの のうち、地域保健課の所掌に属さないものに限る。)に 関する事。 9 妊産婦等生活援助事業に関する事。
	学齢児 担当※	10 要支援児童等に関する教育委員会及び学校等との連絡 調整に関する事。
	開設準備 担当	11 児童相談所開設準備に関する事。 12 施設整備に関する事。

※令和6年度より開始

1 家庭児童相談

育児やしつけ、虐待など子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、関係機関と連携しながら相談援助活動を行います。

■家庭児童相談及び児童虐待新規対応件数

(単位：件=児童数)

	虐待	虐待以外の養護	保健	視聴覚	言語発達	肢体	知的障害	発達障害	非行	性格行動	不登校	適正相談	育児しつけ	※その他	計
令和3年度	1,063	525	0	0	1	0	0	16	5	19	15	2	55	34	1,735
令和4年度	1,004	579	1	0	1	0	0	3	3	21	8	0	59	73	1,752
令和5年度	1,205	535	0	0	0	0	0	2	2	10	12	0	62	18	1,846

※「その他」は、いずれにも該当しない相談（特定妊婦に関する相談含む）。

2 要保護児童等の支援

児童虐待をはじめ児童の養育環境が不十分である場合に、関係機関と連携し児童や家庭の支援を行っています。関係機関との連携を円滑に行うため、柏市要保護児童対策地域協議会（柏児童相談所や柏警察署、社会福祉協議会など市内の関係機関と市の部署で組織。調整機関はこども相談センター）で、要保護・要支援児童、特定妊婦に係る情報共有、支援を行っています。

■要保護・要支援児童・特定妊婦ケース実数

年度	児童	特定妊婦
令和3年度	983人	48人
令和4年度	859人	38人
令和5年度	922人	63人

(要保護児童対策地域協議会進行管理部会取扱実数)

3 養育支援訪問事業

児童虐待の防止を図るため、市が養育支援を必要とした家庭に対し、支援の実施計画を策定し、計画に基づき、居宅を訪問し養育に関する指導、助言、援助を行っています。出産後間もない時期で育児不安、育児ストレス等の問題を抱える家庭に対しては、保健師、助産師、保育士を派遣し育児に関する技術的指導や相談支援を、生活環境を整えるために支援が必要な家庭に対しては、児童の養育環境の維持、向上を目指して、訪問員を派遣し家事育児の援助を行っています。改正児童福祉法施行に伴い、本事業の一部（家事育児支援）は、令和6年度より「子育て世帯訪問支援事業」として実施していきます。

■養育支援訪問事業実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延件数	279件	304件	175件
対象世帯数	49世帯	45世帯	28世帯

4 (新規) 子育て世帯訪問支援事業 ※令和6年4月事業開始

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施するとともに、家庭が
抱える不安や悩みを傾聴することにより、家庭や養育環境を整え、個々の家庭の抱える養育
上の諸問題の解決、軽減を図ります。

5 子ども短期入所（ショートステイ）事業

保護者の疾病その他の理由により居宅において児童を養育することが一時的に困難と
なった場合に、当該児童を児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業です。（利
用者負担金有。1回の利用で連続7日間まで。）

① 対象児童

1歳以上18歳未満

② 利用時間

ア 宿泊 （午前7時～翌日午後6時）

イ 日帰り （午前7時～午後6時）

ウ 夜間 （午後6時～午後10時）

③ 場所

児童養護施設 晴香園（松戸市根木内145）

■利用実績

年度	利用実児童数	延利用日数
令和3年度	52人	951日
令和4年度	48人	833日
令和5年度	70人	1,075日

6 母子生活支援施設

配偶者と死別又は離婚した女子あるいはこれに準ずる事情のある女子であって、児童
の養育が十分果たし得ないかたを入所させ保護する施設です。

■母子生活支援施設 入所実績

（単位：円・世帯・人）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
措置費	11,838,078	18,556,717	14,725,663
入所世帯数	4	5	4
入所人数	14	16	15

※入所世帯数・入所人数は年度末の人数

7 (新規) こども家庭センター ※令和6年度中設置予定

令和6年4月からの改正児童福祉法の施行に伴い、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務とされ、従来の母子保健における「子育て世代包括支援センター」と児童福祉における「子ども家庭総合支援拠点」の機能を活かしつつ、一体的な支援体制として連携・協働しながら、すべての子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭への支援までを切れ目なく、また取り残すことなく対応することを目的としている制度です。

本市では「(仮称) 柏市こども・若者相談センター」の開設を見据え、令和6年度から、こども相談センター内に、これまでの「家庭児童相談担当」に加え、新たに「乳幼児担当」と「学齢児担当」を設置、児童虐待防止の強化のほか、支援が必要な妊婦、新生児から学齢児に至るまで、きめ細やかで切れ目ない支援体制の強化に取り組んでおり、令和6年度中に「こども家庭センター」としての位置付けを予定しています。

8 (新規) 妊産婦等生活援助事業 ※令和6年10月事業開始予定

身近に頼れる親族等が不在であるなどにより、家庭生活に支障が生じている妊産婦に対し、安心して出産やその後の生活について考えることのできる、入所または通所の居場所を提供し、食事やその他日常生活を営むために必要な支援を行います。加えて、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の児童の養育に係る相談及び助言を行い、必要な支援につなぐなど、特定妊婦等の支援とともに、重篤な児童虐待事案の予防を図っていきます。

9 「(仮称) 柏市こども・若者相談センター」の開設準備

柏市は、児童相談所の機能を含む「(仮称) 柏市こども・若者相談センター」の令和8年度中の開設を目指し準備を進めています。本施設では、妊娠・出産期から、児童福祉法の対象から外れる18歳以降の若者の自立に至るまで、あらゆる相談に対応し、切れ目ない一貫した支援を提供していきます。

■施設の整備

本施設は、児童相談所のほか、総合相談、地域子育て支援拠点（はぐはぐひろば）、こども家庭センターの機能等を有した複合施設とします。また、開設地は、青少年センター敷地内とし、同施設を解体したうえで、同施設機能を包含した「(仮称) 柏市こども・若者相談センター」として整備を図ります。施設整備については、令和5年度に設計が完了し、既存建物の解体工事に着手したところです。令和6年度には、新施設の建設工事に着手する予定です。

■人材育成

児童相談所の児童福祉司及び児童心理司、一時保護所職員等の業務に係る知識やスキルの修得を図るため、令和5年度は以下のとおり職員を派遣しています。

〔職員派遣状況〕

派遣先	職種等	人数
柏児童相談所	児童福祉司	6名
	児童心理司	2名
中央児童相談所	児童心理司	1名
千葉市東部児童相談所	児童福祉司	3名
千葉市西部児童相談所	児童福祉司	1名
江戸川区児童相談所	一時保護所職員	3名
	児童心理司	2名
荒川区児童相談所	一般事務	1名
さいたま市児童相談所	医師	1名
	児童福祉司	2名

学童保育課事業概要

学童 保育課	入 所 ・ 整 備 担 当	1 放課後児童健全育成事業の企画に関する事。 2 放課後児童健全育成事業の届出及び指導監督に関する事。 3 こどもルームの整備に関する事。 4 こどもルームの入所に関する事。
	人 事 ・ 保 育 担 当	5 こどもルームの運営に関する事。 6 こどもルームの職員の人事に関する事。

1 こどもルーム

放課後、保護者等のいない家庭の小学校児童の健全な育成を図るため、こどもルームを設置しています。現在、こどもルームは市内すべての小学校区に設置しています。今後も児童の推移を見ながら、計画的に整備を進めていきます。

■市立こどもルームの状況

(令和6年4月1日現在) 単位：人

こどもルーム名	施設場所	児童数	指導員数		開設年度
			支援員	補助員	
柏六小こどもルーム	柏第六小学校	115	3	6	平成23年度
酒井根東小こどもルーム	酒井根東小学校	65	2	3	平成13年度
柏五小こどもルーム	柏第五小学校	168	3	7	昭和47年度
富勢小こどもルーム	富勢小学校	122	3	3	平成28年度
柏三小こどもルーム	柏第三小学校	231	5	10	平成18年度
中原小こどもルーム	中原小学校	132	3	4	平成18年度
旭小こどもルーム	旭小学校	115	3	5	平成5年度
柏七小こどもルーム	柏第七小学校	225	5	10	平成7年度
増尾西小こどもルーム	増尾西小学校	102	3	7	平成7年度
酒井根小こどもルーム	酒井根小学校	96	3	4	平成9年度
土南部小こどもルーム	土南部小学校	69	3	1	平成9年度
柏一小こどもルーム	柏第一小学校	143	4	4	平成10年度
藤心小こどもルーム	藤心小学校	34	2	2	平成10年度
柏二小こどもルーム	柏第二小学校	68	3	2	平成11年度
松葉二小こどもルーム	松葉第二小学校	96	3	4	平成11年度
光ヶ丘小こどもルーム	光ヶ丘小学校	161	5	5	平成12年度
柏四小こどもルーム	柏第四小学校	115	3	3	平成12年度
田中小こどもルーム	田中小学校	193	4	6	平成12年度
西原小こどもルーム	西原小学校	115	3	4	平成13年度
十余二小こどもルーム	十余二小学校	114	3	5	平成13年度
土小こどもルーム	土小学校	88	3	5	平成14年度
酒井根西小こどもルーム	酒井根西小学校	40	2	2	平成14年度
富勢西小こどもルーム	富勢西小学校	41	2	2	平成15年度
高田小こどもルーム	高田小学校	89	3	2	平成15年度
柏八小こどもルーム	柏第八小学校	95	3	4	平成16年度
名戸ヶ谷小こどもルーム	名戸ヶ谷小学校	94	3	4	平成16年度
大津ヶ丘一小こどもルーム	大津ヶ丘第一小学校	51	2	2	平成15年度
大津ヶ丘二小こどもルーム	大津ヶ丘第二小学校	47	2	3	平成6年度
高柳小こどもルーム	高柳小学校	131	4	4	平成7年度
高柳西小こどもルーム	高柳西小学校	36	2	2	平成11年度

ル ー ム 名	施 設 場 所	児 童 数	指導員数		開 設 年 度
			支援員	補助員	
風早北部小こどもルーム(第一)	風 早 北 部 小 学 校 隣	80	3	2	平成14年度
風早北部小こどもルーム(第二)	沼南庁舎バス乗継場隣	47	2	1	平成24年度
風早南部小こどもルーム	風 早 南 部 小 学 校	48	2	3	平成16年度
豊 小 こ ど も ル ー ム	豊 小 学 校	113	4	2	平成17年度
松 葉 一 小 こ ど も ル ー ム	松 葉 第 一 小 学 校	137	5	2	平成18年度
逆 井 小 こ ど も ル ー ム	逆 井 小 学 校	37	2	2	平成19年度
花 野 井 小 こ ど も ル ー ム	花 野 井 小 学 校	72	3	3	平成20年度
旭 東 小 こ ど も ル ー ム	旭 東 小 学 校	66	2	2	平成21年度
柏 の 葉 小 こ ど も ル ー ム	柏 の 葉 小 学 校	282	5	9	平成24年度
手 賀 西 小 こ ど も ル ー ム	手 賀 西 小 学 校	18	1	1	平成25年度
富 勢 東 小 こ ど も ル ー ム	富 勢 東 小 学 校	24	2	1	平成26年度
田 中 北 小 こ ど も ル ー ム	田 中 北 小 学 校	267	7	10	平成27年度
手 賀 東 小 こ ど も ル ー ム	手 賀 東 小 学 校	27	2	1	平成31年度
計		4,409	132	164	

保育運営課事業概要

保育 運営課	企画担当	1 保育に関する施策の総合調整に関する事。 2 保育に関する人材の確保に係る施策に関する事。 3 私立保育園等の整備に関する事。 4 私立保育園等の整備に係る補助金に関する事。 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び定員に関する事。 6 認可外保育施設の設置の届出等に関する事。 7 私立幼稚園に関する施策及び調整に関する事。 8 柏駅前送迎保育ステーションに関する事。
	指導運営 担当	9 保育園等の運営指導に関する事。 10 認可外保育施設の運営指導に関する事。 11 保育士等の人材育成に関する事。 12 保育園等における保育に関する事。 13 保育園等における保健衛生に関する事。 14 保育園等における給食に関する事。 15 市立保育園の修繕工事及び維持管理に関する事。 16 市立保育園の職員の労務管理に関する事。 17 市立保育園における子育て支援に関する事。 18 病児保育に関する事。 19 市立保育園との連絡調整に関する事。
	入園担当	20 保育必要量等の認定に関する事。 21 保育の利用調整等に関する事。 22 保育料等の決定に関する事。 23 保育料等の収納及び督促に関する事。 24 認可外保育施設に係る乳幼児扶助費等の支給に関する事。 25 施設等利用給付に関する事。 26 実費徴収に係る補足給付事業に関する事。
	給付担当	27 子どものための教育・保育給付並びに私立保育園に係る委託費及び補助金（整備に係るものを除く。）に関する事。 28 私立幼稚園に係る補助金に関する事。

1 保育園

保育園は、保護者が労働に従事したり、疾病にかかっているなど、家庭で十分保育することができない児童を、児童の保護者にかわって保育する施設です。

■保育園等設置の推移

(各年4月1日現在)

区 分 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保 育 所 数 ※ (分 園 3 園 含 む)	105(22) 園	112(22) 園	118(22) 園
認 可 定 員	11,273(2,911) 人	11,311(2,911) 人	12,241(2,911) 人
利用定員(2号・3号)	8,889(2,911) 人	9,395(2,911) 人	9,746(2,911) 人
公 立 保 育 園 職 員 数	400人	387人	386人

※ () 内は、公立保育園数

■柏市の認定こども園一覧

(令和6年4月1日)

園名	施設 類型	設置 主体	認定 定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
認定こども園 柏こばと学園	幼保 連携型	学校 法人	269	十余二287-270	7131-4515	平成 23.4	2,158	1,557	木造2階建
認定こども園 柏こばと保育園 たまご(分園)				松葉町3-15-1	7137-0770	平成 26.4	1,326	258	鉄骨造2階建 1階の一部
認定こども園 みくに学園	幼保 連携型	"	210	旭町1-6-14	7145-2843	平成 26.11	1,264	1,009	鉄筋コンクリート造 2階建 鉄骨造3階建
認定こども園 くるみこども園	幼保 連携型	"	214	豊四季台 1-1-113	7144-1647	※2令和 2.4	3,745	1,856	鉄骨造2階建
柏みどり こども園	幼稚園 型	"	300	東中新宿 3-23-10	7172-0426	※1平成 27.4	1,959	1,418	鉄筋コンクリート造 2階建
認定こども園 柏めぐみ園	幼保 連携型	"	126	若葉町7-17	7167-8743	平成 28.4	1,331	839	鉄骨造2階建 鉄筋コンクリート・鉄骨造 2階建1階部分
認定こども園 手賀の丘幼稚園・保育園	幼保 連携型	"	315	五條谷423-5	7191-3059	平成 28.4	21,769	1,785	鉄筋コンクリート造 1・2階建
認定こども園 ホザナ幼稚園	幼保 連携型	"	232	東3-2-5	7167-6790	平成 29.4	1,860	1,001	鉄筋コンクリート造 2階建
柏の葉こども園	幼保 連携型	"	238	十余二363-48	7157-3933	平成 30.4	1,983	1,399	鉄骨造2階建
認定こども園 みくになかよし こども園	幼保 連携型	"	120	大室3-15-2	7157-1005	平成 30.4	1,226	860	鉄骨造2階建
認定こども園 とみせ幼稚園	幼保 連携型	"	218	根戸351-2	7131-6871	平成 30.4	6,108	1,761	鉄骨造2階建

園名	施設 類型	設置 主体	認可定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
認定こども園 まがつがさきの森 幼稚園	幼保 連携型	学校 法人	224	松ヶ崎225-3	7132-8622	平成 30.4	5,561	2,848	鉄骨造一部鉄 骨鉄筋コンクリ 造地下1階、 地上2階建
幼稚園型認定こ ども園柏ひがし 幼稚園	幼稚園 型	〃	162	布施新町1-5-10	7132-3415	平成 30.4	2,717	899	鉄骨造木造ス レート葺陸屋 根平屋建
認定こども園 くりの木幼稚園	幼保 連携型	〃	216	豊四季633-15	7174-0433	平成 31.4	4,926	1,644	木造2階建 木造平屋建 木造平屋建
認定こども園第 二ますお幼稚園	幼保 連携型	〃	220	増尾台4-6-60	7173-7944	令和 2.4	3,739	1,808	鉄骨造2階建 鉄骨造2階建
こばとこどもえ んネスト	幼保 連携型	〃	220	中十余二207-1 中央185街区1	7197-1398	令和 3.4	1,962	1,516	木造一部 鉄骨造2階建
柏の葉はぐくみ こども園	幼保 連携型	〃	112	十余二370-84中 央218街区8	7199-3238	令和 4.4	1,139	968	鉄骨造一部鉄 筋コンクリー ト造2階建て
認定こども園 たなか幼稚園	幼保 連携型	〃	394	大室1263	7131-5453	令和 5.4	7,118	1,995	鉄骨造2階建
認定こども園ま つばようちえん	幼保 連携型	〃	114	松葉町5丁目8番 地	7133-8831	令和 6.4	2,400	977	木造1階建て
認定こども園 晴山幼稚園	幼稚園 型	〃	270	しいの木台4-1- 2	047-386-3251	令和 6.4	4,999	1,964	鉄筋コンクリ 造2階建
認定こども園 豊四季幼稚園	幼稚園 型	〃	480	旭町7-4-58	7157-4152	令和 6.4	4,741	2,223	鉄骨造2階建

※1 幼稚園型認定こども園としての開設日

※2 幼保連携型認定こども園としての開設日

■柏市の施設型給付を受ける幼稚園一覧

(令和6年4月1日)

園名	設置 主体	認可定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
大津ヶ丘幼稚園	〃	200	大津ヶ丘1-44	7192-0306	令和 4.4	2,203	889	鉄骨造2階建
沼南幼稚園	〃	340	高柳1364	7191-0154	令和 5.4	4,324	1,674	鉄筋コンクリ 造2階建

※1 施設型給付を受ける幼稚園としての開設日

■柏市の保育園一覧

(令和6年4月1日)

園名	設置 主体	認可定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
桜台保育園	市	160	桜台9-6	7167-5924	昭和 26.4	4,120	1,397	鉄筋コンクリ 造2階建
若葉保育園	〃	130	若葉町4-36	7167-7655	昭和 29.5	3,168	1,012	鉄筋コンクリ 造2階建
あけぼの保育園	〃	90	あけぼの3-4-18	7143-7654	昭和 30.4	1,405	569	鉄筋コンクリ 造2階建
富勢保育園	〃	115	布施834-1	7131-0012	昭和 34.4	2,324	1,199	鉄筋コンクリ 造2階建
東中新宿保育園	〃	130	東中新宿4-5-24	7173-9087	昭和 55.4	1,984	1,086	鉄筋コンクリ 造2階建

園名	設置 主体	認可定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
豊四季保育園	〃	245	豊四季台2-1-120	7145-3414	昭和 42. 7	3, 500	1, 880	鉄骨造 2階建
増尾保育園	〃	100	増尾6-6-1	7172-1347	昭和 45. 4	3, 158	913	鉄筋造 2階建
豊住保育園	〃	130	豊住3-1-43	7174-7197	昭和 49. 4	2, 315	981	鉄筋コンクリート造 2階建
土南部保育園	〃	130	逆井1305-2	7173-7811	昭和 50. 4	2, 461	806	鉄筋コンクリート造 平屋建
西原保育園	市	130	西原1-4-20	7154-7964	昭和 52. 4	2, 028	916	鉄筋コンクリート造 2階建
豊町保育園	〃	159	豊四季698-28	7174-8484	昭和 53. 4	2, 242	1, 202	鉄筋コンクリート造 2階建
富士見保育園	〃	130	豊四季126-2	7145-1721	昭和 53. 4	2, 219	828	鉄筋コンクリート造 2階建
酒井根保育園	〃	220	酒井根4-10-33	7173-1647	昭和 54. 4	3, 699	1, 711	鉄筋コンクリート造 2階建
名戸ヶ谷保育園	〃	127	名戸ヶ谷683-1	7164-8783	昭和 54. 4	3, 861	927	鉄筋コンクリート造 平屋建
田中保育園	〃	100	正連寺100	7133-3731	昭和 54. 4	2, 823	887	鉄筋コンクリート造 平屋建
旭町保育園	〃	130	旭町5-3-25	7143-8240	昭和 55. 4	2, 206	1, 037	鉄筋コンクリート造 2階建
東町保育園	〃	130	東2-1-27	7164-5967	昭和 55. 4	1, 947	1, 079	鉄筋コンクリート造 2階建
高野台保育園	〃	130	根戸416-67	7133-6460	昭和 56. 4	2, 432	1, 081	鉄筋コンクリート造 2階建
しこだ保育園	〃	130	篠籠田1275-5	7143-8882	昭和 56. 7	2, 034	1, 077	鉄筋コンクリート造 2階建
松葉保育園	〃	150	松葉町4-11	7132-3200	昭和 58. 4	3, 076	1, 323	鉄筋コンクリート造 2階建
高柳保育園	〃	60	高柳1503-9	7191-1344	昭和 58. 4	1, 482	492	鉄筋コンクリート造 2階建
高柳西保育園	〃	85	しいの木台5-31-2	7108-1000	平成 9. 4	1, 806	730	鉄筋コンクリート造 2階建
ひかり隣保館 保育園	社会福 祉法人	110	十余二175-42	7134-0115	昭和 25. 11	4, 501	988	鉄骨造平屋建
おお田保育園	社会福 祉法人	90	大青田1507-8	7131-2795	昭和 51. 4	1, 622	1, 125	鉄骨造 2階建
花の井保育園	社会福 祉法人	90	大室1285-12	7135-7010	平成 15. 4	2, 500	1, 164	木造平屋建
柏保育園	社会福 祉法人	81	南柏中央6-5 クイーンビル1・2階	7171-6700	平成 15. 11	—	506	鉄筋コンクリート 造12階建の内 1～2階の一部
あいみ保育園	社会福 祉法人	120	大津ヶ丘3-3-2	7191-8161	昭和 54. 4	1, 500	724	鉄筋コンクリート造 2階建
巻石堂 さくら保育園	医療 法人	60	柏3-10-28	7166-7374	平成 18. 4	540	680	鉄筋コンクリート造 2階建
柏の葉キャンパ ス保育園	株式 会社	90	若柴173-8 柏の葉キャンパス 151街区A棟SA-2	7134-4774	平成 20. 4	—	526	鉄筋コンクリート造 35階建の内 1階の一部

園名	設置 主体	認定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
みなみ高柳 保育園	社会福 祉法人	90	高柳1337-2	7192-3745	平成 20. 4	1, 191	598	木 造 2 階 建
吉野沢 保育園	社会福 祉法人	90	豊平町11-18	7145-4438	平成 21. 4	1, 510	794	木 造 2 階 建
柏さかさい 保育園	社会福 祉法人	120	逆井1377-1	7172-3939	平成 22. 4	1, 439	1, 235	木 造 2 階 建
とぼり保育園	社会福 祉法人	120	戸張1588-2	7138-5183	平成 23. 4	2, 050	1, 000	鉄 骨 造 平屋建
西口保育園	社会福 祉法人	60	布施1211-1	7134-2491	平成 23. 4	1, 452	480	木造2階建
柏中央保育園	社会福 祉法人	90	明原1-2-10 1～3F	7147-3922	平成 24. 4	—	826	鉄筋コンクリート造 4 階 建 の 内 1～3階の一部
アイグラン保育 園柏たなか駅前	株式 会社	90	小青田2-8-1	7135-1137	平成 24. 4	1, 076	630	鉄 骨 造 平 屋 建
ヴィヴァン 保育園	社会福 祉法人	90	新柏2-6-4	7168-2525	平成 25. 4	2, 117	990	鉄 骨 造 2 階 建
小学館アカデミー 柏しこだの森 保育園	株式 会社	90	篠籠田573-1	7140-2025	平成 25. 4	1, 040	780	鉄 骨 造 2 階 建
ういず南柏 保育園	社会福 祉法人	90	新富町1-2-39	7197-3936	平成 25. 4	2, 651	637	木 造 平 屋 建
咲 保 育 園	社会福 祉法人	90	大井1187-1	7192-3739	平成 26. 4	1, 452	959	木 造 2 階 建
ミアヘルサ 保育園 ひびきかしわ	株式 会社	98	柏6-8-37 K2ビル2F	7189-8235	平成 26. 4	2, 280	766	鉄 骨 鉄 筋 コンクリート造 10階地下1階建 2 階 の 一 部
ピノキオ幼児舎 南 柏 保 育 園	株式 会社	27	南柏1-6-12 穂高第20ブラザーズ ビル南柏1階	7142-7461	平成 26. 4	1, 545	133	鉄骨コンクリート造 7 階 建 1 階 の 一 部
ニチイキッズ柏 保 育 園	株式 会社	47	新柏1-13-9 ニチイケアプラザ柏 2F	7163-3659	平成 26. 4	4, 631	279	鉄骨コンクリート造 3 階 建 2 階 の 一 部
ニチイキッズ逆 井みなみ保育園	株式 会社	65	逆井5-15-19	7160-7110	平成 27. 4	1, 512	452	鉄 骨 造 平 屋 建
北の杜保育園	社会福 祉法人	60	正連寺434-26 中央128街区1	7199-8335	平成 27. 4	1, 113	540	木 造 2 階 建
柏しんとみ 保 育 園	社会福 祉法人	90	豊四季336-5	7197-3949	平成 27. 4	985	970	鉄 骨 造 2 階 建
ヴィヴァン亀甲 台 保 育 園	社会福 祉法人	90	亀甲台町2-13-12	7166-1010	平成 27. 4	1, 681	1, 007	鉄 骨 造 2 階 建
キ ュ ズ エ ン カ レ ッ ジ	株式 会社	65	加賀3-23-6	7157-1398	平成 27. 4	490	462	鉄 骨 造 2 階 建
ら・くれしゅ柏 駅 前 保 育 園	株式 会社	28	旭町1-6-1 サザンテナ柏2F	7141-0036	平成 27. 4	—	137	鉄筋コンクリート造 7 階 建 2 階 部 分
北柏駅前保育園 わ ら び	学校 法人	30	北柏3-2-5	7166-7355	平成 20. 4	354	264	木 造 2 階 建

園名	設置 主体	認可定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
柏みどり保育園	社会福 祉法人	78	東中新宿3-23-1 (柏みどりこども園 内)	7192-6548	平成 24.4	486	466	木造2階建
Gakkenほいくえ ん 柏 の 葉	株式 会社	120	若柴227-6 柏の葉キャンパス147 街区コモンD棟	7137-0860	平成 23.4	—	609	鉄筋コンクリート造 2階建
Gakkenほいくえ ん 柏 の 葉 分 園 ニーノ			若柴227-6 柏の葉キャンパス147 街区ガーデンコートE 棟	7135-7005	平成 26.4	1,464	252	鉄筋コンクリート造 7階建1階の一部
プチ・ナーサリ ー 柏の葉保育園	株式 会社	99	若柴276-1 中央161街区6	7135-4941	平成 27.4	790	445	木造2階建
プチ・ナーサリ ー 柏の葉保育園分園			若柴175 ららぽーと柏の葉1F	7168-1627	平成 27.4	—	186	鉄筋コンクリート造 4階建1階の一部
咲さく良保育園	社会福 祉法人	90	高柳2-6-4	7130-9102	平成 28.4	1,252	877	木造2階建
かしわのはこ ころ 保 育 園	社会福 祉法人	80	若柴280-10 中央171街区3	7135-5629	平成 28.4	853	629	木造2階建
さくらさくみら い 柏 の 葉	株式 会社	90	若柴178-4 柏の葉キャンパス148 街区1A	7199-9525	平成 29.4	1,430	808	鉄筋コンクリート造 2階建
かしわたなか こころ 保 育 園	社会福 祉法人	90	小青田3-6-18	7170-1782	平成 29.4	1,083	621	木造2階建
めばえ 保 育 園	社会福 祉法人	60	若柴226-14 中央145街区6	7133-1155	平成 30.4	660	500	鉄骨造2階建
柏ECEC 保 育 園	社会福 祉法人	80	柏6-4-26	7193-8839	平成 30.4	1,070	482	鉄骨鉄筋コンクリート 造7階建1階部分
豊四季はぐくみ 保 育 園	社会福 祉法人	90	篠籠田1082-2	7128-8975	平成 31.4	1,237	853	木造2階建
まなびの森保 育 園 豊 四 季	株式 会社	90	豊四季185-1	7170-4643	平成 31.4	1,299	503	鉄骨造平屋建
AIAI NURSERY 新 柏	株式 会社	60	豊住1-3-27	7170-4481	平成 31.4	1,000	448	鉄骨造2階建
ひなた 保 育 園	社会福 祉法人	90	大室1-5-4	7131-7788	令和 2.4	910	662	木造2階建
船戸ブロッサム 保 育 園	社会福 祉法人	90	船戸1-5-24	7197-6893	令和 2.4	1,077	704	鉄骨造2階建
かしわきゃんぱ すこころ保育園	社会福 祉法人	80	若柴378-16 中央177街区6	7186-7486	令和 2.4	991	647	木造2階建
AIAI NURSERY 第 二 新 柏	株式 会社	60	新柏1-1810-5	7192-8951	令和 3.4	1,212	549	鉄骨造1階建
AIAI NURSERY 豊 四 季	株式 会社	90	豊四季301-89	7137-9927	令和 3.4	991	602	鉄骨造2階建
T X かしわこ ろ 保 育 園	社会福 祉法人	80	船戸3-1-1	7186-7810	令和 3.4	1,096	533	軽量鉄骨造2階建
つじなか柏の葉 保 育 園	株式 会社	70	若柴278-8 中央178街区11	7168-0177	令和 3.4	1,052	579	鉄骨造2階建

園名	設置 主体	認定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
オハナゆめ保育園 柏の葉	株式会社	75	十余二348-130 中央238街区1	7137-9560	令和4.4	939	619	木造2階建
かしわおおむろこころ保育園	社会福祉法人	60	大室162-35	7189-7967	令和4.4	551	485	木造2階建
AIAI NURSERY 高柳	株式会社	90	高柳1493-1	7197-5281	令和4.4	1,403	629	鉄骨造2階建
AIAI NURSERY 柏たなか	株式会社	70	小青田5-8-3	7157-2128	令和5.4	906	554	木造2階建
LIFE SCHOOL 柏の葉菜	社会福祉法人	90	十余二287-308	7197-1087	令和5.4	1,174	725	鉄筋コンクリート造3階建
かしわなどがやこころ保育園	社会福祉法人	80	名戸ヶ谷1-7-24	7189-8635	令和5.4	671	561	木造2階建
あんのん保育園	社会福祉法人	60	大室1052-1	7197-4744	令和6.4	1,680	569	木造1階建
酒井根ひがし保育園	一般社団法人	60	酒井根1-11-1	7139-0928	令和6.4	499	459	木造2階建

■ 柏市の小規模保育施設一覧

(令和6年4月1日)

園名	設置 主体	認定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
よしだベビースハウス	株式会社	15	柏3-11-27 アーバンパルム柏111	7136-2283	平成27.4	—	99	鉄筋コンクリート造8階地下1階建1階部分
豊四季もりの保育園	学校法人	19	旭町7-4-58 (豊四季幼稚園内)	7157-4152	平成28.4	104	104	鉄骨造2階建1階の一部
チェリーガーデン	学校法人	19	十余二248-126	7157-2288	平成28.4	192	109	木造2階建1階部分
Gakkenほいくえん 柏豊四季台	株式会社	19	豊四季台1-3-1 2F	7141-8351	平成28.4	117	117	鉄筋コンクリート造6階建2階部分の一部
キッズルームアリス高柳保育園	株式会社	19	高柳1498-1	7100-4154	平成28.4	132	132	鉄骨造平屋建
柏こぼと保育園 ぷりん	学校法人	19	十余二287-273	7138-6201	平成29.4	362	163	木造2階建
北柏小規模保育園 わらび	学校法人	16	北柏1-1-1 VERDE GRANDE 0011号室	7115 - 7171	平成30.4	75	75	鉄骨鉄筋コンクリート造10階建1階の一部
フェアリーガーデン	学校法人	19	大津ヶ丘1-44	7191-7904	平成31.4	159	158	鉄骨造2階建1階の一部
柏の葉わんぱくの杜保育園	学校法人	19	若柴264-1 中央181街区2	7197-2475	令和2.4	265	179	鉄筋コンクリート造7階建1階の一部
アルタベビー南柏園	株式会社	19	豊町1-1-12 ケーズクレスト柏1階	7197-2105	令和2.4	109	108	鉄骨造3階建1階の一部
オハナゆめキッズハウス 柏の葉チコル	株式会社	19	若柴178-4 柏の葉キャンパス148-1パークシティ 柏の葉キャンパス・ザゲートタワーウエスト3F	7157-3188	令和4.4	—	166	鉄筋コンクリート造36階建3階の一部

園名	設置 主体	認可定員 (人)	所在地	電話	開設 年月	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	構造
柏の葉みらい 保育園	株式 会社	19	若柴277-5中央165街区 1	7170-2761	令和 4.4	249	230	軽量鉄骨造2階建
童夢ガーデン柏 保育園	株式 会社	19	柏4丁目10番1号パー クホームズ柏タワーレ ジデンス1階	7197-4355	令和 4.4	—	155	鉄骨造1階建の一部
保育室 みどりの木	学校 法人	12	東中新宿1-23-16	7137-7554	令和 4.6	296	106	鉄骨造一部木造 2階建
アルタベビー 柏園	株式 会社	19	柏4丁目6番12渋谷ビ ル1階	7157-1751	令和 5.4	193	193	鉄骨鉄筋コンク リート造7階建 1階部分
柏サンフラワー 保育園	株式 会社	19	中央町2-12Crobis 柏1 階	7168-0828	令和 5.4	87	87	鉄骨造6階建 1階部分
晴山の森	学校 法人	19	しいの木台5-47-25	047-710-5775	令和 5.4	404	121	木造1階建
ういず南柏第二 保育園	社会福 祉法人	19	新富町一丁目2-39	7189-7462	令和 6.4	490	108	鉄骨造2階建 1階部分

■認定こども園・認可保育園・小規模認可保育・事業所内保育年齢別在籍状況

(1) 認定こども園

(令和6年4月1日現在 単位：人)

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認定こども園みくに学園	3	18	18	50	54	46	189
認定こども園くるみこども園	12	21	24	55	59	60	231
柏みどりこども園				82	79	81	242
認定こども園柏こぼと学園（分園含む）	9	19	25	48	63	67	231
認定こども園柏めぐみ園	6	12	18	28	27	29	120
認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園	3	24	32	60	66	75	260
認定こども園ホザナ幼稚園		12	23	61	58	66	220
認定こども園柏の葉こども園		24	24	42	41	49	180
認定こども園みくになかよしこども園		12	18	29	29	29	117
認定こども園とみせ幼稚園	6	18	24	52	52	50	202
認定こども園まつがさきの森幼稚園	7	24	24	63	59	58	235
認定こども園柏ひがし幼稚園				20	44	44	108
認定こども園くりの木幼稚園		18	24	52	56	55	205
認定こども園第二ますお幼稚園	4	12	24	60	57	60	217
こぼとこどもえんネスト	6	18	24	47	52	57	204
柏の葉はぐくみこども園	2	15	20	24	20	21	102
認定こども園たなか幼稚園		18	18	124	126	128	414
認定こども園晴山幼稚園				61	61	69	191
認定こども園まつばようちえん		10	12	18	29	47	116
認定こども園豊四季幼稚園				74	88	87	249
計	58	275	352	1,050	1,120	1,178	4,033

※教育利用者含む

(2) 認可保育園

(令和6年4月1日現在 単位：人)

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
桜台保育園	10	28	28	30	28	28	152
若葉保育園	12	18	21	24	24	24	123
あけぼの保育園		14	17	18	17	20	86
富勢保育園	6	15	19	20	18	27	105
東中新宿保育園	4	20	24	27	29	29	133
豊四季保育園	14	38	40	42	47	48	229
増尾保育園		20	22	24	26	27	119
豊住保育園	6	19	22	27	28	29	131
土南部保育園	6	18	24	27	29	28	132
西原保育園	6	20	24	23	22	28	123
豊町保育園	15	24	30	30	30	30	159
富士見保育園	2	14	18	21	20	22	97
酒井根保育園	14	32	36	40	44	44	210
名戸ヶ谷保育園	5	20	22	27	25	25	124
田中保育園		19	22	22	25	25	113
旭町保育園	6	20	24	27	27	28	132
東町保育園	6	20	23	27	26	29	131
高野台保育園	6	20	22	23	28	30	129
しこだ保育園	5	18	24	25	26	30	128
松葉保育園	9	22	27	28	27	30	143
高柳保育園	2	7	9	13	16	13	60
高柳西保育園	6	14	17	18	18	19	92
ひかり隣保館保育園	5	22	24	24	24	27	126
おお田保育園	2	16	15	14	15	16	78
花の井保育園	4	18	20	17	20	20	99
柏保育園	9	11	15	15	18	18	86
あいみ保育園	8	20	24	25	27	28	132
巻石堂さくら保育園	10	12	13	12	12	12	71
柏の葉キャンパス保育園	1	18	17	18	19	18	91
みなみ高柳保育園	3	16	17	18	18	18	90
吉野沢保育園	7	18	18	18	18	18	97
柏さかさい保育園	14	24	24	24	24	24	134
とばり保育園	5	20	23	23	25	25	121
西口保育園	2	9	10	10	9	11	51
柏中央保育園	11	20	19	19	19	18	106
アイグラン保育園柏たなか駅前	10	17	17	15	18	18	95
ヴィヴァン保育園	8	15	18	20	19	20	100
小学館アカデミー柏しこだの森保育園	10	15	15	16	16	15	87
ういず南柏保育園	6	18	18	22	21	21	106
咲保育園	3	18	18	18	18	17	92
ミアヘルサ保育園ひびきかしわ	7	16	17	19	19	24	102

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
ピノキオ幼児舎南柏保育園	4	11	8				23
ニチイキッズ柏保育園	2	15	20				37
ニチイキッズ逆井みなみ保育園	5	12	15	15	14	14	75
北の杜保育園	2	10	10	9	11	11	53
柏しんとみ保育園	4	19	18	17	19	18	95
ヴィヴァン亀甲台保育園	8	15	18	20	20	20	101
キッズエンカレッジ	3	11	12	12	15	11	64
ら・くれしゅ柏駅前保育園	3	11	12				26
北柏駅前保育園わらび			10	10	10	9	39
柏みどり保育園	10	39	42				91
咲さく良保育園	5	18	18	18	17	16	92
かしわのはこころ保育園	6	17	17	16	15	17	88
かしわたなかこころ保育園	9	18	18	19	20	20	104
さくらさくみらい 柏の葉	6	12	13	18	17	20	86
めばえ保育園	4	11	13	13	13	12	66
柏ECEC保育園	9	14	18	18	16	18	93
豊四季はぐくみ保育園	4	19	20	19	20	19	101
まなびの森保育園豊四季	3	18	18	18	18	20	95
AIAI NURSERY新柏	9	13	12	13	13	12	72
ひなた保育園	6	18	18	18	20	19	99
船戸ブロッサム保育園	4	18	18	17	19	19	95
かしわきゃんぱすこころ保育園	6	15	16	16	15	14	82
Gakkenほいくえん柏の葉(分園含む)	5	18	23	18	19	20	103
プチ・ナーサリー柏の葉保育園(分園含む)	3	18	20	19	20	18	98
AIAI NURSERY第二新柏	6	12	12	13	13	12	68
AIAI NURSERY豊四季	6	18	16	19	18	18	95
T Xかしわこころ保育園	5	15	15	15	15	15	80
つじなか柏の葉保育園	4	14	14	14	13	13	72
オハナゆめ保育園柏の葉	4	12	11	19	10	17	73
かしわおおむろこころ保育園	6	12	12	10	8	11	59
AIAI NURSERY高柳	9	19	18	20	21	20	107
AIAI NURSERY柏たなか	9	16	15	14	16	3	73
かしわなどがやこころ保育園	7	15	15	15	15	7	74
LIFE SCHOOL柏の葉菜	3	8	13	12	6	5	47
あんのん保育園	5	12	12	11	5	4	49
酒井根ひがし保育園	7	11	12	12	6	-	48
計	456	1,297	1,429	1,407	1,416	1,433	7,438

(3) 小規模認可保育

(令和6年4月1日現在 単位：人)

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
よしだベビーハウス	-	6	6				12

園名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
豊四季もりの保育園		11	10				21
チェリーガーデン		5	10				15
Gakkenほいくえん柏豊四季台		9	10				19
キッズルームアリス高柳保育園	2	-	10				12
柏こぼと保育園ぷりん		2	5				7
北柏小規模保育園わらび	6	10					16
フェアリーガーデン		8	10				18
柏の葉わんぱくの杜保育園	1	9	10				20
アルタベビー南柏園	-	7	7				14
オハナゆめキッズハウス柏の葉チコル	2	9	8				19
柏の葉みらい保育園	-	4	6				10
童夢ガーデン柏保育園	1	6	6				13
保育室みどりの木		6	6				12
アルタベビー柏園	-	8	4				12
晴山の森		11	11				22
柏サンフラワー保育園	2	7	7				16
ういず南柏第二保育園	2	3	7				12
計	16	121	133				270

2 保育園の入所基準

保育園に入所できるのは、次のいずれかの基準にあてはまる場合です。

(1) 就労

「週 1 6 時間以上」かつ「月 6 4 時間以上」を共に満たして就労している場合。

(2) 妊娠・出産

母親が妊娠中か出産後間がない場合。

(3) 疾病・障害

保護者が疾病にかかっていたり、負傷していたり、心身に障害があり、児童の家庭保育にあたれない場合。

(4) 介護・看護

同居の親族（長期間入院等をしている場合を含む。）を、「週 1 6 時間以上」かつ「月 6 4 時間以上」を共に満たして介護または看護している場合。

(5) 災害復旧

震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合。

(6) 求職活動中

求職活動を継続的に行っている場合（就労予定を含む。）。

(7) 就学

「週 16 時間以上」かつ「月 64 時間以上」を共に満たして、学校に在学しているまたは職業訓練を受けている場合。

(8) その他

上記のほか、保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合。

3 開園時間（公立保育園） ※私立保育園は各園によって異なります。

開園時間は午前 7 時～午後 7 時です。

(1) 利用可能時間

認定区分により利用可能時間が異なります。

保育標準時間（就労時間が月120時間以上の場合）	午前7時～午後6時
保育短時間（就労時間が月120時間未満の場合）	午前8時30分～午後4時30分

(2) 延長保育

開園時間内かつ認定区分による利用可能時間の時間帯を超える時間帯において保育に欠ける状態にある場合は、延長保育を行っています。

なお、私立保育園につきましては、延長保育時間及び延長保育料を独自に定めております。

延長保育（朝）	午前7時00分～午前8時30分	保育短時間認定のみ該当
延長保育（夕）	午後4時30分～午後6時00分	
延長保育（夜）	午後6時00分～午後7時00分	保育標準時間認定・短時間認定 共通

4 保育料

原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。父母合算の市民税額に応じて、市の定める額を負担していただきます。場合によっては、同居祖父母等（直系血族）の方の税額で、保育料決定となることもあります。

5 保育園の生活

市内 22 か所の公立保育園では、次のように健康状態の観察とともに保育所保育指針に基づく指導計画を作成し、教育・保育や活動などを行っています。

(1) 健康状態の観察

一般状態の観察（顔色・表情・機嫌・体温・皮膚等の異常の有無について）また、学校保健安全法（昭和 33 年法律 56 号）に規定する健康診断に準じて、各保育園の嘱託

医による内科全般及び歯科健康診断を行っています。

(2) 教育・保育

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うため、養護の行き届いた環境の下、発達に応じて、興味や関心、季節あったいろいろな活動を友達や保育士と一緒にしています。

(3) 午睡

1日の保育時間の中で年齢に応じた睡眠をとっています。

6 産休明け保育

生後57日以降の保育の必要があると認められた児童の保育を実施しています。

＜実施施設名＞

認定こども園3園（柏こばと保育園たまご，認定こども園くるみこども園，こばとこどもえんネスト）

公立17園（桜台，若葉，富勢，東中新宿，豊四季，豊住，土南部，西原，豊町，富士見，酒井根，名戸ヶ谷，旭町，東町，高野台，しこだ，松葉）

私立55園（ひかり隣保館，おお田，花の井，柏，あいみ，巻石堂さくら，柏の葉キャンパス，みなみ高柳，吉野沢，柏さかさい，とばり，西口，柏中央，アイグラン保育園柏たなか駅前，ヴィヴァン，小学館アカデミー柏しこだの森，ういず南柏，咲，ミアヘルサ保育園ひびきかしわ，ピノキオ幼児舎南柏，ニチイキッズ柏，ニチイキッズ逆井みなみ，北の杜，柏しんとみ，ヴィヴァン亀甲台，キッズエンカレッジ，ら・くれしゅ柏駅前，柏みどり，Gakkenほいくえん柏の葉，プチ・ナーサリー柏の葉，プチ・ナーサリー柏の葉分園，咲さく良，かしわのはこころ，かしわたなかこころ，さくらさくみらい柏の葉，めばえ，柏E C E C，豊四季はぐくみ，まなびの森保育園豊四季，AIAI NURSERY新柏，ひなた，船戸ブロッサム，かしわきゃんぱすこころ，AIAI NURSERY第二新柏，AIAI NURSERY豊四季，TXかしわこころ，つじなか柏の葉，オハナゆめ保育園柏の葉，かしわおおむろこころ保育園，AIAI NURSERY高柳，AIAI NURSERY柏たなか，かしわなどがやこころ保育園，LIFE SCHOOL 柏の葉菜，あんのん，酒井根ひがし）

小規模認可保育11園（よしだベビーハウス，キッズルームアリス高柳，北柏小規模保育園わらび，柏の葉わんぱくの杜，アルタベビー南柏園，チコル保育園，柏の葉みらい保育園，童夢ガーデン柏保育園，アルタベビー柏園，柏サンフラワー保育園，ういず南柏第二）

7 障害児保育

保育の必要性があると認められ，また心身に障害のある幼児が健常児とともに集団保育を通して，相互理解を深めていきます。

8 一時預かり事業

(1) 非定型的保育サービス事業

保護者の労働、職業訓練、就学等により、平均週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる児童に対して保育を実施しています。

(2) 緊急保育サービス事業

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他社会的にやむを得ない理由により、緊急一時的に家庭保育が困難となる児童に対して保育を実施しています。

(3) 私的保育サービス事業

保護者の買物に行く等の私的な理由で一時的に保育が困難となる児童に対して、週1回を限度とし保育を実施しています。

柏市に在住し、他の保育園・幼稚園等に籍のない児童が対象です。

＜一時預かり実施保育園＞

公立6園（若葉、豊町、高柳西、増尾、名戸ヶ谷、高野台）

私立16園（ひかり隣保館、おお田、花の井、みなみ高柳、柏さかさい、西口、とばり、柏中央、柏みどり、ういず南柏、北の杜、柏しんとみ、柏ECC、柏の葉みらい、キッズルームアリス高柳、酒井根ひがし保育園）

9 病児・病後児保育事業

	内 容	対 象 施 設
病児保育	回復期に至らない場合であり、かつ当面の急変が認められない場合、専用施設で一時的に保育を行います。	①名戸ヶ谷病院病児・病後児室おりーぶ
病後児保育	回復期であり、かつ集団保育が困難な期間、専用施設で一時的に保育を行います。	②柏たなか病院病児・病後児保育室たんぽぽ

(1) 対象となる児童（次のいずれにも該当する児童）

- ・生後6ヶ月から小学校に就学しているお子様
- ・保護者が勤務している、または傷病、事故、出産、冠婚葬祭等により家庭における保育が困難であること
- ・市内に住民登録しているお子様、または市外にお住まいで市内の保育園、こどもルーム等に入園、入所しているお子様

(2) 対象となる疾患

- ・日常的な疾病（感冒、消化不良症等）
 - ・伝染性疾患（インフルエンザ・溶連菌感染症等）
 - ・慢性疾患（喘息等）
 - ・外傷性疾患（骨折・熱傷等）
- ※麻疹・水痘・風疹・帯状疱疹・結核はお預かりできません。

(3) 実施施設

名戸ヶ谷病院病児・病後児室おりーぶ
柏たなか病院病児・病後児保育室たんぽぽ

(4) 保育時間及び休業日

	施 設	電 話	時 間
病児・病後児	名戸ヶ谷病院病児・病後児室おりーぶ	7167-3835	午前8時～午後6時 通常保育 午後6時～午後7時 延長保育
病児・病後児	柏たなか病院病児・病後児保育室たんぽぽ	7134-1155	(日曜・祝日・年末年始を除く。)

(5) 利用料金

時間 住まい	利用時間（入室から保護者の迎えまで）	
	1日	4時間以内
柏市内	2,400円	1,200円
柏市外	3,600円	1,800円

延長料金：午後6時から午後7時まで…500円

※生活保護世帯，または市内に住所を有し，市民税が非課税（注1）である場合は無料です。

（注1）4月～8月に利用した方…前年度の市民税が非課税の方は無料

9月～3月に利用した方…当該年度の市民税が非課税の方は無料

◎利用当日に生活保護受給証明書・非課税証明書の提示をお願いします。

10 柏市保育ルーム委託乳幼児扶助制度（認可外保育施設利用者への補助）

乳幼児を保育している施設で，児童福祉法に基づく保育所として認可されていない施設のうち，市の基準を満たす施設として認定した保育ルームに対し，運営費等の補助を行うとともに，保育ルーム（保育ルーム以外の認可保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている認可外保育施設を含む）に乳幼児の保育を委託している保護者のうち，要件を満たしたかたに対し，経済的負担の軽減を目的に扶助費を支給しています。

11 地域子育て支援事業

子育て支援課，保育運営課及び地域健康づくり課が連携して家庭及び地域社会の育児を支援しています。

(1) 地域子育て支援センター事業

① フリースペース

保護者同士の情報交換をする場の提供と交流の促進の支援を行っています。

② 育児相談

電話相談や面談等，子育て中の家庭を支援しています。

③ 地域の子育て関連情報の提供

④ 育児講座の実施

子育てに役立つ情報をテーマとし、専門家による体験会や講習会を行っています。

＜実施場所＞

公立保育園 1 か所（酒井根）

私立保育園・認定こども園 14 か所（ひかり隣保館、おお田、花の井、巻石堂さくら、柏の葉キャンパス、みなみ高柳、吉野沢、柏さかさい、柏中央、北柏駅前保育園わらび、柏こぼと、柏みどり、くるみ、Gakkenほいくえん柏の葉）

(2) 公立保育園の子育て支援事業

① 園庭開放・行事招待・遊ぼう会・おしゃべりサロン

就学前の子どもを持つ親と子どもに園庭を開放しています。園に来ることで、遊び体験をしたり、季節の行事にも参加できます。

育児の悩みなど親同士で話したり、保育士や看護師などと話す機会を作るなど育児の支援をしています。

② 育児相談（月～土曜日）

電話相談や面談等、子育て中の家庭を支援しています。

③ 世代間交流

保育園児が地域の老人施設を訪問したり、保育園にお年寄りを招待することにより、世代間の交流を図っています。

④ 育児講座の実施

子育てに役立つ情報をテーマとし、専門家や保育士による体験会や講習会を行っています。

⑤ 小・中・高校生との交流

体験学習の受け入れを通して、様々な人と関わり学びあう機会を提供しています。

⑥ ボランティアの受け入れ

特技や経験を活かしたい人を受け入れ、地域の方と繋がりを築いています。

(3) 一日保育士

0 歳児、1 歳児を持つ親に子どもと一緒に保育園に来てもらい、保育士の体験をしながら、子育てのノウハウを知ってもらう「一日保育士」を実施しています。

＜実施保育園＞

公立 1 か所（東中新宿）

12 私立認可保育園等の整備（補助金事業）

近年の女性就業率の向上や就労形態の変化、育児休業制度の普及等によって、出産後も保育園を利用して就労の継続を希望する人が増えています。柏市では平成 27 年度から 10 年連続で 4 月 1 日における国基準の待機児童数ゼロを達成しましたが、認可保育園等への入園が保留になっている児童の数（入園保留者数）の解消にまでは至っていません。入園保留者の更なる減少に向けて、取り組んでまいります。

柏市では、国の私立保育園等設置補助制度を最大限に活用しつつ、既存幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行、私立認可保育園等の整備に対する補助金の交付を実施することにより、私立認可保育園等の定員の増加を図ります。

■私立認可保育園等の整備状況（補助金に係る整備）

年 度	整 備 内 容
令和3年度	幼保連携型認定こども園1園新設，保育所3園新設，小規模保育事業A型2園新設
令和4年度	幼保連携型認定こども園1園新設・1園改築，幼稚園型認定こども園1園改築，保育所3園新設，小規模保育事業A型3園新設
令和5年度	幼保連携型認定こども園1園新設・1園改築，保育所2園新設・1園改築，小規模保育事業A型1園新設

13 柏駅前送迎保育ステーション

柏市子ども・子育て支援複合施設「TeToTe（てとて）」（旧そごう柏店アネックス館）内に令和6年3月に開設した施設です。

保護者に代わり，対象の認定こども園まで園児を送迎するサービスを実施し，自宅及び通勤経路から離れた園を利用する保護者の利便性向上を図ります。

(1) 利用要件（次のいずれにも該当する児童が利用できます。）

- ・ 柏市から保育の必要性の認定（教育・保育給付認定の2号認定又は施設等利用給付の新2号認定）を受けている又は申請している
- ・ 送迎先の園の3歳児・4歳児・5歳児クラスに在籍している又は在籍見込みである
- ・ 自宅から送迎先の園までの送迎時間が片道10分以上である

(2) 送迎先の園（令和6年4月1日現在）

- ・ 手賀の丘幼稚園・保育園
- ・ 柏みどりこども園

こども発達センター事業概要

こども 発達 センター	相談支援 担当	1 障害児施策の企画立案に関する事。 2 こどもの発達及び発育の相談及び支援に関する事。 3 集団支援に関する事。 4 個別支援に関する事。 5 幼稚園及び保育園への支援，関係機関との連携等地域支援に関する事。 6 障害児施策の啓発に関する事。 7 障害児に係るサービス等の利用計画に関する事。 8 その他こども発達センターの運営に関する事。
こども 発達 センター キッズ ルーム	キッズ ルーム ひまわり 担当	1 児童発達支援センターの運営に関する事。 2 入園児童の生活指導に関する事。
	キッズ ルーム こすもす 担当	3 児童発達支援センター（旧医療型）の運営に関する事。 4 入園児童の生活指導に関する事。
	保育所等 訪問支援 担当	5 保育所等訪問支援に関する事。

1 相談支援事業

発達に不安や心配のある就学前の児童とその家族に、相談及び支援を行います。なお、提供する支援の内容に関しては、支援会議で検討して決定します。相談支援に関する費用は無料です。

(1) 集団支援

① いちごルーム（午前）

ア 対象児

- ・落ち着きがない、友達とうまく遊べない、コミュニケーションがとりにくい、言葉が遅いなどの 2～3歳の児童です。
- ・全体発達に心配のある1歳の児童です。

イ 実施日時

- ・2～3歳児

毎週月～金曜日 午前9時半～午前10時半、午前11時～正午
週1回または月2回程度の支援実施となります。

- ・1歳児

月曜日、木曜日、午前9時半～10時半
月1回の支援実施となります。

ウ 実施内容

- ・親子での参加です。
- ・小集団の中で様々な遊びや活動を設定し、発達全般を促す支援を行います。

② いちごルーム（午後）

ア 対象児

落ち着きがない、友達とうまく遊べない、コミュニケーションがとりにくい、言葉が遅いなどの、幼稚園・保育園等に通園している児童です。

イ 実施日時

- ・毎週月～金曜日 午後3時～午後4時（年長児のみ午後4時15分）
- ・月に1～2回の支援実施となります。

ウ 実施内容

- ・親子分離（活動は児童のみの参加）です。
- ・小集団の中で様々な活動を設定し、発達全般を促す支援を行います。

(2) 個別支援

個別的な支援が必要な児童に関しては、専門スタッフが支援を行います。いずれも1回1時間程度、予約制で行います。

① 理学療法

運動発達に遅れや心配のある児童が対象です。理学療法士が支援を行います。

② 作業療法

遊びや日常生活動作がスムーズにできない児童や、手の機能にマヒや発達の遅れがある児童が対象です。作業療法士が支援を行います。

③ 言語聴覚療法

ことばが遅い、発音の誤りがある、吃音がある、やりとりがスムーズにいかない、聞こえに心配があるなどの児童が対象です。言語聴覚士が支援を行います。

④ 心理相談

発達に遅れやかたよりがある、行動面に問題があるといった児童が対象です。必要に応じて発達検査等を実施します。心理相談員が支援します。

■相談支援事業実績

相談実績

(単位：件)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談問い合わせ数	846	833	904
利用申し込み数	568	585	621

支援内容別実績

(単位：人・件)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
いちご(午前)	実人数	244	273	252
	延件数	2,758	2,785	1,951
いちご(午後)	実人数	293	302	304
	延件数	2,392	2,301	2,319
理学療法	実人数	87	95	82
	延件数	929	799	803
作業療法	実人数	71	85	94
	延件数	868	842	755
言語聴覚療法	実人数	315	326	315
	延件数	1,327	1,298	1,191
心理相談	実人数	244	221	309
	延件数	707	598	683

(3) 障害児等療育支援事業

① 相談の種類

ア 外来相談支援

障害児（者）や保護者が事業所に出向いて行う相談・支援です。

イ 訪問相談支援

障害児（者）の家庭を訪問して行う相談・支援です。

ウ 巡回支援

障害児が利用する幼稚園等を巡回して行う職員に対する相談・支援です。また、職員を対象に研修を実施します。

② 対象者

- ・知的障害児（者），身体障害児（者），発達障害児（者）
- ・上記障害児が利用する幼稚園等の職員

③ 実施事業所

- ・リトルペガサス（療育支援コーディネーターを配置）
- ・桐友学園

④ 申込み方法

- ・訪問相談支援と外来相談支援は、各事業所に電話で予約。
- ・巡回支援は、療育支援コーディネーターが利用希望をとりまとめます。
- ・費用は無料です。

2 児童発達支援センター

(1) キッズルームひまわり

発達に遅れやつまずきがあり、友達と遊べない、落ち着きがない、生活習慣が身につかないなどの支援を必要とする就学前の児童が対象です。

① 支援内容

- ・ 基本的生活習慣、社会性等の発達を促す支援を行います。
- ・ 集団生活を通して、情緒の安定や遊びの広がり、体力の向上等を目指します。

② 利用定員

55 名

③ 利用手続き

- ・ 利用の申し込みは、こども発達センターで受け付けます。
- ・ 定員が一杯の場合は、利用をお待ちいただくことがあります。
- ・ 利用には、柏市が発行する「通所受給者証」が必要です。所定の手続きを障害福祉課で行っていただきます。
- ・ 「通所受給者証」が発行されたら、施設と保護者との間で利用契約を結び、利用を開始します。

④ 利用料

- ・ 利用料の負担はありません。
- ・ 児童が飲食した給食の食数に応じて、給食費を負担していただきます。

⑤ 通園の方法

- ・ 原則として、入園後 10 日間は親子通園とします。その後は児童のみの通園となります。
- ・ 市内を 5 コースに分けて児童の送迎を行っています。
- ・ 自家用車等を使って、自力で送迎することも可能です。

⑥ 利用実績

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
年度末在籍児童数	51 人	48 人	50 人

(2) キッズルームこすもす

首がすわらない、おすわりをしない、ハイハイをしない、歩かないなど、運動面に遅れがあり、支援を必要とする就学前の児童が対象です。

① 支援内容

- ・ 基本的生活習慣、社会性等の発達を促す支援を行います。
- ・ 理学療法士、作業療法士による機能訓練を行います。
- ・ 看護師が医療的な相談に応じます。
- ・ 親子通園による保護者支援を行います。

② 利用定員

40 名

③ 利用手続き

- ・ キッズルームひまわりと同様です。

④ 利用料

- ・ 満 3 歳になって初めての 4 月 1 日（年少の学年）から 3 年間は、無償化の対象となるため、利用料の負担はありません。

- ・4月1日時点で3歳に満たない児童は、利用した日数に応じて料金を負担していただきます。ただし、世帯の収入に応じて負担上限月額が設定されています。
- ・児童が飲食した給食の食数に応じて、給食費を負担していただきます。

⑤ 通園の方法

- ・原則として、親子通園です。
- ・市内を5コースに分けて運行している、マイクロバス等の送迎車両を利用することができます。
- ・自家用車等を使って、自力で通園することも可能です。

⑥ 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年度末在籍児童数	25人	25人	19人

⑦ その他

運動発達に心配のある児童を対象に、早期療育事業として親子で学ぶクラス（さくらんぼルーム）を設定しています。

ア 実施日時

- ・毎週月曜日 午前9時半～午後10時25分、午前10時50分～午前11時45分

イ 実施内容

- ・親子での参加です。
- ・小集団での活動を通して、運動発達を促すことを中心に支援を行います。

ウ 費用

- ・無料です。

エ 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実人員	25人	34人	26人
延回数	188回	196回	161回

(3) 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園など、児童が集団生活を営む施設に通う障害児に対し、保育所等を訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行い、保育所等の安定した利用を促進することを目的とした事業です。

① 対象児

現在保育園等を利用中、あるいは今後利用する予定のある児童のうち、集団生活への適応に困難を生じている、あるいは生じる可能性のある児童。

② 訪問先の範囲

- ・保育所、幼稚園、認定こども園
- ・小学校、特別支援学校（ただし、引継ぎを目的としたものに限る。）
- ・その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認めたもの

③ 利用手続き等

- ・保護者による利用申請が必要です。
- ・利用に際しては「通所受給者証」が必要です。

④ 利用料

満3歳になって初めての4月1日（年少の学年）から3年間は、無償化の対象となるため、利用料の負担はありませんが、それ以外の年齢の児童は、利用した日数に

応じて料金を負担していただきます。ただし、世帯の収入に応じて負担上限月額が設定されています。

⑤ 利用実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
契約人数	25人	16人	13人
実施回数	204回	167回	121回

3 障害児相談支援

障害児通所支援（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）、障害福祉サービス等の利用に当たって、その利用計画を作成する事業です。

(1) 対象児

障害児通所支援等、福祉サービス受給者証を取得して支援を利用する全ての人を対象となります。当センターは、18歳未満の児童に限り対象とします。

(2) 事業内容

- ・保護者、児童と面接し、児童の状況や支援の希望等を聞き取って、「サービス等利用計画案」を作成します。
- ・「通所受給者証」が交付された後に、「サービス等利用計画」を作成し、実際に通所支援を行う事業所との連絡調整や担当者を召集して「サービス担当者会議」等を行います。
- ・通所支援を提供する事業所と保護者間の利用契約の締結に関して、連絡調整、立会い等のお手伝いをします。
- ・通所支援利用後は、一定期間ごとに「サービス等利用計画」の見直し（「モニタリング」といいます。）を行います。
- ・「サービス等利用計画」の作成やモニタリングなど、この事業の利用に当たって、保護者の費用負担はありません。



資 料

1 健康福祉関係施設.....	P180
2 健康福祉関係団体.....	P195
3 各種施策のあゆみ	
(1) 国民健康保険のあゆみ.....	P196
(2) 後期高齢者医療のあゆみ.....	P205
(3) 国民年金のあゆみ.....	P207
(4) 健康福祉のあゆみ.....	P212
4 年次別人口動態.....	P226

1. 健康福祉関係施設

【児童福祉施設等】(R6.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
●認定こども園				
認定こども園柏こばと学園		十余二287-270		7131-4515
認定こども園柏こばと保育園 まご(分園)	(学) 柏こばと学園	松葉町3-15-1	269	7137-0770
認定こども園みくに学園	(学) みくに学園	旭町1-6-14	210	7145-2843
認定こども園くるみこども園	(学) くるみ学園	豊四季台1-1-113	214	7144-1647
柏みどりこども園	(学) 草土学園	東中新宿3-23-10	300	7172-0426
認定こども園柏めぐみ園	(学) 柏バプテスト学園	若葉町7-17	126	7167-8743
認定こども園手賀の丘幼稚園・ 保育園	(学) 祁山学園	五條谷423-5	315	7191-3059
認定こども園ホザナ幼稚園	(学) ホザナ学園	東3-2-5	232	7167-6790
柏の葉こども園	(学) 柏芳学園	十余二363-48	238	7157-3933
認定こども園みくになかよしこ ども園	(学) みくに学園	大室3-15-2	120	7157-1005
認定こども園とみせ幼稚園	(学) 柏鈴木学園	根戸351-2	218	7131-6871
認定こども園まつがさきの森幼 稚園	(学) 松ヶ崎学園	松ヶ崎225-3	224	7132-8622
幼稚園型認定こども園柏ひがし 幼稚園	(学) ワタナベ学園	布施新町1-5-10	162	7132-3415
認定こども園くりの木幼稚園	(学) 岩崎学園	豊四季633-15	216	7174-0433
認定こども園第二ますお幼稚園	(学) 染谷学園	増尾台4-6-60	220	7173-7944
こばとこどもえんネスト	(学) 柏こばと学園	中十余二207-1 中央 185街区1	220	7197-1398
柏の葉はぐくみこども園	(学) 祁山学園	十余二370-84中央218 街区8	112	7199-3238
認定こども園たなか幼稚園	(学) 喜染学園	大室1263	394	7131-5453
認定こども園まつばようちえん	(学) 柏学園	松葉町5丁目8番地	114	7133-8831
認定こども園晴山幼稚園	(学) 武田学園	しいの木台4-1-2	270	047-386-3251
認定こども園豊四季幼稚園	(学) 柏芳学園	旭町7-4-58	480	7157-4152
●幼稚園(新制度移行)				
大津ヶ丘幼稚園	(学) 渡来学園	大津ヶ丘1-44	200	7192-0306
沼南幼稚園	(学) 福寿学園	高柳1364	340	7191-0154
●保育園				
桜台保育園	市	桜台9-6	160	7167-5924
若葉保育園	市	若葉町4-36	130	7167-7655
あけぼの保育園	市	あけぼの3-4-18	90	7143-7654
富勢保育園	市	布施834-1	115	7131-0012
東中新宿保育園	市	東中新宿4-5-24	130	7173-9087
豊四季保育園	市	豊四季台2-1-120	245	7145-3414
増尾保育園	市	増尾6-6-1	100	7172-1347
豊住保育園	市	豊住3-1-43	130	7174-7197
土南部保育園	市	逆井1305-2	130	7173-7811
西原保育園	市	西原1-4-20	130	7154-7964
豊町保育園	市	豊四季698-28	159	7174-8484
富士見保育園	市	豊四季126-2	130	7145-1721
酒井根保育園	市	酒井根4-10-33	220	7173-1647
名戸ヶ谷保育園	市	名戸ヶ谷683-1	127	7164-8783
田中保育園	市	正連寺100	100	7133-3731
旭町保育園	市	旭町5-3-25	130	7143-8240
東町保育園	市	東2-1-27	130	7164-5967

名称	設置主体	所在地	定数	電話
高野台保育園	市	根戸416-67	130	7133-6460
しこだ保育園	市	篠籠田1275-5	130	7143-8882
松葉保育園	市	松葉町4-11	150	7132-3200
高柳保育園	市	高柳1503-9	60	7191-1344
高柳西保育園	市	しいの木台5-31-2	85	7108-1000
ひかり隣保館保育園	(福)千葉県厚生事業団	十余二175-42	110	7134-0115
おお田保育園	(福)千草会	大青田1507-8	90	7131-2795
花の井保育園	(福)千草会	大室1285-12	90	7135-7010
柏保育園	(福)柏光会	南柏中央6-5クイーンビル1・2階	81	7171-6700
あいみ保育園	(福)あいみ福祉会	大津ヶ丘3-3-2	120	7191-8161
巻石堂さくら保育園	(医)巻石堂病院	柏3-10-28	60	7166-7374
柏の葉キャンパス保育園	(株)プチ・ナーサリー	若柴173-8柏の葉キャンパス151街区A棟SA-2	90	7134-4774
みなみ高柳保育園	(福)みなみ福祉会	高柳1337-2	90	7192-3745
吉野沢保育園	(福)恵史会	豊平町11-18	90	7145-4438
柏さかさい保育園	(福)童心会	逆井1377-1	120	7172-3939
とばり保育園	(福)楡の木会	戸張1588-2	120	7138-5183
西口保育園	(福)西口の杜	布施1211-1	60	7134-2491
柏中央保育園	(福)童心会	明原1-2-10 1~3F	90	7147-3922
アイグラン保育園 柏たなか駅前	(株)アイグラン	小青田2-8-1	90	7135-1137
ヴィヴァン保育園	(福)新柏会	新柏2-6-4	90	7168-2525
小学館アカデミー 柏しこだの森保育園	(株)小学館アカデミー	篠籠田573-1	90	7140-2025
ういず南柏保育園	(福)彩保育会	新富町1-2-39	90	7197-3936
咲保育園	(福)高柳福祉会	大井1187-1	90	7192-3739
ミアヘルサ保育園 ひびきかしわ	ミアヘルサ(株)	柏6-8-37K2ビル2F	98	7189-8235
ピノキオ幼児舎南柏保育園	(株)ピノコーポレーション	南柏1-6-12穂高第20プラザーズビル南柏	27	7142-7461
ニチイキッズ 柏保育園	(株)ニチイ学館	新柏1-13-9ニチイケアプラザ 柏2F	47	7163-3659
ニチイキッズ 逆井みなみ保育園	(株)ニチイ学館	逆井5-15-19	65	7160-7110
北の杜保育園	(福)千草会	正連寺434-26 中央128街区1	60	7199-8335
柏しんとみ保育園	(福)童心会	豊四季336-5	90	7197-3949
ヴィヴァン 亀甲台保育園	(福)新柏会	亀甲台町2-13-12	90	7166-1010
キッズエンカレッジ	(株)Kidney Bean	加賀3-23-6	65	7157-1398
ら・くれしゅ 柏駅前保育園	キュービックプランニング(株)	旭町1-6-1サザンテナ 柏2F	28	7141-0036
北柏駅前保育園 わらび	(学)くるみ学園	北柏3-2-5	30	7166-7355
柏みどり保育園	(福)みどりの杜	東中新宿3-23-1(柏みどりこども園内)	78	7192-6548
Gakkenほいくえん 柏の葉	(株)学研ココファン・ナーサリー	若柴227-6 柏の葉キャンパス147街区コモンD棟	120	7137-0860
Gakkenほいくえん 柏の葉分園 ニーノ		若柴227-6 柏の葉キャンパス147街区ガーデンコートE棟		7135-7005
プチ・ナーサリー 柏の葉保育園	(株)プチ・ナーサリー	若柴276-1 中央161街区6	99	7135-4941
プチ・ナーサリー 柏の葉保育園分園		若柴175 ららぽーと 柏の葉1F		7168-1627
咲さく良保育園	(福)高柳福祉会	高柳2-6-4	90	7130-9102
かしわのはこころ保育園	(福)こころ福祉会	若柴280-10 中央171街区3	80	7135-5629
かしわたなかこころ保育園	(福)こころ福祉会	小青田3-6-18	90	7170-1782
さくらさくみらい 柏の葉	(株)さくらさくみらい	若柴178-4 柏の葉キャンパス148街区1A	90	7199-9525

名称	設置主体	所在地	定数	電話
めばえ保育園	(福)岡北福祉会	若柴226-14 中央145街区6	60	7133-1155
柏ECEC保育園	(福)童心会	柏6-4-26	80	7193-8839
豊四季はぐくみ保育園	(福)岐山会	篠籠田1082-2	90	7128-8975
まなびの森保育園豊四季	(株)こどもの森	豊四季185-1	90	7170-4643
AIAI NURSERY 新柏	AIAI Child Care(株)	豊住1-3-27	60	7170-4481
ひなた保育園	(福)岡北福祉会	大室1-5-4	90	7131-7788
船戸ブロッサム保育園	(福)我孫子大樹会	船戸1-5-24	90	7197-6893
かしわきゃんぱすこころ保育園	(福)こころ福祉会	若柴378-16 中央177街区6	80	7186-7486
AIAI NURSERY 第二新柏	AIAI Child Care(株)	新柏1-1810-5	60	7192-8951
AIAI NURSERY 豊四季	AIAI Child Care(株)	豊四季301-89	90	7137-9927
TXかしわこころ保育園	(福)こころ福祉会	船戸3-1-1	80	7186-7810
つじなか柏の葉保育園	(株)メディクロス	若柴278-8 中央178街区11	70	7168-0177
オハナゆめ保育園柏の葉	(株)マザープラネット	十余二348-130中央238 街区1	75	7137-9560
かしわおおむろこころ保育園	(福)こころ福祉会	大室162-35	60	7189-7967
AIAI NURSERY 高柳	AIAI Child Care(株)	高柳1493-1	90	7197-5281
AIAI NURSERY 柏たなか	AIAI Child Care(株)	小青田5-8-3	70	7157-2128
LIFE SCHOOL 柏の葉葉	(福)つばみ会	十余二287-308	90	7197-1087
かしわなどがやこころ保育園	(福)こころ福祉会	名戸ヶ谷1-7-24	80	7189-8635
あんのん保育園	(福)二見中央福祉会	大室1052-1	60	7197-4744
酒井根ひがし保育園	(一社)保育アートラボ	酒井根1-11-1	60	7139-0928
●小規模保育施設				
よしだベビーハウス	(株)びよびよひよこ	柏3-11-27アーバンパ ルム柏111	15	7136-2283
豊四季もりの保育園	(学)柏芳学園	旭町7-4-58(豊四季幼 稚園内)	19	7157-4152
チェリーガーデン	(学)東葛学園	十余二248-126	19	7157-2288
Gakkenほいくえん柏豊四季台	(株)学研ココファン・ ナーサリー	豊四季台1-3-1 2F	19	7141-8351
キッズルームアリス高柳保育園	(株)Monbebe	高柳1498-1	19	7100-4154
柏こぼと保育園ぶりん	(学)柏こぼと学園	十余二287-273	19	7138-6201
北柏小規模保育園わらび	(学)くるみ学園	北柏1-1-1VERDE GRANDE 0011号室	16	7115-7171
フェアリーガーデン	(学)渡来学園	大津ヶ丘1-44	19	7191-7904
柏の葉わんぱくの杜保育園	(学)喜染学園	若柴264-1 中央181街区2	19	7197-2475
アルタベビー南柏園	(株)ALTA	豊町1-1-12 ケーズクレスト柏1階	19	7197-2105
オハナゆめキッズハウス柏の葉 チコル	(株)マザープラネット	若柴178-4柏の葉キャン パス148-1パークシティ 柏の葉キャンパス・ザ ゲートタワーウエスト3F	19	7157-3188
柏の葉みらい保育園	(株)メディフェア	若柴277-5中央165街区 1	19	7170-2761
童夢ガーデン柏保育園	(株)リトルガーデン	柏4-10-1パークホーム ズ柏タワーレジデンス1 階	19	7197-4355
保育室みどりの木	(学)草土学園	東中新宿1-23-16	12	7137-7554
アルタベビー柏園	(株)ALTA	柏4丁目6番12号渋谷ビ ル1階	19	7157-1751

名称	設置主体	所在地	定数	電話
柏サンフラワー保育園	(株)サンフラワー	中央町2-12Crobis柏1	19	7168-0828
晴山の森	(学)武田学園	しいの木台5-47-25	19	047-710-5775
ういず南柏第二保育園	(福)彩保育会	新富町一丁目2-39	19	7189-7462
●児童センター				
しこだ児童センター	市	篠籠田609-5		7145-2522
豊四季台児童センター	市	かやの町2-26		7144-5363
永楽台児童センター	市	永楽台2-11-25 (永楽台近隣センター内)		7163-4050
高柳児童センター	市	高柳1652-1		7190-1348
光ヶ丘遊戯室	市	光ヶ丘団地200-5 (光ヶ丘近隣センター内)		7170-7600
南部こどもの広場	市	新逆井2-5-13 (南部近隣センター内)		7173-1333
布施遊戯室	市	布施1196-5 (布施近隣センター内)		7135-3960
●地域子育て支援拠点				
はぐはぐひろば沼南	市	風早1-2-2 (沼南社会福祉センター内)		7128-5665
はぐはぐひろば柏たなか	市	大室1-4		080-7888-2525
●地域子育て支援センター				
こあら	市	酒井根保育園 酒井根4-10-33		7172-2001
Kids Square	(福)千葉県厚生事業団	ひかり隣保館保育園 十余二175-42		7135-3715
おひさまクラブ	(福)千草会	花の井保育園 大室1285-12		7197-7710
サンサンたいよう組	(医)巻石堂病院	巻石堂さくら保育園 柏3-10-28		7166-7374
ひ・ま・わ・り	(株)プチ・ナーサリー	柏の葉キャンパス保育園 若柴173-8柏の葉 キャンパス151街区A棟1階		7134-4774
ゆうゆう	(福)みなみ福祉会	みなみ高柳保育園 高柳1337-2		7192-3745
おいかけっこ	(学)柏こぼと学園	認定こども園柏こぼと学園 十余二287-270		7131-4515
ぺんぎん組	(福)恵史会	吉野沢保育園 豊平町11-18		7100-2200
まことちゃん	(福)童心会	柏さかさい保育園 逆井1377-1		7172-3939
さっちゃん家	(福)千草会	おお田保育園 大青田1507-8		7131-2795
あしびなあ	(学)くるみ学園	北柏駅前 保育園わらび 北柏3-2-5		7166-7355
くるみサロン	(学)くるみ学園	認定こども園くるみこども園 豊四季台1-1-113		7144-1647
ステップ	(福)童心会	柏中央保育園 明原1-2-10		7147-3922
おやこの広場「あ・そ・ぼ」	(福)みどりの杜	柏みどり保育園 東中新宿3-23-1		7192-6548

名称	設置主体	所在地	定数	電話
子育て玉手箱	(株)学研ココファン・ ナーサリー	Gakkenほいくえん 柏の 葉 若柴227-6 パークシティ 柏の葉キャンパス二番 街コモンD棟		7137-0860
●乳幼児一時預かり施設				
はぐはぐポケット中央	市	柏4-9-7(柏市子ども・ 子育て支援複合施設 内)	10	7128-6586
●その他施設				
柏駅前送迎保育ステーション	市	柏4-9-7(柏市子ども・ 子育て支援複合施設 内)		7128-5517 (保育運営課)
遊びの広場	市	柏4-9-7(柏市子ども・ 子育て支援複合施設 内)		7128-6573

【障害児・者施設】(R6.4.1現在) ※ 休止中の施設を含む。

名称	設置主体	所在地	定数	電話
●障害児施設				
桐友学園	(福)桐友学園	大津ヶ丘2-19-5	30	7191-5277
豊四季光風園	(福)柏光会	十余二584	12	7143-7603
東葛医療福祉センター光陽園	(福)創仁会	酒井根24	80	7176-7710
わかたけきつず	(福)高柳福祉会	高柳878-2	20	7192-8351
●障害者支援施設（施設入所支援）				
みどり園	東葛中部地区総合開発事務組合	我孫子市中峠2310	80	7187-0511
豊四季光風園	(福)柏光会	十余二584	40	7143-7603
沼南育成園	(福)桐友学園	大津ヶ丘2-19-5	80	7191-3391
●障害福祉サービス（療養介護）				
東葛医療福祉センター光陽園	(福)創仁会	酒井根24	88	7176-7710
●障害福祉サービス（生活介護）				
多機能型事業所 I'llbe	NPO法人 Next-Creation	北柏3-14-1	10	7167-5511
花工房カモミール	NPO法人カモミール	花野井1810 A棟-6	20	7190-5879
生活介護事業所 りずむ	一般社団法人いっぽ	明原4-4-3 Diana K 1階1号	20	7193-8431
和の輪	一般社団法人かしのわ	柏市布施137-4	20	7170-2671
オリオン	一般社団法人すばる	今谷上町58-1 ハイム新木戸1階A及び202	10	7105-8114
タムの木	一般社団法人多夢多夢	松葉町6-8-1	6	7128-9100
デイサービス しょころ	株式会社日本クリード	北柏1-6-7	26	7197-2403
北柏デイサービスセンター	公益財団法人柏市医療公社	根戸467の18	35	7140-8300
バステル	合同会社アトリ	大島田579-3	20	7190-2625
まんてん	社会福祉法人 彩会	今谷上町45-18 サクラハイツ1階	7	7196-6805
ひびき園	社会福祉法人かたくり会	十余二193の1	32	7135-6116
ーツ木園	社会福祉法人かたくり会	布施字ーツ木台1103	20	7131-7032
美南園	社会福祉法人かたくり会	高柳1413	12	7192-0831
生活介護オレンジ	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	20	7136-2324
オレンジの風	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	20	7128-4135
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2丁目19番5	120	7191-3391
青和園	社会福祉法人桐友学園	十余二175-41	21	7131-9360
たけのこ	社会福祉法人高柳福祉会	高柳1478-5	10	7191-7077
ばんぷーはうす	社会福祉法人高柳福祉会	藤ヶ谷1793-14	20	7130-9097
ザザビー・ドゥ	社会福祉法人彩会	柏市増尾2-22-30	30	7171-2833
Pono	社会福祉法人青葉会	北柏4-8-3	20	7193-8878
WITH US 多機能型事業所	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山175番66	20	7197-4080
あおば作業所	社会福祉法人青葉会	高田字三勢1087番5	20	7126-0015
生活工房こだま	社会福祉法人青葉会	花野井1765-1	20	7139-7255
豊四季光風園	社会福祉法人柏光会	十余二584	40	7143-7603
いずみ園	社会福祉法人緑の会	逆井341	40	7176-8085
ページブル高田	社会福祉法人ワナーホーム	柏市高田184	10	7157-0750
青い鳥	社会福祉法人よつば	柏市大津ヶ丘3-5-1-105	10	7199-8119
デイサービスセンター藤心八幡	社会福祉法人豊珠会	柏市藤心293-2	25	7175-8181
デイサービスセンター八幡苑	社会福祉法人豊珠会	篠籠田1386-7	30	7146-6471
生活介護事業所 大きな木	特定非営利活動法人 かぜ	根戸1594-4	20	7138-6211
多機能型事業所 皆来	特定非営利活動法人あじさいの会	布施812番地の3	10	7199-2564
ポム	特定非営利活動法人いもむし	箕輪358-1	20	7191-2808
ラボール	特定非営利活動法人ホリデー	松葉町2-5-1	15	7157-0003
生活介護デイサービスたいよう	特定非営利活動法人わたぼうし	藤心4丁目22番16号	20	7173-0115
わたの実	特定非営利活動法人自立生活センターK2	南柏中央7-5 U-HOUSE南柏	12	7139-5613

名称	設置主体	所在地	定数	電話
まごころデイスポート	特定非営利活動法人真ごころ	北柏 1-9-1	10	7197-7366
柏市立朋生園	柏市	中原 1 8 1 6 の 6	23	7163-6612
生活介護事業所 DAYS	有限会社ビー・ベスト	酒井根 6 丁目 23 番 13	20	7111-1786
0lu0lu	一般社団法人 LeaLea	大津ヶ丘 3-4-1-109	10	7193-8712
てらら	特定非営利活動法人いもむし	大井 5 3 9-2	20	7126-0328
花工房すずかけの森	特定非営利活動法人カモミール	松葉町 2-28-15	20	7126-0092
ホームーズライフ	株式会社ユニアス	南増尾 4-3-28	20	7174-3235
●障害福祉サービス（グループホーム）				
グループホームまる	MASANA O コーポレーション合同会社	布施 1 0 8 0-2 1	16	7161-9276
グループホーム ステラ 柏松ヶ崎	インディペンデンス株式会社	松ヶ崎 7 7 9-2 エーデルハイム	19	7137-9374
パートナーガーデン北柏 菴号館	ケアパートナー株式会社	松ヶ崎 1 0 5 3-2 6	5	7133-0028
優羽会	さくらいふ株式会社	東上町 5-1 1	8	7199-7009
ポエム荘	サンフラワー株式会社	大井 1 1 7 6-1 ポエム荘	7	7128-8972
ソーシャルインクルーホーム 柏	ソーシャルインクルー株式会社	藤心 1-21-3	37	7157-0664
ソーシャルインクルーホーム 柏増尾	ソーシャルインクルー株式会社	柏市増尾台 3-2-9	20	7193-8634
サニーサイド	一般社団法人紀陽会	大室 1266 番地 29	17	7126-0770
グループホーム あんさんぶる 酒井根	一般社団法人障がい者自立支援の会	酒井根 7-8-1 5	16	050-3594-6272
タムの家	一般社団法人多夢多夢	布施新町 3 丁目 3 0 番 4 号	9	7126-0709
よつばのもり	株式会社 Clover Life	あかね町 10-39	10	7192-6663
はるのいえ 柏 A	株式会社 H A L	富里 3-1-41	12	7128-8554
株式会社ジョイントワン 柏営業所	株式会社ジョイントワン	大井 1 8 5 2-3	10	7197-3531
ソルーナ 柏	株式会社大興産業	中新宿 1 丁目 2 2-8	27	7199-2470
クリード 北柏	株式会社日本クリード	北柏 4 の 4 の 8	30	7165-1526
m o m o ' s ハウス	合同会社 S E E K コミュニケーションズ	逆井 2 丁目 7-7	14	070-8484-6581
エンジョイライフ	合同会社愛和	増尾台 1-8-3 4	9	050-1421-
グループホームあいこでしょ	合同会社マス・エルピス	大室 1 2 7 2-1 0	7	7131-8905
あったかハウス	産業医学福祉研究所合同会社	高柳 1411-7	4	7186-7366
エクラス	社会福祉法人 ワーナーホーム	柏下 93-2	20	7197-5660
グループホームハイサイ	社会福祉法人いづみ	西柏台 1 丁目 13 番 3 号 ハイツ・サルース	16	7152-7600
グループホームあおい	社会福祉法人かたくり会	大室 1 8 2 7-1 0	10	7179-5300
ぶるーむハウス	社会福祉法人ぶるーむ	中原 1817-1	7	7136-2324
共同生活援助風の木	社会福祉法人ぶるーむ	大津ヶ丘 1-43-7	6	7136-2324
沼南荘	社会福祉法人よつば	柏市大井 7 1 8 ビュー大木戸 1	44	7193-5032
グループホーム大津ヶ丘	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘 2 丁目 1 0 番 1	36	7193-3542
わかたけホーム	社会福祉法人高柳福祉会	高柳 1 4 7 8 の 1 8	45	7193-6675
ぼちぼちいこか	社会福祉法人彩会	東中新宿 3 の 9 の 1 3	8	7173-1150
生活クラブ風の村そらいえ 柏	社会福祉法人生活クラブ	東上町 2-6 マン ション 久大 202 号室	13	7165-8585
WITH US グループホーム	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山 175 番 66	30	7197-4080
あおばグループホーム	社会福祉法人青葉会	高田字三勢 1 0 8 7 番 5	10	7126-0015
びーすふる	社会福祉法人青葉会	大津ヶ丘 1-12-1	18	7137-9757
グループホーム あすか 北柏	社会福祉法人福祉共生会	根戸 1 7 9 1-1 北 柏 5 街区 4-1	20	7138-6296
増尾台ウィズホーム	社会福祉法人緑の会	増尾台 一丁目 10 番 2	8	7176-1118
共同生活住居かたつむりハウス	特定非営利活動法人あじさいの会	松ヶ崎 9 4 の 4 4	8	7132-4883
びゅーば	特定非営利活動法人いもむし	大津ヶ丘 1-1-3	6	7191-2808
ラーゴム 松ヶ崎	特定非営利活動法人カモミール	松ヶ崎 5 1 9-1	10	7161-6940
グループホーム 柏の葉	特定非営利活動法人はなみずき	布施 1 3 8-5	30	7192-6511

名称	設置主体	所在地	定数	電話
グループホームあさひ	特定非営利活動法人権利擁護あさひ	篠籠田1401-9 ケー&コバヤシ30 6号室	30	7151-1524
第一ぶどうの家	特定非営利活動法人葡萄の家	逆井2丁目27の1	4	7136-2513
グループホーム ainote	有限会社プロビジョン	豊四季646-36	16	7106-7550
クレセール柏	有限会社セントラル	柏1129-3	8	7128-4211
あやめはうす柏	株式会社デジタルヘルス	塚崎字中島977-	20	7190-3650
笹原生活寮モモ	社会福祉法人共働学舎	豊四季340-8	4	080-2212
サニースポット柏増尾	株式会社チャレンジプラット フォーム	増尾台4-14-1 7	4	7199-9793
障がい者グループホーム コー ジーハウス大島田	コージーハウス合同会社	大島田97-3	4	080-5014- 3823
障がい者グループホーム プロ スペリテ柏南逆井	株式会社オンジュワール	南逆井6丁目24- 2	4	04-7108-5391
ゆんたくHOMEとよしき	株式会社YUNTAKU	豊四季345-68	4	080-6565-
●障害福祉サービス（就労移行支援）				
スマイルハート柏	スマイルハート株式会社	柏5-7-23 サ ンシティビル2階	20	7128-7831
ディーキャリア 柏オフィス	デコボコベース株式会社	柏3丁目6-23 柏ツ インビル1 5F	20	7157-0035
ディーキャリアワーク 柏スタ ジオ	デコボコベース株式会社	中央町6番19号 コープビル7階	20	7160-1170
オリオン	一般社団法人すばる	今谷上町58-1 ハ イム新木戸1階A及 び202	6	7105-8114
LITALICOワークス柏	株式会社LITALICOパー トナース	柏4-8-1 柏東口金 子ビル4F	20	7160-2730
Cocorport 柏Office	株式会社ココルポート	柏2-5-8 セン トラルビル3F	20	7170-1287
Cocorport 柏第20office	株式会社ココルポート	柏2丁目8-9 千葉ス カイビル5階	20	7197-1666
就労移行支援事業所リンクス柏	株式会社リンクス	中央町2-1 柏セン タービル4階	20	7168-0442
わたげワークス	社会福祉法人ワナーホーム	柏下135-1	6	7160-1211
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘2丁目19 番5	6	7191-3391
WITH US 多機能型事業 所	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山175 番66	15	7197-4080
多機能型事業所 皆来	特定非営利活動法人あじさいの 会	布施812番地の3	8	7199-2564
テレワーカーズ柏	株式会社a s o k k a	柏市新柏3-1-4 ルミエールⅡ	20	7128-5944
ドリームマーリン	株式会社ドリームブリッジ	柏市柏6-8-40 小溝ビル3階B	10	7157-3307
就労移行ITスクール柏	株式会社ステッピングハウズ	あけぼの4-1-5	20	7170-0776
ドリームマーリンANNEX	株式会社ドリームブリッジ	中央町5-19 1階	20	7196-7317
LITALICOワークス柏西口	株式会社LITALICOパー トナース	旭町1-2-1第11関口 ビル4階	20	7148-4446
●障害福祉サービス（就労継続支援）				
みらいず南柏	株式会社LTSホールディング ス	南柏1-8-10 T Sビル2階B	18	7192-6807
ハッピーウェイ レクサ	株式会社ラインアロー 株式会社レクサ	泉町6の38 中央二丁目9番16号	20 20	7157-2920 7197-4012
就労継続支援 A型 Mstyle柏	合同会社CRT	あけぼの3-3-9 ルピナスマンション 202	20	7110-0881
社会福祉法人よつば かるのこ	社会福祉法人よつば	大井1872の2	20	7199-7930
All lead44	合同会社All lead44	松葉町2-15-8	15	7170-4623
Cocco Neil.	一般社団法人 eN-YuKaRi.	西原1-4-3 新 川ビル1F	19	050-5480- 3980
ドリームマーリン	株式会社ドリームブリッジ	柏市柏6-8-40	10	7157-3307
多機能型事業所 Ilbe	NPO法人 Next-Creation	北柏3-14-1	11	7167-5511
ユニバース	NPO法人SRN	大島田105-1	20	7189-7798
ウーリー柏	WOOLLY株式会社	東1-2-45 サンラ イズインド401号室	20	7107-4916

名称	設置主体	所在地	定数	電話
和の輪	一般社団法人かしのわ	花野井 1 2 3 6-1	10	7170-2671
タムの木	一般社団法人多夢多夢	松葉町 6-8-1	14	7128-9100
ジョブタス豊四季事業所	株式会社エフリング	豊四季 1 3 1-5 C o n f o r t 豊四季 1 0 2 号室	20	7168-0950
株式会社のんびり家 就労継続支援B型すたあと	株式会社のんびり家	西原 5 丁目 1 1 番地 1 8	20	7105-7477
ホーミーズ	株式会社ユニアス	南柏 1-2-6 南柏ビル 2 F	20	7161-3869
セルフ・ハーツ	株式会社日本クリード	北柏 1 の 7 の 6	20	7164-5501
わかたけ社会センター	社会福祉法人 高柳福祉会	高柳 6 6 8-1	20	7192-0324
まんてん	社会福祉法人 彩会	今谷上町 45-18 サクラハイツ1階	13	7196-6805
生活援助センター工房スノードロップ	社会福祉法人いづみ	西原 7 の 6 の 2	40	7152-3330
あすか園	社会福祉法人かたくり会	高田 1 0 3 9-4	60	7141-5675
ひまわり園	社会福祉法人かたくり会	塚崎 1 3 7 4	20	7193-3456
美南園	社会福祉法人かたくり会	高柳 1 4 1 3	28	7192-0831
よつば工房	社会福祉法人よつば	柏インター南 1 1-2	40	7133-3046
青い鳥	社会福祉法人よつば	大津ヶ丘 3 の 5 の 1 0 5	40	7199-8119
ペジーブル柏	社会福祉法人ワナーホーム	柏下 93-2	20	7136-1517
ペジーブル高田	社会福祉法人ワナーホーム	高田 1 8 4	10	7157-0750
わたげワークス	社会福祉法人ワナーホーム	柏下 135-1	24	7160-1211
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘 2 丁目 1 9 番 5	20	7191-3391
青和園	社会福祉法人桐友学園	十余二 1 7 5-4 1	29	7131-9360
たけのこ	社会福祉法人高柳福祉会	高柳 1 4 7 8-5	10	7191-7077
WITH US 多機能型事業所	社会福祉法人青葉会	十余二字南前山 175 番 66	20	7197-4080
第2こだま	社会福祉法人青葉会	松葉町 3-2 2-1 8 加藤園ビル 2 0 3	30	7132-1666
手打ち職人集団むげん	特定非営利活動法人 手打職人集団 むげん	藤ヶ谷 1196-20	20	7128-6789
ラボール	特定非営利活動法人ホリデー	松葉町 2-5-1	25	7157-0003
わたの実	特定非営利活動法人自立生活センターK2	南柏中央 7-5 U-HOUSE南柏	25	7139-5613
まごころデイスポート	特定非営利活動法人真ごころ	北柏 1-9-1	10	7197-7366
就労継続支援B型事業所 ポラリス	特定非営利活動法人星標	大津ヶ丘 2 丁目 1 1 番 4	20	7128-5263
柏市立朋生園	柏市	中原 1 8 1 6 の 6	27	7163-6612
にじげん柏	株式会社バリアゼロ	中央町 2-11 寺田ビル 6 F	20	7114-2981
●障害福祉サービス（短期入所）				
サニーサイド	一般社団法人紀陽会	大室 1266-29	-	7126-0770
株式会社ジョイントワン 柏営業所	株式会社ジョイントワン	大井 1 8 5 2-3	-	7197-3531
クリード北柏ショートステイ	株式会社日本クリード	北柏 4-4-8	-	7165-1526
増尾台ウィズホーム	社会福祉法人 緑の会	増尾台一丁目 10 番 2	-	7176-1118
ぶるーむハウス	社会福祉法人ぶるーむ	中原 1817-1	-	7136-2324
ショートステイ沼南荘	社会福祉法人よつば	大井 7 1 8 ビュー大木戸 2-2 0 2	-	7193-5032
エクラス	社会福祉法人ワナーホーム	柏下 93-2	-	7197-5660
グループホーム大津ヶ丘	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘 2 丁目 1 0 番 1	-	7193-3542
こども生活支援センターきりと	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘 2 の 1 9 の 5	-	7191-5277
沼南育成園	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘 2 丁目 1 9 番 5	-	7191-3391
わかたけきつず	社会福祉法人高柳福祉会	高柳 878-1	-	7192-8351
わかたけホーム短期入所	社会福祉法人高柳福祉会	高柳 2-5-25	-	7189-8288

名称	設置主体	所在地	定数	電話
ショートステイサービスヴィ ヴァン	社会福祉法人新柏会	中原 1 8 1 5 番 5	-	7168-5001
生活クラブ風の村ショートステ イ光ヶ丘	社会福祉法人生活クラブ	東中新宿 4-5-1 3	-	7160-7575
生活クラブ風の村そらいえ柏	社会福祉法人生活クラブ	関場町 3-1 3	-	7165-8585
WITH US 短期入所	社会福祉法人青葉会	十余二南前山175 番66	-	7197-4080
あおば短期入所	社会福祉法人青葉会	高田字三勢 1 0 8 7 番 5	-	7126-0015
ふらーと短期入所	社会福祉法人青葉会	緑台 1-5	-	7189-7119
東葛医療福祉センター光陽園	社会福祉法人創仁会	酒井根24番地	-	7176-7710
豊四季光風園	社会福祉法人柏光会	十余二 5 8 4	-	7143-7603
グループホーム あすか北柏	社会福祉法人福祉共生会	根戸 1 7 9 1-1 北 柏 5 街区 4-1	-	7138-6296
短期入所 柏増尾	ソーシャルインクルー株式会社	増尾 3-2-9	-	7193-8634
m o m o ' s ハウス	合同会社SEEKコミュニケー ションズ	逆井 2 丁目 7-7	-	090-4757- 7925
藤心八幡苑ショートステイサー ビス	社会福祉法人豊珠会	藤心 2 9 3-2	-	7175-8181
八幡苑ショートステイサービス	社会福祉法人豊珠会	篠籠田 1 3 9 0	-	7143-1011
大津川八幡苑ショートステイ サービス	社会福祉法人豊珠会	藤心 2 7 1-1	-	7170-5577
あやめぼうす柏	株式会社デジタルヘルス	塚崎字中畠977-8	-	7190-3650
サニースポット柏	株式会社チャレンジブラッド フォーム	増尾台 4-1 4-1 7	-	7199-9793
短期入所そらまめ	社会福祉法人ワナーホーム	高田 1 8 4	-	7197-5905
●障害福祉サービス（自立訓練）				
ディーエンカレッジ 柏キャン パス	デコボコベース株式会社	柏5-2-11-2 ビオス 柏 1 階	20	7157-1177
CocorportCollege柏キャンパス	株式会社コボルポート	柏 6-4-2 4 柏 ビルディング 4 階 4 B・4 C 号室	20	7128-4252
高柳B-BASE	株式会社リノキノ	高柳 9 3 3-2	20	7157-0671
生活援助センター元気ハウス	社会福祉法人いつみ	西原 7-6-2	20	7152-7600
多機能型事業所 皆来	特定非営利活動法人あじさいの	布施 8 1 2 番地の 3	10	7199-2564
リワークセンター柏	株式会社R o d i n a	柏 4-2-1 メッ トライフ柏ビル 6 階 D 室	20	7163-7500
●障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）				
放課後等デイサービスにじっこ i n 増尾	NPO法人希望の虹	増尾 3 の 1 2 の 7	10	7138-5101
放課後等デイサービスにじっこ i n 豊四季	NPO法人希望の虹	豊四季 9 4 5 の 5 4 3	10	7128-6655
放課後等デイサービスにじっこ i n 北柏	NPO法人希望の虹	松葉町 4 の 1 0 の A 棟の 1 6	10	7126-0700
児童発達支援・放課後等デイ サービス FURAN南柏教室	FURAN株式会社	南柏 2-9-7 1 階	10	7189-7956
放課後等デイサービスアウー柏 増尾台	アウージャパン株式会社	増尾台 2 丁目 7 番 1 号	10	7115-1655
ハビー柏教室	ウェルビー株式会社	柏 2 丁目 7 番 9 号グ ランディール柏ビル 4 階	10	7192-7501
ハッピーテラスキッズ柏ルーム	デコボコベース株式会社	旭町 1 の 8 の 9 エ リート・イン 柏 1 階	10	7193-8205
ハッピーテラス柏	デコボコベース株式会社	中央町 6-1 9 コー プビル 柏 5 F	10	7160-1130
ハッピーテラス柏Ⅱ	デコボコベース株式会社	中央町 6-1 9 コー プビル 柏 7 F	10	7160-1130
ネイスぷらす柏校	ネイス株式会社	泉町 1 1-1 1 柏泉 町ビル 2 F	10	7168-0062
グローバルキッズメソッド 6 4	ハッピーライフケア株式会社	十余二 3 4 8-6 0	10	7199-3596
グローバルキッズメソッド 7 5	ハッピーライフケア株式会社	柏 6-7-8	10	7168-0468
グローバルキッズメソッド 8 4	ハッピーライフケア株式会社	光ヶ丘団地 1-1	10	7128-7896
グローバルキッズメソッド 9 7	ハッピーライフケア株式会社	高柳 1-1-2 1	10	7179-5878

名称	設置主体	所在地	定数	電話
ふれあいの広場	特定非営利活動法人ふれあいの広場	豊上町2番地の11	10	7144-5465
Hi-Nique!	一般社団法人Withket	逆井4-25-1	10	080-3029-
だんだん	一般社団法人かしのわ	布施137-4	10	7138-6940
柏の葉放課後デイサービス	一般社団法人柏高等技術学園	豊四季1002番地 2MYビル31階	10	7192-6681
おひさま	学校法人くるみ学園	豊四季台1-1-1 13	10	7144-1647
放課後等デイサービス Gri pキッズ 柏校	株式会社 エール	若葉町1-4 サン ハイツ柏301	10	7138-5695
AIAI PLUS 新柏	株式会社AIAI Child Care	豊住一丁目3番27号	10	7190-5962
放課後等デイサービス トレイ ンおおむろ	株式会社free style	大室1208-23	10	7136-7592
放課後等デイサービス トレイ ンまつば	株式会社free style	松葉町3丁目2-1 出山ビル2階D号室	10	7138-6919
フレンズ旭町	株式会社Origin	旭町6-3-13	10	7128-7081
フレンズ中新宿	株式会社Origin	中新宿3-2-2	10	7157-4069
放課後等デイサービス ウィ ズ・ユー 柏高田	株式会社アースフィールド	高田1163番地2	10	080-9446- 2605
こども地域づくりステーション まあち	株式会社アクト・デザイン	大室1-24-2 グランツ101	10	070-3864- 2085
こども発達支援ルームまあち	株式会社アクト・デザイン	大室1丁目24番地1	10	7132-8882
運動遊びと療育支援 こどもプ ラス 柏たなか教室	株式会社クオリティー	大室1191-18	10	7199-9650
運動遊びと療育支援 こどもプ ラス 柏教室	株式会社クオリティー	千代田1の3の12 ノグチ柏ビル1階	10	7197-2058
運動遊びと療育支援こどもプ ラス 柏の葉教室	株式会社クオリティー	十倉2357番地1 5中央243街区4	10	7138-5512
はなまるキッズ 柏教室	株式会社ケアリンク	明原2-6-6 1F	10	7170-0199
はなまるキッズ 柏東教室	株式会社ケアリンク	柏7-10-20	10	7197-7114
コペルプラス 南柏教室	株式会社コペル	南柏中央1-5 南柏 綾水ビル3階	10	7128-6411
コペルプラス 柏たなか教室	株式会社コペル	小青田5-5-1 werdenビル2-1号室	10	0120-225-777
ALOHA KIDS SCHOOL 柏	株式会社セントラルオフィス北 川	南柏1-5-18 染 谷ビル3階	10	050-3145- 9923
キャロットスクール 柏教室	株式会社ダイレクトケアDS	中央1の2の17H Mレジデンス 柏中央 101号室	10	7197-5063
キャロットスクール 柏西口教室	株式会社ダイレクトケアDS	明原2丁目3番地1 7 上田ビル1階	10	7197-5063
児童発達支援 根っこ 柏教室	株式会社ネオハル	吉野沢11-24	10	7128-9483
てらびあぽけっと 南柏教室	株式会社ぽてと	南柏1-1-2 富 士物産 南柏駅前ビ ル 2F	10	7199-9930
てらびあぽけっと 柏教室	株式会社ぽてと	若葉町1番4号サン ハイツ柏201号室	10	7199-8474
こすもすカレッジジュニア 豊四 季教室	株式会社マザーライク	豊四季150-30	10	7136-1651
就労準備型放課後等デイベ ィス こすもすカレッジ 豊四季教 室	株式会社マザーライク	豊四季1008-1 2 アヴニール 豊四 季102	10	7199-9131
コペルプラス 柏教室	株式会社ユアサイド	柏3-7-11 柏タウ ンハイツ102号	10	7115-3434
こばんはうすさくら 大津ヶ丘 教室	株式会社ゆあネット	塚崎1311-5	10	7138-5506
こばんはうすさくら 初石教室	株式会社ゆあネット	西原6丁目7番32 号1階101号室	10	7100-1160
ステップアップスペース なっ つ	株式会社ユディパース	柏5-8-20	10	7199-9404
児童デイサービス・アニマート くれよん	株式会社ライフユニット	逆井5-1-1グ リーンテラスA-5	10	7199-3331
そら	株式会社結	小青田二丁目10番 地5	10	7111-0823
放課後等デイサービス 桜梅桃李	株式会社桜梅桃李	花野井836-1	10	7151-1181

名称	設置主体	所在地	定数	電話
柏教育トレーニングセンター	株式会社柏教育トレーニングセンター	中央町3番30-312号	10	7164-2554
GISELE 柏	合同会社A	高柳1476-17	10	7186-7117
ことのほ	合同会社c o t o	柏6-9-19	10	7190-5617
ことのほ 名戸ヶ谷店	合同会社c o t o	名戸ヶ谷718-1	10	7190-5466
おもちゃ箱かしわ	合同会社ピースマイル	旭町八丁目5番2号	10	7115-5234
放課後等デイサービス ウィズ・ユー 柏・松葉町	合同会社みらいBook	松葉町2-14-4-103	10	7132-1280
柏の葉学園	合同会社八重廣	豊四季1002番地2MYビル3-2階	10	7192-7738
柏の葉学園 十余二校	合同会社八重廣	十余二337番地353KSビル201	10	7132-3661
柏の葉学園豊四季第2教室	合同会社八重廣	豊四季135-73 サンパレス102号室	10	7192-7738
児童発達支援ひだまりっこα (主に重症心身障害児)	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	5	7136-2324
児童発達支援ひだまりっこ	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817番1	10	7136-2324
児童発達支援ひだまりっこピーチ	社会福祉法人ぶるーむ	新柏3-3-8	10	7136-2324
放課後デイサービスひだまり	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817-1	10	7136-2324
放課後デイサービスひだまりα	社会福祉法人ぶるーむ	中原1817-1	6	7136-2324
すくすくジャンプ	社会福祉法人ワナーホーム	高田184	5	7126-0845
すくすくステップ	社会福祉法人ワナーホーム	高田184	5	7126-0845
すくすくステップ北柏	社会福祉法人ワナーホーム	柏下93-2	5	7197-5662
すくすくホップ	社会福祉法人ワナーホーム	高田184	5	7126-0845
こども療育センターきりとも	社会福祉法人桐友学園	大津ヶ丘二丁目19番5	10	7191-5277
ジュニアペガサス	社会福祉法人青葉会	松葉町6丁目11番地8	10	7168-0225
リトルペガサス	社会福祉法人青葉会	小青田一丁目11番地3	30	7157-0302
自閉症サポートセンターペガサス	社会福祉法人青葉会	花野井720-124	10	7105-7230
第2ペガサス	社会福祉法人青葉会	藤ヶ谷1785の6	10	7192-6767
第2ジュニアペガサス	社会福祉法人青葉会	布施寺山1490-7	10	7107-8451
のぞみ	社会福祉法人緑の会	逆井341番地	10	7176-8085
スマイル・キッズ増尾	創真ワークス株式会社	増尾一丁目10番8号	10	7186-7230
いもむし・おおい	特定非営利活動法人いもむし	大井554番地5	10	7126-0328
りーふ	特定非営利活動法人いもむし	大井539-2	10	7191-2808
児童発達支援及び放課後等デイサービススマイル柏	特定非営利活動法人スマイルクラブ	柏5の8の16ウェルズ21柏C号室	10	7113-1407
こどもホリデー	特定非営利活動法人ホリデー	松葉町2-5-1	10	7157-0003
まごころ	特定非営利活動法人真ごころ	松葉町3丁目22番地7	10	7197-6068
まごころ「とよふた」	特定非営利活動法人真ごころ	十余二409の128	10	7128-6403
まごころ「きたかしわ」	特定非営利活動法人真ごころ	北柏1-9-1	10	7197-7340
まごころ「しゅくれんじ」	特定非営利活動法人真ごころ	宿連寺340-3	10	7193-8161
まごころ「スイミング」	特定非営利活動法人真ごころ	宿連寺442-6	10	7139-0430
まごころ「はなのい」	特定非営利活動法人真ごころ	花野井738-22	10	7136-2960
デイサービスあかり	特定非営利活動法人権利擁護あさひ	高田1099番地2	10	7142-8558
柏市こども発達センター キッズルームひまわり	市	柏下65-1	55	7128-2224
柏市こども発達センター キッズルームこすもす	市	柏下65-1	40	7128-2225
こども未来支援 みらいのボクラ かしわ教室	有限会社倉持工芸	布施1190-2	10	7131-6483
コペルプラス柏松葉町教室	株式会社コペル	松葉町5-15-13 鈴木店舗1階	10	7196-6359
じいあい	株式会社グレート・インターナショナル	南増尾7-9-5	10	7197-4381
児童発達支援・放課後等デイサービス LUMO 南柏校	株式会社Gotoschool	南柏中央3-6 ブリリアント・T201	10	7170-0709
マハナの森柏たなか	合同会社Mulberry Field	大室3-1-8	10	7197-1568

名称	設置主体	所在地	定数	電話
Aikane	一般社団法人LeaLea	大津ヶ丘3-4-1-109	10	7199-8319
●知的障害者生活ホーム				7131-6483
グローハウス・グローハウス船戸	個人	船戸2071-4	9	7134-0071
イーハトープ	個人	豊四季611-33	3	7171-1098
小島屋	ばおばぶ	西原7-7-7	2	7169-7710
ふろしき	個人	豊住3-5-1	3	7171-2071
くーねる	個人	十余二574-10	4	7100-0976
●地域活動支援センター				
たんぽぽセンター	(福)ワナーホーム	柏下135-1	20	7160-1239
トライアングル	(福)青葉会	藤ヶ谷1785-6	16	7193-4112
スペース若柴	(NPO)あけぼの	明原3-4-16	15	7145-4366
ピアセンターあかり	(NPO)権利擁護あさひ	篠籠田1401-89 いちごハイム1階	25	7140-1890
クローバ柏	(福)よつば	松ヶ崎749-2	19	7146-1267
●地域生活支援拠点				
地域生活支援拠点あおば	(福)青葉会	高田三勢1087-5	-	7126-0127
地域生活支援拠点たんぽぽ	(福)ワナーホーム	柏下93-2	-	7160-1239
地域生活支援拠点しょうなん	(福)桐友学園	大津ヶ丘二丁目19-	-	7191-3391
地域生活支援拠点ぶるーむの風	(福)ぶるーむ	中原1817-1	-	7128-4135

【老人福祉(保健)施設】(R6.4.1現在)

名称	設置主体	所在地	定数	電話
●老人福祉センター				
柏寿荘	市	船戸山高野535		7131-9511
南部老人福祉センターかたくりの里	市	藤心293-1		7176-6151
沼南老人福祉センターいこい荘	市	塚崎1356		7192-1401
●介護予防センター				
ほのぼのプラザますお	市	加賀3-16-8		7170-5570
いきいきプラザ	市	柏5-11-8		7163-9000
●介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)				
(広域)望陽荘	(福)望陽会	みどり台1-3-1	76	7137-0333
(広域)八幡苑	(福)豊珠会	篠籠田1390	100	7143-1011
(広域)藤心八幡苑	(福)豊珠会	藤心293-2	60	7175-8181
(広域)八幡苑然然(従来型)	(福)豊珠会	篠籠田1386-12	50	7197-3161
(広域)八幡苑然然(ユニット型)	(福)豊珠会	篠籠田1386-12	50	7197-3161
(広域)アネシス	(福)清泉会	手賀1682	50	7191-9777
(広域)ひかり隣保館	(福)千葉県厚生事業団	十余二175-42	83	7131-2914
(広域)輝陽園	(福)美野里会	酒井根45-1	60	7171-0611
(広域)四季の里(従来型)	(福)真和会	松ヶ崎899-1	50	7135-2255
(広域)四季の里(ユニット型)	(福)真和会	松ヶ崎899-1	100	7135-2255
(広域)沼風苑	(福)沼風会	箕輪585	58	7160-6800
(広域)沼風苑新館	(福)沼風会	箕輪585	54	7160-6800
(広域)マーガレットヒル	(福)三誠会	中新宿1-8-6	74	7171-7500
(広域)ハートかしわ	(福)敬愛会	高田1032-1	60	7142-8800
(広域)マザーズガーデン	(福)マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1113-2	70	7135-1551
(広域)柏きらりの風	(福)涼風会	西原2-9-1	80	7154-5201
(広域)新柏ヴィヴアンホーム	(福)新柏会	中原1815-5	100	7168-5001
(広域)柏こひつじ園	(福)小羊会	豊四季台3-1-4	90	7141-0010
(広域)かしわ安心館	(福)天宣会	藤ヶ谷810-2	100	7190-3377
(広域)あおいの里・柏	(福)葵新生会	大井988-1	100	7190-4001
(広域)温雅荘(従来型)	(福)あすか福祉会	十余二156-1	50	7197-6780
(広域)温雅荘(ユニット型)	(福)あすか福祉会	十余二156-1	50	7197-6780
(小規模)グリーンヴィラ	(福)北斗泰山会	逆井1310-3	29	7170-8050
(小規模)藤心八幡苑ユニット館	(福)豊珠会	藤心293-2	18	7175-8181
(小規模)大津川八幡苑	(福)豊珠会	藤心271-1	29	7170-5577
(小規模)輝陽園	(福)美野里会	酒井根69-1	29	7171-0617
(小規模)沼南の里	(福)大和会	藤ヶ谷1086-7	29	7160-8011
(小規模)マザーズガーデン	(福)マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1106-5	29	7134-3411
●グループホーム(認知症対応型共同生活介護)				
グループホームさんぽみち柏	(有)グループホームさんぽみち	布施新町3-28-20	8	7135-3031
グループホームめいと北柏	(株)めいとケア	北柏3-6-16	18	7128-3333
グループホームなごみの家	(NPO)なごみの家	大室161-7	18	7132-1448
グループホームなごみの里	(NPO)なごみの家	花野井90-1	18	7132-1448
グループホームぬくもりの家	(有)ホットライン	大室244-1	9	7108-4194
グループホームぬくもりの家船戸	(有)ホットライン	船戸1739-4	9	7128-9288
グループホーム沼風苑	(福)沼風会	箕輪588	27	7160-8500
グループホームハートかしわ	(福)敬愛会	高田1032-1	6	7142-8800
グループホーム光ヶ丘の里	ブロック(有)	光ヶ丘2-25-41	18	7160-0025
グループホーム陽だまり	(NPO)グループホーム陽だまり	高田999-22	6	7149-5246
グループホーム陽だまり寿の家	(NPO)グループホーム陽だまり	十余二254-136	9	7107-5215
SOMPOケア そんぽの家GH柏	SOMPOケア(株)	柏1007-1	27	7165-8433
グループホーム・オアシス	(有)ツェルン	柏下218	18	7165-1212
ニチイケアセンター南柏	(株)ニチイ学館	富里3-3-42	18	7141-3751
ミアヘルサホームだんらん柏・酒井	ミアヘルサ(株)	酒井根21-6	18	7172-6131
グループホーム増尾	(医社)千葉医心会	増尾749	18	7170-5033

名称	設置主体	所在地	定数	電話
八幡苑 グループホーム睡人亭	(福)豊珠会	篠籠田1389-2	18	7141-7611
グループホーム風早の里	(医社)聖山会	塚崎997-3	18	7160-8175
ブラチナホームなのはな旭	(株)レイクス21	旭町8-2-29	18	7141-1102
グループホーム豊四季台	(福)小羊会	豊四季台3-1-4	9	7141-0360
ニチイケアセンター藤心	(株)ニチイ学館	藤心1-26-28	18	7170-5855
マザアスホームだんらん柏・増尾台	(株)マザアス	増尾台2-31-70	18	7192-6572
グループホーム沼南の里	(福)大和会	藤ヶ谷1086-7	18	7160-8011
グループホームココファン柏豊四季	(株)学研ココファン	豊四季台1-3-1	18	7142-7476
大津川八幡苑グループホームせむろ	(福)豊珠会	藤心271-1	18	7170-5577
グループホーム輝陽園	(福)美野里会	酒井根69-1	18	7171-0648
グループホームマザーズガーデン	(福)マーナー・オーク・ガーデンズ	布施1106-5	18	7134-3411
ツクイ柏塚崎グループホーム	(株)ツクイ	塚崎1020-2	18	7191-0030
グループホームつどい「松葉町」	メディカル・ケア・プランニング(株)	松葉町3-17-6	18	7134-3010
愛の家グループホーム柏の葉	メディカル・ケア・サービス(株)	正連寺380-1	18	7126-0103
グループホームつどい「柏たなか」	メディカル・ケア・プランニング(株)	大室2-8-9	18	7133-2277
●介護老人保健施設(老人保健施設)				
葵の園・柏	(医社)葵会	松ヶ崎897-1	100	7135-0031
葵の園・沼南	(医社)葵会	箕輪532-1	100	7160-8888
回生の里	(医社)螢水会	名戸ヶ谷929-1	100	7166-7171
北柏ナーシングケアセンター	(医社)天宣会	柏下265	120	7169-8001
ケアホーム初石	(医社)柏水会	西原7-6-3	100	7152-3400
さかき光陽	(医社)よつ葉会	酒井根40-1	100	7174-7028
蒼生の杜	(医社)昌擁会	逆井437-28	100	7160-0001
はみんぐ	市	布施1-3	100	7134-0660
葵の園・柏たなか	(医社)葵会	小青田1-3-3	100	7134-1001
●養護老人ホーム				
養護老人ホームひかり隣保館	(福)千葉県厚生事業団	十余二175-42	90	04-7131-6600
●軽費老人ホーム(ケアハウス)				
つるの家	(福)美野里会	酒井根45-1	50	04-7171-0601
四季の里	(福)真和会	松ヶ崎899-1	50	04-7135-3355
望陽荘	(福)望陽会	ふどり台1-3-1	50	04-7137-0333
沼南の里	(福)大和会	藤ヶ谷1076-3	50	04-7160-6688
●その他(拠点施設)				
沼南社会福祉センター	柏市社会福祉協議会	風早1-2-2	-	7193-2941
総合福祉センター	市	柏5-8-12	-	7164-2911

2. 健康福祉関係団体

名称	代表者	所在地	電話
(福) 柏市社会福祉協議会	中 川 博	柏5-11-8 (いきいきプラサ'内)	7163-9000
柏市民生委員児童委員協議会	山 名 恵 子	柏5-11-8 (社会福祉協議会内)	7163-9000
柏市シニアクラブ連合会	山 田 俊 治	藤心293-1 (南部老人福祉センター内)	7138-5970
柏市ひとり親(母子、父子、寡婦)福祉会	望 田 八重子	新逆井1-26-6	7176-4548
柏市手をつなぐ育成会	中 野 しのぶ	柏949-44	7162-3480
柏市肢体不自由児(者)を育てる会	山 崎 るり子	柏市西柏台2-1-1-919	7153-9218
柏市聴覚障害者協会	木 村 正 己	名戸ヶ谷483	事務局 FAX7103-
柏市視覚障害者協会	渡 部 利 一	布施814-86	7131-1020
柏市心身障害者福祉連絡協議会	中 村 幸 子	花野井737-86	7132-3883
柏市点字サークル「いなほ会」	澤 村 賀津子	つくしが丘1-5-6	7128-8283
手話サークルかしわの会	鈴 木 敏	今谷上町46-5	7173-1258
柏市朗読奉仕サークル	東 寿 子	松ヶ崎1176-19	080-6107- 4050
要約筆記サークルモーグル	榎 本 順 子	あけぼの4-10-18	7182-8981
精神障害者家族会よつば会	山 口 満 信	大津ヶ丘3-4-1-107	7199-3645
柏市自閉症協会	細 田 智 子	若柴277番地7中央163街区1 PC柏の葉キャンパスサウスフロ ント607号	7126-0070
柏市遺族会	篠 原 喜世雄	柏5-10-1 (福祉政策課内)	7167-1131
柏地区保護司会柏支部	成 嶋 文 子	柏市布施814	7131-4622
東葛飾地区更生保護女性会	高 橋 静 代	流山市前ヶ崎2-105	7174-6691
柏市民健康づくり推進員連絡協議会	村 上 広 子	柏下65番地1 (地域保健課内)	7167-1256
柏市介護支援専門員協議会	狩 野 宏 樹	柏市今谷上町40-2 AD南柏A-102	7105-0233
柏市介護サービス事業者協議会	横 尾 好 永	柏市酒井根45-1 (特別養護老人ホーム輝陽園 内)	7171-0611

3. 各種施策のあゆみ

(1) 国民健康保険のあゆみ

年 月	経 緯
平成元年 1月 1日	・ 保険料収納員制度の創設
4月 1日	・ 保険料納期8回に改正
6月 1日	・ 施設利用助成金1,000円に改正
	・ 高額療養費の法定自己負担限度額57,000円，市県民税非課税世帯の被保険者については，31,800円となる
平成 2年 4月 1日	・ 健康増進事業受診者助成金制度の一部を改正し，助成金を受診者負担金の70％以上の助成とする（健康増進事業受診者助成金6,000円）
	・ 医療費通知（4回）を実施
	・ 高齢者療養見舞金入院2月以上を1月以上に改正（老人保健医療市単独事業）
平成 3年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」と名称し第1号発刊
4月 1日	・ 保険料賦課方式を4方式から3方式に改正し，応能保険料の資産割を廃止する
	・ 健康優良世帯の表彰制度実施（2人以上の世帯で2年間以上無受診世帯）
	・ 健康増進事業受診者助成金7,000円
5月 1日	・ 市付添看護料3,000円（1日）に改正（老人保健医療市単独事業）
12月	・ 高額療養費の法定自己負担限度額60,000円，市県民税非課税世帯の被保険者については，33,600円となる
	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第2号発刊
平成 4年 1月 1日	・ 老人保健法の一部改正 一部負担金の改正 平成4年1月～5年3月 外来1 か月900円、入院 1 日600円 平成5年4月～7年3月 外来1 か月1,000円、入院 1 日700円 平成7年4月～物価スライド制
	・ 老人保健施設の一部改正
	・ 高齢者療養見舞金11,000円に改正（老人保健医療市単独事業）
3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第3号発刊
4月 1日	・ 国保制度の改正 国庫負担金の事務費（人件費分）が一般財源化 国庫補助の助産費の補助率3分の2に改正し一般財源化
	・ 賦課限度額420,000円に改正
	・ 助産費支給額240,000円に改正 （国の支給限度基準額130,000円から240,000円に改正）
	・ 健康優良世帯の表彰制度の改正（一人世帯で3年間以上無受診世帯追加）
	・ 白内障特殊眼鏡等費用助成制度を実施（老人保健医療市単独事業） 特殊眼鏡 1 対30,000円・コンタクトレンズ 1 眼25,000円
12月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第4号発刊
平成 5年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第5号発刊
4月 1日	・ 国保制度の改正 国庫負担金の事務費（物件費＝賃金・委託料・負担金）が一般財源化

年 月	経 緯
平成 5年 4月 1日	- 保険基盤安定負担金（国庫負担）定額化（5・6年度暫定措置） ・賦課限度額460,000円に改正 ・応益割保険料（均等割8,500円，平等割8,300円）に改正 （保険料算定割合 87.22対12.78） ・葬祭費の支給額100,000円に改正
5月 1日	・高齢者療養見舞金12,000円に改正（老人保健医療市単独事業） ・高額療養費の法定自己負担限度額63,000円，市県民税非課税世帯の被保険者については，35,400円となる
12月	・国保新聞発行「かしわの国保」第6号発刊
平成 6年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第7号発刊
4月 1日	・賦課限度額480,000円に改正 ・国保制度の改正 国庫負担金の事務費（特定事務費以外）が一般財源化
10月 1日	・国民健康保険法の一部改正 助産費，育児手当金を廃止し，「出産育児一時金」300,000円を創設 移送費を創設 入院時食事療養費の創設標準負担額は1日600円，市民税非課税世帯1日450円， 市民税非課税世帯で長期該当1日300円 ・老人保健事業費拠出金の創設（目的＝老人保健施設等の建設） ・老人保健法の一部改正 入院時食事療養費制度の創設
12月	・国保新聞発行「かしわの国保」第8号発刊
平成 7年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第9号発刊
4月 1日	・国民健康保険法等の一部改正 保険料応益割合が50%前後の保険者を中心に低所得者の保険料軽減制度の拡充を 段階的に図った ・応益割合45%以上50%未満 7年度=6割・4割・2割（創設） 8年度以降=7割・5割・2割 ・応益割合35%未満 7年度=原則として5割・3割（当分の間6割・4割とすることができる） ・賦課限度額500,000円に改正 ・老人医療の一部負担金の改正 外来1か月1,010円，入院1日700円 ・社会福祉施設の入所者住所地主義の特例 保険基盤安定負担金（国庫負担）定額化（7,8年度暫定措置）
7月 1日	・精神病院及び結核療養所への入所者住所地主義の特例
12月	・国保新聞発行「かしわの国保」第10号発刊
平成 8年 3月	・国保新聞発行「かしわの国保」第11号発刊

年	月	経	緯															
平成 8年	4月 1日	・ 賦課限度額520,000円に改正																
		・ 保険料率 所得割 7.2%・均等割 9,800円・平等割 9,500円に改正 (保険料算定割合 79.69対20.31)																
		・ 保険料納期10回に改正																
		・ 国保資格関係の遡及完全実施																
		・ 高齢者療養見舞金を65歳以上の国保加入者に拡大																
		・ 老人医療の一部負担金の改正																
		外来 1 か月 1,020円, 入院 1 日 710円																
	6月 1日	・ 高額療養費の法定自己負担限度額63,600円となる																
	10月 1日	・ 入院時食事療養費の改正																
		標準負担額は 1 日760円, 市民税非課税世帯 1 日650円, 市民税非課税世帯で長期 該当 1 日500円																
	12月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第12号発刊																
平成 9年	3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第13号発刊																
	4月 1日	・ 高齢者療養見舞金15,000円に改正 (老人保健医療市単独事業)																
	9月 1日	・ 保険基盤安定制度の国庫負担の段階的還元																
		政令で定める国庫負担額 平成9年度 総額 450億円, 平成10年度 総額 670億円 平成11年度は国民健康保険法第72条の2第2項の規定に基づき2分の1の定率国庫 負担となる																
		・ 老人医療の一部負担金の改正																
		外来 1日 500円 (同一の保険医療機関ごとに1か月4回まで)																
		入院 1日 1,000円																
		10年度 1日 1,100円, 11年度 1日 1,200円																
	9月 1日	・ 薬剤一部負担金の創設																
		<table><tr><td rowspan="10">外来薬剤一部負担金</td><td rowspan="5">内 服 薬</td><td>投薬ごと 1 日につき</td></tr><tr><td>1 種類 0円</td></tr><tr><td>2～3種類 30円</td></tr><tr><td>4～5種類 60円</td></tr><tr><td>6種類以上 100円</td></tr><tr><td rowspan="3">外 用 薬</td><td>投薬ごと</td></tr><tr><td>1種類 50円</td></tr><tr><td>2種類 100円</td></tr><tr><td rowspan="2">3種類以上 150円</td></tr><tr><td rowspan="2">頓 服 薬</td><td>投薬ごと</td></tr><tr><td>1種類につき 10円</td></tr></table>	外来薬剤一部負担金	内 服 薬	投薬ごと 1 日につき	1 種類 0円	2～3種類 30円	4～5種類 60円	6種類以上 100円	外 用 薬	投薬ごと	1種類 50円	2種類 100円	3種類以上 150円	頓 服 薬	投薬ごと	1種類につき 10円	
外来薬剤一部負担金	内 服 薬	投薬ごと 1 日につき																
		1 種類 0円																
		2～3種類 30円																
		4～5種類 60円																
		6種類以上 100円																
	外 用 薬	投薬ごと																
		1種類 50円																
		2種類 100円																
	3種類以上 150円																	
		頓 服 薬	投薬ごと															
1種類につき 10円																		
	10月 1日	・ はり, きゅう, あんま等の施設利用の拡大 (流山市・我孫子市・沼南町)																
	12月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第14号発刊																

年 月	経 緯
平成10年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第15号発刊
12月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第16号発刊
平成11年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第17号発刊
4月 1日	・ 老人外来一部負担金医療費スライド 外来1日530円(同一の保険医療機関ごとに1か月4回まで)
7月 1日	・ 平成11年度の臨時特例措置として老人医療受給者の薬剤一部負担金なくなる
12月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第18号発刊
平成12年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第19号発刊
4月 1日	・ 国民健康保険に加入している介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の者)に係る介護納付金賦課額(介護保険料)を新設 (保険料率:所得割0.88%・均等割6,600円, 賦課限度額70,000円) ・ 医療分に係る保険料の賦課限度額を530,000円に改定 ・ 医療分に係る保険料率を改定(所得割 7.4%・均等割 13,200円・平等割11,200円) (保険料賦課割合 75対25)
平成13年 1月	・ 老人医療の患者負担が定率1割負担となる ・ 高額療養費の自己負担の限度額の改定(上位所得者の区分の新設, 医療費に応じた自己負担額の加算) ・ 海外療養費の創設(海外渡航中の治療も国保の保険給付の対象となる) ・ 入院時食事療養費の改定(標準負担額780円, 市民税非課税世帯650円, 市民税非課税世帯で長期該当500円, 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者300円)
3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第20号発刊
4月	・ 医療分に係る保険料率を改定(所得割 7.86%・均等割 14,700円・平等割12,000円)(保険料賦課割合 72.5対27.5)
平成14年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第21号発刊
9月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第22号発刊
10月 1日	・ 負担割合の変更(3歳未満2割, 70歳以上1割(一定以上所得者2割)) ・ 老人医療の対象者が原則75歳以上となる ・ 老人医療の自己負担限度額の改定(一定以上所得者, 低所得Ⅰ,Ⅱの区分の新設) ・ 高額療養費の自己負担限度額の改定
平成15年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第23号発刊
4月 1日	・ 医療分に係る保険料率を改定(所得割8.2%・均等割18,000円・平等割14,500円) (保険料賦課割合70対30) ・ 介護分に係る保険料率及び賦課限度額を改定 (所得割1.3%・均等割8,500円, 賦課限度額80,000円) ・ 保険料算定方法の改正(公的年金等特別控除の廃止, 給与所得特別控除の廃止, 青色事業専従者給与及び事業専従者控除の適用, 長期譲渡所得等特別控除の適用) ・ 退職者医療制度負担割合改正(本人3割, 3歳以上の被扶養者の入院3割) ・ 高額療養費の自己負担限度額の改定 ・ 外来の薬剤にかかる一部負担の廃止

年 月	経 緯
平成15年 4月 1日	・ 一日人間ドック・脳ドックの助成開始
平成16年 3月	・ 高齢者療養見舞金を廃止（老人保健医療市単独事業）
4月 1日	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第24号発刊 ・ 医療分に係る保険料率を改定（所得割8.5％・均等割21,000円・平等割16,000円） （保険料賦課割合65対35） ・ 介護分に係る保険料率を改定（所得割1.4％・均等割11,500円） ・ 商品先物取引に係る雑所得等に係る保険料算定の特例の改正（有価証券等先物引に係る雑所得等を対象に追加）
平成17年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第25号発刊 ・ 沼南町との合併に伴う柏市国民健康保険条例の適用の経過措置に関する条例を制定
6月	・ 保険料コンビニ収納を開始 ・ 国民健康保険条例一部改正（国保法一部改正により都道府県調整交付金創設）
8月	・ 国民健康保険被保険者証カード化（世帯ごとから個人ごとへの交付に変更）
平成18年 3月	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第26号発刊
4月 1日	・ 介護分賦課限度額を90,000円に改定 ・ 保険料算定方式の改定（公的年金等控除適用者に係る保険料算定及び軽減判定に関し18年度・19年度緩和措置，株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止） ・ 入院時食事療養費の改定（日額から1食ごとに変更，1食当たり一般260円・市民税非課税世帯210円〔長期の場合160円〕・非課税無所得世帯100円） ・ 脳ドックの助成対象を40歳以上に変更 ・ はり・きゅう・あんま等施設利用券を国民健康保険保健事業利用券に名称を変更し，交付対象者を40歳以上に変更
9月15日	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第27号発刊
10月 1日	・ 70歳以上で一定以上所得がある方の自己負担割合が3割に ・ 70歳以上の方の入院時食事療養費を改定（食材料費相当のみの負担から，居住費と食費を負担することに変更） ・ 高額療養費（医療費）の自己負担限度額を一部引き上げ ・ 出産育児一時金の支給額を350,000円に改定
平成19年 1月 1日	・ 保健事業利用券助成内容にお口のクリーニングを追加
4月 1日	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第28号発刊 ・ 介護分に係る保険料率を改定（所得割1.7％・均等割13,000円） ・ 医療分賦課限度額を560,000円に改定 ・ 限度額適用認定証を交付 ・ 葬祭費の支給額を50,000円に改定
12月15日	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第29号発刊
平成20年 4月 1日	・ 国保新聞発行「かしわの国保」第30号発刊 ・ 医療分に係る保険料率を改定（所得割4.0％・均等割24,000円・平等割13,000円） ・ 医療分賦課限度額を470,000円に改定 ・ 高齢者支援金分を新設（所得割1.8％・均等割12,000円・賦課限度額120,000円）

年 月	経 緯
平成20年 4月 1日	・保険料軽減を拡大。7・5・2軽減へ ・特定健診・特定保健指導を開始 ・保険料の特別徴収（年金天引き）が開始 ・退職者医療制度の対象が65歳未満に ・2割負担の対象年齢が小学校入学前に ・療養病床入院時の食費・居住費負担の対象年齢が65歳以上に
6月12日	・高額医療・高額介護合算療養費制度が開始
12月25日	・保険料の特別徴収において、口座振替申出制に
平成21年 1月 1日	・保険料の特別徴収において、口座振替選択制に
2月 1日	・出産育児一時金の支給額を380,000円に改定
4月 1日	・資格証明書交付世帯の中学生以下の方へ、有効期限6か月の短期被保険者証を発行 ・国保新聞発行「かしわの国保」第31号発刊 ・高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割2.3％・均等割12,000円）
10月 1日	・介護分賦課限度額を100,000円に改定 ・出産育児一時金支給額を42万円に改定
10月15日	・出産育児一時金の直接支払制度開始
平成22年 4月 1日	・国保新聞発行「かしわの国保」第32号発刊 ・国保新聞発行「かしわの国保」第33号発刊 ・医療分に係る保険料率を改定（所得割5.9％・均等割24,000円・平等割13,000円）
7月 1日	・医療分賦課限度額を500,000円に改定
平成23年 4月 1日	・高齢者支援金分賦課限度額を130,000円に改定 ・資格証明書交付世帯への有効期限6か月の短期被保険者証の交付, 高校生世代も対象に ・医療分賦課限度額を510,000円に改定 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を140,000円に改定 ・介護分賦課限度額を120,000円に改定
8月 1日	・国保新聞発行「かしわの国保」第34号発刊
平成24年 4月 1日	・臓器提供意思表示欄を被保険者証裏面に設ける ・国保新聞発行「かしわの国保」第35号発刊
6月 1日	・高額療養費の現物給付拡大（限度額適応認定証を高額な外来や調剤にも適応）
7月 9日	・人間ドック・脳ドックの助成を、特定健診の一形態に変更 ・外国人の加入要件を拡大（在留期間が3か月を超える等の要件を満たす外国人住民につ
平成25年 3月 6日	いても適用）
4月 1日	・ジェネリック医薬品利用差額通知の発送を開始（年4回） ・保健事業利用券の対象年齢が18歳以上に
10月15日	・国保新聞発行「かしわの国保」第36号発刊
平成26年 4月 1日	・保険料のペイジー口座振替受付サービスを開始 ・国保新聞発行「かしわの国保」第37号発刊 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を160,000円に改定 ・介護分賦課限度額を140,000円に改定 ・70歳から74歳の一部負担金割合の見直し（平成26年4月2日以降に新たに70歳に達する被保険者から段階的に2割負担）

年 月	経 緯
平成26年 4月 1日	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
6月 1日	・保健事業利用券の対象メニューに「18歳から39歳の健診」を追加
平成27年 1月 1日	・施行規則により国民健康保険料の普通徴収における納付について口座振替を原則化
3月31日	・高額療養費（医療費）の自己負担限度額の見直し（所得に応じた負担となるよう所得区分を3区分から5区分に細分化）
4月 1日	・退職者医療制度の新規適用を原則終了
	・国保新聞発行「かしわの国保」第38号発刊
	・医療分賦課限度額を520,000円に改定
	・後期高齢者支援金分賦課限度額を170,000円に改定
	・介護分賦課限度額を160,000円に改定
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
平成28年 4月 1日	・保険料率の決定方式を告示方式に変更（賦課割合：医療分所得割57%・均等割33%・平等割10%、後期高齢者支援金分所得割57%・均等割43%、介護分所得割53%・均等割47%）
	・医療分に係る保険料率及び賦課限度額を改定（所得割6.19%・均等割24,360円・平等割12,720円、賦課限度額540,000円）
	・後期高齢者支援金分に係る保険料率及び賦課限度額を改定（所得割2.34%・均等割11,880円、賦課限度額190,000円）
	・介護分に係る保険料率を改定（所得割1.93%・均等割14,400円）
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・入院時食事療養費の改定（1食当たり一般360円）
	・国保新聞発行「かしわの国保」第39号発刊
平成29年 4月 1日	・医療分に係る保険料率改定（所得割6.06%・均等割24,240円・平等割12,240円）
	・後期高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割2.29%・均等割11,760円）
	・介護分に係る保険料率を改定（所得割1.90%・均等割14,400円）
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・保健事業利用券の対象メニューに「運動事業」を追加
5月15日	・国保新聞発行「かしわの国保」第40号発刊
8月 1日	・70歳以上75歳未満の方の高額療養費自己負担限度額を改定
10月 1日	・療養病床に入院する65歳以上の方の居住費自己負担額を改定
平成30年 4月 1日	・国民健康保険制度改革による国保の財政運営の都道府県単位化が開始
	・医療分に係る保険料率及び賦課限度額を改定（所得割6.04%・均等割24,120円・平等割12,240円、賦課限度額580,000円）
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・保険料のクレジットカード納付を開始
	・入院時食事療養費の改定（1食当たり一般460円）
5月15日	・国保新聞発行「かしわの国保」第41号発刊
8月 1日	・70歳以上75歳未満の方の高額療養費自己負担限度額を改定
平成31年 4月 1日	・医療分賦課限度額を610,000円に改定
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・旧被扶養者減免の応益割部分（均等割・平等割）の減免期間を見直し

年 月	経 緯
令和元年 5月15日	・国保新聞発行「かしわの国保」第42号発刊
6月 1日	・はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧に係る療養費の受領委任制度を開始
10月 1日	・保険料のLINE Pay 納付を開始
令和 2年 1月 1日	・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給が新設
2月 1日	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免が追加
4月 1日	・医療分に係る保険料率を改定（所得割5.23％・均等割24,720円） ・後期高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割額2.35％・均等割11,880円） ・介護分に係る保険料率を改定（所得割額1.97％・均等割額14,760円） ・医療分賦課限度額を630,000円に改定 ・介護分賦課限度額を170,000円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
10月 1日	・保険料のペイジー納付を開始
令和 3年 4月 1日	・保険料のWeb口座振替受付サービスを開始 ・保険料のPayPay納付を開始 ・プレ特定健康診査を実施（今年度中に39歳になる方を対象） ・保険料の軽減判定基準の拡大 ・税制改正による基礎控除額の引き上げ等（33万円⇒43万円） ・低未利用地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除を実施
10月 1日	・高額療養費支給申請手続きの簡素化を開始 ・10月請求分より支払基金・国保連で保険者間のレセプトの振替サービスを開始
10月20日	・マイナンバーカードを活用した健康保険のオンライン資格確認の本格運用が開始
令和 4年 3月 1日	・高齢受給者証の職権による負担割合の変更を開始
4月 1日	・保険料のd払い納付を開始 ・医療分賦課限度額を650,000円に改定 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を200,000円に改定
11月 1日	・電子申請を初導入（納付確認書交付）以降順次導入
令和 5年 1月 4日	・医療費通知の作成を世帯別から個人別に変更
3月 7日	・保険給付の公金受取口座について試験的運用を開始
4月 1日	・出産育児一時金の額を50万円に改定 ・低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・保険料のau PAY 納付及びJ-Coin Pay 納付を開始 ・後期高齢者支援金分賦課限度額を220,000円に改定
5月 7日	・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の制度終了（5月7日までの感染者等への支給をもって終了）
12月 1日	・保険料の楽天Pay納付を開始
令和 6年 1月 1日	・産前産後期間の保険料免除制度開始
1月29日	・柏市国民健康保険料改定指針を策定
3月31日	・退職者医療制度の経過措置終了による完全廃止
4月 1日	・医療分に係る保険料率を改定（所得割6.89％・均等割27,180円・平等割12,720円） ・後期高齢者支援金分に係る保険料率を改定（所得割額2.57％・均等割13,200円）

年	月	経緯
令和 6年	4月 1日	・ 介護分に係る保険料率を改定（所得割額2.07％・均等割額15,000円）
		・ 後期高齢者支援金賦課限度額を240,000円に改定
		・ 低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	6月 1日	・ 入院時食事療養費及び生活療養標準負担額の改定（1食あたり最大30円増額）

(2) 後期高齢者医療のあゆみ

年 月	経 緯
平成19年 1月 1日	・ 千葉県後期高齢者医療広域連合が設立
平成20年 4月 1日	・ 後期高齢者医療制度が開始（所得割7.12％・均等割37,400円・賦課限度額500,000円） ・ 保険料の特別徴収（年金天引き）が開始 ・ 後期高齢者医療加入者へ人間ドック・脳ドックの助成を開始 ・ 後期高齢者医療加入者へ保健事業利用券の交付を開始
7月25日	・ 保険料の特別徴収において、口座振替申出制に
12月25日	・ 保険料の特別徴収において、口座振替選択制に
平成22年 4月 1日	・ 後期高齢者医療保険料の所得割を7.29％に改定
平成23年 8月 1日	・ 臓器提供意思表示欄を被保険者証裏面に設ける
平成24年 4月 1日	・ 後期高齢者医療保険料の賦課限度額を550,000円に改定 ・ 高額療養費の現物給付拡大（限度額適応認定証を高額な外来や調剤にも適応）
6月 1日	・ 人間ドック・脳ドックの助成を、特定健診の一形態に変更
7月 9日	・ 外国人の加入要件を拡大（在留期間が3か月を超える等の要件を満たす外国人住民についても適用）
平成25年10月15日	・ 保険料のペイジー口座振替受付サービスを開始
平成26年 4月 1日	・ 低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・ 後期高齢者医療保険料の所得割を7.43％に改定 ・ 後期高齢者医療保険料の均等割額を38,700円に改定 ・ 後期高齢者医療保険料の賦課限度額を570,000円に改定
平成27年 4月 1日	・ 低所得者保険料負担軽減措置の拡大
平成28年 4月 1日	・ 低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・ 入院時食事療養費の改定（1食当たり一般360円） ・ 後期高齢者医療保険料の所得割を7.93％に改定 ・ 後期高齢者医療保険料の均等割額を40,400円に改定
平成29年 4月 1日	・ 低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・ 後期高齢者医療保険料の所得割額の軽減割合を改定 ・ 後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合を改定
8月 1日	・ 高額療養費の自己負担限度額の改定
平成30年 4月 1日	・ 低所得者保険料負担軽減措置の拡大 ・ 入院時食事療養費の改定（1食当たり現役並み所得者・一般460円） ・ 後期高齢者医療保険料の所得割を7.89％に改定 ・ 後期高齢者医療保険料の均等割額を41,000円に改定 ・ 後期高齢者医療保険料の賦課限度額を620,000円に改定 ・ 後期高齢者医療保険料の所得割額の軽減の廃止 ・ 保険料のクレジットカード納付を開始 ・ 会社の健康保険などの被扶養者であったかたの保険料の軽減の改定
8月 1日	・ 高額療養費の自己負担限度額の改定

年 月	経 緯
平成31年 4月1日	・後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合（9割軽減）を段階的に縮小
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
	・後期高齢者医療保険料の被扶養者であった方の均等割軽減の特例措置を変更
令和元年 10月1日	・保険料のLINE Pay 納付を開始
令和 2年 1月1日	・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給が新設
2月1日	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免が追加
4月1日	・後期高齢者医療保険料の所得割を8.39%に改定
	・後期高齢者医療保険料の均等割額を43,400円に改定
	・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を640,000円に改定
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
10月1日	・保険料のペイジー納付を開始
令和 3年 4月1日	・保険料のWeb口座振替受付サービスを開始
	・保険料のPayPay納付を開始
	・後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減割合の段階的縮小の終了により、本則どおりとなる
	・税制改正による基礎控除額の引き上げ等（33万円⇒43万円）
4月1日	・保険料のd払い納付を開始
	・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を660,000円に改定
10月1日	・医療費の自己負担割合の見直しにより、新たに2割負担が設けられる
令和 5年 1月4日	・医療費通知再発行の電子申請導入
4月1日	・保険料のau PAY 納付及びJ-Coin Pay 納付を開始
令和 5年 5月7日	・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の制度終了（5月7日までの感染者等への支給をもって終了）
12月1日	・保険料の楽天ペイ納付を開始
12月8日	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料減免の制度終了（令和4年度相当分をもって終了。申請期限が令和5年12月8日まで）
令和 6年 4月1日	・後期高齢者医療保険料の所得割を9.11%（※）に改定 ※令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円（公的年金収入額211万円相当等） 以下の方は、令和6年度の所得割率が8.45%となる
	・後期高齢者医療保険料の均等割額を43,800円に改定
	・後期高齢者医療保険料の賦課限度額を800,000円（※）に改定 ※賦課限度額の引上げに伴う保険料の急増に配慮し、令和6年度の賦課限度額は73万円とした（令和6年度に75歳に到達して被保険者となる方は除く。）
	・低所得者保険料負担軽減措置の拡大
6月1日	・入院時食事療養費、入院時生活療養費の改定（1食あたり最大30円の増額）

(3) 国民年金のあゆみ

年 月	経 緯
平成元年 2月	・旧国民年金法による短期給付の年金支払月が、年4回から2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に改正された
3月	・4月に予定される消費税の導入に伴い、国の施策として老齢福祉年金、福祉制の障害基礎年金受給権者等に対し、1万円の臨時福祉特別給付金が支給された
4月	・国民年金保険料が8,000円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金22,800万円の延納特約を行った ・新国民年金法による短期給付の年金の現況届をする日については、4月30日から誕生日の属する月の末日とされた
5月	・旧国民年金法による短期給付の年金の現況届をする日については、5月31日から誕生日の属する月の末日とされた ・セスナ機による空からの広報宣伝を実施した なお、本年は松戸地区国民年金協議会が業者と委託契約し、管内全域での実施となった
7月	・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
10月	・本年2回目のセスナ機による空からの広報宣伝を実施した
11月	・国民年金事業の発展に寄与した地方公共団体として、柏市に千葉県知事から感謝状が授与された
平成 2年 4月	・旧国民年金法による年齢年金及び通算老齢年金の支払月が、年4回から2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回に改正された。これにより旧国民年金法による老齢福祉年金以外は全て年6回となり、合わせて支払日も老齢福祉年金以外は、当該月の15日統一された ・国民年金保険料が8,400円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金23,400万円の延納特約を行った ・年金額については、前年の消費者物価指数に合わせ自動的に改正する完全自動物価スライド制が導入された
7月	・国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
8月	・社会保険実務研究所で主催する国年実務研究会の研究員として、柏市国民年金課長が委嘱され、当該研究会に初出席した。この研究会の内容は随時「週間年金実務」に掲載されることになっている ・老齢福祉年金の受給権者は高齢であることから、県との協議により当該国民年金証書の回収については郵送方式に変更した。これにより出張回収の廃止などによる事務効率の向上と、受給権者の安全と利便が図られた
10月	・本年2回目のセスナ機による空からの広報宣伝を実施した
12月	・地域型国民年金基金の創設に伴い、同基金の設立希望者の勧誘を行ったその結果13名の申出があった
平成 3年 4月	・国民年金保険料が9,000円に改定された ・国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金25,500万円の延納特約を行った ・国民年金法の改正に伴い、20歳以上の昼間部の学生についても強制加入の対象者とされた6月末までの当該適用者は1,376名であった

年 月	経 緯
平成 3年 4月	・ 国民年金基金が創設された
	・ 老齢福祉年金の差額支給は、特別証書方式が廃止されたため証書回収が年2回（4月・8月）となった
5月	・ セスナ機による空からの広報宣伝を実施した
7月	・ 国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
	・ 全国都市国民年金協議会及び研修会が沖縄県那覇市で開設された柏市が提出した案件が採用され提案説明を行った
9月	・ 昭和36年からの保険料納付記録をオンライン端末機で確認できるよう3か月を費やし電算に投入した（平成4年4月稼働）
11月	・ 国民年金事業の運営に優秀な業績があったとして、柏市に社会保険庁長官から表彰状が授与された
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏そごうダリアサロン館にて保険料集合徴収を5日間にわたり実施した
平成 4年 2月	・ 千葉県都市国民年金協議会総会が開催され、同協議会の会長市として柏市が選任された（任期2年）
4月	・ 国民年金保険料が9,700円に改定された
	・ 国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金31,500万円の延納特約を行った
8月	・ 国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏そごうダリアサロン館にて保険料集合徴収を5日間にわたり実施した
平成 5年 3月	・ 保険料収納対策事業の一環として、土・日曜日の2日間にわたり柏市役所1Fロビーにて保険料の徴収を実施した
4月	・ 国民年金保険料が10,500円に改定された
	・ 国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金35,500万円の延納特約を行った
	・ 国民年金の請求に際し必要となる住民票・除住民票及び所得証明書・非所得証明書・非課税証明書が無料化された
7月	・ 国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏そごうスカイプラザにて保険料の徴収と年金相談を7日間にわたり実施した
11月	・ 国の特別対策実施対象市として指定され、都市対策事業を実施することとなった
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏そごうダリアサロン館にて保険料集合徴収を3日間にわたり実施した
平成 6年 4月	・ 国民年金保険料が11,000円に改定された
	・ 国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金39,600万円の延納特約を行った
	・ 国民年金推進員制度を創設し、7月までに5名の推進員を委嘱した
	・ 松戸地区国民年金協議会において、柏市長が同協議会会長に選任された

年 月	経 緯
平成 6年 5月	・ 千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会副会長に選任された
7月	・ 国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
11月	・ 財政再計算に伴う制度改正が行われ、老齢厚生年金の支給開始年齢の引下げや在職老齢年金の支給の改善等が順次実施されることとなった ・ 国民年金事業の運営に優秀な業績があったとして、柏市に社会保険庁長官から表彰状が授与された
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を4日間にわたり実施した
平成 7年 4月	・ 国民年金保険料が11,700円に改定された ・ 国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金41,900万円の延納特約を行った ・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を4日間にわたり実施した
5月	・ 千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会会長に選任された ・ (財)千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議理事長に選任された ・ (財)千葉県国民福祉協会理事会において、柏市長が同協議理事に選任された(任期H10.3.31)
11月	・ 国民年金保険料の収納実績が優良であったとして、大青田馬場坪納入組合に社会保険庁長官から表彰状が授与された
12月	・ 学生の加入勧奨と国民年金制度の周知と普及を図るため、麗澤大学において「年金キャンペーン」を2日間実施した
平成 8年 4月	・ 国民年金保険料が12,300円に改定された ・ 国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金46,700万円の延納特約を行った ・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を4日間にわたり実施した
5月	・ 松戸地区国民年金協議会総会において、柏市長が同協議会会長に再任された ・ 千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会会長及び(財)千葉県国民年金福祉協会理事長に再任された
7月	・ 全国都市国民年金協議会総会及び研修会が北海道北見市で開催された柏市が提出した案件(適用部門)が採用され提案説明を行った ・ 国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
平成 9年 1月	・ 被保険者及び年金受給者へのサービス向上を図るため、国民年金法施行規則の一部改正により、基礎年金番号制度が導入された
3月	・ 国民年金第3号被保険者の特例届の締切りが3月末までであったため、届出者が殺到し、連日窓口が大混雑となった
4月	・ 国民年金保険料が12,800円に改定された ・ 国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金50,200万円の延納特約を行った ・ 国民年金保険料が12,800円に改定された ・ 国民年金印紙売りさばき業務に関し、印紙代金50,200万円の延納特約を行った

年 月	経 緯
平成 9年 4月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて保険料集合徴収を2日間にわたり実施した
7月	・ 国民年金制度の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
平成10年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円に改定された ・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を2日間にわたり実施した
5月	・ 千葉県国民年金協議会理事会において、柏市長が同協議会会長に再任された
7月	・ 国民年金の周知と普及・発展を図るため、柏まつりの会場に「年金ひろば」を2日間にわたり開設した
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏駅前さくらビル7F 柏市学習サークルセンター学習室にて集合徴収と年金相談を平日3日間にわたり実施した
平成11年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を2日間にわたり実施した
7月	・ 市内各出張所（9か所）において、国民年金各種届出の受付を開始したまた、同時に毎月1回出張所において年金相談を開始した
12月	・ 保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を平日3日間にわたり実施した
平成12年 4月	・ 国民年金事務が国の機関委任事務から法定受託事務となる ・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 4月及び12月に保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センターにて集合徴収と年金相談を実施した
平成13年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 4月及び12月に保険料収納対策事業の一環として、柏市消費生活センター及び柏市役所ロビーにて、集合徴収及び年金相談を実施した
平成14年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 第3号被保険者に関する事務、保険料免除及び学生納付特例の申請を除く保険料収納事務が国の取扱い事務になった
平成15年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 年金給付額が0.9%引き下げられた
平成16年 4月	・ 国民年金保険料が13,300円のまま据え置かれた ・ 年金給付額が0.3%引き下げられた
平成17年 4月	・ 国民年金保険料が13,580円に改定された ・ 国民年金保険料の猶予制度が導入された ・ 特別障害給付金制度が創設された
平成18年 4月	・ 国民年金保険料が13,860円に改定された ・ 年金給付額が0.3%引き下げられた
7月	・ 国民年金保険料の免除制度が4段階になった

年 月	経 緯
平成19年 4月	・ 国民年金保険料が14,100円に改定された ・ 年金給付額が据え置かれた
平成20年 4月	・ 国民年金保険料が14,100円に改定された ・ 年金給付額が据え置かれた
平成21年 4月	・ 国民年金保険料が14,660円に改定された ・ 年金給付額が据え置かれた
12月	・ 社会保険庁を廃止
平成22年 1月	・ 日本年金機構を設立
4月	・ 国民年金保険料が15,100円に改定された ・ 年金給付額が据え置かれた
平成23年 4月	・ 国民年金保険料が15,020円に改定された ・ 年金給付額が0.4%引き下げられた
平成24年 4月	・ 国民年金保険料が14,980円に改定された ・ 年金給付額が0.3%引き下げられた
平成25年 4月	・ 国民年金保険料が15,040円に改定された ・ 年金給付額が据え置かれた
平成26年 4月	・ 国民年金保険料が15,250円に改定された ・ 年金給付額が0.7%引き下げられた
平成27年 4月	・ 国民年金保険料が15,590円に改定された ・ 年金給付額が0.9%引き上げられた
平成28年 4月	・ 国民年金保険料が16,260円に改定された ・ 年金給付額が据え置かれた
平成29年 4月	・ 国民年金保険料が16,490円に改定された ・ 年金給付額が0.1%引き下げられた
8月	・ 老齢年金の受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮された
平成30年 4月	・ 国民年金保険料が16,340円に改定された ・ 年金給付額が据え置かれた
平成31年 4月	・ 国民年金保険料が16,410円に改定された ・ 年金給付額が0.1%引き上げられた
令和元年10月	・ 年金生活者支援給付金の支給が開始された
令和2年 4月	・ 国民年金保険料が16,540円に改定された ・ 年金給付額が0.2%引き上げられた
令和3年 4月	・ 国民年金保険料が16,610円に改定された ・ 年金給付額が0.1%引き下げられた
令和4年 4月	・ 国民年金保険料が16,590円に改定された ・ 年金給付額が0.4%引き下げられた
令和5年 4月	・ 国民年金保険料が16,520円に改定された ・ 年金給付額が67歳以下は2.2%引き上げ、68歳以上は1.9%引き上げられた
令和6年 4月	・ 国民年金保険料が16,980円に改定された ・ 年金給付額が2.7%引き上げられた

(4) 健康福祉のあゆみ

年 月	経 緯
平成元年	・ 民生児童委員の一斉改選（定数305人） ・ 社会福祉センターの改修工事实施 ・ 公益質屋を廃止 ・ 母子福祉推進委員の一斉改選（定数118人） ・ 母子家庭修学費助成を開始 ・ 母子及び父子家庭給付金支給を開始 ・ 「男女の共同参加を目指す柏プラン」－柏市婦人行動計画を策定 ・ 手話通訳者設置事業を開始 ・ あけぼの保育園プール設置工事实施 ・ 田中保育園プール設置工事实施 ・ 高野台保育園プール設置工事实施 ・ しこだ保育園プール設置工事实施 ・ 増尾保育園プール設置工事实施 ・ 豊住保育園プール設置工事实施 ・ 名戸ヶ谷保育園プール設置工事实施 ・ 旭町保育園プール設置工事实施 ・ 西原保育園改修工事实施 ・ 豊町保育園改修工事实施
平成 2年	・ 土南部保育園プール設置工事实施 ・ 東町保育園プール設置工事实施 ・ 松葉保育園プール設置工事实施 ・ 酒井根保育園改修工事实施 ・ 名戸ヶ谷保育園改修工事实施
平成 3年	・ 福祉部の機構改革 ・ 婦人担当室を市民部に移管し、「女性担当室」と名称変更 ・ 在宅心身障害者（児）一時介護委託料助成事業を開始 ・ 田中保育園改修工事实施 ・ 旭町保育園改修工事实施 ・ 高田、松ヶ崎、新富、富里地域に保健推進員を設置（10地域 定数232人）
平成 4年	・ 朋生園給食調理室改修工事实施 ・ 民生委員の一斉改選（定数318人） ・ 社会福祉センター改修工事实施 ・ 東中新宿保育園改修工事实施 ・ 東町保育園改修工事实施 ・ 朋生園温室設置工事实施 ・ 母子福祉推進員の一斉改選（定数126人）
平成 5年	・ 寝具丸洗い事業及び理髪サービスを開始 ・ 南部老人福祉センターを開始 ・ 主任児童委員設置（定数24人）、民生委員（定数342人） ・ 特別養護老人ホーム「藤心八幡苑」開設

年 月	経 緯
平成 5年	・ デイサービスセンター「藤心八幡苑」開設 ・ 西原保育園改修工事実施 ・ 柏市老人保健福祉計画を策定 ・ 柏市保健医療計画を策定 ・ 教育福祉会館北口ドア設置工事実施 ・ 財団法人柏市福祉公社を設立 ・ 高野台保育園改修工事実施 ・ すこやか相談窓口を開設 ・ 旧国立柏病院の移譲を受け、市立柏病院を開院（公設民営方式） ・ 松葉，豊四季台，新田原，旭町，藤心地域に保健推進員を設置（15地域 定数316人） ・ 南部在宅介護支援センター開設
平成 6年	・ 高齢者在宅改造費助成事業を開始 ・ 子育て支援事業を開始 ・ さかき光陽在宅介護支援センター開設 ・ 福祉部機構改革対象者別組織を機能別に編成 ・ 酒井根，柏中央地域に保健推進員を設置（17地域 定数350人） ・ 重度身体障害者の訪問入浴サービス事業を開始
平成 7年	・ 柏市の福祉に関する実態調査を実施 ・ しこだ保育園改修工事実施 ・ 豊四季台婦人児童センター改修工事実施 ・ 千葉県福祉のまちづくり条例が制定（第三章及び第29条の規定は，平成9年4月1日から施行） ・ 民生委員の一斉改選（定数344人） ・ 特別養護老人ホーム「ひかり隣保館」開設 ・ デイサービスセンター「ひかり隣保館」開設 ・ 母子福祉推進員の一斉改選（定数134人） ・ 在宅介護支援センター「八幡苑」開設 ・ 柏市民健康づくり審議会（3部会制）を設置
平成 8年	・ ひかり隣保館在宅介護支援センター開設 ・ 骨粗しょう症予防教室（骨量測定含む）を開始 ・ 柏市福祉行政審議会を設置 ・ 増尾台ヘルパーステーション開設 ・ 南柏老人訪問看護ステーション開設 ・ 配食サービス事業を開始 ・ 主任児童委員一斉改選（定数27人），民生委員（定数344人） ・ 柏訪問看護ステーション開設 ・ (財)柏市医療公社を設立し，市立柏病院の運営を移管 ・ ノーマライゼーションかしわプラン策定 ・ 柏市福祉のまちづくりのための施設整備要綱を改正
平成 9年 3月	・ ほほえみ協同訪問看護ステーション開設・柏市母子保健計画策定 ・ 新柏訪問看護ステーション開設

年 月	経 緯
平成 9年 3月	・ケアハウス「つるの家」開設 ・妊婦、乳児一般健康診査、3歳児健康診査、新生児訪問指導事業を開始 (地域保健法の制定に伴い県から委譲) ・子育てにこにこ電話相談開設 ・特別養護老人ホーム「輝陽園」開設 ・名戸ヶ谷保育園0歳児保育を開始
10月	・デイサービスセンター「さかいね」開設
11月	・柏市保健医療計画改訂 ・健康情報データシステム導入 ・松葉保育園改修工事实施
平成10年 3月	・柏市健康文化都市プラン策定 ・ノーマライゼーションかしわプラン推進部会発足
4月	・機構改革により保健衛生部と福祉部が統合 ・保健推進員を柏市民健康づくり推進員と改称、健康づくり推進員と食生活推進員を設置 (定数370人) ・柏市民健康づくり推進員連絡協議会発足 ・老人保健施設はみんぐ開設 ・はみんぐ訪問看護ステーション開設 ・デイサービスセンター「涼」開設 ・健康文化都市推進事業を開始 ・健康文化都市推進市民組織「3愛サポート柏」を設置 ・ホリデイサービス事業(老人デイサービス)を開始 ・母子福祉推進員の一斉改選(定数138人) ・ふれあい健康相談を市内全域で開始 ・誕生月健診(基本健康診査・乳がん検診・子宮がん検診)を導入 ・主任児童委員改選時期の統一 ・富勢保育園建替工事实施 ・柏市保健医療審議会を設置 ・知的障害者通所更生施設「一ツ木園」開園
9月	・送迎サービス事業を開始
10月	・富勢保育園0歳児保育を開始
12月	・民生委員の一斉改選(定数354人)
平成11年 3月	・かしわ子どもプラン21策定
4月	・基本健康診査、がん検診受診者より費用徴収を開始 ・女性の健康診査および歯周疾患検診を開始 ・「四季の里」(特別養護老人ホーム、ケアハウス、デイサービスセンター、在宅介護支援センター)開設 ・ほほえみ協同在宅介護支援センター開設 ・富勢東デイサービスセンター開設 ・増尾デイサービスセンター開設 ・こすもす訪問看護ステーション開設
8月	・介護保険事業計画－中間取りまとめ－について、地区説明会を開催した17地区)

年 月	経 緯
平成11年10月	・ 柏市介護認定審査会を設置
	・ 要介護，要支援申請の受付を開始
3月	・ 柏市高齢者いきいきプラン21〔柏市介護保険事業計画を内包〕策定
	・ 柏市介護保険条例ほか関連2条例を制定
平成12年 4月	・ 介護保険を開始
	・ 市直営で基幹型在宅介護支援センターを開始
	・ 在宅介護支援センター望陽荘開設
	・ 豊四季台デイサービスセンター開設
	・ 土南部保育園0歳児保育を開始
	・ 北柏デイサービスセンター開設
	・ はみんぐ居宅介護支援事業所開設
7月	・ 柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数370人）
	・ アイリス新柏在宅介護支援センター開設
8月	・ 在宅介護支援センター介護相談協力員（薬局）設置
	・ 柏市福祉行政審議会と柏市保健医療審議会を統合し，柏市健康福祉審議会を設置
	・ 心の健康相談を開設
	・ 介護保険料（第1号被保険者）の徴収を開始
平成13年 1月	・ ファミリーサポートセンター事業を開始
4月	・ 機構改革により保健福祉部所管課の一部が児童家庭部として分離独立併せて 教育委員会所管であったこどもルーム関連事業を児童家庭部（児童育成課）に移管
	・ 痴呆サポートゼミを開始
	・ 知的障害者通所更生施設「ひびき園」開園
	・ 昭和54年より実施してきた健康増進事業の見直し実施，目的を「運動をきっかけとして 多少の病気とうまく付き合える生活習慣の獲得と仲間づくり」にシフトした元気バ ランス21を開始
	・ 高齢者世話付住宅事業を開始
	・ 富士見保育園0歳児保育を開始
10月	・ ひきこもり等相談支援を開始
12月	・ 母子福祉推進員の一斉改選（定数142人）
	・ 児童虐待に対応するために市内関係機関からなる「柏市児童虐待ネットワーク」を組 織
	・ 民生委員の一斉改選（定数405人）
	・ 柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数370人）
平成14年 4月	・ ほのぼのプラザますお開設
5月	・ 1歳6か月児健康診査での「ブックスタート事業」を開始
平成15年 4月	・ 「花の井保育園」開設
11月	・ 「柏保育園」開設
	・ 子ども専用の相談電話「かしわSOSこどもホットライン」を設置
	・ 女性の健康診査を見直し，女性の基本35健診を導入
平成16年 4月	・ 柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数370人）

年 月	経 緯
平成16年 5月	・健康文化都市推進組織「3愛サポート柏」から独立し「柏まちづくりサロン実行委員会」を組織
8月	・柏市地域健康福祉計画策定
11月	・母子福祉推進員制度廃止
12月	・民生委員の一斉改選（定数423人）
平成17年 3月	・沼南町と合併（17年3月28日） ・柏市次世代育成支援行動計画策定
4月	・合併により保健福祉部，児童家庭部業務について沼南支所では，市民生活部沼南支所の保健福祉課，児童家庭課において実施 保健センターは，柏中央保健センター，沼南保健センターに分離 ・保健福祉総務課内に保健所準備室設置 ・介護保険課が介護保険管理室に名称変更 ・児童育成課内にこどもルーム担当室設置 ・私立幼稚園補助金関係事務が教育委員会から児童育成課に移管 ・合併により民生委員の定数変更（定数423人） ・合併により柏市民健康づくり推進員の定数変更（定数460人）
7月	・保護者の疾病等により児童を一時的に児童養護施設「晴香園」に入所させ，保護を行う「子ども短期入所事業」を開始
平成18年 1月	・南部みんなの広場（南部近隣センター内）開設
3月	・第3期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人保健福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・基幹型在宅介護支援センターの廃止 ・在宅介護支援センターの名称変更と一部廃止（ひかり隣保館，アイリス，四季の里，回生の里，沼南の里，望陽荘）
4月	・「柏市地域包括支援センター（直営）」を設置 ・「柏市児童虐待防止ネットワーク」から児童福祉法に基づく「柏市要保護児童対策地域協議会」を設置 ・「巻石堂さくら保育園」開設。本園内に病後児保育室開設 ・「リフレッシュプラザかしわ」内に「健康福祉相談室」を開設 ・市立柏病院に指定管理者制度を導入 ・介護老人保健施設「はみんぐ」に指定管理者制度を導入 ・柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数460人） ・柏市民健康づくり推進員を非常勤特別職に位置づけ
7月	・柏市高齢者虐待防止ネットワークを設置
12月	・駅前認証保育施設「プチ・ナーサリーららぽーと柏の葉」開設
平成19年 2月	・駅前認証保育施設「ピノキオ幼児舎南柏園」開設
3月	・ノーマライゼーションかしわプランの策定（第2期柏市障害者基本計画・第1期柏市障害福祉計画） ・風早南部地域在宅介護支援センター「そよ風」廃止 ・豊住社会福祉センターの廃止に伴い「豊住幼児ルーム」を廃止し，「中原幼児ルーム」を開設

年 月	経 緯
平成19年 4月	・保健所準備室が保健所準備課に名称変更 ・駅前認証保育施設「ニチアイリスキッズ柏保育園」開設 ・在宅介護支援センター一部廃止（西原地域，北柏地域，風早南部地域） ・柏保育園3・4・5才児保育を開始 ・しこだ児童センター開設 ・西原地域在宅介護支援センター「望陽荘」開設 ・風早南部地域在宅介護支援センター「柏市社会福祉協議会」開設 ・豊住社会福祉センターの廃止
12月	・民生委員の一斉改選（定数498人）
平成20年 3月	・在宅介護支援センター一部廃止（西原地域，北柏地域，風早南部地域）
4月	・「柏市保健所」を設置 ・柏市保健衛生審議会を設置 ・柏市感染症診査協議会を設置 ・「北柏地域包括支援センター」開設 ・「沼南地域包括支援センター」開設 ・「柏の葉キャンパス保育園」開設 ・「みなみ高柳保育園」開設 ・「北柏駅前保育園わらび」開設 ・柏市健康福祉審議会（社会福祉法第7条第1項規定）を設置 ・保健福祉総務課内に「指導監査室」新設 ・「K-Net事業」本格稼動 ・柏市小児慢性特定疾患対策専門委員会を設置 ・柏市地域生活支援センター「あいネット」開設
6月	・乳児家庭全戸訪問「こんにちは赤ちゃん事業」開始
7月	・保健所に医療安全相談窓口を開設
10月	・柏市自殺予防対策連絡会設置
12月	・駅前認証保育施設「ら・くれしゅ柏駅前園」開設
平成21年 1月	・子育て支援のためのホームページ：柏市子育てサイト「はぐはぐ柏」開設
3月	・第4期柏市高齢者いきいきプラン21策定 [柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画] ・第2期障害者福祉計画を策定 ・在宅介護支援センター一部廃止（柏西口地域，柏東口地域） ・増尾デイサービスセンター廃止
4月	・第2期柏市地域健康福祉計画策定 ・「柏西口地域包括支援センター」開設 ・「柏東口地域包括支援センター」開設 ・「吉野沢保育園」開設
7月	・乳幼児親子の外出支援「あかちゃんほっとステーション」事業開始
平成22年 3月	・ノーマライゼーションかしわプランの策定（第2期柏市障害者基本計画後期プラン） ・柏市民健康づくり推進員の一斉改選（定数460人） ・「柏市地域包括支援センター（直営）」廃止 ・在宅介護支援センター一部廃止（北部地域，増尾・酒井根地域，柏南部地域）

年 月	経 緯
平成22年 3月	・ 柏市次世代育成支援後期行動計画策定 ・ 柏市母子家庭等自立促進計画策定
4月	・ 市立柏病院に小児科を開設 ・ 柏市総合保健医療福祉施設「ウェルネス柏」開所 ・ 「福祉政策室」新設 ・ 「指導監査室」保健福祉総務課課内室から課相当の室に組織変更 ・ 「福祉活動推進課」新設 ・ 「柏北部地域包括支援センター」開設 ・ 「光ヶ丘地域包括支援センター」開設 ・ 「柏南部地域包括支援センター」開設 ・ 「柏市こども発達センター」を柏市総合保健医療福祉施設「ウェルネス柏」に開設 ・ 「柏市立十余二学園」と「柏市立柏育成園」が「柏市こども発達センター」内に移転し、名称をそれぞれ「キッズルームひまわり」「キッズルームこすもす」に変更 ・ 「ことばの相談室」が「柏市こども発達センター」内に移転 ・ 「柏市保健所」が柏市総合保健医療福祉施設「ウェルネス柏」に移転 ・ 柏市地域生活支援センター「あいネット」が「ウェルネス柏」に移転 ・ 「地域健康福祉課」が「地域健康づくり課」に、「保健センター」が「成人健診課」に名称変更、保健所が部に組織改編 ・ 発達障害児の早期発見及び相談・支援並びに家庭支援体制の整備指針の策定 ・ 「柏さかさい保育園」開設 ・ 「増尾保育園」改築 ・ 駅前認証保育施設「Kid's Encourage」開設
8月	・ 「ウェルネス柏」にて特殊歯科診療開始
12月	・ 保健福祉部，児童家庭部本庁舎別館へ移転 ・ 民生委員の一斉改選（定数516人）
平成23年 3月	・ 東日本大震災のためK-Net発動 ・ 幼児ルームを廃止 ・ 私立幼稚園入園準備金貸付を廃止 ・ 岩井児童遊園を廃止 ・ 児童家庭部をこども部に名称変更
4月	・ 保健福祉部からこども部にこども発達センター，キッズルームひまわり，キッズルームこすもすを移管 ・ 旧児童家庭部から保健福祉部に生活支援課を移管 ・ 新たに就労支援の実施により「柏市身体障害者福祉センター」を「障害福祉就労支援センター（ハートフルワーク柏）」に施設名称変更 ・ こども部内にこども政策室を設置 ・ こどもルーム担当室を児童育成課の課内室から課相当の室に組織変更 ・ 柏市立青和園・朋生園に指定管理者制度を導入 ・ 「おお田保育園」増改築 ・ 「とばり保育園」開設 ・ 「西口保育園」開設

年 月	経 緯
平成23年 4月	・「ココファン・ナーサリー柏の葉」開設 ・「柏こぼと保育園」（認定こども園）開設 ・健康管理センターから「ウェルネス柏」に「休日急患歯科診療所」移設
平成24年 3月	・ノーマライゼーションかしわプラン策定（第3期柏市障害者基本計画及び第3期柏市障害福祉計画） ・第5期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・ふれあいおふろの日事業を廃止
4月	・高齢者支援課課内室「介護保険管理室」を高齢者支援課に編入 ・高齢者支援課内に「介護基盤整備室」新設 ・改正児童福祉法の施行により、「知的障害児通園施設 キッズルームひまわり」を「福祉型児童発達支援センター キッズルームひまわり」に、「肢体不自由児通園施設キッズルームこすもす」を「医療型児童発達支援センター キッズルームこすもす」に名称変更 ・「柏市こども発達センター」を「障害児相談支援事業所」及び「特定相談支援事業所」に指定 ・「みなみ高柳保育園」増改築 ・「あい保育園柏たなか駅前」開設 ・「柏中央保育園」開設 ・「柏みどり保育園」（認定こども園）開設 ・東日本大震災による建物被害により光ヶ丘児童センターの使用を中止
5月	・光ヶ丘近隣センター内に事業実施場所を移転し、光ヶ丘児童センター事業を再開 ・千葉県は「柏市こども発達センター」を「保育所等訪問支援事業所」に指定 ・富勢東デイサービスセンター廃止
7月	・柏市障害者虐待防止センター設立
10月	・沼南老人福祉センター改修工事
12月	・沼南育成園就労支援センター開設
平成25年 1月	・豊四季台デイサービスセンター移転（柏第六小学校敷地内よりかやの町へ）
3月	・転倒予防住宅改造費補助制度廃止 ・在宅介護支援センター廃止（南柏地域、藤心地域、風早北部地域、手賀地域） ・福祉カー貸付事業廃止 ・身体障害者教習用自動車管理運営事業廃止
4月	・「ヴィヴァン保育園」開設 ・「小学館アカデミー柏しこだの森保育園」開設 ・「ういず南柏保育園」開設 ・いずみ園ケアホーム開設
5月	・沼南老人福祉センター用地取得（駐車場用地）
6月	・柏市子ども・子育て会議の設置
7月	・旧柏育成園・旧十余二学園建物解体
8月	・民生委員の一斉改選（定数541人）
12月	・柏地域医療連携センター開設
平成26年 4月	・「医療公社管理課」保健福祉総務課課内担当から組織変更

年 月	経 緯
平成26年 4月	・「東葛医療福祉センター光陽園」開設 ・「WITH US」開設 ・障害者相談支援室（障害者基幹相談支援センター）設置 ・「咲保育園」開設 ・「日生かしわ保育園ひびき」開設 ・「ココファン・ナーサリー柏の葉分園ニーノ」（「ココファン・ナーサリー柏の葉」の分園）開設 ・「豊四季台わらび保育園」開設 ・「柏こばと保育園たまご」（認定こども園）開設（「柏こばと保育園」の分園） ・「ピノキオ幼児舎南柏保育園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「ニチイキッズ柏保育園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・第3期柏市地域健康福祉計画策定 ・こども部内の組織体制の改編を実施。児童育成課，こども政策室，こどもルーム担当室，保育課を「子育て支援課」，「こども福祉課」，「学童保育課」，「保育整備課」，「保育運営課」に変更
11月	・「柏みくに保育園」（認定こども園）開設
平成27年 3月	・第6期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・ノーマライゼーションかしわプラン策定（第3期柏市障害者基本計画（中期計画）・第4期柏市障害福祉計画） ・柏市子ども・子育て支援事業計画策定 ・第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画策定
4月	・子ども・子育て支援新制度施行 ・「柏みどり保育園」（認定こども園）認定こども園辞退（幼保連携型認定こども園から認可保育園へ移行） ・「認定こども園みどり」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「ニチイキッズ逆井みなみ保育園」開設 ・「北の杜保育園」開設 ・「柏しんとみ保育園」開設 ・「ヴィヴァン亀甲台保育園」開設 ・「Kid's Encourage」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「ら・くれしゅ柏駅前保育園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「プチ・ナーサリー柏の葉保育園」開設 ・「プチ・ナーサリー柏の葉保育園分園」開設（駅前認証保育施設から認可保育園へ移行） ・「よしだベビーハウス」（小規模保育施設）開設 ・福祉政策課内に「地域医療推進室」新設
平成28年 2月	・介護予防・日常生活支援総合事業を開始 ・「柏東口第2地域包括支援センター」開設 ・「柏南部第2地域包括支援センター」開設
4月	・高齢者支援課の一部が介護保険課として分離し，併せて高齢者支援課課内室「介護基盤整備室」を廃止

年 月	経 緯
平成28年 4月	・「認定こども園柏めぐみ園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「認定こども園手賀の丘幼稚園・保育園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「咲さく良保育園」開設 ・「かしわのはこころ保育園」開設 ・「豊四季もりの保育園」（小規模保育施設）開設 ・「チェリーガーデン」（小規模保育施設）開設 ・「ココファン・ナーサリー柏豊四季台」（小規模保育施設）開設 ・「キッズルームアリス高柳保育園」（小規模保育施設）開設 ・障害者就労支援事業の一部を民間委託
5月	・地域子育て支援拠点「はぐはぐひろば沼南」開設
8月	・児童遊園「新富げんきなひろば」開設
10月	・市立柏病院に地域包括ケア病棟を設置
12月	・民生委員の一斉改選（定数564人）
平成29年 3月	・柏市立柏病院新改革プランを策定
4月	・光ヶ丘児童センターを閉館 ・「地域生活支援拠点あおば」開設 ・「認定こども園ホザナ 幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「かしわのはさくらさくほいくえん」開設 ・「かしわたなかこころ保育園」開設 ・「柏こぼと保育園ぷりん」（小規模保育施設）開設 ・「認定こども園柏こぼと学園」（認定こども園）増改築 ・「地域医療推進課」が福祉政策課課内室から分離及び独立
11月	・地域子育て支援拠点「はぐはぐひろば若柴」開設 ・「地域生活支援拠点たんぽぽ」開設
平成30年 2月	・「北柏第2地域包括支援センター」開設 ・「柏西口第2地域包括支援センター」開設
3月	・第7期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画） ・ノーマライゼーションかしわプラン策定（第3期柏市障害者基本計画（後期計画）・第5期柏市障害福祉計画）
4月	・保健福祉総務課を「社会福祉課」に名称変更 ・介護保険課が高齢者支援課と統合し、「介護保険課」を廃止 ・福祉活動推進課を「地域包括支援課」に名称変更 ・障害福祉課内障害福祉就労支援センターを廃止 ・「地域生活支援拠点しょうなん」開設 ・「めばえ保育園」開設 ・「柏ECEC保育園」開設 ・「柏の葉こども園」（認定こども園）開設 ・「認定こども園みくになかよしこども園」（認定こども園）開設

年 月	経 緯
平成30年 4月	・「認定こども園とみせ幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「認定こども園まつがさきの森幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「幼稚園型認定こども園柏ひがし幼稚園」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「北柏小規模保育園わらび」（小規模保育施設）開設 ・「つじなか柏の葉保育園」（認可事業所内保育園）開設 ・「認定こども園みどり」を「柏みどりこども園」に施設名称変更
8月	・「かしわのはさくらさくほいくえん」を「さくらさくみらい 柏の葉」に施設名称変更
平成31年 4月	・障害者相談支援室が障害福祉課と統合し、「障害者相談支援室」を廃止 ・「地域生活支援拠点 ぶるーむの風」開設 ・「豊四季はぐくみ保育園」開設 ・「まなびの森保育園豊四季」開設 ・「あい・あい保育園新柏園」開設 ・「認定こども園くりの木幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「田中わんぱくの森保育園」（小規模保育施設）開設 ・「フェアリーガーデン」（小規模保育施設）開設 ・「ひかり隣保館保育園」増改築 ・「中央老人福祉センター」休館
令和元年11月	・「障害福祉就労支援センター」休館 ・「はぐはぐポケット中央」（乳幼児一時預かり）開設
令和 2年 3月	・第二期柏市子ども・子育て支援事業計画策定 ・第3期柏市ひとり親家庭等自立促進計画策定 ・豊四季台わらび保育園が認定こども園くるみ幼稚園と統合し、「豊四季台わらび保育園」を廃止
4月	・「認定こども園くるみこども園」開設（幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「認定こども園第二ますお幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「ひなた保育園」開設 ・「船戸ブロッサム保育園」開設 ・「かしわきゃんぱすこころ保育園」開設 ・「柏の葉わんぱくの杜保育園」（小規模保育施設）開設 ・「アルタベビー南柏園」（小規模保育施設）開設
5月	・柏市PCR検査センター（ドライブスルー方式）を設置
6月	・「柏北部第2地域包括支援センター」開設 ・「沼南地域包括支援センター高柳相談窓口」開設

年 月	経 緯
令和 2年 6月	・「南部みんなの広場」を「南部こどもの広場」に名称変更
10月	・柏市PCR検査センター（ドライブスルー方式）を終了
12月	・「中央老人福祉センター」廃止
令和 3年 1月	・柏市立柏病院に発熱外来棟を設置
	・柏市地域生活支援センター「あいネット」がラコルタ柏 1 階に移転
	・ラコルタ柏 1 階「福祉の総合相談窓口」開設
3月	・ノーマライゼーションかしわプラン2021策定(第4期柏市障害者基本計画(前期計画)・第6期柏市障害福祉計画・第2期柏市障害児福祉計画)
	・第8期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画）
4月	・豊四季台児童センターが「かやの町2-26」に移転
	・保育整備課が保育運営課と統合し、「保育整備課」を廃止
	・「こばとこどもえんネスト」（認定こども園）開設
	・「あい・あい保育園第二新柏園」開設
	・「あい・あい保育園豊四季園」開設
	・「T Xかしわこころ保育園」開設
	・「つじなか柏の葉保育園」開設（認可事業所内保育園から私立保育園へ移行）
	・「日生かしわ保育園ひびき」を「ミアヘルサ保育園ひびきかしわ」に施設名称変更
	・「豊四季幼稚園」開設（私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行）
	・「豊四季台老人いこいの家」廃止
令和 4年 4月	・「柏市立青和園」民営化
	・「あい・あい保育園新柏園」を「A I A I N U R S E R Y 新柏」に施設名称変更
	・「あい・あい保育園第二新柏園」を「A I A I N U R S E R Y 第二新柏」に施設名称変更
	・「あい・あい保育園第二豊四季園」を「A I A I N U R S E R Y 豊四季」に施設名称変更
	・「ココファン・ナーサリー柏の葉」を「G a k k e nほいくえん柏の葉」に施設名称変更
	・「ココファン・ナーサリー柏の葉分園ニーノ」を「G a k k e nほいくえん柏の葉分園ニーノ」に施設名称変更
	・「柏の葉はぐくみこども園」（認定こども園）開設
	・「オハナゆめ保育園柏の葉」開設
	・「かしわおおむろこころ保育園」開設
	・「A I A I N U R S E R Y 高柳」開設
	・「チコル保育園」（小規模保育施設）開設
	・「柏の葉みらい保育園」（小規模保育施設）開設
	・「童夢ガーデン柏保育園」（小規模保育施設）開設
	・「大津ヶ丘幼稚園」開設（私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行）
6月	・「保育室みどりの木」（小規模保育施設）開設
令和 5年 3月	・田中わんぱくの森保育園が認定こども園たなか幼稚園と統合し、「田中わんぱくの森保育園」を廃止

年 月	経 緯
令和 5年 4月	・「あい保育園柏たなか駅前」を「アイグラン保育園柏たなか駅前」に施設名称変更 ・「柏みどりこども園」増改築 ・「認定こども園たなか幼稚園」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「A I A I NURSERY 柏たなか」開設 ・「L I F E S C H O O L 柏の葉菜」開設 ・「かしわなどがやこころ保育園」開設 ・「アルタベビー柏園」（小規模保育施設）開設 ・「柏サンフラワー保育園」（小規模保育施設）開設 ・「晴山の森」（小規模保育施設）開設 ・「沼南幼稚園」開設（私立幼稚園から施設型給付を受ける新制度へ移行） ・柏市立柏病院再整備基本計画を策定
令和 6年 2月	・「はぐはぐひろば若柴」を「はぐはぐひろば柏たなか」に名称変更し、柏市地域子育て支援施設内へ移転
3月	・「柏駅前送迎保育ステーション」を「子ども・子育て支援複合施設TeToTe」3階に開設 ・第9期柏市高齢者いきいきプラン21策定（柏市老人福祉計画及び柏市介護保険事業計画）
4月	・「はぐはぐポケット中央」（乳幼児一時預かり）を「子ども・子育て支援複合施設TeToTe」1階へ移転 ・「遊びの広場」を「子ども・子育て支援複合施設TeToTe」1階へ開設 ・「チコル保育園」を「オハナゆめキッズハウス柏の葉チコル」に施設名称変更 ・「柏みどり保育園」増改築 ・「認定こども園くるみこども園」（認定こども園）増改築 ・「あんのん保育園」開設 ・「酒井根ひがし保育園」開設 ・「認定こども園まつばようちえん」開設（私立幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行） ・「認定こども園晴山幼稚園」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「認定こども園豊四季幼稚園」開設（私立幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行） ・「ういず南柏第二保育園」（小規模保育施設）開設

4 年次別人口動態

項目		出 生		死 亡		乳児死亡 (再 掲)		新生児死亡 (再 掲)		死	
区 分	年	実 数 千対率	人口 千対率	実 数 千対率	人 口 千対率	実 数 千対率	出 生 千対率	実 数 千対率	出 生 千対率	総 数	
										実 数 千対率	出 産 千対率
柏 市	令和 2年	3,093	7.4	3,767	9.0	8	2.6	6	1.9	75	23.7
	令和 3年	3,006	7.1	4,043	9.6	5	1.7	2	0.7	48	15.7
	令和 4年	2,817	6.7	4,478	10.6	6	2.1	1	0.4	71	24.6
千 葉 県	令和 2年	40,168	6.6	62,118	10.1	84	2.1	40	1.0	833	20.3
	令和 3年	38,426	6.3	65,244	10.7	79	2.1	29	0.8	744	19.0
	令和 4年	36,966	6.1	72,258	11.8	69	1.9	29	0.8	753	20.0
全 国	令和 2年	840,835	6.8	1,372,755	11.1	1,512	1.8	704	1.8	17,278	20.1
	令和 3年	811,622	6.6	1,439,856	11.7	1,399	1.7	658	0.8	16,277	19.7
	令和 4年	770,759	6.3	1,569,050	12.9	1,356	1.8	609	0.8	15,179	19.3

(資料) 各年の集計客体は日本における日本人。(前年以前発生ものを除く)

人口千対率の分母に用いた人口は各年の3月31日住民基本台帳人口である。

産				周産期死亡（再 掲）				婚 姻		離 婚	
自 然 死 産		人 工 死 産		総 数		妊 娠 満22週 以 降	早 期 新 生 児 死 亡	人 口 件 数 千対率	人 口 件 数 千対率	人 口 件 数 千対率	人 口 件 数 千対率
実 数	出 産 千対率	実 数	出 産 千対率	実 数	出 産 千対率						
32	10.1	43	13.6	23	7.4	17	6	1,757	4.2	645	1.54
23	7.5	25	8.2	7	2.3	6	1	1,647	3.9	634	1.50
34	11.8	37	12.8	11	3.9	10	1	1,669	3.9	654	1.55
409	10.0	424	10.3	160	4.0	128	32	24,996	4.1	9,187	1.50
405	10.3	339	8.7	128	3.3	104	24	24,234	4.0	9,011	1.47
406	10.8	347	9.2	120	3.2	102	18	24,824	4.1	8,605	1.41
8,188	9.5	9,090	10.6	2,664	3.2	2,112	552	525,507	4.3	193,253	1.57
8,082	9.8	8,195	9.9	2,741	3.4	2,235	506	501,138	4.1	184,384	1.50
7,391	9.4	7,788	9.9	2,527	3.3	2,061	466	504,930	4.1	179,099	1.47

出所：厚生労働省大臣官房統計情報部 令和4年(2022)人口動態統計(確定数)の概況

千葉県健康福祉部健康福祉指導課企画情報班 令和4年人口動態統計の概況(確定数)

健 康 福 祉 の 概 要

令和6年10月 発行

編集兼発行者

柏 市 健 康 医 療 部

柏 市 福 祉 部

柏 市 こ ど も 部

柏市柏五丁目10番1号

電 話 04 (7167) 1111